

# 自然公園等工事共通仕様書

## (自然公園編)

令和3年11月改定

環境省自然環境局自然環境整備課



第1編 共通編.....	1-1
第1章 総則.....	1-1
第1節 総則.....	1-1
1-1-1-1 はじめに.....	1-1
1-1-1-2 自然公園等の施設整備.....	1-1
1-1-1-3 施設整備の目的.....	1-1
1-1-1-4 適用.....	1-1
1-1-1-5 用語の定義.....	1-2
1-1-1-6 設計図書の照査等.....	1-5
1-1-1-7 請負代金内訳書.....	1-5
1-1-1-8 工程表.....	1-5
1-1-1-9 施工計画書.....	1-5
1-1-1-10 コリンズ(CORINS)への登録.....	1-6
1-1-1-11 監督職員等.....	1-6
1-1-1-12 工事用地等の使用.....	1-6
1-1-1-13 工事着手.....	1-7
1-1-1-14 工事の下請負.....	1-7
1-1-1-15 施工体制台帳.....	1-7
1-1-1-16 受注者相互の協力.....	1-8
1-1-1-17 調査・試験に対する協力.....	1-8
1-1-1-18 工事の一時中止.....	1-9
1-1-1-19 設計図書の変更.....	1-9
1-1-1-20 工期変更.....	1-9
1-1-1-21 支給材料及び貸与品.....	1-10
1-1-1-22 工事現場発生品.....	1-10
1-1-1-23 建設副産物.....	1-10
1-1-1-24 監督職員による確認及び立会等.....	1-11
1-1-1-25 数量の算出.....	1-12
1-1-1-26 品質証明.....	1-12
1-1-1-27 工事完成図書の納品.....	1-12
1-1-1-28 工事完成検査.....	1-12
1-1-1-29 既済部分検査等.....	1-13
1-1-1-30 部分使用.....	1-13
1-1-1-31 中間技術検査.....	1-14
1-1-1-32 施工管理.....	1-14
1-1-1-33 履行報告.....	1-15
1-1-1-34 工事関係者に対する措置請求.....	1-15
1-1-1-35 工事中の安全確保.....	1-15
1-1-1-36 爆発及び火災の防止.....	1-17
1-1-1-37 後片付け.....	1-17
1-1-1-38 事故報告書.....	1-17
1-1-1-39 環境対策.....	1-17
1-1-1-40 文化財の保護.....	1-20
1-1-1-41 交通安全管理.....	1-20
1-1-1-42 施設管理.....	1-22
1-1-1-43 諸法令の遵守.....	1-22
1-1-1-44 官公庁等への手続等.....	1-24
1-1-1-45 施工時期及び施工時間の変更.....	1-24
1-1-1-46 工事測量.....	1-24
1-1-1-47 提出書類.....	1-25
1-1-1-48 不可抗力による損害.....	1-25

1-1-1-49 特許権等.....	1-26
1-1-1-50 保険の付保及び事故の補償.....	1-26
1-1-1-51 臨機の措置.....	1-26
1-1-1-52 創意工夫.....	1-26
<b>第2章 土工</b> .....	1-28
<b>第1節 適用</b> .....	1-28
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> .....	1-28
<b>第3節 一般土工</b> .....	1-28
1-2-3-1 一般事項.....	1-28
1-2-3-2 掘削工.....	1-30
1-2-3-3 盛土工.....	1-31
1-2-3-4 盛土補強工.....	1-32
1-2-3-5 法面整形工.....	1-33
1-2-3-6 堤防天端工.....	1-34
1-2-3-7 残土処理工.....	1-34
<b>第4節 道路土工</b> .....	1-34
1-2-4-1 一般事項.....	1-34
1-2-4-2 掘削工.....	1-36
1-2-4-3 路体盛土工.....	1-36
1-2-4-4 路床盛土工.....	1-37
1-2-4-5 法面整形工.....	1-39
1-2-4-6 残土処理工.....	1-39
<b>第3章 無筋・鉄筋コンクリート</b> .....	1-40
<b>第1節 適用</b> .....	1-40
<b>第2節 適用すべき諸基準</b> .....	1-40
<b>第3節 レディーミクストコンクリート</b> .....	1-41
1-3-3-1 一般事項.....	1-41
1-3-3-2 工場の選定.....	1-41
1-3-3-3 配合.....	1-42
<b>第4節 コンクリートミキサー船</b> .....	1-42
1-3-4-1 一般事項.....	1-42
1-3-4-2 コンクリートミキサー船の選定.....	1-42
<b>第5節 現場練りコンクリート</b> .....	1-42
1-3-5-1 一般事項.....	1-42
1-3-5-2 材料の貯蔵.....	1-42
1-3-5-3 配合.....	1-43
1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ.....	1-43
<b>第6節 運搬・打設</b> .....	1-44
1-3-6-1 一般事項.....	1-44
1-3-6-2 準備.....	1-44
1-3-6-3 運搬.....	1-45
1-3-6-4 打設.....	1-45
1-3-6-5 締固め.....	1-46
1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置.....	1-47
1-3-6-7 打継目.....	1-47
1-3-6-8 表面仕上げ.....	1-48
1-3-6-9 養生.....	1-48
<b>第7節 鉄筋工</b> .....	1-48
1-3-7-1 一般事項.....	1-48
1-3-7-2 貯蔵.....	1-49
1-3-7-3 加工.....	1-49

1-3-7-4 組立て .....	1-50
1-3-7-5 継手.....	1-50
1-3-7-6 ガス圧接.....	1-51
<b>第 8 節 型枠・支保 .....</b>	<b>1-51</b>
1-3-8-1 一般事項.....	1-51
1-3-8-2 構造.....	1-52
1-3-8-3 組立て .....	1-52
1-3-8-4 取外し.....	1-52
<b>第 9 節 暑中コンクリート.....</b>	<b>1-52</b>
1-3-9-1 一般事項.....	1-52
1-3-9-2 施工.....	1-53
1-3-9-3 養生.....	1-53
<b>第 10 節 寒中コンクリート .....</b>	<b>1-53</b>
1-3-10-1 一般事項.....	1-53
1-3-10-2 施工.....	1-53
1-3-10-3 養生.....	1-54
<b>第 11 節 マスコンクリート.....</b>	<b>1-55</b>
1-3-11-1 一般事項.....	1-55
1-3-11-2 施工.....	1-55
<b>第 12 節 水中コンクリート .....</b>	<b>1-55</b>
1-3-12-1 一般事項.....	1-55
1-3-12-2 施工.....	1-55
1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート .....	1-56
<b>第 13 節 水中不分離性コンクリート.....</b>	<b>1-57</b>
1-3-13-1 一般事項.....	1-57
1-3-13-2 材料の貯蔵.....	1-57
1-3-13-3 コンクリートの製造 .....	1-57
1-3-13-4 運搬打設.....	1-58
<b>第 14 節 プレパックドコンクリート.....</b>	<b>1-58</b>
1-3-14-1 一般事項.....	1-58
1-3-14-2 施工機器.....	1-58
1-3-14-3 施工.....	1-59
<b>第 15 節 袋詰コンクリート .....</b>	<b>1-60</b>
1-3-15-1 一般事項.....	1-60
1-3-15-2 施工.....	1-60

第2編 材料編.....	2-1
第1章 一般事項.....	2-1
第1節 適用.....	2-1
第2節 工事材料の品質.....	2-1
第2章 土木工事材料.....	2-3
第1節 土.....	2-3
2-2-1-1 一般事項.....	2-3
第2節 石.....	2-3
2-2-2-1 石材.....	2-3
2-2-2-2 割ぐり石.....	2-3
2-2-2-3 雑割石.....	2-3
2-2-2-4 雑石(粗石).....	2-3
2-2-2-5 玉石.....	2-3
2-2-2-6 ぐり石.....	2-3
2-2-2-7 野面石.....	2-3
2-2-2-8 その他の砂利、碎石、砂.....	2-3
第3節 骨材.....	2-3
2-2-3-1 一般事項.....	2-3
2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材.....	2-4
2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材.....	2-6
2-2-3-4 アスファルト用再生骨材.....	2-11
2-2-3-5 フィラー.....	2-12
2-2-3-6 安定材.....	2-12
第4節 木材.....	2-15
2-2-4-1 一般事項.....	2-15
第5節 鋼材.....	2-15
2-2-5-1 一般事項.....	2-15
2-2-5-2 構造用圧延鋼材.....	2-15
2-2-5-3 軽量形鋼.....	2-15
2-2-5-4 鋼管.....	2-15
2-2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品.....	2-15
2-2-5-6 ボルト用鋼材.....	2-15
2-2-5-7 溶接材料.....	2-16
2-2-5-8 鉄線.....	2-16
2-2-5-9 ワイヤロープ.....	2-16
2-2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材.....	2-16
2-2-5-11 鉄網.....	2-16
2-2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板.....	2-16
2-2-5-13 鋼製支保工.....	2-16
2-2-5-14 鉄線じゃかご.....	2-17
2-2-5-15 コルゲートパイプ.....	2-17
2-2-5-16 ガードレール(路側用、分離帯用).....	2-17
2-2-5-17 ガードケーブル(路側用、分離帯用).....	2-17
2-2-5-18 ガードパイプ(歩道用、路側用).....	2-17
2-2-5-19 ボックスビーム(分離帯用).....	2-18
第6節 セメント及び混和材料.....	2-18
2-2-6-1 一般事項.....	2-18
2-2-6-2 セメント.....	2-19
2-2-6-3 混和材料.....	2-20
2-2-6-4 コンクリート用水.....	2-21
第7節 セメントコンクリート製品.....	2-21

2-2-7-1 一般事項.....	2-21
2-2-7-2 セメントコンクリート製品 .....	2-21
<b>第 8 節 瀝青材料</b> .....	<b>2-21</b>
2-2-8-1 一般瀝青材料 .....	2-21
2-2-8-2 その他の瀝青材料 .....	2-24
2-2-8-3 再生用添加剤 .....	2-24
<b>第 9 節 芝及び粗朶</b> .....	<b>2-25</b>
2-2-9-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝).....	2-25
2-2-9-2 粗朶.....	2-25
<b>第 10 節 目地材料</b> .....	<b>2-25</b>
2-2-10-1 注入目地材 .....	2-25
2-2-10-2 目地板 .....	2-25
<b>第 11 節 塗料</b> .....	<b>2-25</b>
2-2-11-1 一般事項.....	2-25
<b>第 12 節 道路標識及び区画線</b> .....	<b>2-26</b>
2-2-12-1 道路標識.....	2-26
2-2-12-2 区画線 .....	2-27
<b>第 13 節 その他</b> .....	<b>2-27</b>
2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤.....	2-27
2-2-13-2 合成樹脂製品 .....	2-27

第3編 自然公園等工事共通編 .....	3-1
第1章 一般施工 .....	3-1
第1節 適用 .....	3-1
第2節 適用すべき諸基準 .....	3-1
第3節 共通の工種 .....	3-2
3-1-3-1 一般事項 .....	3-2
3-1-3-2 材料 .....	3-2
3-1-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し) .....	3-4
3-1-3-4 矢板工 .....	3-5
3-1-3-5 縁石工 .....	3-6
3-1-3-6 小型標識工 .....	3-6
3-1-3-7 防止柵工 .....	3-8
3-1-3-8 路側防護柵工 .....	3-8
3-1-3-9 区画線工 .....	3-8
3-1-3-10 道路付属物工 .....	3-9
3-1-3-11 コンクリート面塗装工 .....	3-9
3-1-3-12 プレテンション桁製作工(購入工) .....	3-10
3-1-3-13 ポストテンション桁製作工 .....	3-10
3-1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工 .....	3-13
3-1-3-15 PC ホロースラブ製作工 .....	3-14
3-1-3-16 PC 箱桁製作工 .....	3-14
3-1-3-17 根固めブロック工 .....	3-14
3-1-3-18 沈床工 .....	3-15
3-1-3-19 捨石工 .....	3-16
3-1-3-20 笠コンクリート工 .....	3-16
3-1-3-21 ハンドホール工 .....	3-16
3-1-3-22 階段工 .....	3-16
3-1-3-23 現場継手工 .....	3-17
3-1-3-24 伸縮装置工 .....	3-20
3-1-3-25 銘板工 .....	3-20
3-1-3-26 多自然型護岸工 .....	3-21
3-1-3-27 羽口工 .....	3-22
3-1-3-28 プレキャストカルバート工 .....	3-22
3-1-3-29 側溝工 .....	3-23
3-1-3-30 集水柵工 .....	3-24
3-1-3-31 現場塗装工 .....	3-24
3-1-3-32 かごマット工 .....	3-27
3-1-3-33 袋詰玉石工 .....	3-31
第4節 基礎工 .....	3-33
3-1-4-1 一般事項 .....	3-33
3-1-4-2 土台基礎工 .....	3-33
3-1-4-3 基礎工(護岸) .....	3-34
3-1-4-4 既製杭工 .....	3-34
3-1-4-5 場所打杭工 .....	3-37
3-1-4-6 深礎工 .....	3-39
3-1-4-7 オープンケーソン基礎工 .....	3-40
3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工 .....	3-41
3-1-4-9 鋼管矢板基礎工 .....	3-42
第5節 石・ブロック積(張)工 .....	3-45
3-1-5-1 一般事項 .....	3-45
3-1-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し) .....	3-45



3-1-5-3	コンクリートブロック工	3-46
3-1-5-4	緑化ブロック工	3-47
3-1-5-5	石積(張)工	3-47
<b>第6節</b>	<b>一般舗装工</b>	3-47
3-1-6-1	一般事項	3-47
3-1-6-2	材料	3-48
3-1-6-3	アスファルト舗装の材料	3-48
3-1-6-4	コンクリート舗装の材料	3-55
3-1-6-5	舗装準備工	3-56
3-1-6-6	橋面防水工	3-56
3-1-6-7	アスファルト舗装工	3-56
3-1-6-8	半たわみ性舗装工	3-61
3-1-6-9	排水性舗装工	3-61
3-1-6-10	透水性舗装工	3-64
3-1-6-11	グースアスファルト舗装工	3-65
3-1-6-12	コンクリート舗装工	3-69
3-1-6-13	薄層カラー舗装工	3-77
3-1-6-14	ブロック舗装工	3-77
3-1-6-15	路面切削工	3-77
3-1-6-16	舗装打換え工	3-78
3-1-6-17	オーバーレイ工	3-78
3-1-6-18	アスファルト舗装補修工	3-78
3-1-6-19	コンクリート舗装補修工	3-79
<b>第7節</b>	<b>地盤改良工</b>	3-80
3-1-7-1	一般事項	3-80
3-1-7-2	路床安定処理工	3-80
3-1-7-3	置換工	3-81
3-1-7-4	表層安定処理工	3-81
3-1-7-5	パイルネット工	3-81
3-1-7-6	サンドマット工	3-82
3-1-7-7	バーチカルドレーン工	3-82
3-1-7-8	締固め改良工	3-83
3-1-7-9	固結工	3-83
<b>第8節</b>	<b>工場製品輸送工</b>	3-84
3-1-8-1	一般事項	3-84
3-1-8-2	輸送工	3-84
<b>第9節</b>	<b>施設仕上げ工</b>	3-84
3-1-9-1	一般事項	3-84
3-1-9-2	材料	3-84
3-1-9-3	塗装仕上げ工	3-85
3-1-9-4	加工仕上げ工	3-87
3-1-9-5	左官仕上げ工	3-88
3-1-9-6	タイル仕上げ工	3-88
3-1-9-7	石仕上げ工	3-88
<b>第10節</b>	<b>構造物撤去工</b>	3-89
3-1-10-1	一般事項	3-89
3-1-10-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	3-89
3-1-10-3	構造物取壊し工	3-89
3-1-10-4	防護柵撤去工	3-90
3-1-10-5	標識撤去工	3-90
3-1-10-6	道路付属物撤去工	3-90

3-1-10-7 プレキャスト擁壁撤去工.....	3-91
3-1-10-8 排水構造物撤去工.....	3-91
3-1-10-9 かが撤去工.....	3-91
3-1-10-10 落石雪害防止撤去工.....	3-91
3-1-10-11 ブロック舗装撤去工.....	3-92
3-1-10-12 縁石撤去工.....	3-92
3-1-10-13 冬季安全施設撤去工.....	3-92
3-1-10-14 骨材再生工.....	3-92
3-1-10-15 運搬処理工.....	3-93
<b>第 11 節 公園施設等撤去・移設工.....</b>	<b>3-93</b>
3-1-11-1 一般事項.....	3-93
3-1-11-2 公園施設撤去工.....	3-93
3-1-11-3 移設工.....	3-93
3-1-11-4 伐採工.....	3-94
3-1-11-5 発生材再処理工.....	3-94
<b>第 12 節 仮設工.....</b>	<b>3-94</b>
3-1-12-1 一般事項.....	3-94
3-1-12-2 工事用道路工.....	3-95
3-1-12-3 仮橋・仮栈橋工.....	3-95
3-1-12-4 路面覆工.....	3-96
3-1-12-5 土留・仮締切工.....	3-96
3-1-12-6 砂防仮締切工.....	3-97
3-1-12-7 水替工.....	3-98
3-1-12-8 地下水位低下工.....	3-98
3-1-12-9 地中連続壁工(壁式).....	3-98
3-1-12-10 地中連続壁工(柱列式).....	3-99
3-1-12-11 仮水路工.....	3-99
3-1-12-12 残土受入れ施設工.....	3-100
3-1-12-13 作業ヤード整備工.....	3-100
3-1-12-14 電力設備工.....	3-100
3-1-12-15 コンクリート製造設備工.....	3-100
3-1-12-16 トンネル仮設備工.....	3-100
3-1-12-17 防じん対策工.....	3-102
3-1-12-18 汚濁防止工.....	3-102
3-1-12-19 防護施設工.....	3-102
3-1-12-20 除雪工.....	3-102
3-1-12-21 雪寒施設工.....	3-102
3-1-12-22 法面吹付工.....	3-102
3-1-12-23 足場工.....	3-102
<b>第 13 節 運搬工.....</b>	<b>3-103</b>
3-1-13-1 一般事項.....	3-103
3-1-13-2 ヘリコプター運搬工.....	3-103
3-1-13-3 ケーブルクレーン運搬工.....	3-103
3-1-13-4 モノレール運搬工.....	3-104
3-1-13-5 ベルトコンベア運搬工.....	3-105
3-1-13-6 車両運搬工.....	3-105
3-1-13-7 人力運搬工.....	3-105
<b>第 14 節 軽量盛土工.....</b>	<b>3-105</b>
3-1-14-1 一般事項.....	3-105
3-1-14-2 軽量盛土工.....	3-105
<b>第 15 節 工場製作工(共通).....</b>	<b>3-106</b>

3-1-15-1 一般事項.....	3-106
3-1-15-2 材料.....	3-106
3-1-15-3 桁製作工.....	3-109
3-1-15-4 検査路製作工.....	3-117
3-1-15-5 鋼製伸縮継手製作工.....	3-117
3-1-15-6 落橋防止装置製作工.....	3-118
3-1-15-7 橋梁用防護柵製作工.....	3-118
3-1-15-8 アンカーフレーム製作工.....	3-118
3-1-15-9 プレビーム用桁製作工.....	3-119
3-1-15-10 鋼製排水管製作工.....	3-119
3-1-15-11 工場塗装工.....	3-119
<b>第 16 節 橋梁架設工</b> .....	<b>3-121</b>
3-1-16-1 一般事項.....	3-121
3-1-16-2 地組工.....	3-121
3-1-16-3 架設工(クレーン架設).....	3-122
3-1-16-4 架設工(ケーブルクレーン架設).....	3-122
3-1-16-5 架設工(ケーブルエレクション架設).....	3-122
3-1-16-6 架設工(架設桁架設).....	3-123
3-1-16-7 架設工(送出し架設).....	3-123
3-1-16-8 架設工(トラベラークレーン架設).....	3-123
<b>第 17 節 法面工(共通)</b> .....	<b>3-123</b>
3-1-17-1 一般事項.....	3-123
3-1-17-2 植生工.....	3-123
3-1-17-3 吹付工.....	3-126
3-1-17-4 法枠工.....	3-127
3-1-17-5 法面施肥工.....	3-128
3-1-17-6 アンカー工.....	3-128
3-1-17-7 かご工.....	3-129
<b>第 18 節 擁壁工(共通)</b> .....	<b>3-129</b>
3-1-18-1 一般事項.....	3-129
3-1-18-2 プレキャスト擁壁工.....	3-129
3-1-18-3 補強土壁工.....	3-129
3-1-18-4 井桁ブロック工.....	3-131
<b>第 19 節 浚渫工(共通)</b> .....	<b>3-131</b>
3-1-19-1 一般事項.....	3-131
3-1-19-2 配土工.....	3-131
3-1-19-3 浚渫船運転工.....	3-131
<b>第 20 節 植栽維持工</b> .....	<b>3-132</b>
3-1-20-1 一般事項.....	3-132
3-1-20-2 材料.....	3-132
3-1-20-3 樹木・芝生管理工.....	3-133
<b>第 21 節 床版工</b> .....	<b>3-135</b>
3-1-21-1 一般事項.....	3-135
3-1-21-2 床版工.....	3-135

第4編 自然公園編.....	4-1
第1章 基盤整備.....	4-1
第1節 適用.....	4-1
第2節 適用すべき諸基準.....	4-1
第3節 敷地造成工.....	4-1
4-1-3-1 一般事項.....	4-1
4-1-3-2 表土保全工.....	4-2
4-1-3-3 整地工.....	4-2
4-1-3-4 掘削工.....	4-2
4-1-3-5 盛土工.....	4-2
4-1-3-6 路体盛土工.....	4-2
4-1-3-7 路床盛土工.....	4-2
4-1-3-8 法面整形工.....	4-2
4-1-3-9 路床安定処理工.....	4-2
4-1-3-10 置換工.....	4-2
4-1-3-11 サンドマット工.....	4-2
4-1-3-12 バーチカルドレーン工.....	4-2
4-1-3-13 残土処理工.....	4-3
第4節 公園土工.....	4-3
4-1-4-1 一般事項.....	4-3
4-1-4-2 小規模造成工.....	4-3
4-1-4-3 残土処理工.....	4-3
第5節 植栽基盤工.....	4-3
4-1-5-1 一般事項.....	4-3
4-1-5-2 材料.....	4-3
4-1-5-3 透水層工.....	4-4
4-1-5-4 土層改良工.....	4-4
4-1-5-5 土性改良工.....	4-4
4-1-5-6 表土盛土工.....	4-5
4-1-5-7 人工地盤工.....	4-5
4-1-5-8 造形工.....	4-5
第6節 法面工.....	4-6
4-1-6-1 一般事項.....	4-6
4-1-6-2 材料.....	4-6
4-1-6-3 法面ネット工.....	4-6
4-1-6-4 植生工.....	4-6
4-1-6-5 法面吹付工.....	4-6
4-1-6-6 法枠工.....	4-7
4-1-6-7 編柵工.....	4-7
4-1-6-8 筋工.....	4-8
4-1-6-9 かご工.....	4-8
第7節 軽量盛土工.....	4-8
4-1-7-1 一般事項.....	4-8
4-1-7-2 軽量盛土工.....	4-8
第8節 擁壁工.....	4-8
4-1-8-1 一般事項.....	4-8
4-1-8-2 材料.....	4-8
4-1-8-3 作業土工.....	4-8
4-1-8-4 場所打擁壁工.....	4-8
4-1-8-5 プレキャスト擁壁工.....	4-8
4-1-8-6 補強土壁工.....	4-8

4-1-8-7	コンクリートブロック工	4-9
4-1-8-8	石積工	4-9
4-1-8-9	土留工	4-13
4-1-8-10	落石防護工	4-13
<b>第9節</b>	<b>公園カルバート工</b>	4-13
4-1-9-1	一般事項	4-13
4-1-9-2	材料	4-14
4-1-9-3	作業土工	4-14
4-1-9-4	場所打函渠工	4-14
4-1-9-5	プレキャストカルバート工	4-14
<b>第2章</b>	<b>植栽</b>	4-15
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	4-15
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	4-15
<b>第3節</b>	<b>植栽工</b>	4-15
4-2-3-1	一般事項	4-15
4-2-3-2	材料	4-16
4-2-3-3	高木植栽工	4-20
4-2-3-4	中低木植栽工	4-21
4-2-3-5	特殊樹木植栽工	4-21
4-2-3-6	地被類植栽工	4-21
4-2-3-7	草花種子散布工	4-21
4-2-3-8	播種工	4-21
4-2-3-9	樹木養生工	4-22
4-2-3-10	樹名板工	4-22
4-2-3-11	根囲い保護工	4-22
4-2-3-12	芝生保護工	4-22
4-2-3-13	壁面緑化施設工	4-22
<b>第4節</b>	<b>移植工</b>	4-22
4-2-4-1	一般事項	4-22
4-2-4-2	材料	4-24
4-2-4-3	根回し工	4-24
4-2-4-4	高木移植工	4-24
4-2-4-5	根株移植工	4-24
4-2-4-6	中低木移植工	4-25
4-2-4-7	地被類移植工	4-25
4-2-4-8	樹木養生工	4-25
4-2-4-9	樹名板工	4-25
4-2-4-10	根囲い保護工	4-25
<b>第5節</b>	<b>樹木整姿工</b>	4-25
4-2-5-1	一般事項	4-25
4-2-5-2	材料	4-25
4-2-5-3	高中木整姿工	4-25
4-2-5-4	低木整姿工	4-26
4-2-5-5	樹勢回復工	4-26
<b>第3章</b>	<b>施設整備</b>	4-27
<b>第1節</b>	<b>適用</b>	4-27
<b>第2節</b>	<b>適用すべき諸基準</b>	4-27
<b>第3節</b>	<b>給水設備工</b>	4-28
4-3-3-1	一般事項	4-28
4-3-3-2	材料	4-28
4-3-3-3	水栓類取付工	4-29

4-3-3-4 貯水施設工.....	4-29
4-3-3-5 循環設備工.....	4-30
4-3-3-6 散水施設工.....	4-31
4-3-3-7 消火栓工.....	4-31
4-3-3-8 給水設備修繕工.....	4-31
4-3-3-9 作業土工.....	4-31
4-3-3-10 給水管路工.....	4-32
<b>第4節 雨水排水設備工</b> .....	<b>4-33</b>
4-3-4-1 一般事項.....	4-33
4-3-4-2 材料.....	4-33
4-3-4-3 調整池工.....	4-33
4-3-4-4 貯留施設工.....	4-33
4-3-4-5 作業土工.....	4-34
4-3-4-6 側溝工.....	4-34
4-3-4-7 管渠工.....	4-35
4-3-4-8 集水桝・マンホール工.....	4-35
4-3-4-9 地下排水工.....	4-36
4-3-4-10 公園水路工.....	4-36
<b>第5節 汚水排水設備工</b> .....	<b>4-36</b>
4-3-5-1 一般事項.....	4-36
4-3-5-2 材料.....	4-36
4-3-5-3 作業土工.....	4-37
4-3-5-4 管渠工.....	4-37
4-3-5-5 汚水桝・マンホール工.....	4-37
4-3-5-6 浄化槽工.....	4-37
<b>第6節 電気設備工</b> .....	<b>4-38</b>
4-3-6-1 一般事項.....	4-38
4-3-6-2 材料.....	4-38
4-3-6-3 照明設備工.....	4-38
4-3-6-4 放送設備工.....	4-38
4-3-6-5 監視カメラ設置工.....	4-38
4-3-6-6 電気設備修繕工.....	4-38
4-3-6-7 作業土工.....	4-39
4-3-6-8 電線管路工.....	4-39
<b>第7節 園路広場整備工</b> .....	<b>4-39</b>
4-3-7-1 一般事項.....	4-39
4-3-7-2 材料.....	4-40
4-3-7-3 舗装撤去工.....	4-40
4-3-7-4 舗装準備工.....	4-40
4-3-7-5 アスファルト舗装工.....	4-41
4-3-7-6 排水性舗装工.....	4-41
4-3-7-7 透水性舗装工.....	4-41
4-3-7-8 アスファルト系舗装工.....	4-41
4-3-7-9 コンクリート系舗装工.....	4-41
4-3-7-10 土系舗装工.....	4-42
4-3-7-11 レンガ・タイル系舗装工.....	4-42
4-3-7-12 木系舗装工.....	4-42
4-3-7-13 樹脂系舗装工.....	4-43
4-3-7-14 石材系舗装工.....	4-43
4-3-7-15 舗装回復旧工.....	4-43
4-3-7-16 園路縁石工.....	4-43

4-3-7-17 区画線工.....	4-44
4-3-7-18 階段工.....	4-44
4-3-7-19 鎖場工.....	4-44
4-3-7-20 公園橋工.....	4-44
4-3-7-21 デッキ工.....	4-44
4-3-7-22 展望台工.....	4-44
4-3-7-23 視覚障害者誘導用ブロック工.....	4-44
4-3-7-24 作業土工.....	4-45
4-3-7-25 植樹ブロック工.....	4-45
4-3-7-26 園路広場修繕工.....	4-45
<b>第 8 節 修景施設整備工</b> .....	4-45
4-3-8-1 一般事項.....	4-45
4-3-8-2 材料.....	4-45
4-3-8-3 石組工.....	4-45
<b>第 9 節 サービス施設整備工</b> .....	4-45
4-3-9-1 一般事項.....	4-45
4-3-9-2 材料.....	4-45
4-3-9-3 時計台工.....	4-46
4-3-9-4 水飲み場工.....	4-46
4-3-9-5 洗い場工.....	4-46
4-3-9-6 ベンチ・テーブル工.....	4-46
4-3-9-7 野外炉工.....	4-47
4-3-9-8 炊事場工.....	4-47
4-3-9-9 サイン施設工.....	4-47
4-3-9-10 コンセルリンク工.....	4-47
4-3-9-11 テントサイト工.....	4-47
4-3-9-12 サービス施設修繕工.....	4-48
<b>第 10 節 管理施設整備工</b> .....	4-48
4-3-10-1 一般事項.....	4-48
4-3-10-2 材料.....	4-48
4-3-10-3 ごみ施設工.....	4-48
4-3-10-4 井戸工.....	4-48
4-3-10-5 門扉工.....	4-48
4-3-10-6 柵工.....	4-48
4-3-10-7 車止め工.....	4-49
4-3-10-8 掲揚ポール工.....	4-49
4-3-10-9 反射鏡工.....	4-49
4-3-10-10 境界工.....	4-49
4-3-10-11 管理施設修繕工.....	4-49
<b>第 11 節 建築施設組立設置工</b> .....	4-50
4-3-11-1 一般事項.....	4-50
4-3-11-2 材料.....	4-50
4-3-11-3 四阿工.....	4-50
4-3-11-4 パーゴラ工.....	4-51
4-3-11-5 展望台工.....	4-51
4-3-11-6 建築施設修繕工.....	4-51
<b>第 4 章 自然育成</b> .....	4-52
<b>第 1 節 適用</b> .....	4-52
<b>第 2 節 適用すべき諸基準</b> .....	4-52
<b>第 3 節 自然育成施設工</b> .....	4-52
4-4-3-1 一般事項.....	4-52

4-4-3-2 材料.....	4-52
4-4-3-3 自然育成盛土工.....	4-52
4-4-3-4 自然水路工.....	4-52
4-4-3-5 ガレ山工.....	4-53
4-4-3-6 粗朶山工.....	4-53
4-4-3-7 カントリーヘッジ工.....	4-53
4-4-3-8 石積土堰堤工.....	4-53
4-4-3-9 しがらみ柵工.....	4-53
4-4-3-10 自然育成型護岸工.....	4-53
4-4-3-11 保護柵工.....	4-53
4-4-3-12 自然育成施設修繕工.....	4-54
4-4-3-13 作業土工.....	4-54
4-4-3-14 自然育成型護岸基礎工.....	4-54
4-4-3-15 沈床工.....	4-54
4-4-3-16 捨石工.....	4-54
4-4-3-17 かご工.....	4-54
4-4-3-18 元付工.....	4-54
4-4-3-19 牛・粹工.....	4-54
4-4-3-20 杭出し水制工.....	4-54
<b>第4節 自然育成植栽工.....</b>	<b>4-55</b>
4-4-4-1 一般事項.....	4-55
4-4-4-2 材料.....	4-55
4-4-4-3 湿地移設工.....	4-55
4-4-4-4 水生植物植栽工.....	4-55
4-4-4-5 林地育成工.....	4-55



第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-1 はじめに

自然公園等の施設整備は、優れた自然の風景地で行われるものであり、自然環境や景観に対するきめ細かい配慮をしなければならない。特に、施設整備がその土地の自然環境や景観に重大な影響を与えることのないよう、配慮する必要がある。

工事材料の準備に当たっては、再生資源の活用を図るとともに、工事の施工等による周辺環境の生態系の攪乱や、公園利用者等の利用の障害を避けるよう十分に配慮しなければならない。また、材料の運搬方法、作業ヤードの場所や面積、工事終了後の後片付け等関連する事柄についても、環境への影響を最小に抑えるよう配慮しなければならない。

1-1-1-2 自然公園等の施設整備

1. 公園計画等の確認

自然公園等の施設整備は、公園計画に基づいて実施される。したがって、利用計画に記載された整備方針だけでなく、保護計画で指定されている地種区分、管理運営計画に記載されている整備方針等の関連事項等も含めて、それらの趣旨を理解し、施工に当たらなければならない。

2. 自然を活かす整備

施設整備工事は、現存する自然の風景・景観や生態系等自然環境を活かし、それらに悪影響を与えないよう、注意深く実施しなければならない。

1-1-1-3 施設整備の目的

施設整備の目的は、次の3項目のうちひとつ又は複数の項目を満たすべきものである。これらの項目ではそれぞれ、次のような効果を念頭に置いて整備しなければならない。

1. 自然環境の保全・再生

自然公園等の過剰利用の緩和・解消、自然の中への無秩序な侵入の防止等により、自然の荒廃を防ぎ、国民の資産である貴重な自然環境を保護、復元、更には再生するもの。もって、生物多様性の保全や自然との共生等にも資する。

2. 自然とのふれあい

自然観察、自然探勝、あるいはより積極的な自然体験等自然との深いふれあい活動を通じて、自然に対する正しい理解を深め、もって自然公園等の保護と利用の普及を図り、環境教育に資するもの。

3. 事故防止

災害の防止や、事故の未然防止等を図るための施設を整備し、公園利用者等の安全を確保しようとするもの。また、老朽化した施設の再整備やユニバーサルデザインに配慮し、すべての人が利用しやすい施設となるよう配慮する。

1-1-1-4 適用

1. 適用工事

自然公園等工事共通仕様書（自然公園編）（以下「共通仕様書」という。）は、環境省が発注する自然公園等施設整備工事（ただし、公共建築工事標準仕様書および公共建築改修工事標準仕様書の適用を受ける工事を除く。以下「自然公園等工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

2. 共通仕様書の適用

受注者は、共通仕様書の適用に当たって、「契約書」、「請負工事監督検査の事務処理について」、「請負工事監督検査の技術基準について」、「自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たっては、予算決算及び会計令（令和元年改正 政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。

### 3. 優先事項

契約図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。契約図書は相互に補完し合うものとし、契約書及び設計図書のいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。

### 4. 設計図書間の不整合

特記仕様書、契約図面、工事数量総括表の間に相違がある場合、又は契約図面からの読み取りと契約図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。

### 5. SI 単位

設計図書は、SI単位を使用するものとする。SI単位については、SI単位と非SI単位が併記されている場合は( )内を非SI単位とする。

## 1-1-1-5 用語の定義

### 1. 監督職員

会計法等の定めにより工事契約の適正な履行を確保するために契約担当官等から監督を命ぜられた職員で、契約書第9条に定める監督職員をいう。また、本仕様で規定されている監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

### 2. 総括監督員

本仕様で規定されている総括監督員とは、監督総括業務を担当するとともに、主任監督員及び監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。

### 3. 主任監督員

本仕様で規定されている主任監督員とは、現場監督総括業務を担当するとともに、監督員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

### 4. 監督員

本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当する者をいう。

### 5. 契約監督員

会計法等の定めにより契約担当官等が特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により、国の職員以外の者に委託した監督員をいう。

### 6. 契約図書

契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。

### 7. 設計図書

設計図書とは、仕様書、契約図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。また、土木工事においては、工事数量総括表を含むものとする。

### 8. 仕様書

仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書と各工事に規定される特記仕様書を総称していう。

### 9. 共通仕様書

共通仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。

### 10. 特記仕様書

特記仕様書とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。

### 11. 契約図面

契約図面とは、契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう。

### 12. 現場説明書

現場説明書とは、工事の入札に参加するものに対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

### 13. 質問回答書

質問回答書とは、質問受付時に入札参加者が提出した契約条件等に関する質問に対して発注者が回答する書面をいう。

### 14. 図面

図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

**15. 工事数量総括表**

工事数量総括表とは、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類をいう。

**16. 指示**

指示とは、契約図書の定めに基づき、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。

**17. 承諾**

承諾とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。

**18. 協議**

協議とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者又は監督職員と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

**19. 提出**

提出とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

**20. 提示**

提示とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員又は検査職員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

**21. 報告**

報告とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況又は結果について書面により知らせることをいう。

**22. 通知**

通知とは、発注者又は監督職員と受注者又は現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面により互いに知らせることをいう。

**23. 連絡**

連絡とは、監督職員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第18条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、電子メールなどの署名又は押印が不要な手段により互いに知らせることをいう。

なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。

**24. 納品**

納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。

**25. 電子納品**

電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。

**26. 書面**

書面とは、手書き、印刷物等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載し、記名（署名又は押印を含む）したものを有効とする。

**27. 工事写真**

工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。

**28. 工事帳票**

工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。

**29. 工事書類**

工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。

**30. 契約関係書類**

契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、又は受注者へ提出される書類をいう。

**31. 工事管理台帳**

工事管理台帳とは、設計図書に従って工事目的物の完成状態を記録した台帳をいう。

工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

**32. 工事完成図書**

工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。

**33. 電子成果品**

電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。

**34. 工事関係書類**

工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。

**35. 確認**

確認とは、契約図書に示された事項について、監督職員、検査職員又は受注者が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

**36. 立会**

立会とは、契約図書に示された項目について、監督職員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

**37. 段階確認**

段階確認とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が関係書類確認を含む臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

**38. 工事検査**

工事検査とは、検査職員が契約書第32条、第38条、第39条に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

**39. 検査職員**

検査職員とは、契約書第32条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。

**40. 同等以上の品質**

同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質又は特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質又は、監督職員の承諾した品質をいう。

なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。

**41. 工期**

工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

**42. 工事開始日**

工事開始日とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。

**43. 工事着手**

工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置又は測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

**44. 準備期間**

準備期間とは、工事開始日から本体工事または仮設工事の着手までの期間をいう。

**45. 工事**

工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

**46. 本体工事**

本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。

**47. 仮設工事**

仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。

**48. 工事区域**

工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。

**49. 現場**

現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。

## 50. SI

SIとは、国際単位系をいう。

## 51. 現場発生品

現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。

## 52. JIS規格

JIS規格とは、日本産業規格をいう。

### 1-1-1-6 設計図書の照査等

#### 1. 図面原図の貸与

受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販・公開されているものについては、受注者が備えなければならない。

#### 2. 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。

なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

#### 3. 契約図書等の使用制限

受注者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書、及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

### 1-1-1-7 請負代金内訳書

#### 1. 請負代金内訳書

受注者は、契約書第3条に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を規定されたときは、内訳書を発注者に提出しなければならない。

また、発注者は、請負代金内訳書を電子データで作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

#### 2. 内訳書の内容説明

監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等を行わないものとする。

### 1-1-1-8 工程表

受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

### 1-1-1-9 施工計画書

#### 1. 一般事項

受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工に当たらなければならない。

この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。

また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

(1) 工事概要

(2) 計画工程表

(3) 現場組織表

(4) 指定機械

- |                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| (5) 主要船舶・機械                   | (6) 主要資材       |
| (7) 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む) |                |
| (8) 施工管理計画                    | (9) 安全管理       |
| (10) 緊急時の体制及び対応               | (11) 交通管理      |
| (12) 環境対策(自然の保護・保全を含む)        | (13) 現場作業環境の整備 |
| (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法  |                |
| (15) その他                      |                |

## 2. 変更施工計画書

受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

## 3. 詳細施工計画書

受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

### 1-1-1-10 コリنز(CORINS)への登録

受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリنز)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

### 1-1-1-11 監督職員等

#### 1. 監督職員の権限

当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

#### 2. 監督職員の権限の行使

監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

#### 3. 契約監督員の権限

当該工事における契約監督員の権限は、自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領に規定した事項である。

#### 4. 契約監督員の権限の行使

契約監督員の権限の行使については、本条2項の規定による。

### 1-1-1-12 工事用地等の使用

#### 1. 維持・管理

受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。

#### 2. 用地の確保

設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地(受注者の現場事務所、宿舎、駐車場)及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等を

いう。

### 3. 第三者からの調達用地

受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。

### 4. 用地の返還

受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。

### 5. 復旧費用の負担

発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。

### 6. 用地の使用制限

受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

#### 1-1-1-13 工事着手

受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。

#### 1-1-1-14 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が環境省の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

#### 1-1-1-15 施工体制台帳

##### 1. 一般事項

受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、「自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領」（自然環境整備課長通知、令和2年10月）により施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

なお、施工体制台帳等は、原則として、電子データで作成・提出するものとする。

##### 2. 施工体系図

第1項の受注者は、「自然公園等整備に係る工事監督・検査実施要領」（自然環境整備課長通知、令和2年10月）により施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともにその写しを監督職員に提出しなければならない。

##### 3. 名札等の着用

第1項の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐（建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。）、主任技術者（下請負者を含む）及び第1項の受注者の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。名札は図1-1-1を標準とする。

監理(主任)技術者	
写真 2cm×3cm 程度	氏名○○○○
	工事名○○○工事
	工期自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日
	会社△△建設株式会社
	印

[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

[注2]所属会社の社印とする。

図 1-1-1 名札の標準図

#### 4. 施工体制台帳等変更時の処置

第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。

##### 1-1-1-16 受注者相互の協力

受注者は、契約書第2条の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。

##### 1-1-1-17 調査・試験に対する協力

###### 1. 一般事項

受注者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に受注者に通知するものとする。

###### 2. 低入札価格調査

受注者は、当該工事が予決令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- (1)受注者は、監督職員の求めに応じて、施工体制台帳を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- (2)第1編1-1-1-9に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。

###### 3. NETIS

受注者は、新技術情報提供システム(NETIS)等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。

受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づき NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。

- (1)受注者は、NETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。
- (2)受注者は、NETIS 登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術(NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術)は活用効果調査表の提出を要しない。

###### 4. 独自の調査・試験を行う場合の処置

受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に



説明し、承諾を得なければならない。

また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

#### 1-1-1-18 工事の一時中止

##### 1. 一般事項

発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止をさせることができる。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-51臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 工事着手後、希少な野生生物の生息又は生育、あるいは貴重な地形、地質、鉱物、化石等の存在を発見若しくは環境に問題が発生し、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
- (2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不相当又は不可能となった場合
- (3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不相当と認めた場合
- (4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不相当又は不可能となった場合

##### 2. 発注者の中止権

発注者は、受注者が契約図書に違反し又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

##### 3. 基本計画書の作成

前1項及び2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出し、協議するものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。

#### 1-1-1-19 設計図書の変更

設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。

#### 1-1-1-20 工期変更

##### 1. 一般事項

契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第22条及び第44条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第24条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認する(本条において以下「事前協議」という。)ものとし、監督職員はその結果を受注者に通知するものとする。

##### 2. 設計図書の変更等

受注者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 3. 工事の一時中止

受注者は、契約書第20条に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 4. 工期の延長

受注者は、契約書第22条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督

職員と協議しなければならない。

#### 5. 工期の短縮

受注者は、契約書第23条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第24条第2項に定める協議開始の日までに工期変更に関して監督職員と協議しなければならない。

### 1-1-1-21 支給材料及び貸与品

#### 1. 一般事項

受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

#### 2. 貸与機械の使用

受注者は、貸与建設機械の使用に当たっては、別に定める特記仕様書によらなければならない。

#### 3. 受払状況の記録

受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかななければならない。

#### 4. 支給品精算書、支給材料精算書

受注者は、工事完成時(完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点。)に、支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

#### 5. 引渡場所

契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」は、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。

#### 6. 返還

受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。

なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。

#### 7. 修理等

受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

#### 8. 流用の禁止

受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。

#### 9. 所有権

支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。

### 1-1-1-22 工事現場発生品

#### 1. 一般事項

受注者は、設計図書に定められた現場発生品について、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

#### 2. 設計図書以外の現場発生品の処置

受注者は、第1項以外のものが発生した場合、監督職員に連絡し、監督職員が引き渡しを指示したものについては、監督職員の指示する場所で監督職員に引き渡すとともに、あわせて現場発生品調書を作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。

### 1-1-1-23 建設副産物

#### 1. 一般事項

受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあつては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事に当たっては、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 2. マニフェスト

受注者は、産業廃棄物が搬出される工事に当たっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) 又

は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。

### 3. 法令遵守

受注者は、建設副産物適正処理推進要綱(大臣官房会計課長通達、平成14年6月11日)、再生資源の利用の促進について(建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日)(航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日)、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン(国土交通事務次官通達、平成18年6月12日)を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

### 4. 再生資源利用計画

受注者は、土砂、碎石又は加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

### 5. 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

### 6. 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

## 1-1-1-24 監督職員による確認及び立会等

### 1. 確認・立会願の提出

受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ確認・立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。

### 2. 監督職員の立会

監督職員は、必要に応じ、工事現場若しくは製作工場において立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

### 3. 確認、立会の準備等

受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

### 4. 確認及び立会の時間

監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。

### 5. 遵守義務

受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項、第14条第1項又は同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。

### 6. 段階確認

段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

- (1) 受注者は、各施工の段階において、その施工が設計図書に適合しているかどうか、監督職員による確認を受けなければならない。
- (2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告(種別、細別、施工予定時期等)を監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
- (3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、監督職員の確認を受けた書面を、工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
- (4) 受注者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。

### 7. 段階確認の臨場

監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合

において、受注者は、監督職員に施工管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

#### 1-1-1-25 数量の算出

##### 1. 一般事項

受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。

##### 2. 出来形数量の提出

受注者は、出来形測量の結果を基に、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。この場合、出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、「自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）」等の基準及び規格値を満たしていれば、出来形数量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及び設計図書を基に算出された数量をいう。

#### 1-1-1-26 品質証明

##### 1. 材料の品質

工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとする。ただし、設計図書に指示がある場合及び監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

##### 2. 品質証明の提出

使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、J I S又はJ A Sのマーク表示のある材料を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。

##### 3. 工事全般の品質

品質証明は材料のみに限らず、契約図書及び「自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）」等の関係図書に基づき、工事全般にわたり、出来形、品質、写真管理等を的確に行うものとする。

#### 1-1-1-27 工事完成図書の納品

##### 1. 一般事項

受注者は、工事目的物の供用開始後の維持管理、後工事や復旧工事施工に必要な情報など、施設を供用する限り施設管理者が保有すべき資料をとりまとめた以下の書類を工事完成図書として納品しなければならない。ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。

①工事完成図

②工事管理台帳

##### 2. 工事完成図

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、附属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。

##### 3. 工事管理台帳

受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。

##### 4. 成果品

受注者は、原則として、電子成果品及び紙の成果品を作成し納品するにあたって、監督職員の指示または承諾があったときは「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」（国土交通省）を参考にすることができる。

#### 1-1-1-28 工事完成検査

##### 1. 工事完成通知書の提出

受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。

##### 2. 工事完成検査の要件

受注者は、工事完成通知書を監督職員に提出する際には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

- (1)設計図書(追加、変更指示も含む。)に示されるすべての工事が完成していること。
- (2)契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。
- (3)設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していること。
- (4)契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

### 3. 検査日の通知

発注者は、工事完成検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

### 4. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2)工事管理状況に関する書類、記録及び写真等

### 5. 修補の指示

検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができる。

### 6. 修補期間

修補の完了が確認された場合は、その指示の日から補修完了の確認の日までの期間は、契約書第32条第2項に規定する期間に含めないものとする。

### 7. 適用規定

受注者は、当該工事完成検査については、第1編1-1-1-24監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

## 1-1-1-29 既済部分検査等

### 1. 一般事項

受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。

### 2. 部分払いの請求

受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に工事の出来形に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 3. 検査内容

検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来形に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。

- (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえ
- (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等

### 4. 修補

受注者は、検査職員の指示による修補については、前条の第5項及び第6項の規定に従うものとする。

### 5. 適用規定

受注者は、当該既済部分検査については、第1編1-1-1-24監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。

### 6. 検査日の通知

発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。

### 7. 中間前払金の請求

受注者は、契約書第35条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に工事出来形報告書、工事進捗状況報告書、工事日誌等の監督職員が指定する資料を提出すること。

## 1-1-1-30 部分使用

1. 一般事項

発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。

2. 監督職員による検査

受注者は、発注者が契約書第34条の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、監督職員による品質及び出来形等の検査(確認を含む)を受けるものとする。

なお、中間技術検査による検査(確認)でも良い。

1-1-1-31 中間技術検査

1. 一般事項

中間技術検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。

2. 中間技術検査の段階

中間技術検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。

3. 中間技術検査の時期選定

中間技術検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間技術検査に先立って受注者に対して中間技術検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。

1-1-1-32 施工管理

1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。

2. 施工管理頻度、密度の変更

監督職員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができる。この場合、受注者は、監督職員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とするものとする。

- (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
- (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
- (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、監督職員が必要と判断した場合

3. 標示板の設置

受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行者等が見やすい場所に、工事名、工期、発注者名及び受注者名を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。

なお、設置する標示板の色や形状等は、周辺の景観に配慮したものとする。

4. 整理整頓

受注者は、工事期間中現場内及び周辺の整理整頓に努めなければならない。

5. 周辺への影響防止

受注者は、施工に際し施工現場周辺及び他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、影響が生じた場合には直ちに監督職員へ連絡し、その対応方法等に関して監督職員と速やかに協議しなければならない。また、損傷が受注者の過失によるものと認められる場合、受注者自らの負担で原形に復元しなければならない。

6. 労働環境等の改善

受注者は、工事の適正な実施に必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した工事の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者、技能労働者等育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間、その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。

7. 使用人等の管理

受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策(自然保護・保全対策を含む。以下同じ)、衛生管理及び公園利用者等に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理しなければならない。

8. 発見・拾得物の処置

受注者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに関係機関へ通報するとともに、監督職員へ連絡しその対応について指示を受けるものとする。

#### 9. 記録及び関係書類

受注者は、自然公園等工事の施工管理及び規格値を定めた自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）及び設計図書により施工管理及び写真管理を行って、その記録及び関係書類を作成、保管し、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員からの請求があった場合は提示しなければならない。

なお、自然公園等工事施工管理基準（自然公園編）等に定められていない工種又は項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。

#### 10. 品質記録台帳

受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録を、環境省の指定する様式に基づいて作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-1-33 履行報告

受注者は、契約書第11条の規定に基づき、工事履行報告書を監督職員に提出しなければならない。

#### 1-1-1-34 工事関係者に対する措置請求

##### 1. 現場代理人に対する措置

発注者は、現場代理人が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

##### 2. 技術者に対する措置

発注者又は監督職員は、主任技術者（監理技術者）、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼務する者を除く。）が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### 1-1-1-35 工事中の安全確保

##### 1. 安全指針等の遵守

受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和3年3月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（社）日本海上起重技術協会」、JISA8972（斜面・法面工事に用いる仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。

##### 2. 建設工事公衆災害防止対策要綱

受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（建設事務次官通達、令和元年9月2日）を遵守して災害の防止を図らなければならない。

##### 3. 支障行為等の防止

受注者は、工事施工中、監督職員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

##### 4. 周辺への支障防止

受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。

##### 5. 防災体制

受注者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるため防災体制を確立しておかなくてはならない。

##### 6. 第三者の立入り禁止措置

受注者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

## 7. 安全巡視

受注者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない。

## 8. イメージアップ

受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺の景観の保持に努めるものとする。

## 9. 定期安全研修・訓練等

受注者は、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施する事も出来る。

- (1)安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2)当該工事内容等の周知徹底
- (3)工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4)当該工事における災害対策訓練
- (5)当該工事現場で予想される事故対策
- (6)その他、安全・訓練等として必要な事項

## 10. 施工計画書

受注者は、工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載しなければならない。

受注者は、施工計画の立案に当たっては、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮の上、施工方法及び施工時期を決定しなければならない。特に梅雨、台風等の出水期の施工に当たっては、工法、工程について十分に配慮しなければならない。

## 11. 安全教育・訓練等の記録

受注者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するものとする。

## 12. 関係機関との連絡

受注者は、所轄警察署、所管海上保安部、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、港湾管理者、空港管理者、海岸管理者、漁港管理者、海上保安部、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

## 13. 工事関係者の連絡会議

受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織するものとする。

## 14. 安全衛生協議会の設置

監督職員が、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。

## 15. 安全優先

受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(令和元年6月改正法律第37号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかななければならない。

## 16. 災害発生時の応急処置

災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急処置を講じるとともに、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡しなければならない。

## 17. 地下埋設物等の調査

受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。

## 18. 不明の地下埋設物等の処置

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。



## 19. 地下埋設物件等損害時の措置

受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急措置をとり補修しなければならない。

## 20. 使用する建設機械

受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。

## 21. 架空線等事故防止対策

受注者は、架空線等上空施設の位置及び占有者を把握するため、工事現場、土取り場、建設発生土受入地、資材等置き場等、工事に係るすべての架空線等上空施設の現地調査(場所、種類、高さ等)を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督職員へ報告しなければならない。

### 1-1-1-36 爆発及び火災の防止

#### 1. 火薬類の使用

受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。

(1)受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。

なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。

(2)現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。

#### 2. 火気の使用

受注者は、火気の使用については、以下の規定による。

(1)受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。

(2)受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

(3)受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。

(4)受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。

### 1-1-1-37 後片付け

受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分を清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、設計図書において存置するものものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

### 1-1-1-38 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に連絡するとともに、指示する期日までに、工事事務報告書を提出しなければならない。

### 1-1-1-39 環境対策

#### 1. 自然の保護・保全

受注者は、本章第1節「工事着手に際して」の趣旨を十分理解するとともに、工事の施工に当たっては、自然景観及び自然の保護・保全に十分注意し、使用人等に自然の重要性を十分認識させなければならない。また、工事中に希少な野生生物の生息又は生育、あるいは貴重な地形、地質、鉱物、化石等の存在を発見したときは、直ちに作業を中止し、監督職員に報告して、その指示に従わなければならない。

#### 2. 環境保全

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30

日改正)、関連法令並びに仕様書の規定を遵守の上、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題については、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。

### 3. 苦情対応

受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じ監督職員に連絡しなければならない。また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告しなければならない。

### 4. 注意義務

受注者は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料を監督職員に提出しなければならない。

### 5. 廃油等の適切な措置

受注者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならない。

### 6. 水中への落下防止措置

受注者は、水中に工事用資材等が落下しないよう措置を講じるものとする。また、工事の廃材、残材等を海中に投棄してはならない。落下物が生じた場合は、受注者は自らの負担で撤去し、処理しなければならない。

### 7. 排出ガス対策型建設機械

受注者は、工事の施工に当たり表1-1-1に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付国土交通省告示第318号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

受注者は、トンネル坑内作業において表1-1-2に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(令和元年6月改正経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)16条第1項第2号若しくは第20条第1項第2号に定める表示が付された特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改訂平成28年8月30日付国環リ第6号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用しなければならない。

トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業若しくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置(黒煙浄化装置付)を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

表 1-1-1 排出ガス対策型建設機械

機 種	備 考
一般工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事中機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

表 1-1-2 排出ガス対策型建設機械 (トンネル坑内)

機 種	備 考
トンネル工事中建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサ	ディーゼルエンジン(エンジン出力30kW以上260kW以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

#### 8. 特定特殊自動車の燃料

受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。

また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。

なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。

#### 9. 低騒音型・低振動型建設機械

受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示、平成13年4月9日改正)に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の変達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種又は対策をもって協議することができる。

#### 10. 特定調達品目

受注者は、資材(材料及び機材を含む。)、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、環境物品等(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成27年9月改正法律第66号。「グリーン購入法」という。)第2条に規定する環境物品等をいう。)の使用を積極的に推進するものとする。

- (1) グリーン購入法第6条の規定に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」で定める特定調達品目を使用する場合には、原則として、判断の基準を満たすものを使用するものとする。  
なお、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等の影響により、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。  
また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。  
なお、集計及び提出の方法は、設計図書及び監督職員の指示による。
- (2) グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針における公共工事の配慮事項に留意すること。

#### 1-1-1-40 文化財の保護

##### 1. 一般事項

受注者は、工事の施工に当たって文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。

##### 2. 文化財等発見時の処置

受注者が、工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。

#### 1-1-1-41 交通安全管理

##### 1. 一般事項

受注者は、工所用運搬路として、公衆に供する道路を使用する時は、積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。

なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。

##### 2. 輸送災害の防止

受注者は、工所用車両による土砂、工所用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。

##### 3. 交通安全等輸送計画

受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工所用資材等の輸送を伴う工事は、事前に関係機関と打合せの上、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。

##### 4. 交通安全法令の遵守

受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正 内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。

##### 5. 工所用道路使用の責任

発注者が工所用道路に指定するもの以外の工所用道路は、受注者の責任において使用するものとする。

##### 6. 工所用道路共用時の処置

- (1) 受注者は、設計図書において指定された工所用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従

い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

(2)受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等の計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。

(3)受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。

#### 7. 工事用道路の維持管理

受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行うものとする。

#### 8. 公衆交通の確保

公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。受注者は、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断する時には、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。

#### 9. 水上輸送

工事の性質上、受注者が、水上輸送によることを必要とする場合には本条の「道路」は、水門、又は水路に関するその他の構造物と読み替え「車両」は船舶と読み替えるものとする。

#### 10. 作業区域の標示等

受注者は、工事の施工に当たっては、作業区域の標示及び関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。また、作業船等が船舶の輻輳(ふくそう)している区域を航行又はえい航する場合、見張りを強化する等、事故の防止に努めなければならない。

#### 11. 水中落下支障物の処置

受注者は、船舶の航行又は漁業の操業に支障をきたすおそれのある物体を水中に落とした場合、直ちに、その物体を取り除かなければならない。

なお、直に取り除けない場合は、標識を設置して危険箇所を明示し、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

#### 12. 作業船舶機械故障時の処理

受注者は、作業船舶機械が故障した場合、安全の確保に必要な措置を講じなければならない。

なお、故障により二次災害を招くおそれがある場合は、直ちに応急の措置を講じ、関係機関に通報及び監督職員へ連絡しなければならない。

#### 13. 通行許可

受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令(平成31年3月改正政令第41号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(令和2年6月改正 政令第181号)第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法(令和2年6月改正法律第52号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。

表 1-1-3 一般的制限値

車両の諸元	一般的制限値
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、指定道路については4.1m)
重量 総重量	20.0t(ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じ最大25.0t)
軸重	10.0t
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距1.8m未満の場合は18t(隣り合う車軸に係る軸距が1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が9.5t以下の場合は19t)、1.8m以上の場合は20t

輪荷重	5.0 t
最小回転半径	12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。

#### 1-1-1-42 施設管理

受注者は、工事現場における公物(各種公益企業施設を含む。)又は部分使用施設(契約書第34条の適用部分)について、施工管理上、契約図書における規定の履行をもっても不都合が生ずるおそれがある場合には、その処置について監督職員と協議できる。

なお、当該協議事項は、契約書第9条の規定に基づき処理されるものとする。

#### 1-1-1-43 諸法令の遵守

##### 1. 諸法令の遵守

受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は以下に示す通りである。

- (1) 会計法 (令和元年5月改正 法律第16号)
- (2) 建設業法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (3) 下請代金支払遅延等防止法 (平成21年6月改正 法律第51号)
- (4) 労働基準法 (令和2年3月改正 法律第14号)
- (5) 労働安全衛生法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (6) 作業環境測定法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (7) じん肺法 (平成30年7月改正 法律第71号)
- (8) 雇用保険法 (令和2年6月改正 法律第54号)
- (9) 労働者災害補償保険法 (令和2年6月改正 法律第40号)
- (10) 健康保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)
- (11) 中小企業退職金共済法 (令和2年6月改正 法律第40号)
- (12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)
- (13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第63号)
- (14) 道路法 (令和2年6月改正 法律第49号)
- (15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号)
- (16) 道路運送法 (令和2年6月改正 法律第36号)
- (17) 道路運送車両法 (令和2年3月改正 法律第5号)
- (18) 砂防法 (平成25年11月改正 法律第76号)
- (19) 地すべり等防止法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (20) 河川法 (平成29年6月改正 法律第45号)
- (21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (22) 港湾法 (令和2年6月改正 法律第49号)
- (23) 港則法 (平成28年5月改正 法律第42号)
- (24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)
- (25) 下水道法 (平成27年5月改正 法律第22号)
- (26) 航空法 (令和2年6月改正 法律第61号)
- (27) 公有水面埋立法 (平成26年6月改正 法律第51号)
- (28) 軌道法 (令和2年6月改正 法律第41号)
- (29) 森林法 (令和2年6月改正 法律第41号)
- (30) 環境基本法 (平成30年6月改正 法律第50号)
- (31) 火薬類取締法 (令和元年6月改正 法律第37号)
- (32) 大気汚染防止法 (令和2年6月改正 法律第39号)
- (33) 騒音規制法 (平成26年6月改正 法律第72号)

## 第1編 共通編 第1章 総則

- (34) 水質汚濁防止法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (35) 湖沼水質保全特別措置法（平成26年6月改正 法律第72号）
- (36) 振動規制法（平成26年6月改正 法律第72号）
- (37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
- (38) 文化財保護法（令和2年6月改正 法律第41号）
- (39) 砂利採取法（平成27年6月改正 法律第50号）
- (40) 電気事業法（令和2年6月改正 法律第49号）
- (41) 消防法（平成30年6月改正 法律第67号）
- (42) 測量法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (43) 建築基準法（令和2年6月改正 法律第43号）
- (44) 都市公園法（平成29年5月改正 法律第26号）
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成26年6月改正 法律第55号）
- (46) 土壌汚染対策法（平成29年6月改正 法律第45号）
- (47) 駐車場法（平成29年5月改正 法律第26号）
- (48) 海上交通安全法（平成28年5月改正 法律第42号）
- (49) 海上衝突予防法（平成15年6月改正 法律第63号）
- (50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（令和元年5月改正 法律第18号）
- (51) 船員法（平成30年6月改正 法律第41号）
- (52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成30年6月改正 法律第59号）
- (53) 船舶安全法（平成29年5月改正 法律第41号）
- (54) 自然環境保全法（平成31年4月改正 法律第20号）
- (55) 自然公園法（令和3年9月改正 法律第29号）
- (56) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
- (57) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号）
- (58) 河川法施行法抄（平成11年12月改正 法律第160号）
- (59) 技術士法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (60) 漁業法（令和元年5月改正 法律第1号）
- (61) 空港法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (62) 計量法（平成26年6月改正 法律第69号）
- (63) 厚生年金保険法（令和2年6月改正 法律第40号）
- (64) 航路標識法（平成28年5月改正 法律第42号）
- (65) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成26年6月改正 法律第69号）
- (66) 最低賃金法（平成24年4月改正 法律第27号）
- (67) 職業安定法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (68) 所得税法（令和元年6月改正 法律第28号）
- (69) 水産資源保護法（令和2年3月改正 法律第8号）
- (70) 船員保険法（令和2年6月改正 法律第52号）
- (71) 著作権法（令和2年6月改正 法律第48号）
- (72) 電波法（令和2年4月改正 法律第23号）
- (73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（令和2年6月改正 法律第42号）
- (74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（令和2年3月改正 法律第14号）
- (75) 農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）
- (76) 毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）
- (77) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月改正 法律第41号）
- (78) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（令和元年6月改正 法律第35号）
- (79) 警備業法（令和元年6月改正 法律第37号）
- (80) 行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（令和元年6月改正 法律第37号）
- (81) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）
- (83) 温泉法（平成23年8月改正 法律第105号）
- (84) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成26年5月改正 法律第46号）

(85) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成26年6月改正 法律第69号)

(86) 水道法(令和元年6月改正 法律第37号)

## 2. 法令違反の処置

受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ばないようにならなければならない。

## 3. 不適当な契約図書の処置

受注者は、当該工事の計画、契約図面、仕様書及び契約そのものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には速やかに監督職員と協議しなければならない。

### 1-1-1-44 官公庁等への手続等

#### 1. 一般事項

受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。

#### 2. 関係機関への届出

受注者は、工事施工に当たり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。

#### 3. 諸手続きの提示、提出

受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾等を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。

なお、監督職員から請求があった場合は、写しを提出しなければならない。

#### 4. 許可承諾条件の遵守

受注者は、手続きに許可承諾条件がある場合これを遵守しなければならない。

なお、受注者は、許可承諾内容が設計図書に定める事項と異なる場合、監督職員と協議しなければならない。

#### 5. コミュニケーション

受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

#### 6. 苦情対応

受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。

#### 7. 交渉時の注意

受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。受注者は、交渉に先立ち、監督職員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

#### 8. 交渉内容明確化

受注者は、前項までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で取り交わす等明確にしておくとともに、状況を随時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

### 1-1-1-45 施工時期及び施工時間の変更

#### 1. 施工時間の変更

受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員と協議するものとする。

#### 2. 休日又は夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に、作業を行うに当たっては、事前にその理由を監督職員に連絡しなければならない。ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

### 1-1-1-46 工事測量

#### 1. 一般事項

受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事中多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。

なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受け



なければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。

## 2. 引照点等の設置

受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。

変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。

## 3. 工事中測量標の取扱い

受注者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事中多角点及び重要な工事中測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。

## 4. 既存杭の保全

受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置替え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

## 5. 水準測量・水深測量

水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事中基準面を基準として行うものとする。

## 6. 仮設標識

受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。

### 1-1-1-47 提出書類

#### 1. 一般事項

受注者は、提出書類を「自然公園等整備工事提出書類様式集(自然環境局自然環境整備課制定)」に基づいて、監督職員に提出しなければならない。

なお、これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によるものとする。

#### 2. 設計図書に定めるもの

契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。

### 1-1-1-48 不可抗力による損害

#### 1. 工事災害の報告

受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに工事災害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。

#### 2. 設計図書で定めた基準

契約書第30条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、以下の各号に掲げるものをいう。

##### (1) 波浪、高潮に起因する場合

波浪、高潮が想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められる場合

##### (2) 降雨に起因する場合

以下のいずれかに該当する場合とする。

①24時間雨量(任意の連続24時間における雨量をいう。)が80mm以上

②1時間雨量(任意の60分における雨量をいう。)が20mm以上

③連続雨量(任意の72時間における雨量をいう。)が150mm以上

④その他設計図書で定めた基準

##### (3) 強風に起因する場合

最大風速(10分間の平均風速で最大のものをいう。)が15m/秒以上あった場合

(4) 河川沿いの施設に当たっては、河川のはん濫注意水位以上、又はそれに準ずる出水により発生した場合

(5)地震、津波、豪雪に起因する場合周囲の状況により判断し、相当の範囲にわたって他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合

### 3. その他

契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第27条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。

## 1-1-1-49 特許権等

### 1. 一般事項

受注者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第8条に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に、監督職員と協議しなければならない。

### 2. 保全措置

受注者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、これを保全するために必要な措置を講じ、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

### 3. 著作権法に規定される著作物

発注者が、引渡しを受けた契約の目的物が著作権法(平成30年7月改正 法律第72号第2条第1項第1号)に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

## 1-1-1-50 保険の付保及び事故の補償

### 1. 一般事項

受注者は、残存爆発物があると予測される区域で工事に従事する作業船及びその乗組員並びに陸上建設機械等及びその作業員に設計図書に定める水雷保険、傷害保険及び動産総合保険を付保しなければならない。

### 2. 回航保険

受注者は、作業船、ケーソン等を回航する場合、回航保険を付保しなければならない。

### 3. 保険加入の義務

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

### 4. 補償

受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

### 5. 建設業退職金共済制度の履行

受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書(発注者用)を工事請負契約締結後原則1ヶ月以内(電子申請方式による場合にあつては、工事請負契約締結後原則40日以内)に、発注者に提出しなければならない。

また、工事完成後、速やかに掛け金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。

## 1-1-1-51 臨機の措置

### 1. 一般事項

受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。

### 2. 天災等

監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象(以下「天災等」という。)に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

## 1-1-1-52 創意工夫

## 第1編 共通編 第1章 総則

受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに任意の様式により、監督職員に提出することができる。

第2章 土工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、一般土工、道路土工、その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路土工－軟弱地盤対策工指針
日本道路協会	道路土工－盛土工指針
日本道路協会	道路土工－切土工・斜面安定工指針
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱
建設省	堤防余盛基準について
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル
土木研究センター	補強土(テールアルメ)壁工法設計・施工マニュアル
国土技術研究センター	河川土工マニュアル
日本道路協会	道路土工構造物技術基準・同解説
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準
国土交通省	発生土利用基準

第3節 一般土工

1-2-3-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、一般土工として掘削工、盛土工、盛土補強工、法面整形工、堤防天端工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

2. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。

受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。

また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

表 1-2-1 土及び岩の分類表

名 称			説 明		摘 要	
A	B	C				
土	礫質土	礫混じり土	礫の混入があつて掘削時の能率が低下するもの。	礫の多い砂、礫の多い砂質土、礫の多い粘性土	礫(G) 礫質土(GF)	
			バケツ等により山盛り形状になりにくいもの。	海岸砂丘の砂 マサ土	砂(S)	
	砂質土及び砂	砂	掘削が容易で、バケツ等に山盛り形状にし易く空げきの少ないもの。	砂質土、マサ土 粒度分布の良い砂 条件の良いローム	砂(S) 砂質土(SF) シルト(M)	
			粘性土	バケツ等に付着し易く空げきの多い状態になり易いもの、トラフィカビリティが問題となり易いもの。	ローム 粘性土	シルト(M) 粘性土(C)
				高含水比粘性土	バケツなどに付着し易く特にトラフィカビリティが悪いもの。	条件の悪いローム 条件の悪い粘性土 火山灰質粘性土
岩又は石	岩塊 玉石	岩塊 玉石	岩塊、玉石が混入して掘削しにくく、バケツ等に空げきのでき易いもの。 岩塊、玉石は粒径7.5cm以上とし、まるみのあるのを玉石とする。		玉石まじり土 岩塊 破碎された岩 ごろごろした河床	
			軟岩	軟岩	I 第三紀の岩石で固結の程度が弱いもの。 風化が甚だしく極めてもろいもの。 指先で離しうる程度のものでき裂の間隔は1~5cmくらいのもので第三紀の岩石で固結の程度が良好なもの。 風化が相当進み多少変色を伴い軽い打撃で容易に割れるもの、離れ易いもので、き裂間隔は5~10cm程度のもので。	地山弾性波速度 700~2800m/sec
	II 凝灰質で堅く固結しているもの。 風化が目にして相当進んでいるもの。 き裂間隔が10~30cm程度で軽い打撃により離しうる程度、異質の硬い互層をなすもので層面を楽に離しうるもの。					
	硬岩	中硬岩	石灰岩、多孔質安山岩のように、特にち密でなくても相当の固さを有するもの。 風化の程度があまり進んでいないもの。 硬い岩石で間隔30~50cm程度のき裂を有するもの。		地山弾性波速度 2000~4000m/sec	
			硬岩	硬岩	I 花崗岩、結晶片岩等で全く変化していないもの。 き裂間隔が1m内外で相当密着しているもの。 硬い良好な石材を取り得るようなもの。	地山弾性波速度 3000m/sec以上
II けい岩、角岩などの石英質に富む岩質で最も硬いもの。 風化していない新鮮な状態のもの。 き裂が少なく、よく密着しているもの。						

3. 排水処理

受注者は、工事施工中については、滞水を生じないような排水状態に維持しなければならない。

4. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-23建設副産物の規定により適切に処理しなければならない。

5. 発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処理地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

6. 施工計画書

受注者は、建設発生土処理に当たり第1編1-1-1-9施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法(場所・形状等)
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

7. 建設発生土受入れ地の実測

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

8. 建設発生土受入れ地の条件

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

9. 伐開発生物の処理方法

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

10. 伐開除根作業範囲

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されていない場合には、表1-2-2に従い施工しなければならない。

表 1-2-2 伐開除根作業

区分	種別			
	雑草・さき類	倒木	古根株	立木
盛土箇所全部	根からすきとる	除去	抜根除去	同左

1-2-3-2 掘削工

1. 一般事項

受注者は、水門等の上流側での掘削工を行うに当たり、流下する土砂その他によって河川管理施設、許可工作物等、他の施設の機能に支障を与えてはならない。受注者は、特に指定されたものを除き水の流れに対して影響を与える場合には、掘削順序、方向又は高さ等についてあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。水中掘削を行う場合も同様とするものとする。

2. 浮石等の処理

受注者は、軟岩掘削及び硬岩掘削において、規定断面に仕上げた後、浮石等が残らないようにしなければならない。

3. 異常時の処置

受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずる

おそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

#### 4. 地山の挙動監視

受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

#### 5. 掘削方向

受注者は、砂防土工における斜面对策としての掘削工(排土)を行うに当たり、設計図書で特に定めのある場合を除き、原則として掘削を斜面上部より下部に向かって行わなければならない。

#### 6. 残土運搬時の注意

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。

### 1-2-3-3 盛土工

#### 1. 一般事項

受注者は、盛土工の開始に当たって、地盤の表面を本条3項に示す盛土層厚の1/2の厚さまで掻き起こしてほぐし、盛土材料とともに締固め、地盤と盛土の一体性を確保しなければならない。

#### 2. 盛土の滑動防止

受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に盛土を行う場合には、特に指示する場合を除き、段切を行い、盛土と現地盤の密着を図り、滑動を防止しなければならない。

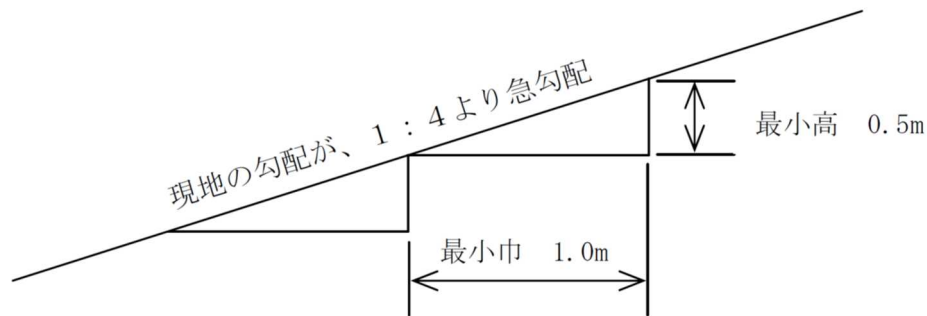


図 1-2-1 盛土基礎地盤の段切

#### 3. 一層の仕上り厚

受注者は、築堤の盛土工の施工において、一層の仕上り厚を30cm以下とし、平坦に締固めなければならない。

#### 4. 狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の盛土工について、タンパ・振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。

また、樋管等の構造物がある場合には、過重な偏土圧のかからないように盛土し、締固めなければならない。

#### 5. 石が混入する盛土材料の処置

受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工に当たって石が1ヶ所に集まらないようにしなければならない。

#### 6. 作業終了時等の排水処理

受注者は、盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合は、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

#### 7. 適切な含水比の確保

受注者は、締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態で行う施工しなければならない。

#### 8. 異常時の処置

受注者は、盛土工の施工中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、

直ちに監督職員に通知しなければならない。

#### 9. 採取場の実測

受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 10. 採取場の維持及び修復

受注者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

#### 12. 軟弱地盤上の盛土の施工

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工に当たり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。

#### 13. 沈下量確認方法

受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

#### 14. 盛土敷の排水乾燥

受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。

#### 15. 一段階の盛土高さ

軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の盛土高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変位等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。

#### 16. 異常時の処置

受注者は、軟弱地盤上の盛土工の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

#### 17. 押え盛土の施工計画

受注者は、砂防土工における斜面对策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置及び盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査した上で、それらを施工計画に反映しなければならない。

### 1-2-3-4 盛土補強工

#### 1. 一般事項

盛土補強工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、盛土体の安定を図ることをいうものとする。

#### 2. 盛土材の確認

盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材のまき出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 3. 基盤面の排水処理

受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議の上、基盤面に排水処理工を行わなければならない。

#### 4. 補強材の敷設

受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸がないように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。

#### 5. 盛土横断方向の面状補強材

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定め



ある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 6. 盛土縦断方向の面状補強材

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材をすき間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。

#### 7. 敷設困難な場合の処置

受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

なお、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

#### 8. 盛土材のまき出し及び締固め

受注者は、盛土材のまき出し及び締固めについては、第1編1-2-3-3盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行くとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

#### 9. 壁面工の段数

受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 10. 壁面工付近等の締固め

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0～1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. 補強材取扱い上の注意

受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土法面や接合部での巻込みに際しては、局部的な折れ曲がりや緩みを生じないようにしなければならない。

#### 12. 壁面変位の観測

受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 13. 壁面材の損傷及び劣化の防止

受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化をきたさないようにしなければならない。

#### 14. 補強材の管理

補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管に当たっては直射日光を避け、紫外線による劣化を防がなければならない。

### 1-2-3-5 法面整形工

#### 1. 一般事項

受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は、整形法面の安定のために取り除かなければならない。

なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 盛土の法面崩壊の防止

受注者は、盛土部法面整形の施工に当たり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

#### 3. 平場仕上げの排水処理

受注者は、平場仕上げの施工に当たり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

#### 4. 表土の活用

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工に当たり、掘削法面は、肥沃な表土を

残すようにしなければならない。

#### 5. 崩壊のおそれのある箇所等の処置

受注者は、砂防土工における斜面の掘削部法面整形の施工に当たり、崩壊のおそれのある箇所、あるいは湧水、軟弱地盤等の不良箇所の法面整形は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 1-2-3-6 堤防天端工

受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷均さなければならない。

#### 1-2-3-7 残土処理工

##### 1. 一般事項

残土処理工とは作業土工で生じた残土の工区外への運搬及び受入れ地の整形処理までの一連作業をいう。

##### 2. 残土運搬時の注意

残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないよう努めなければならない。

### 第4節 道路土工

#### 1-2-4-1 一般事項

##### 1. 適用工種

本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

##### 2. 路床、路体

路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削(切土)部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。

路体とは盛土における路床以外の部分を用いる。

##### 3. 構造物取付け部

受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。

なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会)及び「道路土工—盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会)を参考とする。

##### 4. 地山の土及び岩の分類

地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。

なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

##### 5. 雨水による侵食等の防止

受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

##### 6. 湧水処理

受注者は、工事箇所において工事目的物に影響を及ぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

##### 7. 排水処理

受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないような排水状態を維持しなければならない。

##### 8. 適用規定

受注者は、建設発生土については、第1編1-1-1-23建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。

##### 9. 建設発生土受入れ地等

受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。

なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土又は建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**10. 施工計画書**

受注者は、建設発生土処理に当たり第1編1-1-1-9施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。

- (1) 処理方法(場所・形状等)
- (2) 排水計画
- (3) 場内維持等

**11. 建設発生土の受入れ地の実測**

受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

**12. 建設発生土の土質区分**

建設発生土の土質区分については、「発生土利用基準について」(平成18年8月10日付国官技第112号、国官総第309号、国営計第59号)による。

**13. 建設発生土受入れ地**

建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。

**14. 伐開発生物の処理方法**

受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**15. 伐開除根作業範囲**

受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場合には、表1-2-3に従い施工しなければならない。

表 1-2-3 伐開除根作業

区分	種別			
	雑草・ささ類	倒木	古根株	立木
盛土高 1mを越える場合	地面で刈り取る	除去	根元で切り取る	同左
盛土高 1m以下の場合	根からすき取る	〃	抜根除去	〃

**16. 軟弱地盤上の盛土の施工**

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工に当たり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。

**17. 沈下量確認方法**

受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。

**18. 盛土敷の排水乾燥**

受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。

**19. 一段階の盛土高さ**

軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。

**20. 異常時の処置**

受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下又は滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

#### 1-2-4-2 掘削工

##### 1. 一般事項

受注者は、掘削の施工に当たり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

##### 2. 掘削機械の選定

受注者は、掘削の施工に当たり、現場の地形、掘削高さ、掘削量、地層の状態(岩の有無)、掘削土の運搬方法などから、使用機械を設定しなければならない。

##### 3. 自然崩壊等異常時の処理

受注者は、掘削工の施工中に自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

##### 4. 路床面の支持力

受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、又は均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。

##### 5. 地山の挙動監視

受注者は、掘削工の施工中の地山の挙動を監視しなければならない。

##### 6. 硬岩掘削時の注意

受注者は、硬岩掘削における法の仕上り面近くでは過度な発破を避けるものとし、浮石等が残らないようにしなければならない。

万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合には、受注者は監督職員の承諾を得た工法で修復しなければならない。

##### 7. 残土運搬時の注意

受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかけないように努めなければならない。

#### 1-2-4-3 路体盛土工

##### 1. 一般事項

受注者は、路体盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法等の処置工法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 2. 水中路体盛土の材料

受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。

##### 3. 管渠等周辺の締固め

受注者は、路体盛土工箇所管渠等がある場合には、盛土を両側から行き偏圧のかからないよう締固めなければならない。

##### 4. 作業終了時等の排水処理

受注者は、路体盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

##### 5. 運搬路使用時の注意

受注者は、路体盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路体盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

##### 6. 一層の仕上り厚

受注者は、路体盛土工の施工においては、一層の仕上り厚を30cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

##### 7. 岩塊、玉石の路体盛土

受注者は、路体盛土工の主材料が岩塊、玉石である場合は、空隙を細かい材料で充填しなければ

ならない。やむを得ず30cm程度のものを使用する場合は、路体の最下層に使用しなければならない。

### 8. 段切

受注者は、1:4より急な勾配を有する地盤上に路体盛土工を行う場合には、特に指示する場合を除き段切を行い、盛土と現地盤との密着を図り、滑動を防止しなければならない。

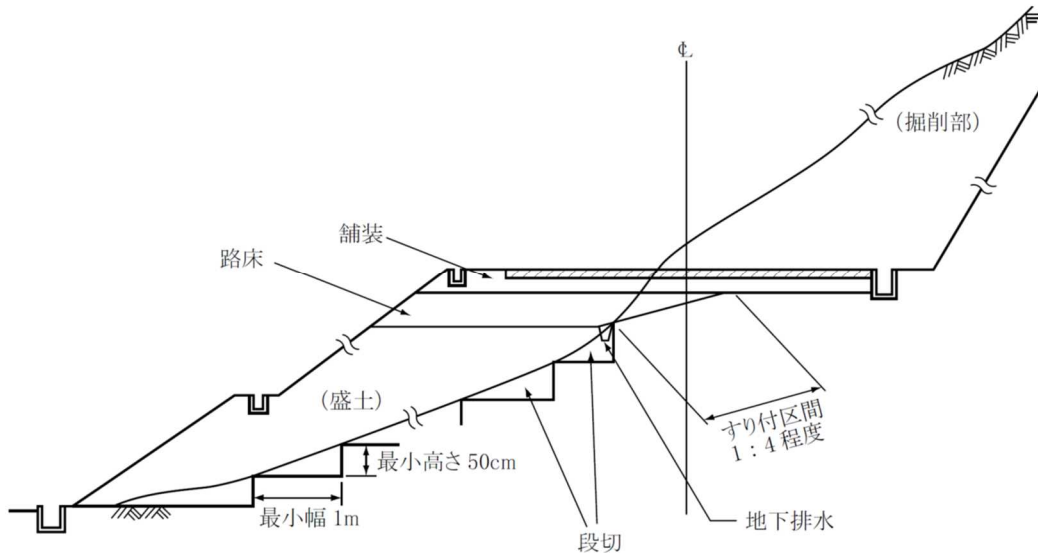


図 1-2-2 盛土基礎地盤の段切

### 9. 狭隘箇所等の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路体盛土工の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。

なお、現場発生土等を用いる場合は、その中で良質な材料を用いて施工しなければならない。

### 10. 適切な含水比確保

受注者は、路体盛土工の締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態での施工しなければならない。

### 11. 異常時の処置

受注者は、路体盛土工作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

### 12. 採取場の実測

受注者は、土の採取に先立ち、指定された採取場について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

### 13. 採取場の維持及び修復

受注者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 14. 採取土及び購入土運搬時の注意

受注者は採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

## 1-2-4-4 路床盛土工

### 1. 一般事項

受注者は、路床盛土工を施工する地盤で盛土の締固め基準を確保できないような予測しない軟弱

地盤・有機質土・ヘドロ等の不良地盤が現れた場合には、敷設材工法などの処理方法について監督職員と協議しなければならない。

**2. 管渠等周辺の締固め**

受注者は、路床盛土工箇所に管渠等がある場合には、盛土を両側から行き偏圧のかからないよう締固めなければならない。

**3. 作業終了時等の排水処理**

受注者は、路床盛土工の作業終了時又は作業を中断する場合には、表面に4%程度の横断勾配を設けるとともに、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。

**4. 運搬路使用時の注意**

受注者は、路床盛土部分を運搬路に使用する場合、常に良好な状態に維持するものとし、路床盛土に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

**5. 1層の仕上り厚**

受注者は、路床盛土の施工においては一層の仕上り厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めなければならない。

**6. 盛土材料の最大寸法**

路床の盛土材料の最大寸法は10cm程度とするものとする。

**7. 狭隘箇所等の締固め**

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所の路床盛土の施工については、タンパ、振動ローラ等の小型締固め機械により、仕上がり厚を20cm以下で入念に締固めなければならない。

**8. 適切な含水比の確保**

受注者は、路床盛土工の締固め作業の実施に当たり、適切な含水比の状態で行う施工しなければならない。

**9. 異常時の処置**

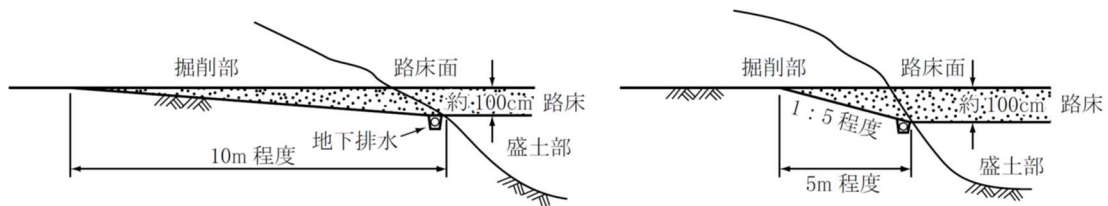
受注者は、路床盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象があった場合に工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。

**10. 路床盛土の締固め度**

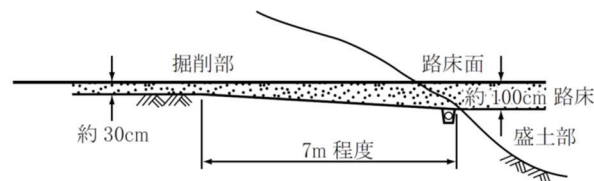
路床盛土の締固め度については、第1編1-1-1-32施工管理第9項の規定による。

**11. 接続部の緩和区間**

受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすりつけ区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。



(a) 掘削部路床に置き換えのないとき (c) 現地盤がすりつけ区間を長くすることが不経済となる場合



(b) 掘削部路床に置き換えのあるとき

図 1-2-3 掘削(切土)部、盛土部接続部のすりつけ

**12. 歩道・路肩部分等の締固め**

受注者は、歩道・路肩部分等の大型機械での施工が困難な箇所の締固めについては、タンパ、振

動ローラ等の小型締固め機械等を用いて、一層の仕上り厚を20cm以内で行わなければならない。

**13. 滞水の処理**

受注者は、路床盛土工の施工中に降雨や湧水によって路床面に水が滞水する場合は、路肩部分などに仮排水路を設け、道路外へ速やかに排水できるようにしておかなければならない。

**14. 土の採取**

受注者は、土の採取の搬入に先立ち、指定された採取場、建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合等には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。

**15. 採取場の維持及び修復**

受注者は、土の採取に当たり、採取場の維持及び修復について採取場ごとの条件に応じて施工するとともに、土の採取中、土質に著しい変化があった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**16. 採取土及び購入土を運搬の注意**

受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工に当たって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないように努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工に当たっても、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。

**1-2-4-5 法面整形工**

**1. 一般事項**

受注者は、掘削(切土)部法面整形の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のために取り除かなければならない。

なお、浮石が大きく取り除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**2. 法面の崩壊防止**

受注者は、盛土部法面整形の施工に当たり、法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。

**1-2-4-6 残土処理工**

残土処理工については、第1編1-2-3-7残土処理工の規定による。

### 第3章 無筋・鉄筋コンクリート

#### 第1節 適用

##### 1. 適用事項

本章は、無筋・鉄筋コンクリート構造物、プレストレストコンクリート構造物に使用するコンクリート、鉄筋、型枠等の施工その他これらに類する事項について適用する。

##### 2. 適用規定(1)

本章に特に定めのない事項については、第2編材料編の規定による。

##### 3. 適用規定(2)

受注者は、コンクリートの施工に当たり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

##### 4. アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、コンクリートの使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通省大臣官房技術審議官、国土交通省大臣官房技術参事官、国土交通省航空局飛行場部長通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省港湾局環境・技術課長、国土交通省航空局飛行場部建設課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確かめなければならない。

#### 第2節 適用すべき諸基準

##### 1. 適用規定

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木学会	コンクリート標準示方書(施工編)
土木学会	コンクリート標準示方書(設計編)
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針
国土交通省	アルカリ骨材反応抑制対策について
国土交通省	「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について
土木学会	鉄筋定着・継手指針
公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事
機械式鉄筋定着工法技術検討委員会	機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン(案)

##### 2. 許容塩化物量

受注者は、コンクリートの使用に当たって、以下に示す許容塩化物量以下のコンクリートを使用しなければならない。

- (1) 鉄筋コンクリート部材、ポストテンション方式のプレストレストコンクリート部材(シース内のグラウトを除く)及び用心鉄筋を有する無筋コンクリート部材における許容塩化物量(C1-)は、0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。
- (2) プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材及びオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(C1-)は0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。
- (3) アルミナセメントを用いる場合、電食のおそれがある場合等は、試験結果等から適宜定めるものとし、特に資料がない場合の許容塩化物量(C1-)は0.30kg/m<sup>3</sup>以下とする。

##### 3. 塩分の浸透防止

受注者は、土木工事においては、海水又は潮風の影響を著しく受ける海岸付近及び外部から浸透する塩化物の影響を受ける箇所において、アルカリ骨材反応による損傷が構造物の品質・性能に重



大な影響を及ぼすと考えられる場合には、塩分の浸透を防止するための塗装等の措置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 第3節 レディーミクストコンクリート

#### 1-3-3-1 一般事項

本節は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を適用する。

#### 1-3-3-2 工場の選定

##### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。

(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場(産業標準化法の一部を改正する法律(平成30年5月30日公布法律第33号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめた上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。

なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。

##### 2. JISのレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

なお、第1編1-3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合は、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書又はバッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

##### 3. JIS以外のレディーミクストコンクリート

受注者は、第1編3-3-2第1項(2)に該当する工場が製造するレディーミクストコンクリートを用いる場合は、設計図書及び第1編3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定によるものとし、配合試験に臨場するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を確認の上、使用するまでに監督職員へ提出しなければならない。

また、バッチごとの計量記録やレディーミクストコンクリート納入書などの品質を確認、証明できる資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

##### 4. レディーミクストコンクリートの品質検査

受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)により実施しなければならない。

なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。また、現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

1-3-3-3 配合

1. 一般事項

受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量を少なくするように定めなければならない。

2. 配合試験

受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表1-3-1の示方配合表を作成し監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

3. 水セメント比

受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とするものとする。

表 1-3-1 示方配合表

粗骨材の 最大寸法  (mm)	スランプ  (cm)	水セメント比  W/C(%)	空気量  (%)	細骨材率 S/a  (%)	単位量(kg/m <sup>3</sup> )					
					水  W	セメント  C	混和材  F	細骨材  S	粗骨材  G	混和剤  A

4. 現場配合

受注者は、示方配合を現場配合に直す場合には、骨材の含水状態、5mmふるいに留まる細骨材の量、5mmふるいを通る粗骨材の量、及び混和剤の希釈水量等を考慮しなければならない。

5. 材料変更等

受注者は、使用する材料を変更したり、示方配合の修正が必要と認められる場合には、本条2項の規定に従って示方配合表を作成し、事前に監督職員に協議しなければならない。

6. セメント混和材料

受注者は、セメント混和材料を使用する場合には、材料の品質に関する資料により使用前に監督職員の確認を得なければならない。

第4節 コンクリートミキサー船

1-3-4-1 一般事項

本節は、コンクリートミキサー船によりコンクリートを製造することに関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)を準用する。

1-3-4-2 コンクリートミキサー船の選定

受注者は、施工に先立ちコンクリート製造能力、製造設備、品質管理状態等を考慮してコンクリートミキサー船を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

第5節 現場練りコンクリート

1-3-5-1 一般事項

本節は、現場練りコンクリートの製造に関する一般的事項を取り扱うものとする。

1-3-5-2 材料の貯蔵

1. セメントの貯蔵

受注者は、防湿性のあるサイロに、セメントを貯蔵しなければならない。また、貯蔵中にわずかでも固まったセメントは使用してはならない。

**2. 混和材料の貯蔵**

受注者は、ごみ、その他不純物が混入しない構造の容器又は防湿性のあるサイロ等に、混和材料を分離、変質しないように貯蔵しなければならない。また、貯蔵中に分離、変質した混和材料を使用してはならない。

**3. 骨材の貯蔵**

受注者は、ごみ、泥、その他の異物が混入しないよう、かつ、大小粒が分離しないように、排水設備の整った貯蔵施設に骨材を貯蔵しなければならない。

**1-3-5-3 配合**

コンクリートの配合については、第1編1-3-3-3配合の規定による。

**1-3-5-4 材料の計量及び練混ぜ**

**1. 計量装置**

- (1)各材料の計量方法及び計量装置は、工事に適し、かつ、各材料を規定の計量誤差内で計量できるものでなければならない。  
 なお、受注者は、各材料の計量方法及び計量装置について、施工計画書へ記載しなければならない。
- (2)受注者は、材料の計量設備の計量精度の定期的な点検を行わなければならない。  
 なお、点検結果の資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

**2. 材料の計量**

- (1)受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JISA1111(細骨材の表面水率試験方法)、JIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)、JIS A 1802「コンクリート生産工程管理用試験方法—遠心力による細骨材の表面水率の試験方法」、JIS A 1803「コンクリート生産工程管理用試験方法—粗骨材の表面水率試験方法」、連続測定が可能な簡易試験方法又は監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。  
 なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。
- (2)受注者は、第1編1-3-3-3配合で定めた示方配合を現場配合に修正した内容をその都度、監督職員に協議しなければならない。
- (3)計量誤差は、1回計量分に対し、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。
- (4)連続ミキサを使用する場合、各材料は容積計量してよいものとする。その計量誤差は、ミキサの容量によって定められる規定の時間当たりの計量分を質量に換算して、「表1-3-2計量の許容誤差」の値以下とする。  
 なお、受注者は、ミキサの種類、練混ぜ時間などに基づき、規定の時間当たりの計量分を適切に定めなければならない。
- (5)受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。

表 1-3-2 計量の許容誤差

材料の種類	最大値(%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内

- (6)受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合に容積で計量してもよいものとする。  
なお、一バッチりの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練混ぜ設備、運搬方法等を考慮して定めなければならない。
- (7)受注者は、混和剤を溶かすのに用いた水又は混和剤を薄めるのに用いた水は、練混ぜ水の一部としなければならない。

### 3. 練混ぜ

- (1)受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りバッチミキサー又は連続ミキサーを使用するものとする。
- (2)受注者は、ミキサーの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。
- (3)受注者は、JIS A 8603-1(コンクリートミキサー第1部：用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2(コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法)に適合するか、又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。
- (4)受注者は、練混ぜ時間を試験練りによって定めなければならない。やむを得ず、練混ぜ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。
- (5)受注者は、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。
- (6)受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後でなければ、ミキサー内に新たに材料を投入してはならない。
- (7)受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。
- (8)ミキサーは、練上げコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさない構造でなければならない。
- (9)受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練混ぜ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。  
なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とする。
- (10)受注者は、コンクリートを手練りにより練り混ぜる場合は、水密性が確保された練り台の上で行わなければならない。
- (11)受注者は、練上りコンクリートが均等質となるまでコンクリート材料を練り混ぜなければならない。

## 第6節 運搬・打設

### 1-3-6-1 一般事項

本節は、コンクリートの運搬及び打設に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 1-3-6-2 準備

#### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートの運搬に先立ち、搬入間隔、経路、荷下し場所等の状況を把握しておかななければならない。

#### 2. 潮待ち作業時の注意

受注者は、コンクリート打設が潮待ち作業となる場合、打設に要する時間と潮位の関係を十分に把握し、施工しなければならない。

#### 3. 打設前の確認

受注者は、コンクリートの打込み前に型枠、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。

#### 4. 打設前の注意

受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水のおそれのあるところは、あらかじめ湿らせておかななければならない。

### 1-3-6-3 運搬

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリート練混ぜ後、速やかに運搬しなければならない。

#### 2. 品質の保持

受注者は、材料の分離その他コンクリートの品質を損なうことのないように、コンクリートを運搬しなければならない。

#### 3. トラックアジテータ

受注者は、運搬車の使用に当たって、練り混ぜたコンクリートを均一に保持し、材料の分離を起こさずに、容易に完全に排出できるトラックアジテータを使用しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 1-3-6-4 打設

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打ち込み、十分に締固めなければならない。練混ぜから打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、かつコンクリートの運搬時間(練混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

なお、コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの時間中、コンクリートを日光、風雨等から保護しなければならない。

#### 2. 適用気温

受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章第9節暑中コンクリート、第10節寒中コンクリートの規定による。

#### 3. 施工計画書

受注者は、1回の打設で完了するような小規模構造物を除いて1回(1日)のコンクリート打設高さを施工計画書に記載しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工前に施工計画書の記載内容を変更しなければならない。

#### 4. コンクリート打設中の注意

受注者は、コンクリートの打設作業中、型枠のずれ、浮上り、目地材の離れ及び鉄筋の配置を乱さないように注意しなければならない。

#### 5. コンクリートポンプ使用時の注意

受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。

#### 6. ベルトコンベヤ使用時の注意

受注者は、ベルトコンベヤを使用する場合、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、終端にはバッフルプレート及びシュートを設け、材料が分離しない構造のものとしなければならない。

なお、配置に当たっては、コンクリートの横移動ができるだけ少なくなるようにしなければならない。

#### 7. バケット及びスキップ使用時の注意

受注者は、バケット及びスキップを使用する場合、コンクリートに振動を与えないよう適切な処置を講じなければならない。また、排出口は、排出時に材料が分離しない構造のものとしなければならない。

#### 8. シュート使用時の注意

受注者は、打設にシュートを使用する場合には縦シュートを用いるものとし、漏斗管、フレキシブルなホース等により、自由に曲がる構造のものを選定しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

#### 9. 打設コンクリートの横移動禁止

受注者は、打設したコンクリートを型枠内で横移動させてはならない。

#### 10. 連続打設

受注者は、一区画内のコンクリートの一層を打設が完了するまで連続して打設しなければならない。

#### 11. 水平打設

受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。また、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の一層の高さを定めなければならない。

#### 12. 打設計画書

受注者は、コンクリートの打設作業に際しては、あらかじめ打設計画書を作成し、適切な高さに設定してこれに基づき、打設作業を行わなければならない。また、受注者は、型枠の高さが高い場合には、型枠にコンクリートが付着して硬化するのを防ぐため、型枠に投入口を設けるか、縦シュートあるいはポンプ配管の吐出口を打込み面近くまで下げてコンクリートを打ち込まなければならない。この場合、シュート、ポンプ配管、バケット、ホッパー等の吐出口と打込み面までの高さは1.5m以下とするものとする。

#### 13. 材料分離防止

受注者は、著しい材料分離が生じないように打込まなければならない。

#### 14. 上層下層一体の締固め

受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打込む場合、上層のコンクリートの打込みは、下層のコンクリートが固まり始める前に行い、上層と下層が一体になるように施工しなければならない。

#### 15. ブリーディング水の除去

受注者は、コンクリートの打込み中、表面にブリーディング水がある場合には、これを取り除いてからコンクリートを打たなければならない。

#### 16. 不要となったスペーサの除去

受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取り除かななければならない。

#### 17. 壁又は柱の連続打設時の注意

受注者は、壁又は柱のような幅に比べて高さが大きいコンクリートを連続して打込む場合には、打込み及び締固めの際、ブリーディングの悪影響を少なくするように、コンクリートの1回の打込み高さや打上り速度を調整しなければならない。

#### 18. アーチ形式のコンクリート端部

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、その端面がなるべくアーチと直角になるように打込みを進めなければならない。

#### 19. アーチ形式のコンクリート打設

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打込みに当たって、アーチの中心に対し、左右対称に同時に打たなければならない。

#### 20. アーチ形式のコンクリート打継目

受注者は、アーチ形式のコンクリートの打継目を設ける場合は、アーチ軸に直角となるように設けなければならない。また、打込み幅が広いときはアーチ軸に平行な方向の鉛直打継目を設けてもよいものとする。

### 1-3-6-5 締固め

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリートの締固めに際し、棒状バイブレータを用いなければならない。

なお、薄い壁等バイブレータの使用が困難な場所には、型枠バイブレータを使用しなければならない。

#### 2. 締固め方法

受注者は、コンクリートが鉄筋の周囲及び型枠の隅々に行き渡るように打設し、速やかにコンクリートを十分締固めなければならない。

#### 3. 上層下層一体の締固め

受注者は、コンクリートを二層以上に分けて打設する場合、バイブレーターを下層のコンクリート中に10cm程度挿入し、上層と下層が一体となるように入念に締固めなければならない。

#### 1-3-6-6 沈下ひび割れに対する処置

##### 1. 沈下ひび割れ対策

受注者は、スラブ又は梁のコンクリートが壁又は柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下ひび割れを防止するため、壁又は柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブ又は梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。

##### 2. 沈下ひび割れの防止

受注者は、沈下ひび割れが発生した場合、タンピングや再振動を行い、これを修復しなければならない。

再振動に当たっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。

#### 1-3-6-7 打継目

##### 1. 一般事項

打継目の位置及び構造は、契約図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず契約図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。

##### 2. 打継目を設ける位置

受注者は、打継目を設ける場合には、せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。

##### 3. 打継目を設ける場合の注意

受注者は、やむを得ずせん断力の大きい位置に打継目を設ける場合には、打継目に、ほぞ、又は溝を造るか、鋼材を配置して、これを補強しなければならない。

##### 4. 新コンクリートの打継時の注意

受注者は、硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合には、その打込み前に、型枠を締め直し、硬化したコンクリートの表面のレイタンス、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させなければならない。

また受注者は、構造物の品質を確保するために必要と判断した場合には、旧コンクリートの打継面を、ワイヤブラシで表面を削るか、チップング等により粗にして十分吸水させ、セメントペースト、モルタルあるいは湿潤面用エポキシ樹脂などを塗った後、新コンクリートを打継がなければならない。

##### 5. 床と一体になった柱又は壁の打継目

受注者は、床組みと一体になった柱又は壁の打継目を設ける場合には、床組みとの境の付近に設けなければならない。スラブと一体となるハンチは、床組みと連続してコンクリートを打つものとする。張出し部分を持つ構造物の場合も、同様にして施工するものとする。

##### 6. 床組みの打継目

受注者は、床組みにおける打継目を設ける場合には、スラブ又は、はりのスパンの中央付近に設けなければならない。ただし、受注者は、はりがあるスパンの中央で小ばりと交わる場合には、小ばりの幅の約2倍の距離を隔てて、はりの打継目を設け、打継目を通る斜めの引張鉄筋を配置して、せん断力に対して補強しなければならない。

##### 7. 目地

目地の施工は、設計図書の定めによるものとする。

##### 8. 伸縮継目

伸縮継目の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。

##### 9. ひび割れ誘発目地

受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。

1-3-6-8 表面仕上げ

1. 一般事項

受注者は、せき板に接して露出面となるコンクリートの仕上げに当たっては、平らなモルタルの表面が得られるように打ち込み、締固めをしなければならない。

2. せき板に接しない面の仕上げ

受注者は、せき板に接しない面の仕上げに当たっては、締固めを終わり、均したコンクリートの上面に、しみ出た水がなくなるか又は上面の水を処理した後でなければ仕上げ作業にかかってはならない。

3. 不完全な部分の仕上げ

受注者は、コンクリート表面にできた突起、筋等はこれらを除いて平らにし、豆板、欠けた箇所等は、その不完全な部分を取り除いて水で濡らした後、本体コンクリートと同等の品質を有するコンクリート、又はモルタルのパッチングを施し平らな表面が得られるように仕上げなければならない。

1-3-6-9 養生

1. 一般事項

受注者はコンクリートの打込み後の一定期間を、硬化に必要な温度及び湿潤状態に保ち、有害な作用の影響を受けないように、養生しなければならない。

2. 湿潤状態の保持

受注者は、コンクリートの表面を荒らさないで作業できる程度に硬化した後に、露出面を一定期間、十分な湿潤状態に保たなければならない。養生方法の選定に当たっては、その効果を確認、適切に湿潤養生期間を定めなければならない。ただし、通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。

表 1-3-3 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

[注] 寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

3. 温度制御養生

受注者は、温度制御養生を行う場合には、温度制御方法及び養生日数についてコンクリートの種類及び構造物の形状寸法を考慮して、養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

4. 蒸気養生等

受注者は、蒸気養生、その他の促進養生を行う場合には、コンクリートに悪影響を及ぼさないよう養生を開始する時期、温度の上昇速度、冷却速度、養生温度及び養生時間などの養生方法を施工計画書に記載しなければならない。

なお、膜養生を行う場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

第7節 鉄筋工

1-3-7-1 一般事項

1. 適用事項

本節は、鉄筋の加工、鉄筋の組立て、鉄筋の継手、ガス圧接その他これらに類する事項について定める。

2. 照査

受注者は、施工前に、設計図書に示された形状及び寸法で、鉄筋の組立が可能か、また打ち込み及び締固め作業を行うために必要な空間が確保出来ていることを確認しなければならない。不備を発



見したときは監督職員に協議しなければならない。

### 3. 亜鉛めっき鉄筋の加工

受注者は、亜鉛めっき鉄筋の加工を行う場合、その特性に応じた適切な方法で行わなければならない。

### 4. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立

受注者は、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の加工・組立を行う場合、塗装並びに鉄筋の材質を害さないよう、衝撃・こすれによる損傷のないことを作業完了時に確かめなければならない。

### 5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接

エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。

## 1-3-7-2 貯蔵

受注者は、鉄筋を直接地表に置くことを避け、倉庫内に貯蔵しなければならない。また、屋外に貯蔵する場合は、雨水等の侵入を防ぐためシート等で適切な覆いをしなければならない。

## 1-3-7-3 加工

### 1. 一般事項

受注者は、鉄筋の材質を害しない方法で加工しなければならない。

### 2. 鉄筋加工時の温度

受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。

なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

### 3. 鉄筋の曲げ半径

受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工に当たり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 4. 曲げ戻しの禁止

受注者は、原則として曲げ加工した鉄筋を曲げ戻してはならない。

### 5. かぶり

受注者は、設計図書に示されていない鋼材等(組立用鉄筋や金網、配管など)を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋との空きを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。

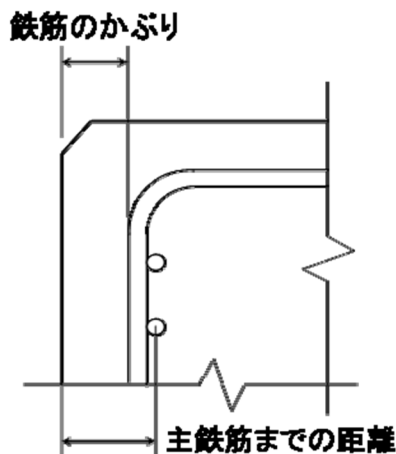


図 1-3-1 鉄筋のかぶり

#### 1-3-7-4 組立て

##### 1. 一般事項

受注者は、鉄筋を組立てる前にこれを清掃し浮きさびや鉄筋の表面についた泥、油、ペンキ、その他鉄筋とコンクリートの付着を害するおそれのあるものは、これを除かなければならない。

##### 2. 配筋・組立

受注者は、契約図面に定めた位置に、鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないよう十分堅固に組み立てなければならない。

なお、必要に応じて契約図面に示されたもの以外の組立用鉄筋等を使用するものとする。受注者は、鉄筋の交点の要所を、直径0.8mm以上のなまし鉄線、又はクリップで緊結し、鉄筋が移動しないようにしなければならない。また、設計図書に特別な組立用架台等が指定されている場合は、それに従うものとする。

##### 3. 鉄筋かぶりの確保

受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサを設置するものとし、構造物の側面については1m<sup>2</sup>当たり2個以上、構造物の底面については、1m<sup>2</sup>当たり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。

なお、これ以外のスペーサを使用する場合は監督職員と協議しなければならない。

##### 4. コンクリート打設前の点検、清掃

受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、泥、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。

##### 5. 上層部の鉄筋の組立て時の注意

受注者は、上層部の鉄筋の組立てを下層部のコンクリート打設後24時間以上経過した後に行わなければならない。

#### 1-3-7-5 継手

##### 1. 一般事項

受注者は、設計図書に示されていない鉄筋の継手を設けるときには、継手の位置及び方法について、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

##### 2. 重ね継手

受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。

なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】」（土木学会）により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めてよい。

##### 3. 継手位置

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。

##### 4. 継手構造の選定

受注者は、鉄筋の継手に圧接継手、溶接継手又は機械式継手を用いる場合には、鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

##### 5. 継ぎたし鉄筋の保護

受注者は、将来の継ぎ足しのために構造物から鉄筋を露出しておく場合には、損傷、腐食等を受けないようにこれを保護しなければならない。

##### 6. 引張断面での継手の禁止

受注者は、鉄筋の継手位置として、引張応力の大きい断面を避けなければならない。

##### 7. 鉄筋間の寸法

受注者は、継手部と隣接する鉄筋との空き、又は継手部相互の空きを粗骨材の最大寸法以上としなければならない。

#### 8. 機械式鉄筋継手

(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（国交省、平成29年3月）に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等（所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む）による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

- ① 使用する工法に応じた施工要領を施工計画に記載し、施工を行わなければならない。
- ② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針（令和2年3月土木学会）の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。

(2) 設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途、監督職員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者会議等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。

### 1-3-7-6 ガス圧接

#### 1. 圧接工の資格

圧接工は、JIS Z 3881（鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JISG3112（鉄筋コンクリート用棒鋼）に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。

なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員又は検査職員から請求があった場合は、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。

#### 2. 施工できない場合の処置

受注者は、鉄筋のガス圧接箇所が設計図書どおりに施工できない場合は、その処置方法について施工前に監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 圧接の禁止

受注者は、規格又は形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。

#### 4. 圧接面の清掃

受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダー等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、さび、油、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。

#### 5. 圧接面の隙間

突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺の隙間は2mm以下とする。

#### 6. 悪天候時の作業禁止

受注者は、降雪雨又は、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮蔽した場合は作業を行うことができる。

### 第8節 型枠・支保

#### 1-3-8-1 一般事項

本節は、型枠・支保として構造、組立て、取外しその他これらに類する事項について定めるものとする。

#### 1-3-8-2 構造

##### 1. 一般事項

受注者は、型枠・支保をコンクリート構造物の位置及び形状寸法を正確に保つために十分な強度と安定性を持つ構造としなければならない。

##### 2. 面取り

受注者は、特に定めのない場合はコンクリートの角に面取りができる型枠を使用しなければならない。

##### 3. 型枠の構造

受注者は、型枠を容易に組立て及び取り外すことができ、せき板又はパネルの継目はなるべく部材軸に直角又は平行とし、モルタルの漏れない構造にしなければならない。

##### 4. 支保形式

受注者は、支保の施工に当たり、荷重に耐え得る強度を持った支保を使用するとともに、受ける荷重を適切な方法で確実に基礎に伝えられるように適切な形式を選定しなければならない。

##### 5. 支保基礎の注意

受注者は、支保の基礎に過度の沈下や不等沈下などが生じないようにしなければならない。

#### 1-3-8-3 組立て

##### 1. 一般事項

受注者は、型枠を締付けるに当たって、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。

なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。

##### 2. 剥離剤

受注者は、型枠の内面に剥離剤を均一に塗布するとともに、剥離剤が鉄筋に付着しないようにしなければならない。

##### 3. コンクリート出来形の確保

受注者は、型枠・支保の施工に当たり、コンクリート部材の位置、形状及び寸法が確保され、工事目的物の品質・性能が確保できる性能を有するコンクリートが得られるように施工しなければならない。

#### 1-3-8-4 取外し

##### 1. 一般事項

受注者は、型枠・支保の取外しの時期及び順序について、設計図書に定められていない場合には、構造物と同じような状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質、コンクリートの配合、構造物の種類とその重要性、部材の種類及び大きさ、部材の受ける荷重、気温、天候、風通し等を考慮して、取外しの時期及び順序の計画を、施工計画書に記載しなければならない。

##### 2. 取外し時期

受注者は、コンクリートがその自重及び施工に加わる荷重を受けるのに必要な強度に達するまで、型枠・支保を取外してはならない。

##### 3. 型枠穴の補修

受注者は、型枠の組立に使用した締付け材の穴及び壁つなぎの穴を、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で補修しなければならない。

### 第9節 暑中コンクリート

#### 1-3-9-1 一般事項

##### 1. 一般事項

本節は、暑中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ一船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。

##### 2. 適用気温

受注者は、日平均気温が25℃を超えることが予想される時は、暑中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

### 3. 材料の温度

受注者は、コンクリートの材料の温度を、品質が確保できる範囲内で使用しなければならない。

#### 1-3-9-2 施工

##### 1. 施工計画書

暑中コンクリートにおいて、減水剤、AE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJISA6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。

なお、受注者は、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。

##### 2. 打設前の注意

受注者は、コンクリートの打設前に、地盤、型枠等のコンクリートから吸水するおそれのある部分は十分吸水させなければならない。また、型枠及び鉄筋等が直射日光を受けて高温になるおそれのある場合は、散水及び覆い等の適切な処置を講じなければならない。

##### 3. 打設時のコンクリート温度

打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。

##### 4. 運搬時の注意

受注者は、コンクリートの運搬時にコンクリートが乾燥したり、熱せられたりすることの少ない装置及び方法により運搬しなければならない。

##### 5. 所用時間

コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。

##### 6. コールドジョイント

受注者は、コンクリートの打設をコールドジョイントが生じないように行わなければならない。

#### 1-3-9-3 養生

受注者は、コンクリートの打設を終了後、速やかに養生を開始し、コンクリートの表面を乾燥から保護しなければならない。また、特に気温が高く湿度が低い場合には、打込み直後の急激な乾燥によってひび割れが生じることがあるので、直射日光、風等を防ぐために必要な処置を施さなければならない。

## 第10節 寒中コンクリート

### 1-3-10-1 一般事項

#### 1. 一般事項

本節は、寒中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート及び第6節運搬・打設の規定による。

#### 2. 適用気温

受注者は、日平均気温が4℃以下になることが予想されるときは、寒中コンクリートとしての施工を行わなければならない。

#### 3. 寒中コンクリートの施工

受注者は、寒中コンクリートの施工に当たり、材料、配合、練混ぜ、運搬、打込み、養生、型枠・支保についてコンクリートが凍結しないように、また、寒冷下においても設計図書に示す品質が得られるようにしなければならない。

### 1-3-10-2 施工

#### 1. 一般事項

受注者は、寒中コンクリートにおいて以下によらなければならない。

- (1)受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。
- (2)受注者は、材料を加熱する場合、水又は骨材を加熱することとし、セメントはどんな場合でも直接これを熱してはならない。骨材の加熱は、温度が均等で、かつ過度に乾燥しない方法によるものとする。

(3)受注者は、AEコンクリートを用いなければならない。これ以外を用いる場合は、監督職員と協議しなければならない。

**2. 熱量損失の低減**

受注者は、熱量の損失を少なくするようにコンクリートの練混ぜ、運搬及び打込みを行わなければならない。

**3. 打設時のコンクリート温度**

受注者は、打込み時のコンクリートの温度を、構造物の断面最小寸法、気象条件等を考慮して、5～20℃の範囲に保たなければならない。

**4. 材料投入順序の設定**

受注者は、セメントが急結を起こさないように、加熱した材料をミキサに投入する順序を設定しなければならない。

**5. 氷雪の付着防止**

受注者は、鉄筋、型枠等に氷雪が付着した状態でコンクリートを打設してはならない。また、地盤が凍結している場合、これを溶かし、水分を十分に除去した後に打設しなければならない。

**6. 凍結融解害コンクリートの除去**

受注者は、凍結融解によって害を受けたコンクリートを除かななければならない。

**1-3-10-3 養生**

**1. 養生計画**

受注者は、養生方法及び養生期間について、外気温、配合、構造物の種類及び大きさ、その他養生に影響を与えると考えられる要因を考慮して計画しなければならない。

**2. 初期養生**

受注者は、コンクリートの打込み終了後直ちにシートその他材料で表面を覆い、養生を始めるまでの間のコンクリートの表面の温度の急冷を防がなければならない。

**3. 凍結の保護**

受注者は、コンクリートが打込み後の初期に凍結しないように保護し、特に風を防がなければならない。

**4. コンクリートに給熱**

受注者は、コンクリートに給熱する場合、コンクリートが局部的に乾燥又は熱せられることのないようにしなければならない。また、保温養生終了後、コンクリート温度を急速に低下させてはならない。

**5. 養生温度**

受注者は、養生温度を5℃以上に保たなければならない。また、養生期間については、表1-3-4の値以上とするのを標準とする。

なお、表1-3-4の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に保つ養生日数として表1-3-3に示す期間も満足する必要がある。

表 1-3-4 寒中コンクリートの養生期間

型枠の取外し直後に構造物がさらされる環境	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) コンクリート表面が水で飽和される頻度が高い場合	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
(2) コンクリート表面が水で飽和される頻度が低い場合	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

注：水セメント比が55%の場合の標準的な養生期間を示した。水セメント比がこれと異なる場合は適宜増減する。

## 第11節 マスコンクリート

### 1-3-11-1 一般事項

本節は、マスコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

### 1-3-11-2 施工

#### 1. 一般事項

受注者は、マスコンクリートの施工に当たって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならない。

#### 2. マスコンクリート打設計画

受注者は、温度ひび割れに関する検討結果に基づき、打込み区画の大きさ、リフト高さ、継目の位置及び構造、打込み時間間隔を設定しなければならない。

#### 3. マスコンクリート打設温度

受注者は、あらかじめ計画した温度を超えて打込みを行ってはならない。

#### 4. マスコンクリート温度制御

受注者は、養生に当たって、温度ひび割れ制御が計画どおりに行えるようコンクリート温度を制御しなければならない。

#### 5. 型枠による対策

受注者は、温度ひび割れに制御が適切に行えるよう、型枠の材料及び構造を選定するとともに、型枠を適切な期間存置しなければならない。

## 第12節 水中コンクリート

### 1-3-12-1 一般事項

本節は、水中コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設及び第8節型枠・支保の規定による。

### 1-3-12-2 施工

#### 1. 一般事項

受注者は、コンクリートを静水中に打設しなければならない。これ以外の場合であっても、流速は0.05m/s以下でなければ打設してはならない。

#### 2. 水中落下の防止

受注者は、コンクリートを水中落下させないようにし、かつ、打設開始時のコンクリートは水と直接接しないようにしなければならない。

#### 3. 水中コンクリート打設時の注意

受注者は、コンクリート打設中、その面を水平に保ちながら、規定の高さに達するまで連続して打設しなければならない。

なお、やむを得ず打設を中止した場合は、そのコンクリートのレイタンスを完全に除かなければ次のコンクリートを打設してはならない。

#### 4. レイタンス発生防止

受注者は、レイタンスの発生を少なくするため、打設中のコンクリートをかき乱さないようにしなければならない。

#### 5. 水の流動防止

受注者は、コンクリートが硬化するまで、水の流動を防がなければならない。

なお、設計図書に特別な処置が指定されている場合は、それに従わなければならない。

#### 6. 水中コンクリート型枠

受注者は、水中コンクリートに使用する型枠について、仕上げの計画天端高が、水面より上にある場合は、海水面の高さ以上のところに、型枠の各面に水抜き穴を設けなければならない。

## 7. 水中コンクリートの打設方法

受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミー又はコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。

## 8. ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)

- (1)受注者は、打込み開始に当たって、ケーシングの先端にプランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。
- (2)受注者は、コンクリート打込み中、輸送管を起重機船等で吊り上げている場合は、できるだけ船体の動揺を少なくしなければならない。
- (3)打込み時において、輸送管及びケーシングの先端は、常にコンクリート中に挿入しなければならない。
- (4)受注者は、打込み時のケーシング引き上げに当たって、既に打ち込まれたコンクリートをかき乱さないように垂直に引き上げなければならない。
- (5)受注者は、1本のケーシングで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
- (6)受注者は、コンクリートの打継目をやむを得ず水中に設ける場合、旧コンクリート表層の材料分離を起こしているコンクリートを完全に除去してから新コンクリートを打ち込まなければならない。
- (7)受注者は、打込みが終わり、ほぼ所定の高さに均したコンクリートの上面が、しみ出た水がなくなるか、又は上面の水を処理した後でなければ、これを仕上げてはならない。

## 9. トレミー打設

- (1)受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。
- (2)受注者は、1本のトレミーで打ち込む面積について、コンクリートの水中流動距離を考慮して過大であってはならない。
- (3)受注者は、トレミーの取扱いの各段階における状態をあらかじめ詳しく検討し、打込み中のコンクリートに対して好ましくない状態が起こらないよう、予防措置を講じなければならない。
- (4)受注者は、特殊なトレミーを使用する場合には、その適合性を確かめ、使用方法を十分検討しなければならない。

## 10. コンクリートポンプ打設

- (1)コンクリートポンプの配管は、水密でなければならない。
- (2)打込みの方法は、トレミーの場合に準じなければならない。

## 11. 底開き箱及び底開き袋による打設

受注者は、底開き箱及び底開き袋を使用してコンクリートを打設する場合、底開き箱及び底開き袋の底が打設面上に達した際、容易にコンクリートを吐き出しできる構造のものを用いるものとする。また、打設に当たっては、底開き箱及び底開き袋を静かに水中に降ろし、コンクリートを吐き出した後は、コンクリートから相当離れるまで徐々に引き上げるものとする。ただし、底開き箱又は底開き袋を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。

### 1-3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート

#### 1. 一般事項

受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工に当たり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。

#### 2. 水平打継目の設置位置

受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 3. 海水からの保護期間

受注者は、普通ポルトランドセメントを用いた場合材齢5日以上、高炉セメント、フライアッシュ



セメントを用いた場合、B種については、材令7日以上とし、さらに、日平均気温が10℃以下となる場合には、9日以上になるまで海水にあらわれないう保護しなければならない。

### 第13節 水中不分離性コンクリート

#### 1-3-13-1 一般事項

本節は、水中コンクリート構造物に用いる水中不分離性コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。

#### 1-3-13-2 材料の貯蔵

材料の貯蔵は、第1編1-3-5-2材料の貯蔵の規定による。

#### 1-3-13-3 コンクリートの製造

##### 1. 一般事項

受注者は、所要の品質の水中不分離性コンクリートを製造するため、コンクリートの各材料を正確に計量し、十分に練り混ぜるものとする。

##### 2. 計量装置

計量装置は、第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜの規定による。

##### 3. 材料の計量

- (1)受注者は、各材料を1バッチ分ずつ質量計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。
- (2)計量誤差は、1バッチ計量分に対し、「表1-3-5計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)」の値以下とするものとする。

表 1-3-5 計量の許容誤差(水中不分離性コンクリート)

材料の種類	最大値(%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
水中不分離性混和剤	3
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内

##### 4. 練混ぜ

- (1)受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、本節によるほか、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準じるものとする。
- (2)受注者は、強制練りバッチミキサーを用いてコンクリートを練り混ぜるものとする。
- (3)受注者は、コンクリート製造設備の整ったプラントで練り混ぜなければならない。

なお、やむを得ず現場で水中不分離性混和剤及び高性能減水剤を添加する場合は、事前に以下の項目を検討し監督職員と協議しなければならない。

- ①混和剤の添加方法・時期
- ②アジテータトラック1車輛の運搬量
- ③コンクリート品質の試験確認

- (4)受注者は、練混ぜ時間を試験によって定めなければならない。
- (5)受注者は、練混ぜ開始に当たって、あらかじめミキサにモルタルを付着させなければならない。

##### 5. ミキサー、運搬機器の洗浄及び洗浄排水の処理

- (1)受注者は、ミキサー及び運搬機器を使用の前後に十分洗浄しなければならない。

(2)受注者は、洗浄排水の処理方法をあらかじめ定めなければならない。

#### 1-3-13-4 運搬打設

##### 1. 準備

- (1)受注者は、フレッシュコンクリートの粘性を考慮して、運搬及び打設の方法を適切に設定しなければならない。
- (2)受注者は、打設されたコンクリートが均質となるように、打設用具の配置間隔及び1回の打上り高さを定めなければならない。

##### 2. 運搬

受注者は、コンクリートの運搬中に骨材の沈降を防止し、かつ、荷下しが容易なアジテータトラック等で運搬しなければならない。

##### 3. 打設

- (1)受注者は、打設に先立ち、鉄筋、型枠、打込設備等が計画どおりに配置されていることを確かめなければならない。
- (2)受注者は、コンクリートをコンクリートポンプ又はトレミーを用いて打ち込まなければならない。
- (3)受注者は、コンクリートポンプを使用する場合、コンクリートの品質低下を生じさせないように行わなければならない。
- (4)受注者は、トレミーを使用する場合、コンクリートが円滑に流下する断面寸法を持ち、トレミーの継手は水密なものを使用しなければならない。
- (5)受注者は、コンクリートの品質低下を生じさせないように、コンクリートの打込みを連続的に行わなければならない。
- (6)受注者は、コンクリートを静水中で水中落下高さ50cm以下で打ち込まなければならない。
- (7)受注者は、水中流動距離を5m以下としなければならない。
- (8)受注者は、波浪の影響を受ける場所では、打設前に、気象・海象等がコンクリートの施工や品質に悪影響を与えないことを確かめなければならない。

##### 4. 打継ぎ

- (1)受注者は、せん断力の小さい位置に打継目を設け、新旧コンクリートが十分に密着するように処置しなければならない。
- (2)受注者は、打継面を高圧ジェット、水中清掃機械等を用い清掃し、必要に応じて補強鉄筋等により補強しなければならない。

##### 5. コンクリート表面の保護

受注者は、流水、波等の影響により、セメント分の流失又はコンクリートが洗掘されるおそれがある場合、表面をシートで覆う等の適切な処置をしなければならない。

### 第14節 プレパックドコンクリート

#### 1-3-14-1 一般事項

本節は、プレパックドコンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサー船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬・打設、第7節鉄筋工及び第8節型枠・支保の規定による。

#### 1-3-14-2 施工機器

##### 1. 施工機械

- (1)受注者は、5分以内に規定の品質の注入モルタルを練り混ぜることのできるモルタルミキサーを使用しなければならない。
- (2)受注者は、注入モルタルを緩やかに攪拌でき、モルタルの注入が完了するまで規定の品質を保てるアジテータを使用しなければならない。
- (3)受注者は、十分な圧送能力を有し、注入モルタルを連続的に、かつ、空気を混入させないで注入できるモルタルポンプを使用しなければならない。

##### 2. 輸送管

受注者は、注入モルタルを円滑に輸送できる輸送管を使用しなければならない。

### 3. 注入管

受注者は、確実に、かつ、円滑に注入作業ができる注入管を使用しなければならない。  
なお、注入管の内径寸法は、輸送管の内径寸法以下とする。

## 1-3-14-3 施工

### 1. 型枠

- (1)受注者は、型枠をプレパックスドコンクリートの側圧及びその他施工時の外力に十分耐える構造に組み立てなければならない。
- (2)受注者は、事前に型枠の取外し時期について、監督職員の承諾を得なければならない。

### 2. モルタルの漏出防止

受注者は、基礎と型枠との間や型枠の継目などの隙間から、注入モルタルが漏れないように処置しなければならない。

### 3. 粗骨材の投入

- (1)受注者は、粗骨材の投入に先立ち、鉄筋、注入管、検査管等を規定の位置に配置しなければならない。
- (2)受注者は、粗骨材を大小粒が均等に分布するように、また、破碎しないように投入しなければならない。
- (3)受注者は、粗骨材を泥やごみ、藻貝類など付着しないよう良好な状態に管理しなければならない。

### 4. 注入管の配置

- (1)受注者は、鉛直注入管を水平間隔2m以下に配置しなければならない。  
なお、水平間隔が2mを超える場合は、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
- (2)受注者は、水平注入管の水平間隔を2m程度、鉛直間隔を1.5m程度に配置しなければならない。  
また、水平注入管には、逆流防止装置を備えなければならない。

### 5. 練混ぜ

- (1)受注者は、練混ぜをモルタルミキサで行うものとし、均一なモルタルが得られるまで練り混ぜなければならない。
- (2)受注者は、練混ぜ作業には、細骨材の粒度及び表面水量を確かめ、規定の流動性等の品質が得られるように、粒度の調整、配合の修正、水量の補正等の適切な処置をしなければならない。
- (3)受注者は、モルタルミキサ1バッチの練混ぜを、ミキサの定められた練混ぜ容量に適した量で練り混ぜなければならない。

### 6. 注入

- (1)受注者は、管の建込み終了後、異常がないことを確かめた後、モルタルを注入しなければならない。
- (2)受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。  
なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合は、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- (3)受注者は、最下部から上方へモルタル注入するものとし、注入モルタル上面の上昇速度は0.3～2.0m/hとしなければならない。
- (4)受注者は、鉛直注入管を引き抜きながら注入するものとし、注入管の先端を、0.5～2.0mモルタル中に埋込まれた状態に保たなければならない。
- (5)受注者は、注入が完了するまで、モルタルの攪拌を続けなければならない。

### 7. 注入モルタルの上昇状況の確認

受注者は、注入モルタルの上昇状況を確認するため、注入モルタルの上面の位置を測定できるようにしておかなければならない。

### 8. 寒中における施工

受注者は、寒中における施工の場合、粗骨材及び注入モルタルの凍結を防ぐ処置をしなければならない。また、注入モルタルの膨張の遅延が起こるのを防ぐため、必要に応じて、適切な保温給熱を行わなければならない。

### 9. 暑中における施工

受注者は、暑中における施工の場合、注入モルタルの温度上昇、注入モルタルの過早な膨張及び流動性の低下等が起こらないよう施工しなければならない。

## 第15節 袋詰コンクリート

### 1-3-15-1 一般事項

本節は、袋詰コンクリートの施工に関する一般的事項を取り扱うものとする。

なお、本節に定めのない事項は、第1編第3章第12節水中コンクリートの規定による。

### 1-3-15-2 施工

#### 1. 袋詰

受注者は、袋の容量の2/3程度にコンクリートを詰め、袋の口を確実に縛らなければならない。

#### 2. 袋詰コンクリート積み方法

受注者は、袋を長手及び小口の層に交互に、1袋ずつ丁寧に積み重ねなければならない。また、水中に投げ込んで서는ならない。

## 第2編 材料編

### 第1章 一般事項

#### 第1節 適用

工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

#### 第2節 工事材料の品質

##### 1. 一般事項

受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で品質規格証明等の提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。

なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等(以下、「JISマーク表示品」という)については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。

##### 2. 中等の品質

契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものをいう。

##### 3. 試験を行う工事材料

受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、JIS又は設計図書に定める方法により試験を実施し、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、JISマーク表示品については試験を省略できる。

##### 4. 見本・品質証明資料

受注者は、設計図書において監督職員の試験又は確認及び承諾を受けて使用することを指定された工事材料について、見本又は品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認とし見本又は品質を証明する資料の提出は省略できる。

##### 5. 材料の保管

受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないように、これを保管しなければならない。

なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。

##### 6. 海外の建設資材の品質証明

受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。

なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。

第2編 材料編 第1章 一般事項

表 2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材

区分／細別		品目	対応 JIS 規格 (参考)
I セメント		ポルトランドセメント	JIS R 5210
		高炉セメント	JIS R 5211
		シリカセメント	JIS R 5212
		フライアッシュセメント	JIS R 5213
II 鋼材	1 構造用圧延鋼材	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		溶接構造用圧延鋼材	JIS G 3106
		鉄筋コンクリート用棒鋼	JIS G 3112
		溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材	JIS G 3114
	2 軽量形鋼	一般構造用軽量形鋼	JIS G 3350
	3 鋼管	一般構造用炭素鋼鋼管	JIS G 3444
		配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452
		配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	JIS G 3457
		一般構造用角形鋼管	JIS G 3466
	4 鉄線	鉄線	JIS G 3532
	5 ワイヤロープ	ワイヤロープ	JIS G 3525
	6 プレストレスト コンクリート用 鋼材	P C 鋼線及び P C 鋼より線	JIS G 3536
		P C 鋼棒	JIS G 3109
		ピアノ線材	JIS G 3502
		硬鋼線材	JIS G 3506
	7 鉄鋼	鉄線	JIS G 3532
		溶接金網	JIS G 3551
		ひし形金網	JIS G 3552
	8 鋼製ぐい 及び鋼矢板	鋼管ぐい	JIS A 5525
		H形鋼ぐい	JIS A 5526
		熱間圧延鋼矢板	JIS A 5528
		鋼管矢板	JIS A 5530
	9 鋼製支保工	一般構造用圧延鋼材	JIS G 3101
		六角ボルト	JIS B 1180
		六角ナット	JIS B 1181
		摩擦接合用高力六角ボルト、六角ナット、 平座金のセット	JIS B 1186
	III 瀝青材料	舗装用石油アスファルト	日本道路規定規格
石油アスファルト乳剤		JIS K 2208	
IV 割ぐり石及び骨材	割ぐり石	JIS A 5006	
	道路用砕石	JIS A 5001	
	アスファルト舗装用骨材	JIS A 5001	
	フィラー(舗装用石炭石粉)	JIS A 5008	
	コンクリート用砕石及び砕砂	JIS A 5005	
	コンクリート用スラグ骨材	JIS A 5011	
	道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015	

## 第2章 土木工事材料

### 第1節 土

#### 2-2-1-1 一般事項

工事に使用する土は、設計図書における各工種の施工に適合するものとする。

### 第2節 石

#### 2-2-2-1 石材

天然産の石材については、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5003(石材)

#### 2-2-2-2 割ぐり石

割ぐり石は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5006(割ぐり石)

#### 2-2-2-3 雑割石

雑割石の形状は、おおむねくさび形とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。前面はおおむね四辺形であって二稜辺の平均の長さが控長の2/3程度のものとする。

#### 2-2-2-4 雑石(粗石)

雑石は、天然石又は破砕石とし、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

#### 2-2-2-5 玉石

玉石は、天然に産し、丸みをもつ石でおおむね15cm～25cmのものとし、形状はおおむね卵体とし、表面が粗雑なもの、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

#### 2-2-2-6 ぐり石

ぐり石は、玉石又は割ぐり石で20cm以下の小さいものとし、主に基礎・裏込ぐり石に用いるものであり、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

#### 2-2-2-7 野面石

野面石は、天然に産し、控長のほかは面の形状、友面等に制限のないもので、通常控長25cm以上のものをいうが、うすっぺらなもの及び細長いものであってはならない。

#### 2-2-2-8 その他の砂利、碎石、砂

##### 1. 砂利、碎石

砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

##### 2. 砂

砂の粒度及びごみ・泥・有機不純物等の含有量は、本共通仕様書における関係条項の規定に適合するものとする。

### 第3節 骨材

#### 2-2-3-1 一般事項

##### 1. 適合規格

道路用碎石及びコンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5001(道路用碎石)

JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)

JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂)

JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材—第1部：高炉スラグ骨材)

JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材—第2部：フェロニッケルスラグ骨材)

JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材—第3部：銅スラグ骨材)  
JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材—第4部：電気炉酸化スラグ骨材)  
JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)  
JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)

## 2. 骨材の貯蔵

受注者は、骨材を寸法別及び種類別に貯蔵しなければならない。

## 3. 有害物の混入防止

受注者は、骨材に有害物が混入しないように貯蔵しなければならない。

## 4. 粒度調整路盤材等の貯蔵

受注者は、粒度調整路盤材等を貯蔵する場合には、貯蔵場所を平坦にして清掃し、できるだけ骨材の分離を生じないようにし、貯蔵敷地面全面の排水を図るようにしなければならない。

## 5. 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ等の貯蔵

受注者は、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、細骨材、又は細粒分を多く含む骨材を貯蔵する場合に、防水シートなどで覆い、雨水がかからないようにしなければならない。

## 6. 石粉、石灰等の貯蔵

受注者は、石粉、石灰、セメント、回収ダスト、フライアッシュを貯蔵する場合に、防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫等を使用しなければならない。

## 7. 海砂使用の場合の注意

受注者は、細骨材として海砂を使用する場合、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。

## 8. 海砂の塩分の許容限度

受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。

### 2-2-3-2 セメントコンクリート用骨材

#### 1. 細骨材及び粗骨材の粒度

細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-2-1、表2-2-2の規格に適合するものとする。



第2編 材料編 第2章 土木工事材料

表 2-2-1 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックスドコンクリートの  
細骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
10	100
5	90～100
2.5	80～100
1.2	50～90
0.6	25～65
0.3	10～35
0.15	2～10 [注 1]

[注 1] 砕砂あるいはスラグ細骨材を単独に用いる場合には、2～15%にしてよい。混合使用する場合で、0.15mm 通過分の大半が砕砂あるいはスラグ細骨材である場合には 15%としてよい。

[注 2] 連続した2つのふるいの間の量は 45%を超えないのが望ましい。

[注 3] 空気量が 3%以上で単位セメント量が 250kg/m<sup>3</sup> 以上のコンクリートの場合、良質の鉱物質微粉末を用いて細粒の不足分を補う場合等に 0.3mm ふるい及び 0.15mm ふるいを通るものの質量百分率の最小値をそれぞれ 5 及び 0 に減らしてよい。

(2) プレパックスドコンクリート

ふるいの呼び寸法(mm)	ふるいを通るものの重量百分率(%)
2.5	100
1.2	90～100
0.6	60～80
0.3	20～50
0.15	5～30

表 2-2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックスドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲

(1) 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート

ふるいの呼び 寸法 (mm) 粗骨材の 最大寸法 (mm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)								
	50	40	25	20	15	13	10	5	2.5
40	100	95~ 100	—	35~ 70	—	—	10~ 30	0~ 5	—
25	—	100	95~ 100	—	30~ 70	—	—	0~ 10	0~ 5
20	—	—	100	90~ 100	—	—	20~ 55	0~ 10	0~ 5
10	—	—	—	—	—	100	90~ 100	0~ 15	0~ 5

(2) プレパックスドコンクリート

最小寸法	15mm 以上。
最大寸法	部材最小寸法の 1/4 以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋の空きの 1/2 以下。

2. 細骨材及び粗骨材の使用規定

硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。

また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。

3. 使用規定の例外

気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。

4. 使用不可の細骨材及び粗骨材

化学的あるいは物理的に不安定な細骨材及び粗骨材は、これを用いてはならない。ただし、その使用実績、使用条件、化学的あるいは物理的安定性に関する試験結果等から、有害な影響をもたらさないものであると認められた場合には、これを用いてもよいものとする。

5. 擦り減り減量の限度

舗装コンクリートに用いる粗骨材は、擦り減り試験を行った場合の擦り減り減量の限度は35%以下とする。

なお、積雪寒冷地においては、擦り減り減量が25%以下のものを使用するものとする。

2-2-3-3 アスファルト舗装用骨材

1. 砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度

砕石・再生砕石及び鉄鋼スラグの粒度は、表2-2-3、表2-2-4、表2-2-5の規格に適合するものとする。

第2編 材料編 第2章 土木工事材料

表 2-2-3 砕石の粒度

ふるい目の開き 粒度範囲 (mm)		ふるいを通るものの質量分率 (%)														
		106mm	75mm	63mm	53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	1.18mm	425 μ m	75 μ m	
呼び名																
単 粒 度 砕 石	S-80(1号)	80~60	100	85~100	0~15											
	S-60(2号)	60~40		100	85~100	—	0~15									
	S-40(3号)	40~30				100	85~100	0~15								
	S-30(4号)	30~20					100	85~100	—	0~15						
	S-20(5号)	20~13							100	85~100	0~15					
	S-13(6号)	13~5								100	85~100	0~15				
	S-5(7号)	5~2.5									100	85~100	0~25	0~5		
粒 度 調 整 砕 石	M-40	40~0				100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	M30	30~0					100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	—	10~30	2~10
	M-25	25~0						100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	—	10~30	2~10
ク ラ ッ シ ャ ラ ン	C-40	40~0				100	95~100	—	—	50~80	—	15~40	5~25			
	C-30	30~0					100	95~100	—	55~85	—	15~45	5~30			
	C-20	20~0							100	95~100	60~90	20~50	10~35			

[注1] 呼び名別粒度の規定に適合しない粒度の砕石であっても、他の砕石、砂、石粉等と合成したときの粒度が、所要の混合物の骨材粒度に適合すれば使用することができる。

[注2] 花崗岩や頁岩などの砕石で、加熱によって擦り減り減量が特に大きくなったり破壊したりするものは表層に用いてはならない。

表 2-2-4 再生砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RC-40)	30~0 (RC-30)	20~0 (RC-20)
		通過質量百分率(%)	53mm		100
37.5mm			95~100	100	
31.5mm			—	95~100	
26.5mm			—	—	100
19mm			50~80	55~85	95~100
13.2mm			—	—	60~90
4.75mm			15~40	15~45	20~50
2.36mm			5~25	5~30	10~35

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

表 2-2-5 再生粒度調整砕石の粒度

ふるい目の開き		粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RM-40)	30~0 (RM-30)	25~0 (RM-25)
		通過質量百分率(%)	53mm		100
37.5mm			95~100	100	
31.5mm			—	95~100	100
26.5mm			—	—	95~100
19mm			60~90	60~90	—
13.2mm			—	—	55~85
4.75mm			30~65	30~65	30~65
2.36mm			20~50	20~50	20~50
425 μm			10~30	10~30	10~30
75 μm			2~10	2~10	2~10

[注] 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ破砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

## 2. 砕石の材質

砕石の材質は、表2-2-6の規格に適合するものとする。

表 2-2-6 安定性試験の限度

用途	表層・基層	上層路盤
損失量 %	12 以下	20 以下

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧〔第2分冊〕」の「A004 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法」による。

## 3. 砕石の品質

砕石の品質は、表2-2-7の規格に適合するものとする。

表 2-2-7 砕石の品質

項目	用途	表層・基層	上層路盤
	表乾密度 g/cm <sup>3</sup>	2.45 以上	—
吸水率 %	3.0 以下	—	
擦り減り減量 %	30 以下 <sup>注)</sup>	50 以下	

[注1] 表層、基層用砕石の擦り減り減量試験は、粒径 13.2～4.75mm のものについて実施する。

[注2] 上層路盤用砕石については主として使用する粒径について行えばよい。

## 4. 鉄鋼スラグ

鉄鋼スラグは、硫黄分による黄濁水が流出せず、かつ、細長いあるいは扁平なもの、ごみ、泥、有機物などを有害量含まないものとする。その種類と用途は表2-2-8によるものとする。また、単粒度製鋼スラグ、クラッシュラン製鋼スラグ及び水硬性粒度調整鉄鋼スラグの粒度規格、及び環境安全品質基準はJIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)によるものとし、その他は砕石の粒度に準ずるものとする。

表 2-2-8 鉄鋼スラグの種類と主な用途

名称	呼び名	用途
単粒度製鋼スラグ	SS	加熱アスファルト混合物用
クラッシュラン製鋼スラグ	CSS	瀝青安定処理(加熱混合)用
粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
クラッシュラン鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材

## 5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)

路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-2-9の規格に適合するものとする。

表 2-2-9 鉄鋼スラグの規格

呼び名	修正 C B R %	一軸圧縮 強 さ MPa	単位容積 質 量 kg/l	呈 色 判定試験	水浸膨張比 %	エージング 期 間
MS	80 以上	—	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
HMS	80 以上	1.2 以上	1.5 以上	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上
CS	30 以上	—	—	呈色なし	1.5 以下	6 ヶ月以上

[注 1] 呈色判定は、高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 2] 水浸膨張比は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

[注 3] エージングとは高炉徐冷スラグの黄濁水発生防止や製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、冷却固化した高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理をいう。エージング方法には、空気及び水による通常エージングと温水又は蒸気による促進エージングがある。

[注 4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを 3 ヶ月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

#### 6. 鉄鋼スラグの規格(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)

加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)は、表2-2-10の規格に適合するものとする。

表 2-2-10 鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)の規格

呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	擦り減り 減 量 (%)	水浸膨張比 (%)	エージング 期 間
CSS	—	—	50 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上
SS	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下	3 ヶ月以上

[注 1] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

[注 2] エージングとは製鋼スラグの膨張性安定化を目的とし、製鋼スラグを破碎後、空気及び水と反応させる処理(通常エージング)をいう。

### 7. 砂

砂は、天然砂、人工砂、スクリーニングス(砕石ダスト)などを用い、粒度は混合物に適合するものとする。

### 8. スクリーニングス粒度の規格

スクリーニングス(砕石ダスト)の粒度は、表2-2-11の規格に適合するものとする。

表 2-2-11 スクリーニングスの粒度範囲

種 類	呼び名	通過質量百分率 %					
		ふるいの目の開き					
		4.75mm	2.36mm	600 μ m	300 μ m	150 μ m	75 μ m
スクリーニングス	F-2.5	100	85~100	25~55	15~40	7~28	0~20

### 2-2-3-4 アスファルト用再生骨材

再生加熱アスファルト混合物に用いるアスファルトコンクリート再生骨材の品質は、表2-2-12の規格に適合するものとする。

表 2-2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度	1 /10mm 20 以上
	圧裂係数	MPa/mm 1.70 以下
骨材の微粒分量	%	5 以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13 mm、13~5 mm、5~0 mm の 3 種類の粒度や 20~13 mm、13~0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0 mm の粒度区分のものに適用する。

[注 3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0 mm 相当分を求めてもよい。また、13~0 mm あるいは 13~5 mm、5~0 mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0 mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 μ m を通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注 5] 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。

[注 6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコン

クリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度又は、圧列係数のどちらかが基準を満足すればよい。

### 2-2-3-5 フィラー

#### 1. フィラー

フィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュなどを用いる。石灰岩を粉砕した石粉の水分量は1.0%以下のものを使用する。

#### 2. 石灰岩の石粉等の粒度範囲

石灰岩を粉砕した石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲は、表2-2-13の規格に適合するものとする。

表 2-2-13 石粉、回収ダスト及びフライアッシュの粒度範囲

ふるい目 (μm)	ふるいを通るものの質量百分率 (%)
600	100
150	90～100
75	70～100

#### 3. 石灰岩以外の石粉の規定

フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は、表2-2-14の規格に適合するものとする。

表 2-2-14 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定

項 目	規 定
塑性指数 ( P I )	4 以下
フロー試験 %	50 以下
吸水膨張 %	3 以下
剥離試験	1 / 4 以下

#### 4. 消石灰の品質規格

消石灰をはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 9001 (工業用石灰)に規定されている生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)の規格に適合するものとする。

#### 5. セメントの品質規格

セメントをはく離防止のためにフィラーとして使用する場合の品質は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)及びJIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。

### 2-2-3-6 安定材

#### 1. 瀝青材料の品質

瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。



第2編 材料編 第2章 土木工事材料

表 2-2-15 舗装用石油アスファルトの規格

種類 項目	40～60	60～80	80～100	100～120	120～150	150～200	200～300
針入度(25℃) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下
軟化点 ℃	47.0～ 55.0	44.0～ 52.0	42.0～ 50.0	40.0～ 50.0	38.0～ 48.0	30.0～ 45.0	30.0～ 45.0
伸度(15℃) cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン 可溶分%	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点 ℃	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	240 以上	210 以上
薄膜加熱質量 変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	—	—	—
薄膜加熱針入度 残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	—	—	—
蒸発後の質量 変化率 %	—	—	—	—	0.5 以下	1.0 以下	1.0 以下
蒸発後の 針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	—	—	—
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

[注] 各種類とも 120℃、150℃、180℃のそれぞれにおける動粘度を試験表に付記する。

第2編 材料編 第2章 土木工事材料

表 2-2-16 石油アスファルト乳剤の規格

種類及び記号 項目		カチオン乳剤						ノニオン乳剤	
		PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1
エングラード度 (25℃)		3~15		1~6		3~40			2~30
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)		0.3以下						0.3以下	
付着度		2/3以上			-			-	
粗粒度骨材混合性		-			均等であること	-		-	
密粒度骨材混合性		-			均等であること	-		-	
土混り骨材混合性(質量%)		-					5以下	-	
セメント混合性(質量%)		-						1.0以下	
粒子の電荷		陽(+)						-	
蒸発残留分(質量%)		60以上		50以上		57以上		57以上	
蒸発残留物	針入度(25℃) (1/10mm)	100を超え 200以下	150を超え 300以下	100を超え 300以下	60を超え 150以下	60を超え 200以下	60を超え 300以下	60を超え 300以下	
	トルエン可溶分 (質量%)	98以上			97以上			97以上	
貯蔵安定度(24hr) (質量%)		1以下						1以下	
凍結安定度 (-5℃)		-	粗粒子、塊がないこと	-				-	
主な用途		温暖期浸透用 表面処理用 及び	寒冷期浸透用 表面処理用 及び	セメント安定処理層養生用 プライムコート用 及び	タックコート用	粗粒度骨材混合用	密粒度骨材混合用	土混り骨材混合用	セメント・アスファルト 乳剤安定処理混合用

[注1] 種類記号の説明 P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤

[注2] エングラード度が15以下の乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)6.3 エングラード度試験方法によって求め、15を超える乳剤については JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)6.4 セイボルトフロール秒試験方法によって粘度を求め、エングラード度に換算する。

2. セメント安定処理に使用するセメント

セメント安定処理に使用するセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)及びJIS R 5211(高炉セメント)の規格に適合するものとする。

3. 石灰安定処理に使用する石灰

石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001(工業用石灰)に規定にされる生石灰(特号及び1号)、消石灰(特号及び1号)、又はそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。

#### 第4節 木材

##### 2-2-4-1 一般事項

###### 1. 一般事項

工事に使用する木材は、有害な腐れ、割れ等の欠陥のないものとする。

###### 2. 寸法表示

設計図書に示す寸法の表示は、製材においては仕上がり寸法とし、素材については特に明示する場合を除き末口寸法とするものとする。

#### 第5節 鋼材

##### 2-2-5-1 一般事項

###### 1. 一般事項

工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

###### 2. 鋼材取扱いの注意

受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防食しなければならない。

##### 2-2-5-2 構造用圧延鋼材

構造用圧延鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)

JIS G 3114(溶接構造用耐候性熱間圧延鋼材)

JIS G 3140(橋梁用高降伏点鋼板)

##### 2-2-5-3 軽量形鋼

軽量形鋼は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3350(一般構造用軽量形鋼)

##### 2-2-5-4 鋼管

鋼管は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3457(配管用アーク溶接炭素鋼鋼管)

JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)

JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)

JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)

##### 2-2-5-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品

鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 5501(ねずみ鋳鉄品)

JIS G 5101(炭素鋼鋳鋼品)

JIS G 3201(炭素鋼鍛鋼品)

JIS G 5102(溶接構造用鋳鋼品)

JIS G 5111(構造用高張力炭素鋼及び低合金鋼鋳鋼品)

JIS G 4051(機械構造用炭素鋼鋼材)

JIS G 5502(球状黒鉛鋳鉄品)

##### 2-2-5-6 ボルト用鋼材

ボルト用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS B 1180(六角ボルト)

JIS B 1181(六角ナット)

JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)

JIS B 1256(平座金)  
JIS B 1198(頭付きスタッド)  
JIS M 2506(ロックボルト及びその構成部品)  
摩擦接合用トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)  
支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格(日本道路協会)

#### 2-2-5-7 溶接材料

溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS Z 3211(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用被覆アーク溶接棒)  
JIS Z 3214(耐候性鋼用被覆アーク溶接棒)  
JIS Z 3312(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用のマグ溶接及びミグ溶接ソリッドワイヤ)  
JIS Z 3313(軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)  
JIS Z 3315(耐候性鋼用のマグ溶接及びミグ溶接用ソリッドワイヤ)  
JIS Z 3320(耐候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)  
JIS Z 3351(炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ)  
JIS Z 3352(サブマージアーク溶接用フラックス)

#### 2-2-5-8 鉄線

鉄線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3532(鉄線)

#### 2-2-5-9 ワイヤロープ

ワイヤロープは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3525(ワイヤロープ)

#### 2-2-5-10 プレストレストコンクリート用鋼材

プレストレストコンクリート用鋼材は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)  
JIS G 3109(PC鋼棒)  
JIS G 3137(細径異形PC鋼棒)  
JIS G 3502(ピアノ線材)  
JIS G 3506(硬鋼線材)

#### 2-2-5-11 鉄網

鉄網は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3551(溶接金網及び鉄筋格子)  
JIS G 3552(ひし形金網)

#### 2-2-5-12 鋼製ぐい及び鋼矢板

鋼製ぐい及び鋼矢板は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5523(溶接用熱間圧延鋼矢板)  
JIS A 5525(鋼管ぐい)  
JIS A 5526(H形鋼ぐい)  
JIS A 5528(熱間圧延鋼矢板)  
JIS A 5530(鋼管矢板)

#### 2-2-5-13 鋼製支保工

鋼製支保工は、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)  
JIS B 1180(六角ボルト)  
JIS B 1181(六角ナット)

JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)

#### 2-2-5-14 鉄線じゃかご

鉄線じゃかごは、以下の規格に準ずるものとする。

なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m<sup>2</sup>以上のめっき鉄線を使用するものとする。

JIS A 5513(じゃかご)

#### 2-2-5-15 コルゲートパイプ

コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。

JIS G 3471(コルゲートパイプ)

#### 2-2-5-16 ガードレール(路側用、分離帯用)

ガードレール(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ビーム(袖ビーム含む)

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3454(圧力配管用炭素鋼鋼管)

(2) 支柱

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

(4) ボルトナット

JIS B 1180(六角ボルト)

JIS B 1181(六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM20)は4.6とし、ビーム継手用及び取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は6.8とするものとする。

#### 2-2-5-17 ガードケーブル(路側用、分離帯用)

ガードケーブル(路側用、分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

(1) ケーブル

JIS G 3525(ワイヤロープ)

ケーブルの径は18mm、構造は3×7G/oとする。

なお、ケーブル一本当たりの破断強度は160kN以上の強さを持つものとする。

(2) 支柱

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

(3) ブラケット

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

(4) 索端金具

ソケットはケーブルと調整ねじを取付けた状態において、ケーブルの一本当たりの破断強度以上の強さを持つものとする。

(5) 調整ねじ

強度は、ケーブルの破断強度以上の強さを持つものとする。

(6) ボルトナット

JIS B 1180(六角ボルト)

JIS B 1181(六角ナット)

ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM12)及びケーブル取付け用ボルト(ねじの呼びM10)はともに4.6とするものとする。

#### 2-2-5-18 ガードパイプ(歩道用、路側用)

ガードパイプ(歩道用、路側用)は、以下の規格に適合するものとする。

- (1)パイプ  
JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)
- (2)支柱  
JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)
- (3)ブラケット  
JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)
- (4)継手  
JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)  
JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)
- (5)ボルトナット  
JIS B 1180(六角ボルト)  
JIS B 1181(六角ナット)  
ブラケット取付け用ボルト(ねじの呼びM16)は4.6とし、継手用ボルト(ねじの呼びM16〔種別Ap〕M14〔種別Bp及びCp〕)は6.8とする。

#### 2-2-5-19 ボックスビーム(分離帯用)

ボックスビーム(分離帯用)は、以下の規格に適合するものとする。

- (1)ビーム  
JIS G 3466(一般構造用角形鋼管)
- (2)支柱  
JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)
- (3)パドル及び継手  
JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)
- (4)ボルトナット  
JIS B 1180(六角ボルト)  
JIS B 1181(六角ナット)  
パドル取付け用ボルト(ねじの呼びM16)及び継手用ボルト(ねじの呼びM20)はともに6.8とする。

### 第6節 セメント及び混和材料

#### 2-2-6-1 一般事項

##### 1. 工事用セメント

工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書によらなければならない。

##### 2. セメントの貯蔵

受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロ又は倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。

##### 3. サイロの構造

受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。

##### 4. 異常なセメント使用時の注意

受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用に当たっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

##### 5. セメント貯蔵の温度、湿度

受注者は、セメントの貯蔵に当たって温度、湿度が過度に高くないようにしなければならない。

##### 6. 混和剤の貯蔵

受注者は、混和剤に、ごみ、その他の不純物が混入しないよう、液状の混和剤は分離したり変質したり凍結しないよう、また、粉末状の混和剤は吸湿したり固結したりしないように、これを貯蔵しなければならない。

##### 7. 異常な混和剤使用時の注意

受注者は、貯蔵中に前項に示す分離・変質等が生じた混和剤やその他異常を認めたと認められた混和剤について、これらを用いる前に試験を行い、性能が低下していないことを確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵した混和剤は使用してはならない。

### 8. 混和材の使用順序

受注者は、混和材を防湿的なサイロ又は、倉庫等に品種別に区分して貯蔵し、入荷の順にこれを用いなければならない。

### 9. 異常な混和材使用時の注意

受注者は、貯蔵中に吸湿により固結した混和材、その他異常を認めたと認められた混和材の使用に当たって、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。

## 2-2-6-2 セメント

### 1. 適用規格

セメントは、表2-2-17の規格に適合するものとする。

表 2-2-17 セメントの種類

JIS 番号	名 称	区 分	摘 要
R5210	ポルトランドセメント	(1) 普通ポルトランド (2) 早強ポルトランド (3) 中庸熟ポルトランド (4) 超早強ポルトランド (5) 低熱ポルトランド (6) 耐硫酸塩ポルトランド	低アルカリ形を含む 〃 〃 〃 〃 〃
R5211	高炉セメント	(1) A種高炉 (2) B種高炉 (3) C種高炉	高炉スラグの分量(質量%) 5 を超え 30 以下 30 を超え 60 以下 60 を超え 70 以下
R5212	シリカセメント	(1) A種シリカ (2) B種シリカ (3) C種シリカ	シリカ質混合材の分量(質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5213	フライアッシュセメント	(1) A種フライアッシュ (2) B種フライアッシュ (3) C種フライアッシュ	フライアッシュの分量(質量%) 5 を超え 10 以下 10 を超え 20 以下 20 を超え 30 以下
R5214	エコセメント	(1) 普通エコセメント (2) 速硬エコセメント	塩化物イオン量(質量%) 0.1 以下 0.5 以上 1.5 以下

### 2. 普通ポルトランドセメントの規定

コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、本条3項、4項の規定に適合するものとする。

なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m<sup>3</sup>未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。

### 3. 普通ポルトランドセメントの品質

普通ポルトランドセメントの品質は、表2-2-18の規格に適合するものとする。

表 2-2-18 普通ポルトランドセメントの品質

品 質		規 格
比表面積 cm <sup>2</sup> /g		2,500 以上
凝 結 h	始 発	1 以上
	終 結	10 以下
安定性	パット法	良
	ルシャチリエ法 mm	10 以下
圧縮強さ N/mm <sup>2</sup>	3d	12.5 以上
	7d	22.5 以上
	28d	42.5 以上
水和熱 J/g	7d	350 以下
	28d	400 以下
酸化マグネシウム%		5.0 以下
三酸化硫黄%		3.5 以下
強熱減量%		5.0 以下
全アルカリ (Na <sub>2</sub> O <sub>eq</sub> ) %		0.75 以下
塩化物イオン%		0.035 以下

[注] 普通ポルトランドセメント(低アルカリ形)については、全アルカリ (Na<sub>2</sub>O<sub>eq</sub>)の値を 0.6%以下とする。

#### 4. 原材料、検査等の規定

原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。

#### 2-2-6-3 混和材料

##### 1. 適用規格

混和材として用いるフライアッシュは、JIS A 6201(コンクリート用フライアッシュ)の規格に適合するものとする。

##### 2. コンクリート用膨張材

混和材として用いるコンクリート用膨張材は、JIS A 6202(コンクリート用膨張材)の規格に適合するものとする。

##### 3. 高炉スラグ微粉末

混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206(コンクリート用高炉スラグ微粉末)の規格に適合するものとする。

##### 4. 混和剤の適合規格

混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤は、JIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合するものとする。

##### 5. 急結剤

急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D102-2013吹付けコンクリート(モルタル)用



急結剤品質規格(案)」（土木学会)の規格に適合するものとする。

#### 2-2-6-4 コンクリート用水

##### 1. 練混ぜ水

コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道又はJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

##### 2. 海水の使用禁止

受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋やセパレータを配置しない無筋コンクリートには、海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認した上で、練混ぜ水として用いてよいものとする。

### 第7節 セメントコンクリート製品

#### 2-2-7-1 一般事項

##### 1. 一般事項

セメントコンクリート製品は、有害なひび割れ等損傷のないものでなければならない。

##### 2. 塩化物含有量

セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(Cl-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m<sup>3</sup>以下とするものとする。

なお、受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

##### 3. アルカリ骨材反応抑制対策

受注者は、セメントコンクリート製品の使用に当たって「アルカリ骨材反応抑制対策について」(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成14年7月31日)及び「アルカリ骨材反応抑制対策について」の運用について(国土交通省大臣官房技術調査課長通達、平成14年7月31日)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。

#### 2-2-7-2 セメントコンクリート製品

セメントコンクリート製品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 5361(プレキャストコンクリート製品—種類、製品の呼び方及び表示の通則)

JIS A 5364(プレキャストコンクリート製品—材料及び製造方法の通則)

JIS A 5365(プレキャストコンクリート製品—検査方法通則)

JIS A 5371(プレキャスト無筋コンクリート製品)

JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)

JIS A 5373(プレキャストプレストレストコンクリート製品)

JIS A 5406(建築用コンクリートブロック)

JIS A 5506(下水道用マンホールふた)

### 第8節 瀝青材料

#### 2-2-8-1 一般瀝青材料

##### 1. 適用規格

舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の表2-2-15の規格に適合するものとする。

##### 2. ポリマー改質アスファルト

ポリマー改質アスファルトの性状は、表2-2-19の規格に適合するものとする。

なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。

表 2-2-19 ポリマー改質アスファルトの標準的性状

項目	種類 付加記号	I 型	II 型	III 型		H 型	
				III 型-W	III 型-WF		H 型-F
軟化点	℃	50.0 以上	56.0 以上	70.0 以上		80.0 以上	
伸度	(7℃) cm	30 以上	—	—		—	—
	(15℃) cm	—	30 以上	50 以上		50 以上	—
タフネス (25℃)	N・m	5.0 以上	8.0 以上	16 以上		20 以上	—
テナシティ (25℃)	N・m	2.5 以上	4.0 以上	—		—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—	—	5 以下	—	—
フラース脆化点	℃	—	—	—	—	-12 以下	-12 以下
曲げ仕事量 (-20℃)	kPa	—	—	—	—	—	400 以上
曲げスティフネス (-20℃)	MPa	—	—	—	—	—	100 以下
針入度 (25℃)	1/10 mm	40 以上					
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下					
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65 以上					
引火点	℃	260 以上					
密度 (15℃)	g/cm <sup>3</sup>	試験表に付記					
最適混合温度	℃	試験表に付記					
最適締固め温度	℃	試験表に付記					

[注] 付加記号の略字 W：耐水性 (Waterresistance) F：可撓性 Flexibility

### 3. セミブローンアスファルト

セミブローンアスファルトは、表2-2-20の規格に適合するものとする。

表 2-2-20 セミブローンアスファルト (AC-100) の規格

項 目	規 格 値
粘度 (60℃) Pa・s	1,000 ± 200
粘度 (180℃) mm <sup>2</sup> /s	200 以下
薄膜加熱質量変化率%	0.6 以下
針入度 (25℃) 1/10mm	40 以上
トルエン可溶分%	99.0 以上
引火点℃	260 以上
密度 (15℃) g/cm <sup>3</sup>	1.000 以上
粘度比 (60℃、薄膜加熱後/加熱前)	5.0 以下

[注] 180℃での粘度のほか、140℃、160℃における動粘度を試験表に付記すること。

### 4. 硬質アスファルトに用いるアスファルト

硬質アスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21の規格に適合するものとし、硬質アスファルトの性状は、表2-2-22の規格に適合するものとする。

表 2-2-21 硬質アスファルトに用いるアスファルトの標準的性状

項目	種類	石油アスファルト	トリニダッドレイク
		20~40	アスファルト
針入度(25℃)	1/10 mm	20 を超え 40 以下	1~4
軟化点	℃	55.0~65.0	93~98
伸度(25℃)	cm	50 以上	—
蒸発質量変化率	%	0.3 以下	—
トルエン可溶分	%	99.0 以上	52.5~55.5
引火点	℃	260 以上	240 以上
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup>	1.00 以上	1.38~1.42

[注] 石油アスファルト 20~40 の代わりに、石油アスファルト 40~60 などを使用する場合もある。

表 2-2-22 硬質アスファルトの標準的性状

項 目	標準値
針入度(25℃)	1/10 mm 15~30
軟化点	℃ 58~68
伸度(25℃)	cm 10 以上
蒸発質量変化率	% 0.5 以下
トルエン可溶分	% 86~91
引火点	℃ 240 以上
密度(15℃)	g/cm <sup>3</sup> 1.07~1.13

### 5. 石油アスファルト乳剤

石油アスファルト乳剤は、表2-2-16、表2-2-23の規格に適合するものとする。

表 2-2-23 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状

項 目	種類及び記号		PKR-T
エングラード(25℃)			1~10
ふるい残留分(1.18mm)	%		0.3 以下
付着度			2/3 以上
粒子の電荷			陽(+)
蒸発残留分	%		50 以上
蒸発残留物	針入度(25℃) 1/10mm		60 を超え 150 以下
	軟化点 ℃		42.0 以上
	タフネス	(25℃) N・m	3.0 以上
		(15℃) N・m	—
	テナシティ	(25℃) N・m	1.5 以上
		(15℃) N・m	—
貯蔵安定度(24h r) 質量	%		1 以下

6. グースアスファルトに用いるアスファルト

グースアスファルトに用いるアスファルトは、表2-2-21に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。

7. グースアスファルト

グースアスファルトは、表2-2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。

2-2-8-2 その他の瀝青材料

その他の瀝青材料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS A 6005(アスファルトルーフィングフェルト)

JIS K 2439(クレオソート油、加工タール、タールピッチ)

2-2-8-3 再生用添加剤

再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令(令和2年4月改正 政令第48号)に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。

表 2-2-24 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法	
粘度(25℃)	SFS	15~85	舗装調査・試験法便覧 A072	
蒸発残留分	%	60以上	舗装調査・試験法便覧 A079	
蒸発残留物	引火点 (COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045
	粘度 (60℃)	mm <sup>2</sup> /S	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051
	薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046
	薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046

表 2-2-25 再生用添加剤の品質(オイル系)

路上表層再生用

項目	単位	規格値	試験方法
引火点(COC)	℃	200以上	舗装調査・試験法便覧 A045
粘度(60℃)	mm <sup>2</sup> /S	50~300	舗装調査・試験法便覧 A051
薄膜加熱後の粘度比(60℃)		2以下	舗装調査・試験法便覧 A046
薄膜加熱質量変化率	%	6.0以下	舗装調査・試験法便覧 A046

表 2-2-26 再生用添加剤の標準的性状

プラント再生用

項目	標準的性状
動粘度(60℃) mm <sup>2</sup> /S	80～1,000
引火点 ℃	250 以上
薄膜加熱後の粘度比(60℃)	2 以下
薄膜加熱質量変化率 %	±3 以内
密度(15℃) g/cm <sup>3</sup>	報告
組成(石油学会法 JPI-5S-70-10)	報告

[注] 密度は、旧アスファルトとの分離などを防止するため 0.95g/cm<sup>3</sup> とすることが望ましい。

## 第9節 芝及び粗朶

### 2-2-9-1 芝(姫高麗芝、高麗芝、野芝、人工植生芝)

#### 1. 一般事項

芝は、成育が良く緊密な根茎を有し、茎葉の萎縮、徒長、蒸れ、病虫害等のないものとする。

#### 2. 芝の取り扱い

受注者は、芝を切り取り後、速やかに運搬するものとし、乾燥、蒸れ、傷み、土崩れ等のないものとする。

### 2-2-9-2 粗朶

粗朶に用いる材料は、針葉樹を除く堅固でじん性に富むかん木とするものとする。

## 第10節 目地材料

### 2-2-10-1 注入目地材

#### 1. 一般事項

注入目地材は、コンクリート版の膨張、収縮に順応し、コンクリートとよく付着し、しかもひび割れが入らないものとする。

#### 2. 注入目地材

注入目地材は、水に溶けず、また水密性のものとする。

#### 3. 注入目地材の物理的性質

注入目地材は、高温時に流れ出ず、低温時にも衝撃に耐え、土砂等異物の侵入を防げ、かつ、耐久的なものとする。

#### 4. 加熱施工式注入目地材

注入目地材で加熱施工式のもの、加熱したときに分離しないものとする。

### 2-2-10-2 目地板

目地板は、コンクリートの膨張収縮に順応し、かつ耐久性に優れたものとする。

## 第11節 塗料

### 2-2-11-1 一般事項

#### 1. 一般事項

受注者は、JIS規格に適合する塗料を使用するものとし、また、希釈剤は塗料と同一製造者の製品を使用するものとする。

#### 2. 塗料の調合

受注者は、塗料は工場調合したものを用いなければならない。

#### 3. さび止めに使用する塗料

さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。

#### 4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格

道路標識の支柱のさび止め塗料又は下塗り塗料は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5621(一般用さび止めペイント)

JIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)

#### 5. 塗料の保管

受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。

#### 6. 塗料の有効期限

塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントは製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。

### 第12節 道路標識及び区画線

#### 2-2-12-1 道路標識

標識板、支柱、補強材、取付金具、反射シートの品質は、以下の規格に適合するものとする。

##### (1) 標識板

JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS K 6744(ポリ塩化ビニル被覆金属板)

JIS H 4000(アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)

JIS K 6718-1(プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第1部:キャスト板)

JIS K 6718-2(プラスチック-メタクリル樹脂板-タイプ、寸法及び特性-第2部:押出板)

ガラス繊維強化プラスチック板(F. R. P)

##### (2) 支柱

JIS G 3452(配管用炭素鋼鋼管)

JIS G 3444(一般構造用炭素鋼鋼管)

JIS G 3192(熱間圧延形鋼の形状、寸法、質量及びその許容差)

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)

JIS G 3136(建築構造用圧延鋼材)

##### (3) 補強材及び取付金具

JIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)

JIS G 3131(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)

JIS G 3141(冷間圧延鋼板及び鋼帯)

JIS H 4100(アルミニウム及びアルミニウム合金の押出型材)

##### (4) 反射シート

標識板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シート又は、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-2-27、表2-2-28に示す規格以上のものとする。

また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひび割れ、むくれが生じないものとする。

なお、受注者は、表2-2-27、表2-2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、監督職員の確認を受けなければならない。

表 2-2-27 封入レンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0
	30°	30	22	6.0	1.7	3.5
20' (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0
	30°	24	16	4.0	1.0	3.0
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6
	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3

[注] 試験及び測定方法は、JISZ9117(再帰性反射材)による。

表 2-2-28 カプセルレンズ型反射シートの反射性能

観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑
12' (0.2°)	5°	250	170	45	20	45
	30°	150	100	25	11	25
20' (0.33°)	5°	180	122	25	14	21
	30°	100	67	14	8.0	12
2°	5°	5.0	3.0	0.8	0.3	0.6
	30°	2.5	1.8	0.4	0.1	0.3

[注] 試験及び測定方法は、JIS Z 9117(再帰性反射材)による。

#### 2-2-12-2 区画線

区画線は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 5665(路面標示用塗料)

### 第13節 その他

#### 2-2-13-1 エポキシ系樹脂接着剤

エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、充填、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。

#### 2-2-13-2 合成樹脂製品

合成樹脂製品は、以下の規格に適合するものとする。

JIS K 6741(硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6742(水道用硬質ポリ塩化ビニル管)

JIS K 6745(プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)

JIS K 6761(一般用ポリエチレン管)

JIS K 6762(水道用ポリエチレン二層管)

JIS K 6773(ポリ塩化ビニル止水板)

JIS A 6008(合成高分子系ルーフィングシート)

JIS C 8430(硬質塩化ビニル電線管)

第3編 自然公園等工事共通編

第1章 一般施工

第1節 適用

1. 適用工種

本章は、各工事において共通的に使用する工種、基礎工、石・ブロック積(張)工、一般舗装工、地盤改良工、工場製品輸送工、施設仕上げ工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、運搬工、工場製作工(共通)、橋梁架設工、法面工(共通)、擁壁工(共通)、浚渫工(共通)、植栽維持工、床版工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

本章に特に定めのない事項については、第2編材料編及び第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

日本道路協会	道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編)
日本道路協会	道路橋示方書・同解説(I 共通編IV 下部構造編)
日本道路協会	鋼道路橋施工便覧
日本道路協会	鋼道路橋防食便覧
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
日本道路協会	転圧コンクリート舗装技術指針(案)
建設省	薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針
建設省	薬液注入工事に係る施工管理等について
日本薬液注入協会	薬液注入工法の設計・施工指針
国土交通省	仮締切堤設置基準(案)
環境省	水質汚濁に係る環境基準について
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説
日本道路協会	杭基礎施工便覧
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説
日本道路協会	道路土工―軟弱地盤対策工指針
日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路土工―盛土工指針
日本道路協会	道路土工―切土工・斜面安定工指針
日本道路協会	道路土工―擁壁工指針
日本道路協会	道路土工―カルバート工指針
日本道路協会	道路土工―仮設構造物工指針
日本道路協会	斜面上の深礎基礎設計施工便覧
日本道路協会	舗装再生便覧
日本道路協会	舗装施工便覧
日本道路協会	鋼管矢板基礎設計施工便覧
建設省	トンネル工事における可燃性ガス対策について
建設業労働災害防止協会	ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)
建設省	道路付属物の基礎について
日本道路協会	道路標識設置基準



日本道路協会 建設省	視線誘導標設置基準・同解説 土木構造物設計マニュアル(案)[土工構造物・橋梁編]
建設省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)[ボックスカルバート・擁壁編]
国土交通省 厚生労働省	建設副産物適正処理推進要綱 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)[樋門編]
国土交通省	道路土工構造物技術指針
国土交通省	土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) (樋門編)
労働省	騒音障害防止のためのガイドライン
厚生労働省	手すり先行工法等に関するガイドライン
土木学会	コンクリート標準示方書(規準編)
環境省	自然公園における法面緑化指針

### 第3節 共通の工種

#### 3-1-3-1 一般事項

本節は、各工事に共通的に使用する工種として作業土工(床掘り・埋戻し)、矢板工、縁石工、小型標識工、防止柵工、路側防護柵工、区画線工、道路付属物工、コンクリート面塗装工、プレテンション桁製作工(購入工)、ポストテンション桁製作工、プレキャストセグメント主桁組立工、PCホロースラブ製作工、PC箱桁製作工、根固めブロック工、沈床工、捨石工、笠コンクリート工、ハンドホール工、階段工、現場継手工、伸縮装置工、銘板工、多自然型護岸工、羽口工、プレキャストカルバート工、側溝工、集水桝工、現場塗装工、かごマット工、袋詰玉石工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-3-2 材料

##### 1. アスカーブの材料

縁石工で使用するアスカーブの材料は、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。

##### 2. コンクリート二次製品

縁石工において、縁石材料にコンクリート二次製品を使用する場合は、使用する材料は、第2編2-2-7-2セメントコンクリート製品の規定によるものとする。また、長尺物の縁石についてはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に準ずる。

##### 3. 反射シート

小型標識工に使用する反射シートは、JIS Z 9117(再帰性反射材)又は、カプセルレンズ型反射シートを用いるものとする。

##### 4. 路側防護柵工の材料

塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

- (1) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合受注者は、めっき面にりん酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- (2) 溶融亜鉛めっき仕上げの場合は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用(Z27)の275g/m<sup>2</sup>(両面付着量)以上とし、防せいを施さなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプを使用する場合、内面を塗装その他の方法で防食を施したものでなければならない。その場合受注者は、耐食性が前述以上であることを確認しなければならない。
- (3) 熱硬化性アクリル樹脂塗装仕上げの場合は、熱硬化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗装厚としなければならない。

- (4)受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対しては、亜鉛付着量がJIS G 3525(ワイヤロープ)で定めた300g/m<sup>2</sup>以上の亜鉛めっきを施さなければならない。
- (5)受注者は、支柱については、埋込み部分に亜鉛めっき後、黒ワニスを用いて内外面とも塗装を行わなければならない。
- (6)ボルト・ナット(オートガードに使用するボルト・ナットを除く)については、(1)、(2)により亜鉛めっきを施したものをを用いるものとするが、ステンレス製品を用いる場合は、無処理とするものとする。

5. 亜鉛めっき地肌のままの材料

亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。

- (1)受注者は、ケーブル以外の材料については、成形加工後、溶融亜鉛めっきを施さなければならない。
- (2)受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ55)の550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は同じく2種(HDZ35)の350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。
- (3)ガードレール用ビームの板厚が3.2mm未満となる場合については、上記の規定にかかわらず本条4項の規定によるものとする。また、受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、(2)のその他の部材の場合によらなければならない。
- (4)受注者は、ガードケーブルのロープの素線に対して付着量が300g/m<sup>2</sup>以上の亜鉛めっきを施さなければならない。

6. 視線誘導標の形状及び性能

受注者は、視線誘導標を使用する場合、設計図書に明示した場合を除き、以下の形状及び性能を有するものを使用しなければならない。

(1)反射体

①受注者は、形状が丸型で直径70mm以上100mm以下の反射体を用いなければならない。また、受注者は、反射体裏面を蓋などで密閉し、水、ごみなどの入らない構造としなければならない。

②受注者は、色が白色又は橙色で以下に示す色度範囲にある反射体を用いなければならない。  
白色

$$0.31 + 0.25x \geq y \geq 0.28 + 0.25x$$

$$0.50 \geq x \geq 0.41$$

橙色

$$0.44 \geq y \geq 0.39$$

$$y \geq 0.99 - x$$

ただし、x、yはJIS Z 8781-3(測色一第三部：CIE三刺激値)の色度座標である。

③受注者は、反射性能がJIS D 5500(自動車用ランプ類)に規定する反射性試験装置による試験で、表3-1-1に示す値以上である反射体を用いなければならない。

表 3-1-1 反射体

(単位：cd/10.76lx)

反射体の色 入射角 観測角	白 色			橙 色		
	0°	10°	20°	0°	10°	20°
0.2°	35	28	21	22	18	13
0.5°	17	14	10	11	9	6
1.5°	0.55	0.44	0.33	0.34	0.28	0.20

[注] 上表は、反射有効径 70mm の場合の値である。

(2)支柱

- ①受注者は、反射体を所定の位置に確実に固定できる構造の支柱を用いなければならない。
- ②受注者は、白色又はこれに類する色の支柱を用いなければならない。
- ③使用する支柱の諸元の標準は表3-1-2に示すものとする。

表 3-1-2 支柱の諸元

設置場所	設置条件		長さ (mm)	材質		
				鋼	アルミニウム 合金	合成樹脂
	反射体の設置 高さ (cm)	基礎の種類		外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)	外径×厚さ (mm)×(mm)
一般道	90	コンクリート基礎	1,150	34×2.3 以上	45×3 以上	60×4.5 (89)以上
		土中埋込基礎	1,450			
自動車 専用道	90	コンクリート基礎	1,175	34×1.6 以上	34×2 以上	60×3.5 以上
	120	コンクリート基礎	1,525			

[注] ( ) 書きは、材料にポリエチレン樹脂を使用する場合。

④塗装仕上げする鋼管の場合

- 1)受注者は、溶融亜鉛めっき法により、亜鉛めっきを施し、その上に工場にて仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面にりん酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。
- 2)受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)構造用<Z27>の275g/m<sup>2</sup>(両面付着量)以上としなければならない。ただし、亜鉛めっきが外面のみのパイプの場合、受注者は、内面を塗装その他の方法で防食を施さなければならない。その場合、耐食性は、前述以上とするものとする。
- 3)受注者は、熱硬化性アクリル樹脂塗装以上の塗料を用いて、20μm以上の塗装厚で仕上げ塗装しなければならない。
- ⑤亜鉛めっき地肌のままの場合受注者は、支柱に使用する鋼管及び取付金具に亜鉛の付着量がJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上の溶融亜鉛めっきを施さなければならない。受注者は、ボルト、ナットなども溶融亜鉛めっきで表面処理をしなければならない。

3-1-3-3 作業土工(床掘り・埋戻し)

1. 埋設物

受注者は、埋設物を発見した場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

2. 床掘りの施工

受注者は、作業土工における床掘りの施工に当たり、地質の硬軟、地形及び現地状況を考慮して設計図書に示した工事目的物の深さまで掘り下げなければならない。

3. 異常時の処置

受注者は、床掘りにより崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

4. 床掘りの仕上げ

受注者は、床掘りの仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。

5. 岩盤床掘りの仕上げ

受注者は、岩盤床掘りを発破によって行う場合には設計図書に定める仕上げ面を超えて発破を行わないように施工しなければならない。万一誤って仕上げ面を超えて発破を行った場合は、計画仕

上がり面まで修復しなければならない。この場合、修復箇所が目的構造物の機能を損なわず、かつ現況地盤に悪影響を及ぼさない方法で施工しなければならない。

#### 6. 排水処理

受注者は、床掘り箇所の湧水及び滞水などは、ポンプあるいは排水溝を設けるなどして排除しなければならない。

#### 7. 過掘りの処理

受注者は、施工上やむを得ず、既設構造物等を設計図書に定める断面を超えて床掘りの必要が生じた場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 8. 埋戻し材料

受注者は、監督職員が指示する構造物の埋戻し材料については、この仕様書における関係各項に定めた土質のものを用いなければならない。

#### 9. 埋戻し箇所の締固め

受注者は、埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本として十分締固めながら埋戻さなければならない。

#### 10. 埋戻し箇所の排水

受注者は、埋戻し箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

#### 11. 狭隘箇所等の埋戻し

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、小型締固め機械を使用し均一になるように仕上げなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 12. 埋設物周辺の埋戻し

受注者は、埋戻しを行うに当たり埋設構造物がある場合は、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。

#### 13. 水密性の確保

受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しに当たり、埋戻し材に含まれる石等が1箇所に集中しないように施工しなければならない。

#### 14. 適切な含水比の確保

受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

### 3-1-3-4 矢板工

#### 1. 一般事項

矢板とは、鋼矢板、軽量鋼矢板、コンクリート矢板、広幅鋼矢板及び可とう鋼矢板の事をいう。

#### 2. 鋼矢板の継手部

鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。

なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 打込み工法の選定

受注者は、打込み方法、使用機械等については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。

#### 4. 矢板の打込み

受注者は、矢板の打込みに当たり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。

#### 5. 異常時の処置

受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 6. 控索材の取付け

受注者は、控索材の取付けに当たり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。

#### 7. ウォータージェット工法の打止め

受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。

#### 8. 矢板引抜き跡の埋戻し

受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと判断される場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 9. 鋼矢板の運搬保管の注意

受注者は、鋼矢板の運搬、保管に当たり、変形を生じないようにしなければならない。

#### 10. 腹起し施工の一般事項

受注者は、腹起しの施工に当たり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。

#### 11. 腹起材の落下防止処置

受注者は、腹起しの施工に当たり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。

#### 12. コンクリート矢板の運搬

受注者は、コンクリート矢板の運搬に当たり、矢板を2点以上で支えなければならない。

#### 13. コンクリート矢板の保管

受注者は、コンクリート矢板の保管に当たり、矢板を水平に置くものとし、3段以上積み重ねてはならない。

#### 14. 落錘による打込み

受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落すい質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。

#### 15. 鋼矢板防食処置

受注者は、鋼矢板防食を行うに当たり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

#### 16. 部材損傷防止

受注者は、鋼矢板防食を行うに当たり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷付けないようにしなければならない。

#### 17. 控え版の施工

受注者は、控え版の施工に当たり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。

#### 18. 控え版の据え付け調整

受注者は、控え版の据え付けに当たり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

### 3-1-3-5 縁石工

#### 1. 一般事項

縁石工の施工に当たり、縁石ブロック等は、あらかじめ施工した基盤の上に据付けるものとする。敷モルタルの配合は、1:3(セメント:砂)とし、この敷モルタルを基礎上に敷均した後、縁石ブロック等を契約図面に定められた線形及び高さに合うよう十分注意して据付けなければならない。

#### 2. アスカーブの適用規定

アスカーブの施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

#### 3. アスカーブの施工

アスカーブの施工に当たり、アスファルト混合物の舗設は、既設舗層面等が清浄で乾燥している場合のみ施工するものとする。気温が5℃以下のとき、又は雨天時には施工してはならない。

### 3-1-3-6 小型標識工

#### 1. 一般事項

受注者は、視認上適切な反射性能を持ち、耐久性があり、維持管理が確実かつ容易な反射材料を用いなければならない。

#### 2. 反射標識の取扱い

受注者は、全面反射の標識を用いるものとする。ただし、警戒標識及び補助標識の黒色部分は無反射としなければならない。

#### 3. 標示板基板の表面状態

受注者は、標示板基板表面をサンドペーパーや機械により研磨(サンディング処理)シラッカーシナー又は、表面処理液(弱アルカリ性界面活性剤)で脱脂洗浄を施した後乾燥を行い、反射シートを貼付けるのに最適な表面状態を保たなければならない。

#### 4. 反射シート一般事項

受注者は、反射シートの貼付けは、真空式加熱圧着機で行わなければならない。やむを得ず他の機械で行う場合は、あらかじめ施工計画書にその理由・機械名等を記載し、使用に当たっては、その性能を十分に確認しなければならない。手作業による貼付けを行う場合は、反射シートが基板に密着するよう脱脂乾燥を行い、ゴムローラーなどを用い転圧しなければならない。

なお、気温が10℃以下における屋外での貼付け及び0.5m<sup>2</sup>以上の貼付けは行ってはならない。

#### 5. 反射シートの貼付け方式

受注者は、重ね貼り方式又は、スクリーン印刷方式により、反射シートの貼付けを行わなければならない。印刷乾燥後は色むら・にじみ・ピンホールなどが無いことを確認しなければならない。また、必要がある場合はインク保護などを目的とした、クリアーやラミネート加工を行うものとする。

#### 6. 反射シートの仕上げ

受注者は、反射シートの貼付けについて、反射シートの表面のゆがみ、しわ、膨れのないよう均一に仕上げなければならない。

#### 7. 2枚以上の反射シート貼付け

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して貼付けるか、あるいは、組として使用する場合は、あらかじめ反射シート相互間の色合わせ(カラーマッチング)を行い、標示板面が日中及び夜間に均一、かつそれぞれ必要な輝きを有するようにならなければならない。

#### 8. 2枚以上の反射シートの重ね合わせ

受注者は、2枚以上の反射シートを接合して使用する場合には、10mm以上重ね合わせなければならない。

#### 9. 標示板の製作

受注者は、スクリーン印刷方式で標示板を製作する場合には、印刷した反射シート表面に、クリアー処理を施さなければならない。ただし、黒色の場合は、クリアー処理の必要はないものとする。

#### 10. 素材加工

受注者は、素材加工に際し、縁曲げ加工をする標示板については、基板の端部を円弧に切断し、グラインダーなどで表面を滑らかにしなければならない。

#### 11. 工場取付け

受注者は、取付け金具及び板表面の補強金具(補強リブ)すべてを工場において溶接により取付けるものとし、現場で取付けてはならない。

#### 12. さび止めの実施

受注者は、標示板の素材に鋼板を用いる場合には、塗装に先立ち脱せい(酸洗い)などの下地処理を行った後、リン酸塩被膜法などによるさび止めを施さなければならない。

#### 13. 支柱素材のさび止め塗装

受注者は、支柱素材についても本条12項と同様の方法でさび止めを施すか、さび止めペイントによるさび止め塗装を施さなければならない。

#### 14. 支柱の上塗り塗装

受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。

#### 15. 溶融亜鉛めっきの基準

受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種(HDZ45)450g/m<sup>2</sup>以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。

#### 16. 防錆処理

受注者は、防錆処理に当たり、その素材前処理、めっき及び後処理作業をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)の規定により行わなければならない。

なお、ネジ部はめっき後ネジさらい、又は遠心分離をしなければならない。

### 17. 現場仕上げ

受注者は、めっき後加工した場合、鋼材の表面の水分、油分などの付着物を除去し、入念な清掃後にジンクリッチ塗装で現場仕上げを行わなければならない。

### 18. ジンクリッチ塗装用塗料

ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400～500g/m<sup>2</sup>、又は塗装厚は2回塗りで40～50μmとしなければならない。

### 19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね

ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。

## 3-1-3-7 防止柵工

### 1. 一般事項

受注者は、防止柵を設置する場合、現地の状況により、位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 2. 支柱の施工

受注者は、支柱の施工に当たって、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

### 3. 亜鉛めっき地肌の基準

塗装を行わずに、亜鉛めっき地肌のままの部材等を使用する場合に受注者は、ケーブル以外は成形加工後、溶融亜鉛めっきをJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種(HDZ35)の350g/m<sup>2</sup>(片面付着量)以上となるよう施工しなければならない。

## 3-1-3-8 路側防護柵工

### 1. 一般事項

受注者は、土中埋込み式の支柱を打込み機、オーガーボーリングなどを用いて堅固に建て込まなければならない。この場合受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないようにすると共に既設舗装に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

### 2. 掘削・埋戻し方法

受注者は、支柱の施工に当たって設置穴を掘削して埋戻す方法で土中埋込み式の支柱を建て込む場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締めておかななければならない。

### 3. 支柱位置支障等の処置

受注者は、支柱の施工に当たって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書に定められた位置に支障があるとき又は、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議して定めなければならない。

### 4. ガードレールのビーム取付け

受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合は、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト・ナットで十分締付けなければならない。

### 5. ガードケーブル端末支柱の土中設置

受注者は、ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書で定めた強度以上あることを確認した後、コンクリート基礎にかかる所定の力を支持できるよう土砂を締めながら埋戻しをしなければならない。

### 6. ガードケーブルの支柱取付

受注者は、ガードケーブルを支柱に取付ける場合、ケーブルにねじれなどを起こさないようにするとともに所定の張力(A種は20kN/本、B種及びC種は9.8kN/本)を与えなければならない。

## 3-1-3-9 区画線工

### 1. 一般事項

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工について設置路面の水分、泥、砂じん、ほこりを取り除き、均一に接着するようにしなければならない。

### 2. 区画線施工前の打合せ

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち施工箇所、施工時間帯、施

工種類について監督職員の指示を受けるとともに、所轄警察署とも打ち合わせを行い、交通渋滞をきたすことのないよう施工しなければならない。

### 3. 路面への作図

受注者は、溶融式、ペイント式、高視認性、仮区画線の施工に先立ち路面に作図を行い、施工箇所、施工延長、施工幅等の適合を確認しなければならない。

### 4. 区画線施工の接着

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たって、塗料の路面への接着をより強固にするよう、プライマーを路面に均等に塗布しなければならない。

### 5. 区画線施工と気温

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たって、やむを得ず気温5℃以下で施工しなければならない場合は、路面を予熱し路面温度を上昇させた後施工しなければならない。

### 6. 塗料溶解槽の温度

受注者は、溶融式、高視認性区画線の施工に当たって、常に180～220℃の温度で塗料を塗布できるよう溶解槽を常に適温に管理しなければならない。

### 7. ガラスビーズの散布

受注者は、塗布面へガラスビーズを散布する場合、風の影響によってガラスビーズに片寄りが生じないように注意して、反射に明暗がないよう均等に固着させなければならない。

### 8. 区画線の消去

受注者は、区画線の消去については、表示材(塗料)のみの除去を心掛け、路面への影響を最小限にとどめなければならない。また受注者は消去により発生する塗料粉じんの飛散を防止する適正な処理を行わなければならない。

## 3-1-3-10 道路付属物工

### 1. 視線誘導標

受注者は、視線誘導標の施工に当たって、設置場所、建込角度が安全かつ、十分な誘導効果が得られるように設置しなければならない。

### 2. 支柱打込み

受注者は、視線誘導標の施工に当たって、支柱を打込む方法によって施工する場合、支柱の傾きに注意するとともに支柱の頭部に損傷を与えないよう支柱を打込まなければならない。また、受注者は、地下埋設物に破損や障害が発生させないように施工しなければならない。

### 3. 支柱穴掘り埋戻し方法

受注者は、視線誘導標の施工に当たって、支柱の設置穴を掘り埋戻す方法によって施工する場合、支柱が沈下しないよう穴の底部を締固めておかななければならない。

### 4. 支柱のコンクリート構造物中の設置方法

受注者は、視線誘導標の施工に当たって、支柱を橋梁、擁壁、函渠などのコンクリート中に設置する場合、設計図書に定めた位置に設置しなければならないが、その位置に支障があるとき、また位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 5. 距離標の設置

受注者は、距離標を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合には、左側に設置しなければならない。ただし、障害物などにより所定の位置に設置できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 6. 道路鋸の設置

受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 3-1-3-11 コンクリート面塗装工

### 1. 素地調整

受注者は、塗装に先立ちコンクリート面の素地調整において、以下の項目に従わなければならない。

- (1) 受注者は、コンクリート表面に付着したレイタンス、じんあい、油脂類、塩分等の有害物や脆弱部等、前処理のプライマーの密着性に悪影響を及ぼすものは確実に除去しなければならない。



い。

(2)受注者は、コンクリート表面に小穴、き裂等のある場合、遊離石灰を除去し、穴埋めを行い、表面を平滑にしなければならない。

## 2. 均一な塗装厚

受注者は、塗装に当たり、塗り残し、流れ、しわ等のないよう全面を均一の厚さに塗り上げなければならない。

## 3. 塗装の禁止

受注者は、以下の場合、塗装を行ってはならない。

- (1)気温が、コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー、コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗り及び柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗りをを用いる場合で5℃以下のとき、コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗り及び柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗りをを用いる場合で0℃以下のとき
- (2)湿度が85%以上のとき
- (3)風が強いとき及びじんあいが多いとき
- (4)塗料の乾燥前に降雪雨のおそれがあるとき
- (5)コンクリートの乾燥期間が3週間以内のとき
- (6)コンクリート表面の含水率は高周波水分計で8%以上のとき
- (7)コンクリート面の漏水部
- (8)その他監督職員が不相当と認めたとき

## 4. 塗り重ね

受注者は、塗り重ねにおいては、前回塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認して行わなければならない。

### 3-1-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)

#### 1. 一般事項

受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。

#### 2. 適用規定

受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。

- (1)PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。
- (2)プレストレス時のコンクリート圧縮強度が30N/mm<sup>2</sup>以上であることを確認し、製作されたもの。  
なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。
- (3)コンクリートの施工について、以下の規定により製作されたもの。
  - ①振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。
  - ②蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。また、養生室の温度上昇は1時間当たり15度以下とし、養生中の温度は65度以下として製作されたものとする。
- (4)プレストレスの導入については、固定装置を徐々に緩め、各PC鋼材が一様に緩められるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたものとする。

#### 3. 表示する事項

型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。

- ①工事名又は記号
- ②コンクリート打設年月日
- ③通し番号

### 3-1-3-13 ポストテンション桁製作工

#### 1. コンクリートの施工

受注者は、コンクリートの施工については、以下の事項に従わなければならない。

- (1)受注者は、主桁型枠製作図面を作成し、設計図書との適合を確認しなければならない。
- (2)受注者は、桁の荷重を直接受けている部分の型枠の取り外しに当たっては、プレストレス導入

後に行わなければならない。その他の部分は、乾燥収縮に対する拘束を除去するため、部材に有害な影響を与えないよう早期に取り外さなければならない。

- (3)受注者は、内部及び外部振動によってシースの破損、移動がないように締固めなければならない。
- (4)受注者は、桁端付近のコンクリートの施工については、鋼材が密集していることを考慮し、コンクリートが鉄筋、シースの周囲及び型枠の隅々まで行き渡るように行わなければならない。

## 2. PC ケーブルの施工

PCケーブルの施工については、以下の規定によるものとする。

- (1)横組シース及び縦組シースは、コンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
- (2)受注者は、PC鋼材をシースに挿入する前に清掃し、油、土、ごみなどが付着しないよう、挿入しなければならない。
- (3)シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにしなければならない。
- (4)PC鋼材又はシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めなければならない。
- (5)PC鋼材又はシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てなければならない。
- (6)定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護しなければならない。

## 3. PC 緊張の施工

PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。

- (1)プレストレスング時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレスング直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認しなければならない。  
なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件に置かれた供試体を用いて行うものとする。
- (2)プレストレスング時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認しなければならない。
- (3)プレストレスングに先立ち、以下の調整及び試験を行わなければならない。
  - ①引張装置のキャリブレーション
  - ②PC鋼材のプレストレスングの管理に用いる摩擦係数及びPC鋼材の見かけのヤング係数を求める試験
- (4)プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出しなければならない。
- (5)緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理しなければならない。
- (6)緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。
- (7)プレストレスングの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わなければならない。
- (8)プレストレスングの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)20.8PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出し量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- (9)プレストレスング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (10)緊張装置の使用については、PC鋼材の定着部及びコンクリートに有害な影響を与えるものを使用してはならない。
- (11)PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。

## 4. グラウトの施工

受注者は、グラウトの施工については、以下の規定による。

- (1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、以下の規定によるものを使用しなければならない。
  - ① グラウトに用いるセメントは、JIS R 5210(ポルトランドセメント)に適合する普通ポルトランドセメントを標準とするが、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
  - ② グラウトは、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。
  - ③ グラウトの水セメント比は、45%以下とするものとする。
  - ④ グラウトの材齢28日における圧縮強度は、30.0N/mm<sup>2</sup>以上とするものとする。
  - ⑤ グラウトの体積変化率は±0.5%の範囲内とする。
  - ⑥ グラウトのブリーディング率は、24時間後0.0%とするものとする。
  - ⑦ グラウトに含まれる塩化物イオン量は、普通ポルトランドセメント質量の0.08%以下とするものとする。
  - ⑧ グラウトの品質は、混和剤により大きく影響されるので、気温や流動性に対する混和剤の適用性を検討するものとする。
- (2) 受注者は、使用グラウトについて事前に以下の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。
  - ① 流動性試験
  - ② ブリーディング率及び体積変化率の試験
  - ③ 圧縮強度試験
  - ④ 塩化物含有量の測定
- (3) グラウトの施工については、ダクト内に圧縮空気を通し、導通があること及びダクトの気密性を確認した後、グラウト注入時の圧力が高くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。また、排出口より一様な流動性のグラウトが流出したことを確認して作業を完了しなければならない。
- (4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。
- (5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けなければならない。
- (6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも3日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
- (7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。

#### 5. 主桁の仮置き

受注者は、主桁の仮置きを行う場合は、仮置きした主桁に、過大な応力が生じないように支持するとともに、横倒れ防止処置を行わなければならない。

#### 6. 主桁製作設備の施工

主桁製作設備の施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) 主桁製作台の製作については、プレストレスリングにより、有害な変形、沈下などが生じないようにするものとする。

#### 7. プレグラウトPC鋼材

プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、以下の規定によるものとする。

- (1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するもの又はこれと同等以上の特性や品質を有するものとする。
- (2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化しなければならない。
- (3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものとする。
- (4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有するものとする。

### 3-1-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工

#### 1. ブロック取卸し

受注者は、ブロック取卸しについては、特にブロック接合面の損傷に対して十分に保護しなければならない。

#### 2. ブロック組立て施工

ブロック組立ての施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表3-1-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会)における、JSCE-H101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

表 3-1-3 エポキシ樹脂系接着剤の品質規格の標準

品質項目		単位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化の接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—
	粘度	MPa・s	1×10 <sup>4</sup> ～10×10 <sup>4</sup>		
	可使時間	時間	2 以上		
	だれ最小厚さ	mm	0.3 以上		
硬化した接着剤	密度	g/cm <sup>3</sup>	1.1～1.7	23±2℃	23±2℃  7 日間
	引張強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5 以上		
	圧縮強さ	N/mm <sup>2</sup>	50.0 以上		
	引張せん断接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	12.5 以上		
	接着強さ	N/mm <sup>2</sup>	6.0 以上		

[注 1] 可使時間は練混ぜからゲル化開始までの時間の70%の時間をいうものとする。

[注 2] だれ最小厚さは、鉛直面に厚さ 1mm 塗布された接着剤が、下方にだれた後の最小厚さをいうものとする。

[注 3] 接着強さは、せん断試験により求めるものとする。

- (2) プレキャストブロックの接合面は、緩んだ骨材粒、品質の悪いコンクリート、レイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。
- (3) プレキャストブロックの接合に当たって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければならない。
- (4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレスング中に、食い違いやねじれが生じないようにしなければならない。

#### 3. PC ケーブル及び PC 緊張の施工

PCケーブル及びPC緊張の施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

#### 4. グラウトの施工

グラウトの施工については、以下の規定によるものとする。

- (1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。
- (2) グラウトについては、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

### 3-1-3-15 PC ホロースラブ製作工

#### 1. 円筒型枠の施工

受注者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。

#### 2. 移動型枠の施工

受注者は、移動型枠の施工については、型枠の移動が円滑に行われるための装置を設置しなければならない。

#### 3. コンクリートの施工

コンクリートの施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

#### 4. PC ケーブル・PC 緊張の施工

PCケーブル・PC緊張の施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

#### 5. PC 固定及びPC 継手の施工

受注者は、主ケーブルに片引きによるPC固定及びPC継手がある場合は、「プレストレストコンクリート工法設計施工指針第6章施工」（土木学会）の規定により施工しなければならない。

#### 6. グラウトの施工

グラウトの施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定によるものとする。

### 3-1-3-16 PC 箱桁製作工

#### 1. 移動型枠の施工

移動型枠の施工については、第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。

#### 2. コンクリート・PC ケーブル・PC 緊張の施工

コンクリート・PCケーブル・PC緊張の施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

#### 3. PC 固定・PC 継手の施工

PC固定・PC継手の施工については、第3編3-1-3-15PCホロースラブ製作工の規定による。

#### 4. その他の施工

横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編3-1-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。

### 3-1-3-17 根固めブロック工

#### 1. 型枠の材料

受注者は、製作に当たっては、型枠が損傷・変形しているものを使用してはならない。

#### 2. 剥離材

受注者は、製作に当たっては、剥離材はムラなく塗布し、型枠組立て時には余分な剥離材が型枠内部に残存しないようにしなければならない。

#### 3. 型枠の組立

受注者は、型枠の組立てに当たっては、締付け金具をもって堅固に組立てなければならない。

#### 4. コンクリートの打込み

受注者は、コンクリートの打込みに当たっては、打継目を設けてはならない。

#### 5. 脱型

受注者は、製作中のコンクリートブロックの脱型は、型枠自重及び製作中に加える荷重に耐えられる強度に達するまで行ってはならない。

#### 6. 養生

コンクリート打設後の施工については、第1編1-3-6-9養生の規定による。

なお、養生用水に海水を使用してはならない。

#### 7. 脱型後の横置き、仮置き

受注者は、コンクリートブロック脱型後の横置き、仮置きは強度がでてから行うものとし、吊り上げの際、急激な衝撃や力がかからないよう取扱わなければならない。

#### 8. 製作数量等の確認

受注者は、根固めブロック製作後、製作数量等が確認できるように記号を付けなければならない。

#### 9. 損傷防止

受注者は、根固めブロックの運搬及び据付けについては、根固めブロックに損傷を与えないように施工しなければならない。

#### 10. 連結ナット

受注者は、根固めブロックの据付けについては、各々の根固めブロックを連結する場合は、連結ナットが抜けないようにネジ山をつぶさなければならない。

#### 11. 乱積施工

受注者は、根固めブロックを乱積施工する場合には噛み合わせを良くし、不安定な状態が生じないようにしなければならない。

#### 12. 打継目

受注者は、根固めブロック、場所打ブロックのコンクリートの打込みについては、打継目を設けてはならない。

#### 13. 水中打込みの禁止

受注者は、場所打ブロックの施工については、コンクリートの水中打込みを行ってはならない。

### 3-1-3-18 沈床工

#### 1. 一般事項

受注者は、粗朶沈床の施工については、連柴は梢を一方に向け径15cmを標準とし、緊結は長さおよそ60cmごとに連柴締金を用いて締付け、亜鉛引鉄線又は、シュロ縄等にて結束し、この間2ヶ所を二子縄等をもって結束するものとし、連柴の長さは格子を結んだときに端にそれぞれ約15cmを残すようにしなければならない。

#### 2. 組立て方向

受注者は、連柴及び敷粗朶を縦横ともそれぞれ梢を下流と河心に向けて組立てなければならない。

#### 3. 組立て順序

受注者は、粗朶沈床の上下部の連柴を上格子組立て後、完全に結束しなければならない。

#### 4. 粗朶沈床の設置

受注者は、粗朶沈床の設置については、流速による沈設中のズレを考慮して、沈設開始位置を定めなければならない。

#### 5. 沈石の施工

受注者は、沈石の施工については、沈床が均等に沈下するように投下し、当日中に完了しなければならない。

#### 6. 粗朶沈床の施工

受注者は、粗朶沈床の施工については、多層の場合、下層の作業完了の確認をしなければ上層沈設を行ってはならない。

#### 7. 木工沈床材の施工

受注者は、木工沈床の施工については、使用する方格材及び敷成木は、設計図書によるものとする。受注者は、使用する方格材を組立て可能なように加工しなければならない。

#### 8. 木工沈床の配列と緊結

受注者は、木工沈床の施工については、敷成木を最下層の方格材に一格間の所定の本数を間割正しく配列し、鉄線等で方格材に緊結しなければならない。

#### 9. 木工沈床の連結用鉄筋

受注者は、木工沈床の施工については、連結用鉄筋の下部の折り曲げしろを12cm以上とし、下流方向に曲げなければならない。

#### 10. 木工沈床の詰石

受注者は、木工沈床の施工については、表面に大きい石を用い、詰石の空隙を少なくするよう充

填しなければならない。

#### 11. 木工沈床の水制根固め

受注者は、木工沈床を水制の根固めに使用する場合、幹部水制の方格材組立てに当たっては、流向に直角方向の部材を最上層としなければならない。

#### 12. 改良沈床の施工

受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7項～11項の規定により施工しなければならない。

#### 13. 吸出し防止材の施工

受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

### 3-1-3-19 捨石工

#### 1. 一般事項

受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、表面に大きな石を選び施工しなければならない。

#### 2. 施工方法の変更

受注者は、設計図書において指定した捨石基礎の施工方法に関して、施工箇所の波浪及び流水の影響により施工方法の変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 河川汚濁防止

受注者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。

#### 4. 捨石基礎の施工(1)

受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、極度の凹凸や粗密が発生しないように潜水土又は測深器具をもって捨石の施工状況を確認しながら施工しなければならない。

#### 5. 捨石基礎の施工(2)

受注者は、捨石基礎の施工に当たっては、大小の石でかみ合わせ良く、均し面に緩みがないよう施工しなければならない。

#### 6. 均し面仕上げ

受注者は、遣り方を配置し、貫材、鋼製定規を用いて均し面を平坦に仕上げなければならない。

### 3-1-3-20 笠コンクリート工

#### 1. 適用規定

笠コンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

#### 2. プレキャスト笠コンクリートの施工

プレキャスト笠コンクリートの施工については、第3編3-1-5-3コンクリートブロック工の規定による。

#### 3. プレキャスト笠コンクリートの運搬

受注者は、プレキャスト笠コンクリートの運搬に当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

#### 4. プレキャスト笠コンクリートの施工上の注意

プレキャスト笠コンクリートの施工については、接合面が食い違わないよう施工しなければならない。

### 3-1-3-21 ハンドホール工

#### 1. 一般事項

受注者は、ハンドホールの施工に当たっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

#### 2. モルタル配合

受注者は、保護管等との接合部において、設計図書に示された場合を除き、セメントと砂の比が1：3の配合のモルタルを用いて施工しなければならない。

### 3-1-3-22 階段工

#### 1. 一般事項

受注者は、階段工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編第1章第

9 節施設仕上げ工によるもののほか、設計図書によらなければならない。階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

受注者は、階段工の施工については、踏面に水がたまらないよう施工しなければならない。また、階段高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

2. 手すりの施工

受注者は、手すりの施工については、第4編 4-3-10-6 柵工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

3. 石組段差の施工

受注者は、石組段差の施工については、第4編 4-3-8-3 石組工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

4. 石材階段の施工

受注者は、石材階段の施工については、第4編 4-3-7-14 石材系舗装工の規定によるもののほか設計図書によらなければならない。

5. ふとんかご段差の施工

受注者は、ふとんかご段差の施工については、第3編 3-1-3-27 羽口工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

6. はしごの施工

受注者は、はしごの施工については、設計図書によらなければならない。

7. 受注者は、丸太階段、角材階段、敷板段差、丸太土留段差の施工については、設計図書によらなければならない。

8. プレキャスト階段の据付け

受注者は、プレキャスト階段の据付けに当たっては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。また、ワイヤー等で損傷するおそれのある部分は保護しなければならない。

3-1-3-23 現場継手工

1. 一般事項

受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表3-1-4に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。

- (1)接触面を塗装しない場合、接触面は黒皮を除去して粗面とするものとする。受注者は、材片の締付けに当たっては、接触面の浮きさび、油、泥等を清掃して取り除かななければならない。
- (2)接触面を塗装する場合は、表3-1-5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。

表 3-1-4 すべり係数

項 目	すべり係数
a)接触面を塗装しない場合	0.40 以上
b)接触面に無機ジンクリッチペイントを塗装する場合	0.45 以上

表 3-1-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件

項 目	条 件
接触面片面当たりの最小乾燥塗膜厚	50 μ m 以上
接触面の合計乾燥塗膜厚	100~200 μ m
乾燥塗膜中の亜鉛含有量	80%以上
亜鉛末の粒径(50%平均粒径)	10 μ m 程度以上



(3)接触面に(1)、(2)以外の処理を施す場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**2. 密着**

受注者は、部材と連結板を、締付けにより密着させるようにしなければならない。

**3. ボルトの締付け**

ボルトの締付けについては、以下の規定によるものとする。

- (1)ボルト軸力の導入をナットを回して行わなければならない。やむを得ず頭回しを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。
- (2)ボルトの締付けをトルク法によって行う場合、締付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締付けボルトを調整しなければならない。
- (3)トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締付けには専用締付け機を使用しなければならない。
- (4)ボルトの締付けを回転法によって行う場合、接触面の肌すきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、または組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から、以下に示す回転角を与えなければならない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。
  - ①ボルト長が径の5倍以下の場合：1/3回転(120度)±30度
  - ②ボルト長が径の5倍を超える場合：施工条件に一致した予備試験によって目標回転数を決定する。
- (5)ボルトの締付けを耐力点法によって行う場合は、JIS B 1186(摩擦接合用高力六角ボルト・六角ナット・平座金のセット)に規定された第2種の呼びM20、M22、M24を標準とし、耐遅れ破壊特性の良好な高力ボルトを用い、専用の締付け機を使用して本締付けを行わなければならない。
- (6)ボルトの締付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1箇月毎にその他の機器は3箇月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。
  - ・軸力計は現場搬入直前に1回、その後は3箇月に1回検定を行う。
  - ・トルクレンチは現場搬入時に1回、搬入後は1箇月に1回検定を行う。
  - ・ボルト締付け機は現場搬入前に1回点検し、搬入後は3箇月に1回検定を行う。ただし、トルシア形高力ボルト専用締付け機は検定の必要はなく、整備点検を行えばよい。

**4. 締付けボルト軸力**

締付けボルト軸力については、以下の規定によるものとする。

- (1)セットのトルク係数値は、0.11~0.16に適合するものとする。
- (2)摩擦接合ボルトを、表3-1-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締付けなければならない。

表 3-1-6 設計ボルト軸力(kN)

セット	ねじの呼び	設計ボルト軸力
F8T B8T	M20	133
	M22	165
	M24	192
F10T S10T B10T	M20	165
	M22	205
	M24	238

- (3)トルク法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。
- (4)トルシア形高力ボルトの締付けボルト軸力試験は、締付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表3-1-7及び表3-1-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。

表 3-1-7 常温時(10～30℃)の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	172～202
	M22	212～249
	M24	247～290

表 3-1-8 常温時以外(0～10℃、30～60℃)の締付けボルト軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
S10T	M20	167～211
	M22	207～261
	M24	241～304

(5) 耐力点法によって締付ける場合の締付けボルト軸力は、使用する締付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表3-1-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。

表 3-1-9 耐力点法による締付けボルトの軸力の平均値

セット	ねじの呼び	1 製造ロットのセットの締付けボルト軸力の平均値 (kN)
F10T	M20	$0.196 \sigma_y \sim 0.221 \sigma_y$
	M22	$0.242 \sigma_y \sim 0.273 \sigma_y$
	M24	$0.282 \sigma_y \sim 0.318 \sigma_y$

[注]  $\sigma_y$  : ボルト試験片の耐力(N/mm<sup>2</sup>) (JISZ2241 の4号試験片による)

### 5. ボルトの締付け順序

受注者は、ボルトの締付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図3-1-1のとおりとする。

なお、予備締め後には締め忘れやとも回りを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。

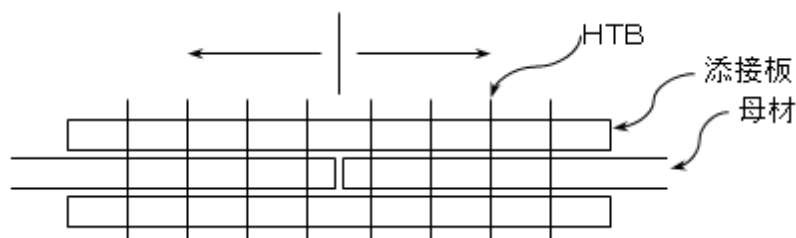


図 3-1-1 ボルト締付け順序

### 6. ボルトの包装と現場保管

受注者は、ボルトのセットを、工事出荷時の品質が現場施工時まで保たれるように、その包装と現場保管に注意しなければならない。また、包装は、施工直前に解くものとする。

### 7. 締付け確認

締付け確認については、以下の規定によるものとする。

- (1) 締付け確認をボルト締付け後速やかに行い、その記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- (2) ボルトの締付け確認については、以下の規定によるものとする。
  - ① トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行わなければならない。
  - ② トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。
- (3) 回転法及び耐力点法による場合は、全数についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。

#### 8. 併用する場合の施工順序

受注者は、溶接と高力ボルト摩擦接合とを併用する場合は、溶接の完了後に高力ボルトを締付けなければならない。

#### 9. 現場溶接

- (1) 受注者は、溶接・溶接材料の清掃・乾燥状態に注意し、それらを良好な状態に保つのに必要な諸設備を現場に備えなければならない。
- (2) 受注者は、現場溶接に先立ち、開先の状態、材片の拘束状態等について注意をはらわなければならない。
- (3) 受注者は、溶接材料、溶接検査等に関する溶接施工上の注意点については、工場溶接に準じて考慮しなければならない。
- (4) 受注者は、溶接のアークが風による影響を受けないように防風設備を設置しなければならない。
- (5) 受注者は、溶接現場の気象条件が以下に該当する時は、溶接欠陥の発生を防止するため、防風設備及び予熱等により溶接作業条件を整えられる場合を除き溶接作業を行ってはならない。
  - ① 雨天又は作業中に雨天となるおそれのある場合
  - ② 雨上がり直後
  - ③ 風が強いとき
  - ④ 気温が5℃以下の場合
  - ⑤ その他監督職員が不相当と認めた場合
- (6) 受注者は、現場継手工の施工については、圧接作業において常に安定した姿勢で施工ができるように、作業場には安全な足場を設けなければならない。

### 3-1-3-24 伸縮装置工

#### 1. 一般事項

受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

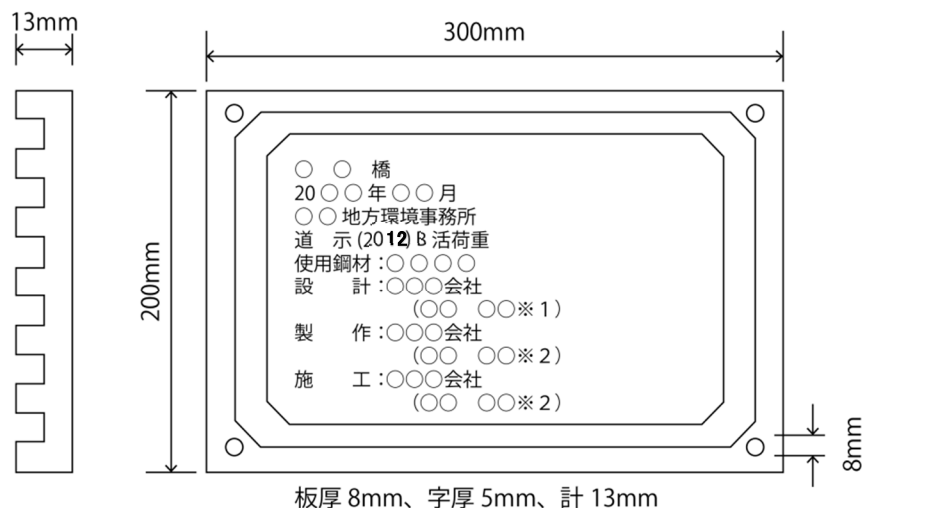
#### 2. 漏水防止

受注者は、伸縮装置工の漏水防止の方法について、設計図書によらなければならない。

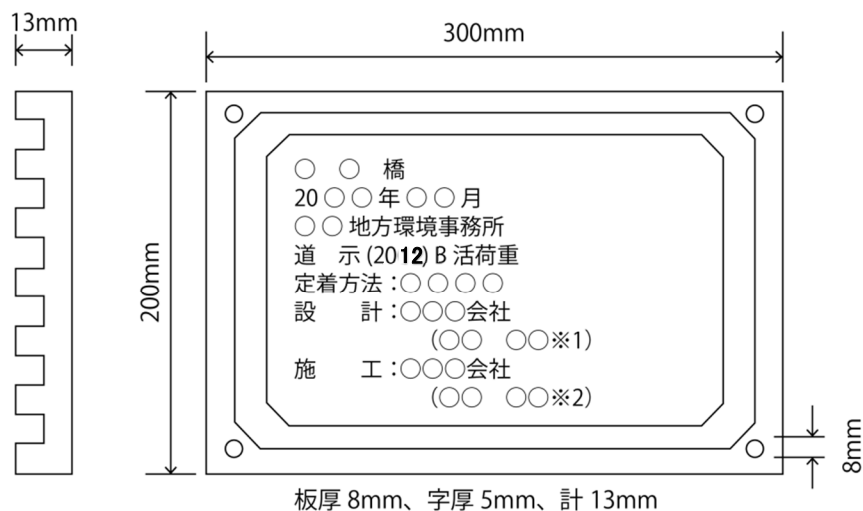
### 3-1-3-25 銘板工

#### 1. 一般事項

受注者は、橋歴板の作成については、材質はJIS H 2202(鋳物用銅合金地金)を使用し、寸法及び記載事項は、図3-1-2によらなければならない。ただし、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名



※1 管理技術者氏名、※2 監理技術者等氏名

図 3-1-2 銘板の寸法及び記載事項

## 2. 橋歴板

受注者は、橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。

## 3. 橋歴板記載事項

受注者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の製作年月を記入しなければならない。

### 3-1-3-26 多自然型護岸工

#### 1. 一般事項

受注者は、河川が本来有している生物の良好な生育環境、自然景観に考慮して計画、設計された多自然型河川工法による施工については、工法の趣旨を踏まえ施工しなければならない。

#### 2. 木杭の施工

受注者は、木杭の施工に当たり、木杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮を剥いだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。

#### 3. 木杭の先端

受注者は、木杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。

#### 4. 巨石張り(積み)等の施工

巨石張り(積み)、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第3編3-1-5-5石積(張)工の規定によるものとする。

#### 5. 柳枝の施工

受注者は、柳枝の施工については、のりごしらえ後、柵形に、杭を垂直に打込むとともに、杭頭を打ちそろえなければならない。

#### 6. 柳粗朶の施工

受注者は、柳粗朶の施工については、柳粗朶の元口を上流側に向け、柵内に均一に敷き並べた後、帯梢を用いて柵を仕上げなければならない。

#### 7. ぐり石粗朶工の施工

受注者は、ぐり石粗朶工の施工については、柳枝に準じて帯梢を用いて柵工を造り、中詰用ぐり石の表面をごぼう張りに仕上げなければならない。

### 3-1-3-27 羽口工

#### 1. 一般事項

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15~25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

#### 2. じゃかごの詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、外回りに大きな石を配置するとともに、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。

なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、扁平にならないようにしなければならない。

#### 3. じゃかごの布設

受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえの上、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

#### 4. じゃかごの連結

受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で緊結しなければならない。

#### 5. じゃかごの開口部の緊結

受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を緊結しなければならない。

#### 6. ふとんかご中詰用ぐり石

受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5~15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は15~20cmの大きさとし、ふとんかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

#### 7. 連節ブロック張りの施工

受注者は、連節ブロック張りの施工については、平滑に設置しなければならない。

#### 8. ふとんかご かが枠の施工

受注者は、ふとんかご、かが枠の施工については、1. ~7. の各項により施工しなければならない。

### 3-1-3-28 プレキャストカルバート工

#### 1. 一般事項

受注者は、現地の状況により設計図書に示された据付け勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 施工順序

受注者は、プレキャストカルバート工の施工については、基礎との密着を図り、接合面が食い違わないように注意して、カルバートの下流側又は低い側から設置しなければならない。

#### 3. 縦締め施工

受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工—カルバート工 指針7-2(2)2敷設工」(日本道路協会)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 4. プレキャストパイプの施工

受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側又は高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合又は印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。

#### 5. プレキャストパイプの切断

受注者は、プレキャストパイプの施工については、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

### 3-1-3-29 側溝工

#### 1. 一般事項

受注者は、プレキャストU型側溝、L型側溝、自由勾配側溝の継目部の施工は、付着、水密性を保ち段差が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 側溝蓋の施工

受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。

#### 3. 管渠の施工

受注者は、管渠の施工については、管渠の種類と埋設形式(突出型、溝型)の関係を損なうことのないようにするとともに基礎は、支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。

#### 4. 管渠施工上の注意

受注者は、コンクリート管、コルゲートパイプ管等の施工については、前後の水路とのすりつけを考慮して、その施工高、方向を定めなければならない。

#### 5. 埋戻し及び盛土の施工

受注者は、管渠周辺の埋戻し及び盛土の施工については、管渠を損傷しないように、かつ偏心偏圧がかからないように、左右均等に層状に締固めなければならない。

#### 6. フィルター材料

受注者は、フィルター材料を使用する場合は、排水性のよい砂又は、クラッシュラン等を使用しなければならない。

#### 7. ソケット付管の布設

受注者は、ソケット付の管を布設する時は、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。

#### 8. 管の据付

受注者は、基礎工の上に通リよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリート又は固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。

#### 9. 管の切断

受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。損傷させた場合は、取換えなければならない。

#### 10. 異常時の処置

受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. コルゲートパイプの組立て

受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。

#### 12. コルゲートパイプの布設条件

受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-3-30 集水柵工

#### 1. 一般事項

受注者は、集水柵の据付けについては、部材に損傷や衝撃を与えないようにしなければならない。またワイヤー等で損傷するおそれのある部分には、保護しなければならない。

#### 2. 蓋の設置

受注者は、蓋の設置については、本体及び路面と段差が生じないように平坦に施工しなければならない。

### 3-1-3-31 現場塗装工

#### 1. 一般事項

受注者は、鋼橋の現場塗装は、床版工終了後に、鋼製堰堤の現場塗装は、鋼製堰堤の据付け終了後に行うものとし、これにより難しい場合は、設計図書によらなければならない。

#### 2. 塗膜損傷時の処置

受注者は、鋼橋の架設後及び鋼製堰堤の据付け後に前回までの塗膜を損傷した場合、補修塗装を行ってから現場塗装を行わなければならない。

#### 3. 有害な付着物の処置

受注者は、現場塗装に先立ち、下塗り塗膜の状態を調査し、塗料を塗り重ねると悪い影響を与えるおそれがある、垂れ、はじき、泡、膨れ、割れ、剥がれ、浮きさび及び塗膜に有害な付着物がある場合は、必要な処置を講じなければならない。

#### 4. 塗装塗布方法

受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ又はローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。

#### 5. 付着油脂類等の除去

受注者は、現場塗装の前にジンクリッチペイントの白さび及び付着した油脂類は除去しなければならない。

#### 6. 必要塗膜厚の確保

受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、形鋼の隅角部その他の構造の複雑な部分について、必要塗膜厚を確保するように施工しなければならない。

#### 7. 有害薬品の使用禁止

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

#### 8. 付着塩分の水洗い

受注者は、海岸地域に架設又は保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m<sup>2</sup>以上の時は水洗いしなければならない。

#### 9. 塗装の禁止条件

受注者は、以下の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

塗装禁止条件は、表3-1-10に示すとおりである。

表 3-1-10 塗装禁止条件

塗装の種類	気温(℃)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	10 以下、30 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上

- (1) 降雨等で表面が濡れているとき。
- (2) 風が強いとき及びじんあいが多いとき。
- (3) 塗料の乾燥前に降雨、降雪、降霜のおそれがあるとき。
- (4) 炎天で鋼材表面の温度が高く塗膜に泡を生ずるおそれのあるとき。
- (5) その他監督職員が不相当と認めたとき。

#### 10. 乾燥状態での施工

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態のときに塗装しなければならない。

#### 11. 欠陥防止

受注者は、塗り残し、流れ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

#### 12. 均一塗料の使用

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。

#### 13. 下塗

- (1) 受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認した上で下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。
- (2) 受注者は、塗料の塗り重ねに当たって、塗料ごとに定められた塗装間隔を守って塗装しなければならない。



- (3)受注者は、ボルト締め後若しくは溶接施工のため塗装が困難となる部分で設計図書に示されている場合又は、監督職員の指示がある場合にはあらかじめ塗装を完了させなければならない。
- (4)受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防せい油等を塗布しなければならない。
- (5)受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防せい剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去するものとする。  
なお、受注者は、防せい剤の使用については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 14. 中塗、上塗

- (1)受注者は、中塗り及び上塗りに当たって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認した上で行わなければならない。
- (2)受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに行わなければならない。

#### 15. 塗装禁止箇所

受注者は、コンクリートとの接触面の塗装を行ってはならない。ただしプライマーは除くものとする。また、主桁や縦桁上フランジなどのコンクリート接触部は、さび汁による汚れを考慮し無機ジンクリッチペイントを30 $\mu$ m塗布するものとする。

#### 16. 検査

- (1)受注者は、現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。
- (2)受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。
- (3)受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m<sup>2</sup>単位ごとに25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。
- (4)受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別又は作業姿勢別に測定位置を定め平均して測定するよう配慮しなければならない。
- (5)受注者は、膜厚測定器として電磁膜厚計を使用しなければならない。
- (6)受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
  - ①塗膜厚測定値(5回平均)の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上とするものとする。
  - ②塗膜厚測定値(5回平均)の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上とするものとする。
  - ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えないものとする。ただし、標準偏差が20%を超えた場合、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合は合格とするものとする。
  - ④平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が管理基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は最上層の塗料を増し塗りして、再検査しなければならない。
- (7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。  
また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

#### 17. 記録

- (1)受注者が、記録として作成・保管する施工管理写真は、カラー写真とするものとする。
- (2)受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)又は終点側(右)の外桁腹板に、ペイント又は耐候性に優れたフィルム状の粘着シートにより図3-1-3のとおり記録しなければならない。

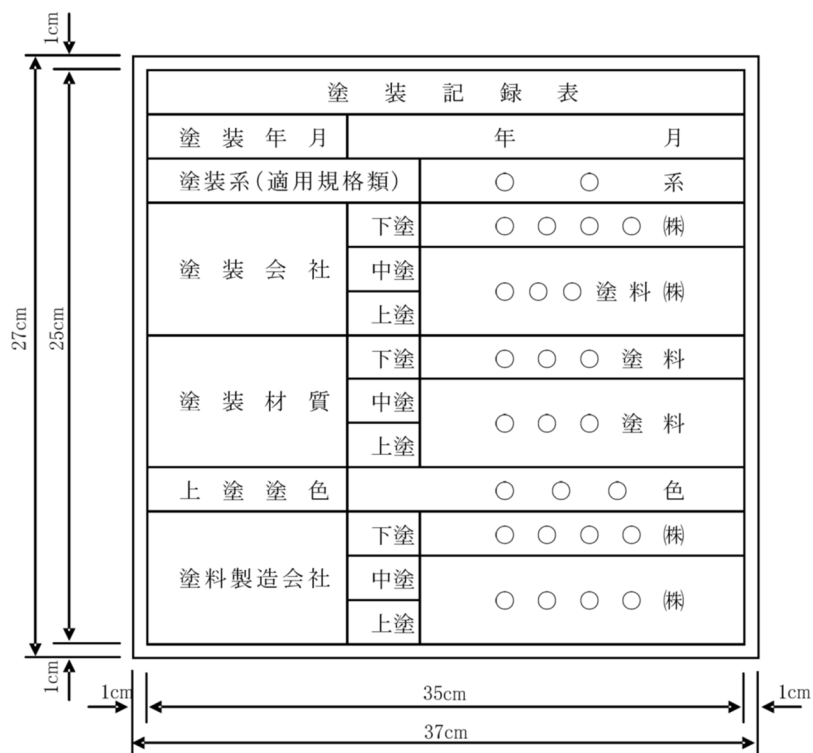


図 3-1-3 塗装記録表の仕様

### 3-1-3-32 かごマット工

#### 1. 一般事項

かごマットの構造及び要求性能については、「鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準(案)」(国土交通省)(以下「鉄線籠型基準」という。)によるほか、契約図面及び以下による。

#### 2. 要求性能

線材は、以下の要求性能を満足することを確認するとともに、周辺環境や設置条件等、現場の状況を勘案し、施工性、経済性などを総合的に判断の上、施工現場に適した線材を使用するものとする。また、受注者は要求性能を満足することを確認するために設定した基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

なお、本工事において蓋材に要求される性能(摩擦抵抗)は設計図書によるものとするが、短期性能を要求された箇所については、短期・長期性能型双方を使用可とする。

#### 3. 表示標の提出

受注者は、納入された製品について監督職員が指定する表示標(底網、蓋網、側網及び仕切網ごとに網線に使用した線材の製造工場名及び表示番号、製造年月日を記載したもの)を監督職員に提出しなければならない。

また、監督職員が指定する各網の表示標に記載された番号に近い線材の公的機関における試験結果を提出しなければならない。

表 3-1-11 要求性能の確認方法

項目	要求性能	確認方法			
		試験方法	試験条件	基準値	
線材に要求される性能	母材の健全性	母材が健全であること	JIS H 0401 の間接法で使用する試験液によるめっき溶脱後の母材鉄線の写真撮影	めっきを剥いだ状態での母材鉄線の表面撮影	母材に傷が付いていないこと
	強度	洗掘時の破断抵抗及び洗掘に追随する屈とう性を有する鉄線籠本体の一部として機能するために必要な強度を有すること	引張試験 (JIS G 3547 に準拠)	—	引張強さ 290N/mm <sup>2</sup> 以上
	耐久性	淡水中での耐用年数 30 年程度を確保すること	腐食促進試験 (JIS G 0594 に準拠)	塩化物イオン濃度 0ppm 試験時間 1,000 時間	めっき残存量 30g/m <sup>2</sup> 以上
			線材摩耗試験	回転数 20,000 回転	
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること	鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づくこと		
	環境適合性	周辺環境に影響を与える有害成分を溶出しないこと	鉄線籠型基準「1. 適用河川」に基づくこと		
上記性能に加えて蓋材に要求される性能	摩擦抵抗 (短期性能型)	作業中の安全のために必要な滑りにくさを有すること	面的摩擦試験 又は 線的摩擦試験	—	摩擦係数 0.90 以上
	摩擦抵抗 (長期性能型)	供用後における水辺の安全な利用のために必要な滑りにくさを有すること	線材摩耗試験の線的摩擦試験 又は 面材摩耗試験の面的摩擦試験	[線材摩耗試験の場合] 回転数 2,500 回転 [面材摩耗試験の場合] 回転数 100 回転	摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)

[注 1] 表 3-1-11 の確認方法に基づく公的機関による性能確認については、1 回の実施でよいものとし、その後は、均質性の確保の観点から、鉄線籠型基準「8. 線材の品質管理」に基づき、定期的に線材の品質管理試験(表 3-1-13)を行うものとする。

[注 2] めっき鉄線以外の線材についても、鉄線籠型基準「7. 線材に要求される性能」に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

#### 4. 網の結束

側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい

場合は監督職員の承諾を得なければならない。

5. 結束方法

網線材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し線端末は内面に向けるものとする。ただし、蓋金網の端部については1.5回以上巻きとするが、リング方式でも良いものとする。また、いかなる部位においても溶接は行ってはならない。

6. 連結方法

連結の方法はコイル式とし表3-1-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。

表 3-1-12 連結コイル線

線径	コイル径	連結支点の間隔	コイル長	
5mm	50mm 以下	80mm 以下	(高さ方向 30cm) (その他 50cm 以上) 50cm 以上	

[注] コイル長の上段：( )書きは、かごの厚さ 30cm 規格の場合

表 3-1-13 線材の品質管理試験の内容

項目 目試験箇所	試験項目	基準値	試験方法	試験の頻度
工場	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	5 巻線 <sup>※1</sup> に 1 回
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回
	ねじり特性	JIS G 3547 の 4.3	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回
	巻付性	線径の 1.5 倍の円筒に 6 回以上巻き付け著しい亀裂及び剥離を生じない	JIS G 3547 準拠	5 巻線に 1 回
	めっき成分	※2	原子吸光分析法、又は ICP 発光分析法	5 巻線に 1 回
	めっき付着量	※2	JIS H 0401 準拠	5 線に 1 回
公的試験機関	線径	$\left[ \begin{array}{l} 3.2 \pm 0.09\text{mm} \\ 4.0 \pm 0.10\text{mm} \\ 5.0 \pm 0.12\text{mm} \\ 6.0 \pm 0.12\text{mm} \end{array} \right]$	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回
	引張強さ	290N/mm <sup>2</sup> 以上	JIS G 3547 準拠	200 巻線に 1 回
	母材の健全性	母材に傷が付いていないこと	JIS H 0401 の間接法で使用 する試験液によるメッキ溶脱 後の母材鉄線の写真撮影	200 巻線に 1 回
	めっき成分	※2	原子吸光分析法、又は ICP 発光分析法	200 巻線に 1 回
	めっき付着量	※2	JIS H 0401 準拠	200 巻線に 1 回
	摩擦抵抗 (蓋材のみ)	短期性能型 摩擦係数 0.90 以上		面的摩擦試験、又は 線的摩擦試験
長期性能型摩擦係数 0.90 以上 (初期摩耗後)			線材摩耗試験後の 線的摩擦試験 又は 面材摩耗試験後の 面的摩擦試験	200 巻線に 1 回

[注 1] ※1 巻線とは、工場における製造単位を言い、約 1 t とする。

※2 めっき成分及び付着量の基準値は、耐久性に関する性能確認試験及び摩擦抵抗に関する性能確認試験に使用した製品のめっき成分及び付着量を基に決定する。

なお、めっき鉄線以外の線材については、めっき成分及びめっき付着量の試験項目を省略できるものとする。

[注 2] 線径の基準値の( )書きは、30cm 規格、[ ]書きは、50cm 規格

[注 3] めっき鉄線以外の鉄線についても、鉄線籠型基準に基づく要求性能を満足することを確認した公的試験機関による審査証明にて設定された試験項目、基準値、試験方法、試験の頻度により、品質確認試験を行うものとする。

**7. かごマットの詰石の施工**

受注者は、かごマットの詰石の施工については、できるだけ空隙を少なくしなければならない。また、かご材を傷つけないように注意するとともに詰石の施工の際、側壁、仕切りが扁平にならないように注意しなければならない。

**8. かごマットの中詰用ぐり石**

受注者は、かごマットの中詰用ぐり石については、かごマットの厚さが30cmの場合は5～15cm、かごマットの厚さが50cmの場合は15～20cmの大きさとし、かごマットの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

**3-1-3-33 袋詰玉石工**

**1. 根固め用袋材**

本条項は、高分子系の合成繊維(再生材を含む)を主要構成材料とする袋型根固め用袋材に適用する。

**2. 根固め用袋材の性能**

袋型根固め用袋材は、表3-1-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。

**3. 根固め用袋材の要求性能の確認**

要求性能の確認は、表3-1-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

表 3-1-14(1)袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法

場所	項目	要求性能	確認方法		
			試験方法	基準値	
公的試験機関	強度 (※1)	必要重量の中詰め材料を充填し直接クレーンで吊り上げて破断しない強度を有すること。	引張試験 (JIS A 8960 に準拠)	(2ト 型)	(2重)400N以上 (1重)700N以上
				(4ト 型)	(2重)500N以上 (1重)900N以上
	耐候性	紫外線により劣化した場合も、必要な強度を保持すること。  短期性能型： 試験耐候性は求めない。  長期性能型： 耐用年数 30 年程度	耐候性試験 (長期性能型のみ)  (JIS L 0842 オープンフレームカーボンアーク灯式耐候性試験機により紫外線を7500 時間照射後、JIS A 8960 準拠の引張試験を実施)	(2ト 型)	(2重)200N以上 (1重)200N以上
				(4ト 型)	(2重)250N以上 (1重)250N以上
	耐燃焼性	中詰め材料を充填した状態で網地の燃焼が広がらないこと。	たき火試験 (参考資料参照)	燃焼部以上に延焼しないこと。	
環境適合性	生態系を阻害するような有害物質の溶出がないこと。	煮沸試験 飼育試験 (参考資料参照)	有害物質が溶出しないこと。		
	均質性	性能を担保する品質の均質性を確保していること。	材料 20000 袋当たり 1 回の引張試験を実施 (JIS A 8960 に準拠)	「強度」の基準値を満足すること。	
発注期間	網目・網地の信頼性	中詰め材料の抜け出しや、網地の破断が促進することがないこと。	監督職員による 事前確認	中詰め材料が抜け出さない網目の寸法で、かつ、網目を構成する網糸が破断しても解れが連続的に広がらない加工がなされていること。	

[注] ※1 表 3-1-14(1)の確認方法のうち、公的機関による性能確認については、均質性の項目を除き、1 回の実施でよいものとする。

表 3-1-14(2) 参考資料

[たき火試験]	
袋型根固め用袋材に中詰め材を充填した後、静置させ上部にたき火用材料を積み上げてライターにて点火する。	
中詰め材割	栗石 150mm
点火方法	ライター
たき火用材料	野原の草木(枯れ草、枯れ木)
[煮沸試験]	
網地を沸水中に浸漬し、下記時間の経過後取り出し網地の質量変化を測定する。	
浸漬温度	98±2℃
浸漬時間	120±10min
浸漬水	蒸留水
試験体の数	5個
乾燥温度	105℃
抽出条件(質量比)	網地：水=1：500
[飼育試験]	
金魚を入れた水槽に網地を浸漬し、下記期間飼育しその生存状態を確認する。	
金魚の飼育時間	3ヶ月
飼育条件(質量比)	網地：水=1：100
金魚の匹数	3匹

## 第4節 基礎工

### 3-1-4-1 一般事項

#### 1. 適用工種

本節は、基礎工として土台基礎工、基礎工(護岸)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工その他これらに類する工種について定める。

#### 2. 基礎工の施工

受注者は、切込砂利、砕石基礎工、割ぐり石基礎工の施工においては、床掘り完了後(割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利、砕石などの間隙充填材を加え)締固めながら仕上げなければならない。

### 3-1-4-2 土台基礎工

#### 1. 一般事項

土台基礎工とは、一本土台、片梯子土台、梯子土台及び止杭一本土台をいうものとする。

#### 2. 木製の土台基礎工

受注者は、土台基礎工に木材を使用する場合には、樹皮を剥いだ生木を用いなければならない。

#### 3. 土台基礎工の施工

受注者は、土台基礎工の施工に当たり、床を整正し締固めた後、据付けるものとし、空隙には、割ぐり石、砕石等を充填しなければならない。

#### 4. 片梯子土台及び梯子土台の施工



受注者は、片梯子土台及び梯子土台の施工に当たっては、部材接合部に隙間が生じないように土台を組み立てなければならない。

#### 5. 止杭一本土台の施工

受注者は、止杭一本土台の施工に当たっては、上部からの荷重の偏心が生じないように設置しなければならない。

#### 6. 土台基礎工に用いる木材

受注者は、土台基礎工に用いる木材について設計図書に示されていない場合には、樹皮を剥いだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。

#### 7. 止杭の先端

止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。

### 3-1-4-3 基礎工(護岸)

#### 1. 一般事項

受注者は、基礎工設置のための掘削に際しては、掘り過ぎのないように施工しなければならない。

#### 2. 水中打込みの禁止

受注者は、基礎工(護岸)のコンクリート施工において、水中打込みを行ってはならない。

#### 3. 目地の施工位置

受注者は、基礎工(護岸)の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。

#### 4. 裏込め材の施工

受注者は、基礎工(護岸)の施工において、裏込め材は、締固め機械等を用いて施工しなければならない。

#### 5. プレキャスト法留基礎の施工

受注者は、プレキャスト法留基礎の施工に際しては、本条1項及び3項による他、沈下等による法覆工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

### 3-1-4-4 既製杭工

#### 1. 既製杭工の種類

既製杭工とは、既製コンクリート杭、鋼管杭、及びH鋼杭をいうものとする。

#### 2. 既製杭工の工法

既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法又は回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。

#### 3. 試験杭の施工

受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。

なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。

#### 4. 施工計画書、施工記録

受注者は、あらかじめ杭の打止め管理方法(ペン書き法による貫入量、リバウンドの測定あるいは杭頭計測法による動的貫入抵抗の測定など)等を定め施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 5. 杭施工跡の埋戻し

受注者は、既製杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。

#### 6. 既製杭工の杭頭処理

受注者は、既製杭工の杭頭処理に際して、杭本体を損傷させないように行わなければならない。

#### 7. 既製杭工の打込み工法の選定

受注者は、既製杭工の打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭

の種類に応じたものを選ばなければならない。

#### 8. 打込みキャップ等

受注者は、コンクリート既製杭工の打込みに際し、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。

#### 9. 杭頭損傷の修補

受注者は、既製杭工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補又は取り替えなければならない。

#### 10. 打込み不能の場合の処置

受注者は、既製杭工の施工を行うに当たり、設計図書に示された杭先端の深度に達する前に打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、受注者は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. 中掘り杭工法による既製杭工施工

受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。杭の掘削・沈設速度は杭径や土質条件によって異なるが、試験杭により確認した現場に適した速度で行う。

なお、施工管理装置は、中掘り掘削・沈設及びセメントミルク噴出攪拌方式の根固部の築造時、コンクリート打設方式の孔底処理に必要な施工管理項目について常時表示・記録できるものを選定する。

#### 12. 残杭の再使用時の注意

受注者は、既製杭工の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 13. 既製コンクリート杭の施工

既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規格によらなければならない。
- (2) 受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。
- (3) 受注者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。

#### 14. 杭支持層の確認・記録

受注者は、杭の施工を行うに当たり、JIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)7施工7.4くいの施工で、7.4.2埋込み工法を用いる施工の先端処理方法が、セメントミルク噴出攪拌方式又は、コンクリート打設方式の場合は、杭先端が設計図書に示された支持層付近に達した時点で支持層の確認をするとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。セメントミルクの噴出攪拌方式の場合は、受注者は、過度の掘削や長時間の攪拌などによって杭先端周辺の地盤を乱さないようにしなければならない。

また、コンクリート打設方式の場合においては、受注者は、根固めを造成する生コンクリートを打込むに当たり、孔底沈殿物(スライム)を除去した後、トレミー管などを用いて杭先端部を根固めしなければならない。

#### 15. 既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理

受注者は、既製コンクリート杭又は鋼管杭の先端処理をセメントミルク噴出攪拌方式による場合は、杭基礎施工便覧に示されている工法技術又はこれと同等の工法技術によるものとし、受注者は施工に先立ち、当該工法技術について、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、最終打撃方式及びコンクリート打設方式はこれらの規定には該当しない。

#### 16. セメントミルクの水セメント比

受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うに当たり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部

の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。

また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、貧配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げなければならない。

#### 17. 既製コンクリート杭のカットオフ

受注者は、既製コンクリート杭のカットオフの施工に当たっては、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。

#### 18. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

#### 19. 鋼管杭及びH鋼杭の運搬・保管

受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の運搬、保管に当たっては、杭の表面、H鋼杭のフランジ縁端部、鋼管杭の継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また、杭の断面特性を考えて大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。

#### 20. 鋼管杭及びH鋼杭の頭部の切りそろえ

受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取付ける時は、確実に施工しなければならない。

#### 21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手

既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。
- (2) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でかつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者に行わせなければならない。
- (3) 鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。

なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。

- (4) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
- (5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。風は、セルフシールドアーク溶接の場合には10m/sec以内、ガスシールドアーク溶接の場合には2m/sec以内とする。ただし、作業が可能なるように、遮蔽した場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分すべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。
- (6) 受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等で磨いて清掃し、乾燥させなければならない。
- (7) 受注者は、鋼管杭の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-1-15の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表 3-1-15 現場円周溶接部の目違いの許容値

外径	許容量	摘要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

(8)受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接完了後、溶接箇所について、欠陥の有無の確認を行わなければならない。

なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、グラインダー又はガウジングなどで完全にはつとり、再溶接して補修しなければならない。

(9)受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接に当たり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。

(10)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

(11)受注者は、H鋼杭の溶接に当たり、まず下杭のフランジの外側に継目板を当て周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認の上、継目板上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。

## 22. 鋼管杭中掘り杭工法の先端処理

鋼管杭における中掘り杭工法の先端処理については、本条14項15項及び16項の規定によるものとする。

## 23. 鋼管杭防食処置

受注者は、鋼管杭防食を行うに当たり、現地状況に適合した防食を行わなければならない。

## 24. 部材の損傷防止

受注者は、鋼管杭防食の施工を行うに当たり、部材の運搬、保管、打込み時などに部材を傷付けないようにしなければならない。

### 3-1-4-5 場所打杭工

#### 1. 試験杭

受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。

なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

また、一本だけで施工管理のための十分な情報が得られない場合は、次に施工する杭も試験杭として実施することで不足する情報を補足し、以降の杭施工に反映するものとする。

#### 2. 施工計画書、施工記録

受注者は、杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し、施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 3. 場所打杭工の施工後の埋戻し

受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。

#### 4. 機械据付け地盤の整備

受注者は、場所打杭工の施工に使用する掘削機械の作業中の水平度や安定などを確保するために、据付け地盤を整備しなければならない。掘削機は、杭位置に据付けなければならない。

#### 5. 周辺への影響防止

受注者は、場所打杭工の施工を行うに当たり、周辺地盤及び支持層を乱さないように掘削し、設計図書に示された深度に達する前に掘削不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。

#### 6. 鉛直の保持

受注者は、場所打杭工の施工を行うに当たり、常に鉛直を保持し、所定の深度まで確実に掘削しなければならない。

#### 7. 掘削速度

受注者は、場所打杭工の施工に当たり、地質に適した速度で掘削しなければならない。

#### 8. 支持地盤の確認

受注者は、場所打杭工の施工に当たり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。

#### 9. 鉄筋かごの建込み

受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スペーサーを同一深さ位置に4ヶ所以上、深さ方向3m間隔程度で取付けなければならない。特に杭頭部は、位置がずれやすいことから鉄筋かご円周長に対し500～700mmの間隔で設置するものとする。

#### 10. 鉄筋かごの継手

受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの継手は重ね継手としなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 11. 鉄筋かごの組立て

受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てに当たっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。

なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。

#### 12. コンクリート打設

受注者は、場所打杭工のコンクリート打込みに当たっては、トレミー管を用いたプランジャー方式によるものとし、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者は、トレミー管下端とコンクリート立上り高の関係をトレミー管の位置、コンクリート打込み数量より検討し、トレミー管をコンクリートの上面から打込み開始時を除き、2m以上入れておかななければならない。

#### 13. 杭頭の処理

受注者は、場所打杭工の杭頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工に当たり、連続してコンクリートを打ち込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工に当たっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。

#### 14. オールケーシング工法の施工

受注者は、オールケーシング工法の施工におけるケーシングチューブの引抜きに当たり、鉄筋かごの共上りを起こさないようにするとともに、引抜き最終時を除き、ケーシングチューブ下端をコンクリートの上面から2m以上コンクリート内に挿入しておかななければならない。

#### 15. 杭径確認

受注者は、すべての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出

来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。

#### 16. 水頭差の確保

受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法の施工に当たり、掘削中には孔壁の崩壊を生じないように、孔内水位を外水位より低下させてはならない。また、掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重等の状況について管理しなければならない。

#### 17. 鉄筋かご建込み時の孔壁崩壊防止

受注者は、リバース工法、アースドリル工法、ダウンザホールハンマー工法及び大口径ボーリングマシン工法において鉄筋かごを降下させるに当たり、孔壁に接触させて孔壁崩壊を生じさせてはならない。

#### 18. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

#### 19. 泥水処理

受注者は、泥水処理を行うに当たり、水質汚濁に係る環境基準について(環境省告示)、都道府県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。

#### 20. 杭土処理

受注者は杭土処理を行うに当たり、適切な方法及び機械を用いて処理しなければならない。

#### 21. 地下水への影響防止

受注者は、周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼすおそれのある場合には、あらかじめその調査・対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 22. 泥水・油脂等の飛散防止

受注者は、基礎杭施工時における泥水・油脂等が飛散しないようにしなければならない。

### 3-1-4-6 深礎工

#### 1. 仮巻コンクリート

受注者は、仮巻コンクリートの施工を行う場合は、予備掘削を行いコンクリートはライナープレートと隙間無く打設しなければならない。

#### 2. 深礎掘削

受注者は、深礎掘削を行うに当たり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。

#### 3. 土留工

受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。

なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。

#### 4. 支持地盤の確認

受注者は、孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことを、掘削深度、掘削土砂、地質柱状図などにより確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 5. コンクリート打設

受注者は、コンクリート打設に当たっては、打込み量及び打込み高を常に計測しなければならない。

#### 6. 鉄筋組立て

受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。

#### 7. 鉄筋の継手

軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 8. 裏込注入

受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入を行わなければならない。

なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 9. 裏込材注入圧力

裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm<sup>2</sup>程度)とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。

#### 10. 湧水処理

受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. ライナープレートの組立て

受注者は、ライナープレートの組立に当たっては、偏心とひずみを出来るだけ小さくするようにしなければならない。

#### 12. 施工計画書、施工記録

受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工に当たっては施工記録を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 13. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

### 3-1-4-7 オープンケーソン基礎工

#### 1. 施工計画書

受注者は、オープンケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

#### 2. 刃口金物据付け

受注者は、不等沈下を起こさないよう刃口金物据付けを行わなければならない。

#### 3. ロットのコンクリートの連続打設

受注者は、オープンケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

#### 4. 施工記録の整備、保管

受注者は、オープンケーソンの施工に当たり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 5. 火薬類の使用

受注者は、オープンケーソン基礎工の掘削沈下を行うに当たり、火薬類を使用する必要がある場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

なお、火薬類の使用によってみだりに周辺地盤を乱さないようにしなければならない。

#### 6. オープンケーソンの沈下促進

受注者は、オープンケーソンの沈下促進を行うに当たり、全面を均等に、中央部からできるだけ対称に掘り下げ、トランシット等で観測し移動や傾斜及び回転が生じないように、矯正しながら施工しなければならない。オープンケーソン施工長及び沈下量は、オープンケーソン外壁に刃口からの長さを記入し、これを観測し、急激な沈下を生じないように施工しなければならない。

#### 7. 過掘の禁止

受注者は、オープンケーソンの沈下促進に当たり、刃先下部に過度の掘り起こしをしてはならない。著しく沈下が困難な場合には、原因を調査するとともに、その処理方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 8. 最終沈下直前の掘削

受注者は、オープンケーソンの最終沈下直前の掘削に当たっては、刃口周辺部から中央部に向っ

て行い、中央部の深掘りは避けなければならない。

#### 9. 支持地盤の確認

受注者は、オープンケーソンが設計図書に示された深度に達したときは、ケーソン底面の乱された地盤の底ざらいを行い、支持地盤となる地山及び土質柱状図に基づき底面の支持地盤条件が設計図書を満足することを確認し、その資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 10. 底版コンクリート打設準備

受注者は、底版コンクリートを打込む前に刃口より上にある土砂を掘削しなければならない。さらに刃先下部の掘越した部分はコンクリートで埋戻さなければならない。また陸掘りの場合を除き、水中コンクリートは、オープンケーソン内の水位の変動がないことを確認したうえ、トレミー管又はコンクリートポンプ等を用いて打込むものとする。この場合、管の先端は常に打込まれたコンクリート中に貫入された状態にしておかななければならない。

#### 11. 掘削時の注意

受注者は、機械により掘削する場合には、作業中、オープンケーソンに衝撃を与えないようにしなければならない。

#### 12. オープンケーソン内のたん水処理

受注者は、底版コンクリート打込みの後、オープンケーソン内のたん水を排除してはならない。

#### 13. 中詰充填の施工

受注者は、中詰充填を施工するに当たり、オープンケーソン内の水位を保った状態で密実に行わなければならない。

#### 14. 止水壁取壊し

受注者は、止水壁取壊しを行うに当たり、構造物本体及びオープンケーソンを損傷させないように、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。

#### 15. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当っては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を行わなければならない。

### 3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工

#### 1. 施工計画書

受注者は、ニューマチックケーソンのコンクリート打込み、1ロットの長さ、ケーソン内の掘削方法、載荷方法等については、施工計画書に記載しなければならない。

#### 2. 1ロットコンクリートの連続打設

受注者は、ニューマチックケーソンの1ロットのコンクリートが、水密かつ必要によっては気密な構造となるように、連続して打込まなければならない。

#### 3. 施工記録の整備、保管

受注者は、ニューマチックケーソンの施工に当たり、施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 4. マンロック及びマテリアルロック

通常安全施工上の面から、ニューマチックケーソン1基につき、作業員の出入りのためのマンロックと、材料の搬入搬出、掘削土砂の搬出のためのマテリアルロックの2本以上のシャフトが計画されるが、受注者は、1本のシャフトしか計画されていない場合で、施工計画の検討により、2本のシャフトを設置することが可能と判断される際には、その設置方法について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 5. ニューマチックケーソン沈下促進

受注者は、ニューマチックケーソン沈下促進を行うに当たり、ケーソン自重、載荷荷重、摩擦抵抗の低減などにより行わなければならない。やむを得ず沈下促進に減圧沈下を併用する場合は、工事着手前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るとともに、施工に当たってはケーソン本体及び近接構造物に障害を与えないようにしなければならない。

#### 6. 掘削沈設管理

受注者は、掘削沈設を行うに当たり、施工状況、地質の状態などにより沈下関係図を適宜修正しながら行い、ニューマチックケーソンの移動傾斜及び回転を生じないように施工するとともに、急



激な沈下を避けなければならない。

#### 7. 底面地盤の支持力と地盤反力係数

受注者は、ニューマチックケーソンが設計図書に示された深度に達したときは底面地盤の支持力と地盤反力係数を確認するために平板載荷試験を行い、当該ケーソンの支持に関して設計図書との適合を確認するとともに、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 8. 中埋コンクリート施工前の作業

受注者は、中埋コンクリートを施工する前にあらかじめニューマチックケーソン底面地盤の不陸整正を行い、作業室内部の刃口や天井スラブ、シャフト及びエアロックに付着している土砂を除去するなど、作業室内を清掃しなければならない。

#### 9. 中埋コンクリートの打設

受注者は、中埋コンクリートを施工するに当たり、室内の気圧を管理しながら、作業に適するワーカビリティの中埋コンクリートを用いて、刃口周辺から中央へ向って打ち込み、打ち込み後24時間以上、気圧を一定に保ち養生し、断気しなければならない。

#### 10. 砂セントルの構造

受注者は、刃口及び作業室天井スラブを構築するに当たり、砂セントルは全荷重に対して十分に堅固な構造としなければならない。

#### 11. 砂セントルの解体

受注者は、砂セントルを解体するに当たり、打設したコンクリートの圧縮強度が14N/mm<sup>2</sup>以上かつコンクリート打設後3日以上経過した後に行わなければならない。

#### 12. 止水壁取壊し

受注者は、止水壁取壊しを行うに当たり、構造物本体及びニューマチックケーソンを損傷させないよう、壁内外の外力が釣り合うよう注水、埋戻しを行わなければならない。

#### 13. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

### 3-1-4-9 鋼管矢板基礎工

#### 1. 試験杭の施工

受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。

なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。

#### 2. 施工計画書、施工記録

受注者は、施工前に杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工に当たり施工記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

#### 3. プレボーリングの取扱い

プレボーリングの取扱いは、設計図書によらなければならない。

#### 4. 杭頭損傷の修補

受注者は、鋼管矢板基礎工の施工に当たり、杭頭打込みの打撃等により損傷した場合は、杭の機能を損なわないように、修補又は取り替えなければならない。

#### 5. 杭施工跡の埋戻し

受注者は、鋼管矢板の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。

#### 6. 鋼管矢板施工法の選定

受注者は、鋼管矢板の施工に当たり、打込み方法、使用機械等については打込み地点の土質条件、立地条件、杭の種類に応じたものを選ばなければならない。

#### 7. 打込み不能時の処置

受注者は、鋼管矢板の施工に当たり、設計図書に示された深度に達する前に打込み不能となった

場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、設計図書に示された深度における支持力の測定値が、設計図書に示された支持力に達しない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 8. 鋼管矢板の運搬保管

受注者は、鋼管矢板の運搬、保管に当たっては、杭の表面、継手、開先部分などに損傷を与えないようにしなければならない。また矢板の断面特性を考慮して大きなたわみ、変形を生じないようにしなければならない。

### 9. 杭頭部の切りそろえ

受注者は、杭の頭部を切りそろえる場合には、杭の切断面を水平かつ平滑に切断し、鉄筋、ずれ止めなどを取り付ける時は、確実に施工しなければならない。

### 10. 残杭の再使用の場合の処置

受注者は、鋼管矢板の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

### 11. 鋼管矢板の溶接

鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。

- (1) 受注者は、鋼管矢板の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。
- (2) 受注者は、鋼管矢板の溶接については、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験のうち、その作業に該当する試験(又は同等以上の検定試験)に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6箇月以上の者に行わさせなければならない。ただし半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験(又はこれと同等以上の検定試験)に合格した者でなければならない。
- (3) 鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。  
なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。
- (4) 受注者は、鋼管矢板の溶接には直流又は交流アーク溶接機を用いるものとし、二次側に電流計、電圧計を備えておき、溶接作業場にて電流調節が可能でなければならない。
- (5) 受注者は、降雪雨時、強風時に露天で鋼管杭及びH鋼杭の溶接作業を行ってはならない。ただし、作業が可能なように、遮蔽した場合等には、設計図書に関して監督職員の承諾を得て作業を行うことができる。また、気温が5℃以下の時は溶接を行ってはならない。ただし、気温が-10～+5℃の場合で、溶接部から100mm以内の部分がすべて+36℃以上に予熱した場合は施工できる。
- (6) 受注者は、鋼管矢板の溶接部の表面のさび、ごみ、泥土等の有害な付着物をワイヤブラシ等でみがいて清掃し、乾燥させなければならない。
- (7) 受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みに当たっては、上下軸が一致するように行い、表3-1-16の許容値を満足するように施工しなければならない。

なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。

表 3-1-16 現場円周溶接部の目違いの許容値

外径	許容量	摘要
700mm 未満	2mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
700mm 以上 1016mm 以下	3mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。

1016mm を超え 1524mm 以下	4mm 以下	上ぐいと下ぐいの外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
----------------------	--------	--

(8)受注者は、鋼管矢板の溶接完了後、設計図書に示された方法、個数につき、指定された箇所について欠陥の有無を確認しなければならない。

なお、確認の結果、発見された欠陥のうち手直しを要するものについては、その箇所をグラインダー又はガウジングなどで完全にはつりとり再溶接して補修しなければならない。

(9)受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。

## 12. 導材の設置

受注者は、鋼管矢板の打込みに当たり、導棒と導杭から成る導材を設置しなければならない。導材は、打込み方法に適した形状で、かつ堅固なものとする。

## 13. 建込み精度管理

受注者は、鋼管矢板の建込みに際しては、導棒のマーキング位置に鋼管矢板を設置し、トランシットで二方向から鉛直性を確認しながら施工しなければならない。受注者は、打込みを行う際には、鋼管矢板を閉合させる各鋼管矢板の位置決めを行い、建込みや精度を確認後に行わなければならない。建込み位置にずれや傾斜が生じた場合には、鋼管矢板を引抜き、再度建込みを行わなければならない。

## 14. 頂部の処置

受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によらなければならない。

## 15. 継手部の処置

受注者は、鋼管矢板の継手管内は、ウォータージェットなどにより排土し、設計図書の定めによる中詰材を直ちに充填しなければならない。

## 16. 鋼管矢板掘削時の注意

受注者は、鋼管矢板の掘削を行うに当たっては、鋼管矢板及び支保等に衝撃を与えないようにしなければならない。

## 17. 中詰コンクリート打設前準備

受注者は、鋼管矢板本体部の中詰コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板本体内の土砂等を取り除かななければならない。

## 18. 中詰コンクリートの打設

受注者は、鋼管矢板基礎工の中詰コンクリートの打込みにおいては、材料分離を生じさせないように施工しなければならない。

## 19. 底盤コンクリートの打設前準備

受注者は、底盤コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かななければならない。

## 20. 頂版接合部材の溶接

受注者は、鋼管矢板本体に頂版接合部材を溶接する方式の場合は、鋼管矢板表面の泥土、水分、油、さび等の溶接に有害なものを除去するとともに、排水及び換気に配慮して行わなければならない。

## 21. 頂版コンクリートの打設前準備

受注者は、鋼管矢板基礎工の頂版コンクリートの打込みに先立ち、鋼管矢板表面及び頂版接合部材に付着している土砂等の掃除を行い、これを取り除かななければならない。

## 22. 仮締切部鋼管矢板切断時の注意

受注者は、鋼管矢板基礎工の仮締切り兼用方式の場合、頂版・躯体完成後の仮締切部鋼管矢板の切断に当たっては、設計図書及び施工計画書に示す施工方法・施工順序に従い、躯体に悪影響を及ぼさないように行わなければならない。

## 23. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

**24. 間詰コンクリートの施工**

受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの施工に当たり、腹起しと鋼管矢板の隙間に密実に充填しなければならない。

**25. 間詰コンクリートの撤去**

受注者は、鋼管矢板基礎工の間詰コンクリートの撤去に当たっては、鋼管矢板への影響を避け、この上でコンクリート片等が残留しないように行わなければならない。

**第5節 石・ブロック積(張)工**

**3-1-5-1 一般事項**

**1. 適用工種**

本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り、埋戻し)、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。

**2. 付着物の除去**

受注者は、石・ブロック積(張)工の施工に先立ち、石・ブロックに付着したごみ、泥等の汚物を取り除かなければならない。

**3. 積み上げ時の注意**

受注者は、石・ブロック積(張)工の施工に当たっては、等高を保ちながら積み上げなければならない。

**4. 水抜き孔**

受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の水抜き孔を設計図書に基づいて施工するとともに、勾配について定めがない場合には、2%程度の勾配で設置しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

**5. 谷積**

受注者は、コンクリートブロック工及び石積(張)工の施工に当たり、設計図書に示されていない場合は谷積としなければならない。

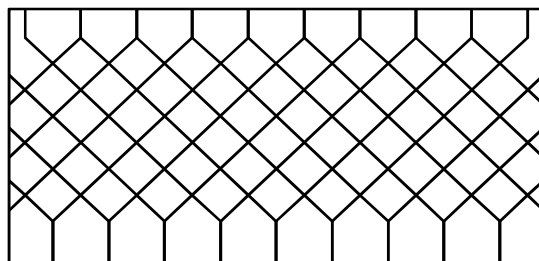


図 3-1-4 谷積

**6. 裏込め**

受注者は、裏込めに割ぐり石を使用する場合は、クラッシュラン等で間隙を充填しなければならない。

**7. 端末部及び曲線部等の処置**

受注者は、端末部及び曲線部等で間隙が生じる場合は、半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合は、コンクリート等を用いて施工しなければならない。

**8. 端部保護ブロック及び天端コンクリート施工時の注意**

受注者は、端部保護ブロック及び天端コンクリートの施工に当たっては、裏込め材の流出、地山の漏水や浸食等が生じないようにしなければならない。

**9. 石・ブロック積(張)工の基礎**

受注者は、石・ブロック積(張)工の基礎の施工に当たっては、沈下、壁面の変形などの石・ブロック積(張)工の安定に影響が生じないようにしなければならない。

**3-1-5-2 作業土工(床掘り・埋戻し)**

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

### 3-1-5-3 コンクリートブロック工

#### 1. 一般事項

コンクリートブロック工とは、コンクリートブロック積、コンクリートブロック張り、連節ブロック張り及び天端保護ブロックをいうものとする。

#### 2. コンクリートブロック積

コンクリートブロック積とは、プレキャストコンクリートブロックによって練積されたもので、法勾配が1:1より急なものをいうものとする。

コンクリートブロック張りとは、プレキャストブロックを法面に張りつけた、法勾配が1:1又は1:1より緩やかなものをいうものとする。

#### 3. コンクリートブロック張りの基礎

受注者は、コンクリートブロック張りの施工に先立って、砕石、割ぐり石又はクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。また、ブロックは凹凸なく張込まなければならない。

#### 4. コンクリートブロック工の空張の積上げ

受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げに当たり、胴がい及び尻がいを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。

#### 5. コンクリートブロック工の練積又は練張の施工

受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張の施工に当たり、合端を合わせ尻がいを用いて固定し、胴込めコンクリートを充填した後に締固め、合端付近に空隙が生じないようにしなければならない。

#### 6. 裏込めコンクリート

受注者は、コンクリートブロック工の練積における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておかななければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 7. 伸縮目地、水抜き孔の施工

受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における伸縮目地、水抜き孔などの施工に当たり、施工位置については設計図書に従って施工しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 8. 合端の施工

受注者は、コンクリートブロック工の練積又は練張における合端の施工に当たり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

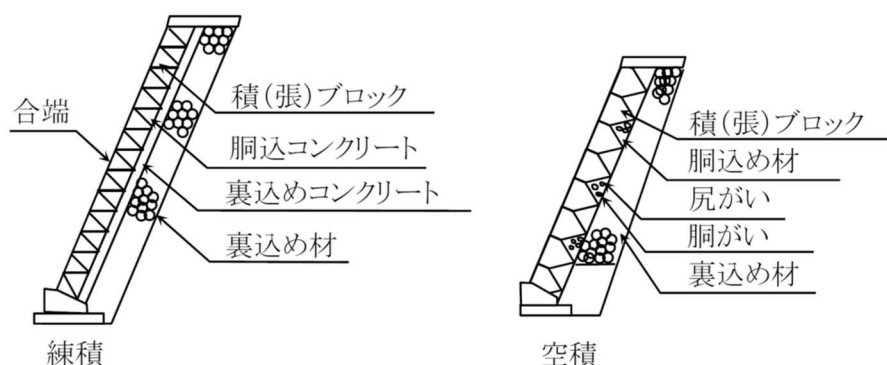


図 3-1-5 コンクリートブロック工

#### 9. 末端部及び曲線部等の処置

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。

## 10. 施工時の注意

受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、ブロックの目地詰めには、空隙を生じないように目地材を充填し、表面を平滑に仕上げなければならない。

## 11. 施工計画書

受注者は、連節ブロックの連結材の接合方法について、あらかじめ施工計画書に記載しなければならない。

### 3-1-5-4 緑化ブロック工

#### 1. 一般事項

受注者は、緑化ブロック基礎のコンクリートは設計図書に記載されている打継目地以外には打継目地なしに一体となるように、打設しなければならない。

#### 2. 緑化ブロック積のかみ合わせ施工

受注者は、緑化ブロック積の施工に当たり、各ブロックのかみ合わせを確実に行わなければならない。

#### 3. 緑化ブロック積の裏込め施工

受注者は、緑化ブロック積の施工に当たり、緑化ブロックと地山の間に空隙が生じないように裏込めを行い、1段ごとに締固めなければならない。

#### 4. 植栽養生

受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完成引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。

### 3-1-5-5 石積(張)工

#### 1. 一般事項

受注者は、石積(張)工の基礎の施工に当たり、使用する石のうち大きな石を根石とするなど、安定性を損なわないように据付けなければならない。

#### 2. 石積(張)工の基礎

受注者は、石積(張)工の施工に先立って、砕石、割ぐり石又はクラッシュランを敷均し、締固めを行わなければならない。

#### 3. 裏込めコンクリート

受注者は、石積工の施工における裏込めコンクリートは、設計図書に示す厚さを背面に確保するために、裏型枠を設けて打設しなければならない。ただし、コンクリート打設した後に、裏型枠を抜き取り、隙間を埋めておくものとする。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 第6節 一般舗装工

### 3-1-6-1 一般事項

#### 1. 適用工種

本節は、一般舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、半たわみ性舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、グースアスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、アスファルト舗装補修工、コンクリート舗装補修工その他これらに類する工種について定める。

#### 2. 下層路盤の築造工法

下層路盤の築造工法は、粒状路盤工法、セメント安定処理工法、及び石灰安定処理工法を標準とするものとする。

#### 3. 上層路盤の築造工法

上層路盤の築造工法は、粒度調整工法、セメント安定処理工法、石灰安定処理工法、瀝青安定処理工法、セメント・瀝青安定処理工法を標準とするものとする。

#### 4. 有害物の除去

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面又は下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

## 5. 異常時の処置

受注者は、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-6-2 材料

#### 1. 適用規定

舗装工で使用する材料については、以下の各規定によらなければならない。舗装工で使用する材料については、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料、3-1-6-4コンクリート舗装の材料の規定による。

#### 2. 材料の品質

舗装工で以下の材料を使用する場合の品質は、設計図書によらなければならない。

- (1) 半たわみ性舗装工で使用する浸透用セメントミルク及び混合物
- (2) グースアスファルト混合物

#### 3. 配合設計

受注者は、設計図書によりポーラスアスファルト混合物の配合設計を行わなければならない。また、配合設計によって決定したアスファルト量、添加材料については、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 4. 試験練り

受注者は、舗設に先立って決定した配合の混合物について、混合所で試験練りを行い、設計図書に示す物性と照合し、異なる場合は、骨材粒度及びアスファルト量の修正を行わなければならない。

#### 5. 現場配合

受注者は、本条4項で修正した配合によって製造した混合物の最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て現場配合を決定しなければならない。

#### 6. 橋面防水層の品質規格試験方法

橋面防水層の品質規格試験方法は、「道路橋床版防水便覧第4章4. 2照査」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 3-1-6-3 アスファルト舗装の材料

#### 1. 使用材料の種類及び品質

アスファルト舗装工に使用する材料について、以下は設計図書によらなければならない。

- (1) 粒状路盤材、粒度調整路盤材、セメント安定処理に使用するセメント、石灰安定処理に使用する石灰、加熱アスファルト安定処理・セメント安定処理・石灰安定処理に使用する骨材、加熱アスファルト安定処理に使用するアスファルト、表層・基層に使用するアスファルト及びアスファルト混合物の種類
- (2) セメント安定処理・石灰安定処理・加熱アスファルト安定処理に使用する骨材の最大粒径と品質
- (3) 粒度調整路盤材の最大粒径
- (4) 石粉以外のフィラーの品質

#### 2. 事前審査認定書

受注者は、アスファルト混合物事前審査委員会の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定書(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは省略できる。

なお、上記以外の場合においては、以下による。

#### 3. 試験結果の提出

受注者は、以下の材料の試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものをを用いる場合には、その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、試験結果の提出を省略することができる。

- (1) 粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2) セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用する骨材
- (3) 加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルトコンクリート再生骨材

4. 試験成績書の提出

受注者は、使用する以下の材料の試験成績書を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。

- (1)セメント安定処理に使用するセメント
- (2)石灰安定処理に使用する石灰

5. 品質証明資料の提出

受注者は、使用する以下の材料の品質を証明する資料を工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。

- (1)加熱アスファルト安定処理、基層及び表層に使用するアスファルト
- (2)再生用添加剤
- (3)プライムコート及びタックコートに使用する瀝青材料

なお、製造後60日を経過した材料は、品質が規格に適合するかどうかを確認するものとする。

6. 小規模工事の試験成績書

受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。

- (1)粒状路盤材及び粒度調整路盤材
- (2)セメント安定処理、石灰安定処理に使用する骨材

7. 小規模工事の骨材試験

受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験を省略することができる。

- (1)加熱アスファルト安定処理に使用する骨材
- (2)基層及び表層に使用する骨材

8. 下層路盤の材料規格

下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。

- (1)下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表3-1-17の規格に適合するものとする。

表 3-1-17 下層路盤の品質規格

工法	種別	試験項目	試験方法	規格値
粒状路盤	クラッシュラン 砂利、砂 再生クラッシュラン等	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	※6 以下
		修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	※20 以上 [30 以上]
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (高炉徐冷スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上
		呈色判定試験	舗装調査・試験法 便覧 E002	呈色なし
	クラッシュラン鉄鋼 スラグ (製鋼スラグ)	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	30 以上
		水浸膨張比 (%)	舗装調査・試験法 便覧 E004	1.5 以下
エージング期間		—	6 ヶ月以上	

[注 1] 特に指示されない限り最大乾燥密度の 95%に相当する CBR を修正 CBR とする。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は、修正 CBR の規格値の値は[ ]内の数値を適用する。



なお40℃でCBR試験を行う場合は20%以上としてよい。

北海道地方—————20cm

東北地方—————30cm

その他の地域—————40cm

[注3] 再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、擦り減り減量が50%以下とするものとする。

[注4] エージング期間は、製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグの通常エージングに適用する。ただし、電気炉スラグを3箇月以上通常エージングした後の水浸膨張比が0.6%以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

- ・〔種別〕「クラッシュラン鉄鋼スラグ」名称の明確化
- ・〔試験項目〕クラッシュラン鉄鋼スラグの修正CBRについて追記
- ・「エージング」に関しての注記を追加

### 9. 上層路盤の材料規格

上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。

(1) 粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、又は、砕石、クラッシュラン、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表3-1-18、表3-1-19、表3-1-20の規格に適合するものとする。

表3-1-18 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80 以上
再生粒度調整砕石	PI	舗装調査・試験法 便覧 F005	4 以下
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法 便覧 E001	80 以上 [90 以上]

[注1] 粒度調整路盤に用いる破砕分級されたセメントコンクリート再生骨材は、擦り減り減量が50%以下とするものとする。

[注2] アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生粒度調整砕石の修正CBRは、[ ]内の数値を適用する。ただし、40℃でCBR試験を行った場合は80以上とする。

表 3-1-19 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	—	6 箇月以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

表 3-1-20 上層路盤の品質規格

種別	試験項目	試験方法	規格値
水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	呈色判定試験	舗装調査・試験法便覧 E002	呈色なし
	水浸膨張比(%)	舗装調査・試験法便覧 E004	1.5 以下
	エージング期間	—	6 箇月以上
	一軸圧縮強さ [14 日] (MPa)	舗装調査・試験法便覧 E013	1.2 以上
	修正 CBR (%)	舗装調査・試験法便覧 E001	80 以上
	単位容積質量 (kg/l)	舗装調査・試験法便覧 A023	1.5 以上

[注] 表 3-1-18、表 3-1-19 に示す鉄鋼スラグ路盤材の品質規格は、修正 CBR、一軸圧縮強さ及び単位容積質量については高炉徐冷スラグ及び製鋼スラグ、呈色判定については高炉スラグ、水浸膨張比及びエージング期間については製鋼スラグにそれぞれ適用する。ただし、電気炉スラグを 3 箇月以上通常エージングした後の水浸膨張比が 0.6% 以下となる場合及び製鋼スラグを促進エージングした場合は、施工実績などを参考にし、膨張性が安定したことを十分確認してエージング期間を短縮することができる。

(2) 粒度調整路盤材の粒度範囲は、表 3-1-21 の規格に適合するものとする。

表 3-1-21 粒度調整路盤材の粒度範囲

ふるい目 呼び名		粒度範囲	通過質量百分率(%)									
			53mm	37.5mm	31.5mm	26.5mm	19mm	13.2mm	4.75mm	2.36mm	425 $\mu$ m	75 $\mu$ m
粒度調整 砕石	M-40	40~0	100	95~100	—	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10
	M-30	30~0	—	100	95~100	—	60~90	—	30~65	20~50	10~30	2~10
	M-25	25~0	—	—	100	95~100	—	55~85	30~65	20~50	10~30	2~10

10. 上層路盤の石油アスファルトの規格

上層路盤に使用する加熱アスファルト安定処理の舗装用石油アスファルトは、第2編2-2-3-6安定材の舗装用石油アスファルトの規格のうち、40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。

11. アスファルト安定処理の材料規格

加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表3-1-22、表3-1-23の規格に適合するものとする。

表 3-1-22 鉄鋼スラグの品質規格

材料名	呼び名	表乾密度 (g/cm <sup>3</sup> )	吸水率 (%)	擦り減り減量 (%)	水浸膨張比 (%)
クラッシュラン 製鋼スラグ	C S S	—	—	50 以下	2.0 以下
単粒度製鋼スラグ	S S	2.45 以上	3.0 以下	30 以下	2.0 以下

[注] 水浸膨張比の規格は、3箇月以上通常エージングした後の製鋼スラグに適用する。また、試験方法は舗装調査・試験法便覧 B014 を参照する。

表 3-1-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質

旧アスファルトの含有量	%	3.8 以上
旧アスファルトの性状	針入度	1 / 10mm
	圧裂係数	MPa/mm
骨材の微粒分量	%	5 以下

[注 1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。

[注 2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常 20~13 mm、13~5 mm、5~0 mm の 3 種類の粒度や 20~13 mm、13~0 mm の 2 種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0 mm の粒度区分のものに適用する。

[注 3] アスファルトコンクリート再生骨材の 13 mm 以下が 2 種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により 13~0 mm 相当分を求めてもよい。また、13~0 mm あるいは 13~5 mm、5~0 mm 以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から 13~0 mm をふるい取ってこれを対象に試験を行う。

[注 4] アスファルトコンクリート再生骨材中の旧アスファルト含有量及び 75 $\mu$ m を通過する量は、ア

スファルトコンクリート再生骨材の乾燥質量に対する百分率で表す。

[注5] 骨材の微粒分量試験は JIS A 1103(骨材の微粒分量試験方法)により求める。

[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし、切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。

[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度又は圧粒係数のどちらかが基準を満足すればよい。

## 12. 使用する水

受注者は、セメント及び石灰安定処理に用いる水に油、酸、強いアルカリ、有機物等の有害含有量を含んでいない清浄なものを使用しなければならない。

## 13. 再生アスファルトの規格

アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-2-3-6安定材に示す40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。

## 14. 適用規定(再生アスファルト(1))

受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、以下の各規定に従わなければならない。

(1)受注者は、アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合、プラントで使用する再生用添加剤の種類については、工事に使用する前に監督職員の承諾を得なければならない。

(2)再生加熱アスファルト混合物の再生用添加剤は、アスファルト系又は石油潤滑油系とする。

## 15. 適用規格(再生アスファルト(2))

再生アスファルト混合物及び材料の規格は、舗装再生便覧による。

## 16. 剥離防止対策

剥離防止対策

(1)フィラーの一部に消石灰やセメントを用いる場合は、その使用量は、アスファルト混合物全質量に対して1~3%を標準とする。

(2)剥離防止剤を用いる場合は、その使用量は、アスファルト全質量に対して0.3%以上とする。

## 17. 基層及び表層に使用する骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する骨材は、碎石、玉砕、砂利、製鋼スラグ、砂及び再生骨材とするものとする。

## 18. 基層及び表層に使用する細骨材

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する細骨材は、天然砂、スクリーニングス、高炉水砕スラグ、クリンカーアッシュ、又はそれらを混合したものとする。

## 19. 基層及び表層に使用するフィラー

アスファルト舗装の基層及び表層に使用するフィラーは、石灰岩やその他の岩石を粉砕した石粉、消石灰、セメント、回収ダスト及びフライアッシュ等とするものとする。

## 20. 適用規定(加熱アスファルト)

アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。

(1)アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表3-1-24、表3-1-25の規格に適合するものとする。

(2)密粒度アスファルト混合物の骨材の最大粒径は車道部20mm、歩道部及び車道部のすりつけ舗装は20mm又は13mmとする。

(3)アスカーブの材料については設計図書によらなければならない。

## 21. マーシャル安定度試験

表3-1-24、表3-1-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。

表 3-1-24 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨
	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物
	20	20	13	13	13	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	13
突固め回数	1,000 ≤ T	75				75					75
	T < 1,000	50				50					50
空隙率 (%)	3~7	3~6		3~7	3~5			2~5	3~5	—	
飽和度 (%)	65~85	70~85		65~85	75~85			75~90	75~85	—	
安定度 kN	4.90 以上	4.90 (7.35) 以上	4.90 以上				3.43 以上	4.90 以上	3.43 以上		
フロー値 (1/100cm)	20~40							20~80	20~40		

[注 1] T : 舗装計画交通量(台/日・方向)

[注 2] 積雪寒冷地域の場合や、1,000 ≤ T < 3,000 であっても流動によるわだち掘れのおそれが少ないところでは突き固め回数を 50 回とする。

[注 3] ()内は、1,000 ≤ T で突固め回数を 75 回とする場合の基準値を示す。

[注 4] 水の影響を受けやすいと思われる混合物又はそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度 75%以上が望ましい。残留安定度(%) = (60℃、48 時間水浸後の安定度(kN) / 安定度(kN)) × 100

[注 5] 開粒度アスファルト混合物を、歩道の透水性舗装の表層として用いる場合、一般に突固め回数を 50 回とする。

表 3-1-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲

混合物の種類	①	②		③	④	⑤		⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	
	粗粒度アスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	密粒度アスファルト混合物		細粒度ギャップアスファルト混合物	細粒度アスファルト混合物	密粒度ギャップアスファルト混合物	開粒度アスファルト混合物	(20)	(13)
(20)	(20)	(13)	(13)	(13)	(13)	(20F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13F)	(13)	(20)	(13)
仕上がり厚 cm	4~6	4~6	3~5	3~5	3~5	4~6	3~5	3~5	3~4	3~5	3~4	4~5	4~5
最大粒径	20	20	13	13	13	20	13	13	13	13	13	20	13
通過質量百分率(%)	26.5mm	100	100			100						100	
	19mm	95~100	95~100	100	100	95~100	100	100	100	100	100	95~100	100
	13.2mm	70~90	75~90	95~100	95~100	95~100	75~95	95~100	95~100	95~100	95~100	64~84	90~100
	4.75mm	35~55	45~65	55~70	65~80	35~55	52~72	60~80	75~90	45~65	23~45	10~31	11~35
	2.36mm	20~35	35~50		50~65	30~45	40~60	45~65	65~80	30~45	15~30	10~20	
	600μm	11~23	18~30		25~40	20~40	25~45	40~60	40~65	25~40	8~20		
	300μm	5~16	10~21		12~27	15~30	16~33	20~45	20~45	20~40	4~15		
	150μm	4~12	6~16		8~20	5~15	8~21	10~25	15~30	10~25	4~10		
75μm	2~7	4~8		4~10	4~10	6~11	8~13	8~15	8~12	2~7		3~7	
アスファルト量%	4.5~6	5~7		6~8	4.5~6.5	6~8		6~8	7.5~9.5	5.5~7.5	3.5~5.5	4~6	

22. プライムコート用石油アスファルト乳剤

プライムコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-3の規格に適合するものとする。

23. タックコート用石油アスファルト乳剤

タックコートで使用する石油アスファルト乳剤は、設計図書に示す場合を除き、JIS K 2208(石油アスファルト乳剤)のPK-4の規格に適合するものとする。

3-1-6-4 コンクリート舗装の材料

1. 一般事項

コンクリート舗装工で使用する材料について、以下は設計図書によるものとする。

(1)アスファルト中間層を施工する場合のアスファルト混合物の種類

(2)転圧コンクリート舗装の使用材料

2. 適用規定

コンクリート舗装工で使用する以下の材料等は、第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料の規格に適合するものとする。

(1)上層・下層路盤の骨材

(2)セメント安定処理、石灰安定処理、加熱アスファルト安定処理に使用する材料及び加熱アスファルト安定処理のアスファルト混合物

3. コンクリートの強度

コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材齢28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。

#### 4. 転圧コンクリート舗装

転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。

#### 3-1-6-5 舗装準備工

##### 1. 一般事項

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層あるいは基層の施工に先立って、上層路盤面の浮石、その他の有害物を除去し、清掃しなければならない。

##### 2. 異常時の処置

受注者は、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工の表層及び基層の施工に先立って上層路盤面又は基層面の異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 3. 防水層施工の禁止期間

受注者は降雨直後及びコンクリート打設2週間以内は防水層の施工を行ってはならない。また、防水層は気温5℃以下で施工してはならない。

#### 3-1-6-6 橋面防水工

##### 1. 適用規定(1)

橋面防水工に加熱アスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

##### 2. 適用規定(2)

橋面防水工にグースアスファルト混合物を用いて施工する場合は、第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工の規定によるものとする。

##### 3. 特殊な施工方法

受注者は、橋面防水工に特殊な材料及び工法を用いて施工を行う場合の施工方法は、設計図書によらなければならない。

##### 4. 橋面防水工の施工

受注者は、橋面防水工の施工に当たっては、「道路橋床版防水便覧第6章材料・施工」(日本道路協会)の規定及び第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

##### 5. 滞水箇所の処置

受注者は、橋面防水工の施工において、床版面に滞水箇所を発見したときは、速やかに監督職員に連絡し、排水設備の設置などについて、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3-1-6-7 アスファルト舗装工

##### 1. 下層路盤の規定

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1)受注者は、粒状路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- (2)受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 2. 上層路盤の規定

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1)受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
- (2)受注者は、粒度調整路盤材の敷均しに当たり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。
- (3)受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近

の含水比で締固めなければならない。

### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によらなければならない。
- (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表3-1-26の規格による。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

表 3-1-26 安定処理路盤の品質規格

#### 下層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.7MPa

#### 上層路盤

工法	機種	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法便覧 E013	2.9MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法便覧 E013	0.98MPa

- (4) 受注者は、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5) 受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (6) 受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (8) 受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- (9) 受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。



- (10) 上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。
- (11) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。
- (12) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。
- (13) 受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。
- (14) 受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。
- (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
- (17) 養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。
- (18) 受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後直ちに行わなければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。

- (1) 加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。

表 3-1-27 マーシャル安定度試験基準値

項目	基準値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

[注] 25mm を超える骨材部分は、同重量だけ 25mm~13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。  
 なお、マーシャル供試体を作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25~13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/c.m3)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c.m3)}$$

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時（出荷時）の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
  - (6) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
  - (7) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
  - (8) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布しなければならない。
  - (9) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために運搬中はシート類で覆わなければならない。
  - (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止し、既に敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。
  - (11) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャーを選定するものとする。また、プライムコートの散布は、本条5項(10)、(12)～(14)号による。
  - (12) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、1層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。
  - (13) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とする。
  - (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
  - (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラにより締固めなければならない。
  - (16) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
  - (17) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ平坦に仕上げなければならない。すでに舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
  - (18) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
  - (19) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
  - (20) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。
- なお、表層は原則としてレーンマークに合わせるものとする。

#### 5. 基層及び表層の規定

受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、加熱アスファルト混合物の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、設計配合を行い監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (2) 受注者は、ごく小規模な工事（総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満）においては、これまでの実績（過去1年以内にプラントから生産され使用した）又は定期試験による配合設計書の提出によって配合設計を省略することができる。

- (3)受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表3-1-24に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度又はアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。
- (4)受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験練り結果報告書の提出によって試験練りを省略することができる。
- (5)受注者は混合物最初の1日の舗設状況を観察し、必要な場合には配合を修正し、監督職員の承諾を得て最終的な配合(現場配合)を決定しなければならない。
- (6)受注者は表層及び基層用の加熱アスファルト混合物の基準密度の決定に当たっては、(7)号に示す方法によって基準密度をもとめ、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、それらの結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度の試験を省略することができる。
- (7)表層及び基層用の加熱アスファルトの基準密度は、監督職員の承諾を得た現場配合により製造した最初の1～2日間の混合物から、午前・午後おのおの3個のマーシャル供試体を作成し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度とする。

開粒度アスファルト混合物以外の場合

$$\text{密度 (g/c m3)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c m3)}$$

開粒度アスファルト混合物の場合

$$\text{密度 (g/c m3)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{供試体の断面積 (c m2) } \times \text{ノギスを用いて計測した供試体の厚さ (c m)}}$$

- (8)受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で得られている基準密度の試験結果を提出することにより、基準密度の試験を省略することができる。
- (9)混合所設備、混合作業、混合物の貯蔵、混合物の運搬及び舗設時の気候条件については本条第4項(5)～(10)号による。
- (10)受注者は、施工に当たってプライムコート及びタックコートを施す面が乾燥していることを確認するとともに、浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
- (11)受注者は、路盤面及びタックコート施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (12)アスファルト基層工及び表層工の施工に当たって、プライムコート及びタックコートの使用量は、設計図書によるものとする。
- (13)受注者は、プライムコート及びタックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンプレーヤで均一に散布しなければならない。
- (14)受注者は、プライムコートを施工後、交通に開放する場合は、瀝青材料の車輪への付着を防ぐため、粗目砂等を散布しなければならない。交通によりプライムコートが剥離した場合には、再度プライムコートを施工しなければならない。
- (15)受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
- (16)混合物の敷均しは、本条4項(11)～(13)号によるものとする。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。

(17) 混合物の締固めは、本条4項(14)～(16)号によるものとする。

(18) 継目の施工は、本条4項(17)～(20)号によるものとする。

(19) アスカーブの施工は、本条5項によるものとする。

#### 6. 交通開放時の舗装表面温度

受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

### 3-1-6-8 半たわみ性舗装工

#### 1. 改質アスファルト

受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。

#### 2. 半たわみ性舗装工の施工

半たわみ性舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。

#### 3. 浸透性ミルクの使用量

受注者は、半たわみ性舗装工の浸透性ミルクの使用量は、設計図書によらなければならない。

#### 4. 適用規定

受注者は、半たわみ性舗装工の施工に当たっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会)の規定、「舗装施工便覧第5章及び第6章構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章10-3-7施工」(日本道路協会)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 3-1-6-9 排水性舗装工

#### 1. 適用規定(1)

排水性舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

#### 2. 適用規定(2)

受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 3. バインダ(アスファルト)の標準的性状

ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表3-1-28の標準的性状を満足するものでなければならない。

表 3-1-28 ポリマー改質アスファルト H型の標準的性状

項目	種類	H型	
	付加記号		H型-F
軟化点	℃	80.0 以上	
伸度	(7℃) cm	—	—
	(15℃) cm	50 以上	—
タフネス (25℃)	N・m	20 以上	—
テナシティ (25℃)	N・m	—	—
粗骨材の剥離面積率	%	—	—
フラース脆化点	℃	—	-12 以下
曲げ仕事量 (-20℃)	kPa	—	400 以上
曲げスティフネス (-20℃)	MPa	—	100 以下
針入度 (25℃)	1/10 mm	40 以上	
薄膜加熱質量変化率	%	0.6 以下	
薄膜加熱後の針入度残留率	%	65 以上	
引火点	℃	260 以上	
密度 (15℃)	g/c m <sup>3</sup>	試験表に付記	
最適混合温度	℃	試験表に付記	
最適締固め温度	℃	試験表に付記	

#### 4. タックコートに用いる瀝青材

タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKR-T)を使用することとし、表3-1-29の標準的性状を満足するものでなければならない。

表 3-1-29 アスファルト乳剤の標準的性状

種類及び記号		PKR-T	
項目			
エングレー度(25℃)		1~10	
セイボルトフロー秒(50℃)	s	—	
ふるい残留分(1.18 mm)	%	0.3 以下	
付着度		2/3 以上	
粒子の電荷		陽(+)	
留出油分(360℃までの)		—	
蒸発残留分	%	50 以上	
蒸発残留物	針入度(25℃)1/10 mm	60 を超え 150 以下	
	軟化点	℃	42.0 以上
	タフネス	(25℃)N・m	3.0 以上
		(15℃)N・m	—
	テナシティ	(25℃)N・m	1.5 以上
		(15℃)N・m	—
貯蔵安定度(24h r)質量	%	1 以下	
浸透性	s	—	
凍結安定度(-5℃)		—	

### 5. ポーラスアスファルト混合物の配合

ポーラスアスファルト混合物の配合は表3-1-30を標準とし、表3-1-31に示す目標値を満足するように決定する。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」（日本道路協会）及び「舗装施工便覧」（日本道路協会）に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。

表 3-1-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲

ふるい目 呼び寸法	粒度範囲	
	最大粒径(13)	最大粒径(20)
26.5mm	—	100
19.0mm	100	95~100
13.2mm	90~100	64~84
4.75mm	11~35	10~31
2.36mm	10~20	10~20
75 μ m	3~7	3~7
アスファルト量	4~6	

[注] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

表 3-1-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値

項目		目標値
空隙率	%	20 程度
透水係数	cm/sec	10 <sup>-2</sup> 以上
安定度	kN	3.43 以上
動的安定度(D S)	回/mm	一般部 4,000 程度 交差点部 5,000 程度

[注1] 突き固め回数は両面各 50 回とする。(動的安定度は、交通量区分N7 の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)

[注2] 上表により難しい場合は監督職員と協議しなければならない。

動的安定度は、交通量区分N7の場合を示している。

#### 6. 混合時間

混合時間は骨材にアスファルトの被覆が十分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なることから、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。

#### 7. 施工方法

施工方法については、以下の各規定による。

- (1) 既設舗装版を不透水層とする場合は、事前又は路面切削完了後に舗装版の状況を調査し、その結果を監督職員に報告するとともに、ひび割れ等が認められる場合の雨水の浸透防止あるいはリフレクションクラック防止のための処置は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てから講じなければならない。(切削オーバーレイ、オーバーレイの工事の場合)
- (2) 混合物の舗設は、通常混合物より高い温度で行う必要があること、温度低下が通常混合物より早いこと及び製品により望ましい温度が異なることから、特に温度管理には十分注意し速やかに敷均し、転圧を行わなければならない。
- (3) 排水性舗装の継目の施工に当たっては、継目をよく清掃した後、加温を行い、敷均したポーラスアスファルト混合物を締固め、相互に密着させるものとする。また、すりつけ部の施工に当たっては、ポーラスアスファルト混合物が飛散しないよう入念に行わなければならない。

#### 8. 施工工程

受注者は、第1編1-1-1-9第1項の施工計画書の記載内容に加えて、一般部、交差点部の標準的な1日当たりの施工工程を記載するものとする。

なお、作成に当たり、夏期においては初期わだち掘れ及び空隙潰れに影響を与える交通開放温度に、冬期においては締固め温度に影響を与えるアスファルト混合物の温度低下に留意しなければならない。

### 3-1-6-10 透水性舗装工

#### 1. 透水性舗装工の施工

透水性舗装工の施工については、舗装施工便覧第7章ポーラスアスファルト舗装工、第9章9-3-2透水機能を有する舗装、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 2. ポーラスアスファルト混合物の配合

ポーラスアスファルト混合物配合及び、目標値については、第3編3-1-6-9排水性舗装工の規定による。

なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会)及び「舗装施工便覧」(日本道路協会)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績又は定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配

合設計を省略することができる。

### 3-1-6-11 グースアスファルト舗装工

#### 1. 施工前準備

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

なお、基盤が鋼床版の場合は、鋼床版の発せい(錆)状況を考慮して表面処理を施すものとする。

#### 2. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 舗設面の汚れの除去・乾燥

受注者は、グースアスファルト混合物の舗設に当たっては、ブリスタリング等の障害が出ないように、舗設面の汚れを除去し、乾燥させなければならない。また、鋼床版面はさびや異物がないように素地調整を行うものとする。

#### 4. グースアスファルト混合物の混合

受注者は、グースアスファルト混合物の混合は、バッチ式のアスファルトプラントで行い、グースアスファルト混合物の混練・運搬にはクッカを用いなければならない。

#### 5. グースアスファルト舗装工の施工

受注者は、グースアスファルト舗装工の施工については、舗装施工便覧第9章9-4-2グースアスファルト舗装の規定による。

#### 6. 接着剤の塗布

接着剤の塗布に当たっては、以下の各規定による。

- (1) 受注者は、接着剤にゴムアスファルト系接着剤の溶剤型を使用しなければならない。
- (2) 接着剤の規格は表3-1-32、表3-1-33を満足するものでなければならない。

表 3-1-32 接着剤の規格鋼床版用

項目	規格値	試験法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分(%)	50以上	JIS K 6833-1, 2
粘度(25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1, 2
指触乾燥時間(分)	90以下	JIS K 5600
低温風曲試験(-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験(点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験(点)	8以上	JIS K 5600

[注] 基盤目試験の判定点は(財)日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。



表 3-1-33(1) 接着剤の規格コンクリート床版用

項目	アスファルト系 (ゴム入り) 溶剤型	ゴム系溶剤型		試験方法
		1次プライマー	2次プライマー	
指触乾燥時間 (20℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1*1
不揮発分(%)	20以上	10以上	25以上	JIS K 6833-1, 2*2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1

[注] \*1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。(例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロック又はモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する)

\*2 試験方法は、JISK6833-1, 2, JISK6387-1, 2などを参考に実施する。

表 3-1-33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質

種類 項目	溶剤型	水性型	水性型	試験方法
指触乾燥時間 (23℃)分	60分以内	60分以内	180分以内	JIS K 5600-1*1
不揮発分%	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1, 2*2
作業性	塗り作業に支障のないこと			JIS K 5600-1*1
耐水性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1*1

[注1] \*1 適用する床版の種類に応じた下地剤を使用する

\*2 試験方法は JISK6833-1, 2, JISK6387-1, 2などを参考に実施する

[注2] と幕系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による

(3)受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3~0.40/m<sup>2</sup>の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15~0.20/m<sup>2</sup>の割合で1層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に1層目の上に同じ要領によって2層目を塗布するものとする。

(4)受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、2層目の施工後12時間以上養生しなければならない。

(5)受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的にたまる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。

### 7. 夏期高温時の施工

受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。

(1)受注者は、夏期高温時に施工する場合には、流動抵抗性が大きくなるように瀝青材料を選択しなければならない。

(2)骨材は第3編3-1-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2-2-3-5フィラーの品質規格による。

### 8. グースアスファルトの示方配合

グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。

(1)骨材の標準粒度範囲は表3-1-34に適合するものとする。

表 3-1-34 骨材の標準粒度範囲

ふるい目の開き	通過質量百分率(%)
19.0 mm	100
13.2 mm	95~100
4.75 mm	65~85
2.36 mm	45~62
600 μm	35~50
300 μm	28~42
150 μm	25~34
75 μm	20~27

(2)標準アスファルト量の規格は表3-1-35に適合するものとする。

表 3-1-35 標準アスファルト量

	混合物全量に対する百分率(%)
アスファルト量	7~10

(3)受注者は、グースアスファルトの粒度及びアスファルト量の決定に当たっては配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 9. 設計アスファルト量の決定

設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。

(1)示方配合されたアスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物は表3-1-36の基準値を満足するものでなければならない。

表 3-1-36 アスファルトプラントにおけるグースアスファルト混合物の基準値

項 目	基準値
流動性試験、リュエル流動性(240℃)	sec 3~20
貫入量試験、貫入量(40℃、52.5kg/5cm <sup>2</sup> 、30分)	mm 表層 1~4 基層 1~6
ホイルトラッキング試験、動的安定度(60℃、6.4kg/cm <sup>2</sup> )	回/mm 300 以上
曲げ試験、破断ひずみ(-10℃、50mm/min)	8.0×10 <sup>-3</sup> 以上

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

(2)グースアスファルト混合物の流動性については同一温度で同一のリュエル流動性であっても施工方法や敷均し機械の質量などにより現場での施工法に差がでるので、受注者は、配合設計時にこれらの条件を把握するとともに過去の実績などを参考にして、最も適した値を設定しなければならない。

(3)受注者は、試験の結果から基準値を満足するアスファルト量がまとまらない場合には、骨材の配合等を変更し、再試験を行わなければならない。

(4)受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

(5)大型車交通量が多く、特に流動性が生じやすい箇所を用いる場合、貫入量は2mm以下を目標と

する。

### 10. 現場配合

現場配合については、受注者は舗設に先立って第3編3-1-6-11グースアスファルト舗装工の9項の(4)で決定した配合の混合物を実際に使用する混合所で製造し、その混合物で流動性試験、貫入量試験等を行わなければならない。ただし、基準値を満足しない場合には骨材粒度又は、アスファルト量の修正を行わなければならない。

### 11. 混合物の製造

混合物の製造に当たっては、以下の各規定による。

- (1)アスファルトプラントにおけるグースアスファルトの標準加熱温度は表3-1-37を満足するものとする。

表 3-1-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度

材 料	加熱温度
アスファルト	220℃以下
石 粉	常温～150℃

- (2)ミキサー排出時の混合物の温度は、180～220℃とする。

### 12. 敷均しの施工

敷均しの施工に当たっては、以下の各規定による。

- (1)受注者は、グースアスファルトフィニッシャ又は人力により敷均ししなければならない。  
 (2)一層の仕上り厚は3～4cmとする。  
 (3)受注者は、表面が湿っていないときに混合物を敷均すものとする。作業中雨が降り出した場合には、直ちに作業を中止しなければならない。  
 (4)受注者は、グースアスファルトの舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。

### 13. 目地工の施工

目地工の施工に当たっては、以下の各規定による。

- (1)受注者は、横及び縦継目を加熱し密着させ、平坦に仕上げなければならない。  
 (2)受注者は、鋼床版上での舗装に当たって、リップ及び縦桁上に縦継目を設けてはならない。  
 (3)受注者は、雨水等の侵入するのを防止するために、標準作業がとれる場合には、構造物との接触部に成型目地材を用い、局部的な箇所等小規模の場合には、構造物との接触部に注入目地材を用いなければならない。  
 (4)成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表3-1-38の規格を満足するものでなければならない。

表 3-1-38 目地材の規格

項 目	規格値	試 験 法
針入度(円錐針) (mm)	9 以下	舗装調査・試験法便覧
流動 (mm)	3 以下	
引張量 (mm)	10 以上	

[注] 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧」を参照する。

- (5)成型目地材は、厚さが10mm、幅がグースアスファルトの層の厚さに等しいものでなければならない。  
 (6)注入目地材の溶解は、間接加熱によらなければならない。  
 (7)注入目地材は、高温で長時間加熱すると変質し劣化する傾向があるから、受注者は、できるだけ短時間内で指定された温度に溶解し、使用しなければならない。  
 (8)受注者は、目地内部、構造物側面、成型目地に対してはプライマーを塗布しなければならない。

- (9) プライマーの使用量は、目地内部に対しては0.3ℓ/m<sup>2</sup>、構造物側面に対しては0.2ℓ/m<sup>2</sup>、成型目地材面に対しては0.3ℓ/m<sup>2</sup>とする。

### 3-1-6-12 コンクリート舗装工

#### 1. 下層路盤の規定

受注者は、下層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、粒状路盤の敷均しに当たり、材料の分離に注意しながら、1層の仕上がり厚さで20cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- (2) 受注者は、粒状路盤の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 上層路盤の規定

受注者は、上層路盤の施工において以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、各材料を均一に混合できる設備によって、承諾を得た粒度及び締固めに適した含水比が得られるように混合しなければならない。
- (2) 受注者は、粒度調整路盤材の敷均しに当たり、材料の分離に注意し、一層の仕上がり厚が15cm以下を標準とし、敷均さなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を20cmとすることができる。
- (3) 受注者は、粒度調整路盤材の締固めを行う場合、修正CBR試験によって求めた最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。

#### 3. セメント及び石灰安定処理の規定

受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 安定処理に使用するセメント量及び石灰量は、設計図書によるものとする。
- (2) 受注者は、施工に先立って、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）に示される「E013安定処理混合物の一軸圧縮試験方法」により一軸圧縮試験を行い、使用するセメント量及び石灰量について監督職員の承諾を得なければならない。
- (3) 下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-1-39、表3-1-40の規格に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。

表 3-1-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格

工法	種別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法 便覧 E013	0.98MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法 便覧 E013	0.5MPa

表 3-1-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格

工法	種別	試験項目	試験方法	規格値
セメント安定処理	—	一軸圧縮強さ [7日]	舗装調査・試験法 便覧 E013	2.0MPa
石灰安定処理	—	一軸圧縮強さ [10日]	舗装調査・試験法 便覧 E013	0.98MPa

- (4)受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会)に示される「F007突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
- (5)受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。
- (6)受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメント又は石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。
- (7)受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
- (8)受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。
- (9)受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。
- (10)上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。
- (11)受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。
- (12)受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし、締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。
- (13)受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。
- (14)受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
- (15)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。
- (16)受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層又は表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
- (17)養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。
- (18)受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後直ちに行わなければならない。

#### 4. 加熱アスファルト安定処理の規定

受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1)加熱アスファルト安定処理路盤材は、表3-1-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。

表 3-1-41 マーシャル安定度試験基準値

項 目	基 準 値
安定度 kN	3.43 以上
フロー値 (1/100cm)	10~40
空げき率 (%)	3~12

[注] 25mm を超える骨材部分は、同重量だけ 25mm~13mm で置き換えてマーシャル安定度試験を行う。

- (2) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の粒度及びアスファルト量の決定に当たっては、配合設計を行い、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある加熱アスファルト安定処理路盤材を用いる場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は、定期試験による配合設計書を監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
- (3) 受注者は、ごく小規模な工事(総使用量500t未満あるいは施工面積2,000m<sup>2</sup>未満)においては、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)又は定期試験による試験結果の提出によって、配合設計を省略することができる。
- (4) 受注者は、加熱アスファルト安定処理路盤材の基準密度の決定に当たっては、監督職員の承諾を得た配合で、室内で配合された混合物から3個のマーシャル供試体を作製し、次式により求めたマーシャル供試体の密度の平均値を基準密度としなければならない。
- なお、マーシャル供試体の作製に当たっては、25mmを超える骨材だけ25~13mmの骨材と置き換えるものとする。ただし、これまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)や定期試験で基準密度が求められている場合には、その試験結果を監督職員が承諾した場合に限り、基準密度を省略することができる。

$$\text{密度 (g/c m3)} = \frac{\text{乾燥供試体の空中質量 (g)}}{\text{表乾供試体の空中質量 (g) - 供試体の水中質量 (g)}} \times \text{常温の水の密度 (g/c m3)}$$

- (5) 受注者は、加熱アスファルト安定処理施工に当たって、材料の混合所は敷地とプラント、材料置き場等の設備を有するものでプラントはその周辺に対する環境保全対策を施したものでなければならない。
- (6) プラントは、骨材、アスファルト等の材料をあらかじめ定めた配合、温度で混合できる。
- (7) 受注者は、混合作業においてコールドフィーダのゲートを基準とする配合の粒度に合うように調整し、骨材が連続的に供給できるようにしなければならない。
- (8) 受注者は、混合作業においてバッチ式のプラントを用いる場合は、基準とする粒度に合うよう各ホットビンごとの計量値を決定しなければならない。自動計量式のプラントでは、ホットビンから計量する骨材の落差補正を行うものとする。
- なお、ミキサーでの混合時間は、均一な混合物を得るのに必要な時間とするものとする。
- (9) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の排出時の温度について監督職員の承諾を得なければならない。また、その変動は、承諾を得た温度に対して±25℃の範囲内としなければならない。
- (10) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵する場合、一時貯蔵ビン又は加熱貯蔵サイロに貯蔵しなければならない。
- (11) 受注者は、劣化防止対策を施していない一時貯蔵ビンでは、12時間以上加熱アスファルト安定処理混合物を貯蔵してはならない。
- (12) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を運搬する場合、清浄で平滑な荷台を有するダンプトラックを使用し、ダンプトラックの荷台内面には、混合物の付着を防止する油、又は溶液を薄く塗布しなければならない。
- (13) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の運搬時の温度低下を防ぐために、運搬中はシート類で覆わなければならない。
- (14) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の舗設作業を監督職員が承諾した場合を除き、気温が5℃以下のときに施工してはならない。また、雨が降り出した場合、敷均し作業を中止

し、既に敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならない。

- (15) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の敷均しに当たり、敷均し機械は施工条件に合った機種のアスファルトフィニッシャ、ブルドーザー、モーターグレーダ等を選定しなければならない。
- (16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均したときの混合物の温度は110℃以上、また、一層の仕上がり厚さは10cm以下としなければならない。ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合は監督職員と協議の上、混合物の温度を決定するものとする。
- (17) 機械仕上げが不可能な箇所は人力施工とするものとする。
- (18) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の締固めに当たり、締固め機械は施工条件に合ったローラを選定しなければならない。
- (19) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物を敷均した後、ローラによって締固めなければならない。
- (20) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物をローラによる締固めが不可能な箇所は、タンパ、プレート、コテ等で締固めなければならない。
- (21) 受注者は、加熱アスファルト安定処理混合物の継目を締固めて密着させ、平坦に仕上げなければならない。既に舗設した端部の締固めが不足している場合や、亀裂が多い場合は、その部分を切り取ってから隣接部を施工しなければならない。
- (22) 受注者は、縦継目、横継目及び構造物との接合面に瀝青材料を薄く塗布しなければならない。
- (23) 受注者は、表層と基層及び加熱アスファルト安定処理層の各層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
- (24) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。

#### 5. アスファルト中間層の規定

受注者は、アスファルト中間層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) アスファルト混合物の種類は、設計図書によらなければならない。
- (2) 配合設計におけるマーシャル試験に対する基準値の突固め回数は、50回とする。
- (3) 受注者は、施工面が乾燥していることを確認するとともに浮石、ごみ、その他の有害物を除去しなければならない。
- (4) 受注者は、路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (5) 受注者は、アスファルト中間層の施工に当たってプライムコートの使用量は、設計図書によらなければならない。
- (6) 受注者は、プライムコート及びタックコートの散布に当たって、縁石等の構造物を汚さないようにしながら、アスファルトディストリビュータ又はエンジンプレーヤで均一に散布しなければならない。
- (7) 受注者は、散布したタックコートが安定するまで養生するとともに、上層のアスファルト混合物を舗設するまでの間、良好な状態に維持しなければならない。
- (8) 混合物の敷均しは、本条4項(15)～(17)による。ただし、設計図書に示す場合を除き、一層の仕上がり厚は7cm以下とするものとする。
- (9) 混合物の締固めは、本条4項(18)～(20)による。
- (10) 継目は、本条4項(21)～(24)による。

#### 6. コンクリートの配合基準

コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表3-1-42の規格に適合するものとする。

表 3-1-42 コンクリートの配合基準

粗骨材の最大寸法	スランプ	摘要
40mm	2.5cm 又は沈下度 30 秒を標準とする。	舗設位置において
	6.5cm を標準とする。 (特殊箇所のコンクリート版)	

[注] 特殊箇所とは、設計図書で示された施工箇所

### 7. 材料の質量計量誤差

コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表3-1-43の許容誤差の範囲内とする。

表 3-1-43 計量誤差の許容値

材料の種類	水	セメント	骨材	混和材	混和剤
許容誤差(%)	±1	±1	±3	±2	±3

### 8. コンクリート舗装の規定

受注者は、コンクリート舗装の練混ぜ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しに当たって、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって使用する現場練りコンクリートの練混ぜには、強制練りミキサー又は可傾式ミキサーを使用しなければならない。
- (2) 受注者は、セメントコンクリート舗装の施工に当たって型枠は、十分清掃し、曲がり、ねじれ等変形のない堅固な構造とし、版の正確な仕上り厚さ、正しい計画高さを確保するものとし、舗設の際、移動しないように所定の位置に据付けなければならない。また、コンクリートの舗設後、20時間以上経過後に取り外さなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリートの運搬は、材料ができるだけ分離しない方法で行い、練り混ぜてから舗設開始までの時間は、ダンプトラックを用いる場合は、1時間以内、またアジテータトラックによる場合は1.5時間以内としなければならない。
- (4) アジテータトラックにより運搬されたコンクリートは、ミキサー内のコンクリートを均等質にし、等厚になるように取卸し、またシュートを振り分けて連続して、荷卸しを行うものとする。
- (5) コンクリートの運搬荷卸しは、舗設後のコンクリートに害を与えたり荷卸しの際コンクリートが分離しないようにするものとする。また、型枠やバーアセンブリ等に変形や変位を与えないように荷卸しをしなければならない。
- (6) 受注者は、ダンプトラックの荷台には、コンクリートの滑りをよくするため油類を塗布してはならない。

### 9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定

受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めに当たって、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下又は、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。  
受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工に当たっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会)の規定によるものとし、第1編1-1-1-9第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。
- (2) 受注者は、コンクリートをスプレッドを使用して材料が分離しないよう敷均さなければならない。ただし、拡幅すりつけ部、取付道路交差点で人力施工とする場合は、型枠に沿ったとこ



ろから順序よく「スコープ返し」をしながら所要の高さで敷均すものとする。

- (3)受注者は、コンクリートを、締固め後コンクリートを加えたり、削ったりすることのないように敷均さなければならない。
- (4)受注者は、コンクリート版の四隅、ダウエルバー、タイバー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないよう特に注意し、ていねいに施工しなければならない。
- (5)受注者は、コンクリート舗設中、雨が降ってきたときは、直ちに作業を中止しなければならない。
- (6)受注者が舗設中に機械の故障や、降雨のため、舗設を中止せざるを得ないときに設ける目地は、できるだけダミー目地の設計位置に置くようにしなければならない。  
それができない場合は、目地の設計位置から3m以上離すようにするものとする。この場合の目地構造は、タイバーを使った突き合わせ目地とするものとする。
- (7)受注者は、フィニッシャを使用し、コンクリートを十分に締固めなければならない。
- (8)受注者は、フィニッシャの故障、あるいはフィニッシャの使えないところなどの締固めのため、平面バイブレータ、棒状バイブレータを準備して、締固めなければならない。
- (9)受注者は、型枠及び目地の付近を、棒状バイブレータで締固めなければならない。また、作業中ダウエルバー、タイバー等の位置が移動しないよう注意するものとする。

#### 10. コンクリート舗装の鉄網設置の規定

受注者は、コンクリート舗装の鉄網の設置に当たって、以下の各規定に従わなければならない。

- (1)受注者は、鉄網を締固めるときに、たわませたり移動させたりしてはならない。
- (2)鉄網は、重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。
- (3)受注者は、鉄網の重ねを焼なまし鉄線で結束しなければならない。
- (4)受注者は、鉄網位置により、コンクリートを上下層に分けて施工する場合は、下層コンクリートを敷均した後、上層のコンクリートを打つまでの時間を30分以内としなければならない。

#### 11. コンクリート舗装の表面仕上げ規定

受注者は、コンクリート舗装の表面仕上げに当たって、以下の各規定に従わなければならない。

- (1)受注者は、コンクリート舗装の表面を粗面仕上げとし、かつ、仕上げ面は平坦で、緻密、堅硬な表面とし、特に縦方向の凹凸がないように仕上げなければならない。
- (2)受注者は、荒仕上げをフィニッシャによる機械仕上げ、又は簡易フィニッシャやプレートタンパによる手仕上げで行わなければならない。
- (3)受注者は、平坦仕上げを、荒仕上げに引き続いて行い、表面仕上げ機による機械仕上げ又はフロートによる手仕上げを行わなければならない。
- (4)受注者は、人力によるフロート仕上げを、フロートを半分ずつ重ねて行わなければならない。  
また、コンクリート面が低くてフロートが当たらないところがあれば、コンクリートを補充してコンクリート全面にフロートが当たるまで仕上げなければならない。
- (5)受注者は、仕上げ作業中、コンクリートの表面に水を加えてはならない。著しく乾燥するような場合には、フォッグスプレーを用いてもよいものとする。
- (6)受注者は、仕上げ後に、平坦性の点検を行い、必要があれば不陸整正を行わなければならない。
- (7)受注者は、平坦仕上げが完全に終了し、表面の水光りが消えたら、粗面仕上げを機械又は人力により版全体を均等に粗面に仕上げなければならない。

#### 12. コンクリート舗装のコンクリート養生の規定

受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの養生を以下の各規定に従って行わなければならない。

- (1)受注者は、表面仕上げの終わったコンクリート版は所定の強度になるまで日光の直射、風雨、乾燥、気温、荷重及び衝撃等有害な影響を受けないよう養生をしなければならない。
- (2)受注者は、初期養生として、表面仕上げ終了直後から、コンクリート版の表面を荒らさないで養生作業ができる程度にコンクリートが硬化するまで養生を行わなければならない。
- (3)受注者は、養生期間を原則試験によって定めるものとし、その期間は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が配合強度の70%以上となるまでとする。

交通への開放時期は、この養生期間の完了後とする。ただし、設計強度が4.4MPa未満の場合は、現場養生を行った供試体の曲げ強度が3.5MPa以上で交通開放を行うこととする。

後期養生については、その期間中、養生マット等を用いてコンクリート版の表面を隙間なく

覆い、完全に湿潤状態になるよう散水しなければならない。

なお、養生期間を試験によらないで定める場合には、普通ポルトランドセメントの場合は2週間、早強ポルトランドセメントの場合は1週間、中庸熱ポルトランドセメント、フライアッシュセメントB種及び高炉セメントB種の場合は3週間とする。ただし、これらにより難い場合は、第1編1-1-1-9第1項の施工計画書に、その理由、施工方法等を記載しなければならない。

- (4)受注者は、コンクリートが少なくとも圧縮強度が5MPa、曲げ強度が1MPaになるまで、凍結しないよう保護し、特に風を防がなければならない。
- (5)受注者は、コンクリート舗装の交通開放の時期については、監督職員の承諾を得なければならない。

13. 転圧コンクリート舗装の規定

受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。

- (1)受注者は、施工に先立ち、転圧コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合を定めるための試験を行って理論配合、示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (2)転圧コンクリート舗装において、下層路盤、上層路盤にセメント安定処理工を使用する場合、セメント安定処理混合物の品質規格は設計図書に示す場合を除き、表3-1-39、表3-1-40に適合するものとする。ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント安定処理混合物の路盤材が、基準を満足することが明らかであり監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
- (3)受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会)に基づいて配合条件を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4)受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会)の一般的手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。

示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表3-1-44によるものとする。

表 3-1-44 示方配合表

種別	粗骨材の最大寸法(mm)	コンシステンシーの目標値(%、秒)	細骨材率s/a(%)	水セメント比W/C(%)	単位粗骨材容積	単位量(kg/m <sup>3</sup> )					単位容積質量(kg/m <sup>3</sup> )	含水比W(%)
						水W	セメントC	細骨材S	粗骨材G	混和剤		
理論配合		—	—	—	—							—
示方配合												
備考	(1)設計基準曲げ強度＝ MPa					(6)粗骨材の種類：						
	(2)配合強度＝ MPa					(7)細骨材のFM：						
	(3)設計空隙率＝ %					(8)コンシステンシー評価法：						
	(4)セメントの種類：					(9)施工時間：						
	(5)混和剤の種類：					(10)転圧コンクリート運搬時間： 分						

(5)設計図書に示されない場合、粗骨材の最大寸法は20mmとするものとする。ただし、これにより難しいときは監督職員の承諾を得て25mmとすることができる。

(6)受注者は、転圧コンクリートの所要の品質を確保できる施工機械を選定しなければならない。

(7)受注者は、転圧コンクリートの施工に当たって練混ぜ用ミキサとして、2軸パグミル型、水平回転型、あるいは可傾式のいずれかのミキサを使用しなければならない。

- (8) 転圧コンクリートにおけるコンクリートの練混ぜ量は公称能力の2/3程度とするが、試験練りによって決定し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (9) 運搬は本条8項(3)～(6)の規定によるものとする。ただし、転圧コンクリートを練り混ぜてから転圧を開始するまでの時間は60分以内とするものとする。これにより難しい場合は監督職員の承諾を得て、混和剤又は遅延剤を使用して時間を延長できるが、90分を限度とするものとする。
- (10) 受注者は、運搬中シートによりコンクリートを乾燥から保護しなければならない。
- (11) 型枠は本条8項(2)の規定による。
- (12) 受注者は、コンクリートの敷均しを行う場合に、所要の品質を確保できるアスファルトフィニッシュャによって行わなければならない。
- (13) 受注者は、敷均したコンクリートを、表面の平坦性の規格を満足させ、かつ、所定の密度になるまで振動ローラ、タイヤローラなどによって締固めなければならない。
- (14) 受注者は、締固めの終了した転圧コンクリートを養生マットで覆い、コンクリートの表面を荒らさないよう散水による湿潤養生を行わなければならない。
- (15) 受注者は、散水養生を、車両の走行によって表面の剥脱、飛散が生じなくなるまで続けなければならない。
- (16) 受注者は、養生期間終了後、監督職員の承諾を得て、転圧コンクリートを交通に開放しなければならない。

#### 14. コンクリート舗装目地の規定

受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。

- (1) 受注者は、目地に接するところは、他の部分と同じ強度及び平坦性をもつように仕上げなければならない。目地付近にモルタルばかり寄せて施工してはならない。
- (2) 目地を挟んだ、隣接コンクリート版相互の高さの差は2mmを超えてはならない。また、目地はコンクリート版面に垂直になるよう施工しなければならない。
- (3) 目地の肩は、半径5mm程度の面取りをするものとする。ただし、コンクリートが硬化した後、コンクリートカッタ等で目地を切る場合は、面取りを行わなくともよいものとする。
- (4) 目地の仕上げは、コンクリート面の荒仕上げが終わった後、面ごてで半径5mm程度の荒面取りを行い、水光が消えるのを待って最後の仕上げをするものとする。
- (5) 受注者は、膨張目地のダウエルバーの設置において、バー端部付近に、コンクリート版の伸縮によるひび割れが生じないように、道路中心線に平行に挿入しなければならない。
- (6) 受注者は、膨張目地のダウエルバーに、版の伸縮を可能にするため、ダウエルバーの中央部約10cm程度にあらかじめ、さび止めペイントを塗布し、片側部分に瀝青材料等を2回塗布して、コンクリートとの絶縁を図り、その先端には、キャップをかぶせなければならない。
- (7) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、ダミー目地を、定められた深さまで路面に対して垂直にコンクリートカッタで切り込み、目地材を注入しなければならない。
- (8) 受注者は、収縮目地を施工する場合に、突き合わせ目地に、硬化したコンクリート目地にアスファルトを塗るか、又はアスファルトペーパーその他を挟んで、新しいコンクリートが付着しないようにしなければならない。
- (9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表3-1-45を標準とする。

表 3-1-45 注入目地材(加熱施工式)の品質

試験項目	低弾性タイプ	高弾性タイプ
針入度(円鍵針)	6mm 以下	9mm 以下
弾 性(球針)		初期貫入量 0.5～1.5mm 復 元 率 60% 以上
引張量	3mm 以上	10mm 以上
流 動	5mm 以下	3mm 以下

### 15. 転圧コンクリート舗装の目地

転圧コンクリート舗装において目地は、設計図書に従わなければならない。

#### 3-1-6-13 薄層カラー舗装工

##### 1. 施工前準備

受注者は、薄層カラー舗装工の施工に先立ち、基盤面の有害物を除去しなければならない。

##### 2. 異常時の処置

受注者は、基盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 3. 薄層カラー舗装の規定

薄層カラー舗装工の上層路盤、下層路盤、薄層カラー舗装の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

##### 4. 使用機械汚れの除去

受注者は、使用済み合材等により、色合いが悪くなるおそれのある場合には、事前にプラント、ダンプトラック、フィニッシャーの汚れを除去するよう洗浄しなければならない。

#### 3-1-6-14 ブロック舗装工

##### 1. 適用規定

ブロック舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

##### 2. ブロック舗装の施工

受注者は、ブロック舗装の施工について、ブロックの不陸や不等沈下が生じないように基礎を入念に締固めなければならない。

##### 3. 端末部及び曲線部の処置

受注者は、ブロック舗装の端末部及び曲線部で隙間が生じる場合、半ブロック又は、コンクリートなどを用いて施工しなければならない。

##### 4. ブロック舗装工の規定

ブロック舗装工の施工については、「舗装施工便覧第9章9-4-8インターロッキングブロック舗装」(日本道路協会)の施工の規定、視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説第4章施工(日本道路協会)の規定による。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

##### 5. 目地材サンドクッション材

目地材、サンドクッション材は、砂(細砂)を使用するものとする。

##### 6. 路盤の転圧

受注者は、インターロッキングブロックが平坦になるように路盤を転圧しなければならない。

#### 3-1-6-15 路面切削工

受注者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員

の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。

### 3-1-6-16 舗装打換え工

#### 1. 既設舗装の撤去

- (1)受注者は、設計図書に示された断面となるように、既設舗装を撤去しなければならない。
- (2)受注者は、施工中、既設舗装の撤去によって周辺の舗装や構造物に影響を及ぼす懸念がある場合や、計画撤去層により下層に不良部分が発見された場合には、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 舗設

受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。

- (1)シックリフト工法により瀝青安定処理を行う場合は、設計図書に示す条件で施工を行わなければならない。
- (2)舗設途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。
- (3)受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。

### 3-1-6-17 オーバーレイ工

#### 1. 施工面の整備

- (1)受注者は、施工前に、縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。
- (2)受注者は、オーバーレイ工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
- (3)既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。
- (4)受注者は、施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 舗設

- (1)セメント、アスファルト乳剤、補足材等の使用量は設計図書によらなければならない。
- (2)舗装途中の段階で交通解放を行う場合は、設計図書に示される処置を施さなければならない。

### 3-1-6-18 アスファルト舗装補修工

#### 1. わだち掘れ補修の施工

受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。

#### 2. 施工前準備

受注者は、わだち掘れ補修の施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。

#### 3. 不良部分除去等の処置

わだち掘れ補修施工箇所の既設舗装の不良部分の除去、不陸の修正などの処置は、設計図書によるものとする。

#### 4. 異常時の処置

受注者は、わだち掘れ補修の施工に当たり施工面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して施工前に監督職員と協議しなければならない。

#### 5. わだち掘れ補修の規定

受注者は、わだち掘れ補修の施工については、本条第2項、第3項、第4項により施工面を整備した後、第3編第2章第6節一般舗装工のうち該当する項目の規定に従って舗設を行わなければならない。

#### 6. わだち掘れ補修の施工

受注者は、わだち掘れ補修の施工に当たり、施工箇所以外の施工面に接する箇所については、施工端部がすり付けの場合はテープ、施工端部がすり付け以外の場合は、ぬき、こまいなどの木製型

枠を使用しなければならない。

#### 7. わだち掘れ補修の瀝青材の散布

受注者は、わだち掘れ補修の瀝青材の散布については、タックコート材を施工面に均一に散布しなければならない。

なお、施工面端部については、人力により均一に塗布しなければならない。

#### 8. 路面切削の施工

受注者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。

#### 9. パッチングの施工の時期、箇所等

受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。

#### 10. パッチングの施工

受注者は、パッチングの施工については、舗装の破損した部分で遊離したもの、動いているものは取り除き、正方形又は長方形でかつ垂直に整形し、清掃した後、既設舗装面と平坦性を保つように施工しなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 11. タックコート材の塗布

受注者は、パッチングの施工については、垂直に切削し整形した面に均一にタックコート材を塗布しなければならない。

#### 12. クラック処理の施工

受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひび割れ中のごみ、泥などを圧縮空気ですき飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひび割れの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。

#### 13. 安全溝の設置位置

受注者は、安全溝の設置位置について、現地の状況により設計図書に定められた設置位置に支障がある場合、又は設置位置が明示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-6-19 コンクリート舗装補修工

#### 1. 注入孔径

アスファルト注入における注入孔の孔径は、50mm程度とする。

#### 2. 注入孔の配列

受注者は、アスファルト注入における注入孔の配列を、等間隔・千鳥状としなければならない。なお、配置については設計図書によらなければならない。

#### 3. ジェッチング

受注者は、アスファルト注入における削孔終了後、孔の中のコンクリート屑、浮遊土砂、水分等を取り除き、注入がスムーズに行われるようジェッチングしなければならない。また、アスファルト注入までの期間、孔の中への土砂、水分等の浸入を防止しなければならない。

#### 4. 加熱温度

受注者は、アスファルト注入に使用するブローンアスファルトの加熱温度については、ケトル内で210℃以上、注入時温度は190～210℃としなければならない。

#### 5. アスファルト注入の施工

受注者は、アスファルト注入の施工に当たっては、注入作業近辺の注入孔で注入材料が噴出しないうよう木栓等にて注入孔を止めるものとし、注入材が固まった後、木栓等を取り外し、セメントモルタル、アスファルトモルタル等を充填しなければならない。

#### 6. アスファルト注入時の注入圧力

受注者は、アスファルト注入時の注入圧力については、0.2～0.4MPaとしなければならない。

#### 7. アスファルト注入後の一般交通の開放時期

受注者は、アスファルト注入後の一般交通の開放時期については、注入孔のモルタル充填完了から30分～1時間程度経過後としなければならない。

#### 8. アスファルト注入材料の使用量の確認

アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会の上に行うものとする。

なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。

#### 9. たわみ測定

受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所を舗装版ごとにたわみ測定を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、たわみ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 10. 目地補修の施工前準備

受注者は、目地補修において、注入目地材により舗装版目地部の補修を行う場合には、施工前に古い目地材、石、ごみ等を取り除かなければならない。

なお、目地材の上に注入目地材を使用している目地は、注入目地部分の材料を取り除くものとし、また、一枚の目地材のみで施工している目地は目地材の上部3cm程度削り取り、目地材を注入しなければならない。

#### 11. 目地の補修

受注者は、目地の補修において注入目地材により舗装版のひび割れ部の補修を行う場合には、注入できるひび割れはすべて注入し、注入不能のひび割れは、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 12. クラック防止シート張りを行う場合の注意

受注者は、目地補修においてクラック防止シート張りを行う場合には、舗装版目地部及びひび割れ部の隙間の石、ごみ等を取り除き、接着部を清掃のうえ施工しなければならない。

なお、自接着型以外のクラック防止シートを使用する場合は、接着部にアスファルト乳剤を0.8ℓ/m<sup>2</sup>程度を塗布のうえ張付けなければならない。

#### 13. クラック防止シート張りの継目

受注者は、目地補修におけるクラック防止シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。

#### 14. 目地補修禁止の状態

受注者は、目地補修において目地及びひび割れ部が湿っている場合には、注入及び張付け作業を行ってはならない。

### 第7節 地盤改良工

#### 3-1-7-1 一般事項

本節は、地盤改良工として路床安定処理工、置換工、表層安定処理工、パイルネット工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、締固め改良工、固結工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-7-2 路床安定処理工

##### 1. 一般事項

受注者は、路床土と安定材を均一に混合し、締固めて仕上げなければならない。

##### 2. 作業前の準備

受注者は、安定材の散布を行う前に現地盤の不陸整正や必要に応じて仮排水路などを設置しなければならない。

##### 3. 安定材の散布

受注者は、所定の安定材を散布機械又は人力によって均等に散布しなければならない。

##### 4. 混合

受注者は、路床安定処理工に当たり、散布終了後に適切な混合機械を用いて混合しなければならない。また、受注者は混合中は混合深さの確認を行うとともに混合むらが生じた場合は、再混合を行わなければならない。

## 5. 施工

受注者は、路床安定処理工に当たり、粒状の石灰を用いる場合には、一回目の混合が終了した後仮転圧して放置し、生石灰の消化を待ってから再び混合を行わなければならない。ただし、粉状の生石灰(0~5mm)を使用する場合は、一回の混合とすることができる。

## 6. 粉じん対策

受注者は、路床安定処理工における散布及び混合を行うに当たり、粉じん対策について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 7. 路床安定処理工の手順

受注者は、路床安定処理工に当たり、混合が終了したら表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。

### 3-1-7-3 置換工

#### 1. 一般事項

受注者は、置換のために掘削を行うに当たり、掘削面以下の層を乱さないように施工しなければならない。

#### 2. 一層の仕上がり厚さ

受注者は、路床部の置換工に当たり、一層の敷均し厚さは、仕上がり厚で20cm以下としなければならない。

#### 3. 締固め管理

受注者は、構造物基礎の置換工に当たり、構造物に有害な沈下及びその他の影響が生じないように十分に締め固めなければならない。

#### 4. 終了表面の処置

受注者は、置換工において、終了表面を粗均しした後、整形し締固めなければならない。

### 3-1-7-4 表層安定処理工

#### 1. 一般事項

受注者は、表層安定処理工に当たり、設計図書に記載された安定材を用いて、記載された範囲、形状に仕上げなければならない。

#### 2. 適用規定

サンドマット及び安定シートの施工については、第3編3-1-7-6サンドマット工の規定による。

#### 3. 表層安定処理

受注者は、表層混合処理を行うに当たり、安定材に生石灰を用いこれを貯蔵する場合は、地表面50cm以上の水はけの良い高台に置き、水の侵入、吸湿を避けなければならない。

なお、受注者は、生石灰の貯蔵量が500kg越える場合は、消防法の適用を受けるので、これによらなければならない。

#### 4. 掘削法面勾配の決定

受注者は、置換のための掘削を行う場合には、その掘削法面の崩壊が生じないように現地の状況に応じて勾配を決定しなければならない。

#### 5. サンドマット(海上)

受注者は、サンドマット(海上)に当たっては、潮流を考慮し砂を所定の箇所へ投下しなければならない。

#### 6. 配合試験

受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法又は、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行わなければならない。

### 3-1-7-5 パイルネット工

#### 1. 一般事項

受注者は、連結鉄筋の施工に当たり、設計図書に記載された位置に敷設しなければならない。



## 2. サンドマット及び安定シートの規定

サンドマット及び安定シートの施工については、第3編3-1-7-6サンドマット工の規定による。

## 3. 木杭の規定

パイルネット工における木杭の施工については、以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮を剥いだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
- (2)受注者は、先端は角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度としなければならない。

## 4. 既製コンクリート杭の規定

パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。
- (2)受注者は、杭頭処理に当たり、杭本体を損傷させないように行わなければならない。
- (3)受注者は、杭の施工に当たり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員又は、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。
- (4)受注者は、打込みに当たり、キャップは杭径に適したものをを用いるものとし、クッションは変形のないものをを用いなければならない。
- (5)受注者は、杭の施工に当たり、杭頭を打込みの打撃等により損傷した場合は、これを整形しなければならない。
- (6)受注者は、杭の施工に当たり、打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (7)受注者は、杭の打込みを終わり、切断した残杭を再び使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- (8)杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
  - ①受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。
  - ②受注者は、杭の打込み、埋込みはJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。
  - ③受注者は、杭の継手はJIS A 7201(遠心力コンクリートくいの施工標準)の規定による。
- (9)受注者は、杭のカットオフに当たり、杭内に設置されている鉄筋等の鋼材を傷つけないように、切断面が水平となるように行わなければならない。
- (10)受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

### 3-1-7-6 サンドマット工

#### 1. 一般事項

受注者は、サンドマットの施工に当たり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。

#### 2. 安定シートの施工

受注者は、安定シートの施工に当たり、隙間なく敷設しなければならない。

### 3-1-7-7 バーチカルドレーン工

#### 1. 施工計画書

受注者は、バーチカルドレーンの打設及び排水材の投入に使用する機械については、施工前に施工計画書に記載しなければならない。

#### 2. 投入量の計測

受注者は、バーチカルドレーン内への投入材の投入量を計測し、確実に充填したことを確認しなければならない。

#### 3. 打設数量の計測

受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンについてはその打設による使用量を計測し、確実に打設されたことを確認しなければならない。

#### 4. 異常時の処置

受注者は、袋詰式サンドドレーン及びペーパードレーンの打設に当たり、切断及び持ち上がりが生じた場合は、改めて打設を行わなければならない。

#### 5. 排水効果の維持

受注者は、打設を完了したペーパードレーンの頭部を保護し、排水効果を維持しなければならない。

### 3-1-7-8 締固め改良工

#### 1. 一般事項

受注者は、締固め改良工に当たり、地盤の状況を把握し、坑内へ設計図書に記載された粒度分布の砂を用いて適切に充填しなければならない。

#### 2. 周辺への影響防止

受注者は、施工現場周辺の地盤や、他の構造物並びに施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

#### 3. 施工位置

受注者は、海上におけるサンドコンパクションの施工に当たっては、設計図書に示された位置に打設しなければならない。

### 3-1-7-9 固結工

#### 1. 攪拌

攪拌とは、粉体噴射攪拌、高圧噴射攪拌及びスラリー攪拌を示すものとする。

#### 2. 配合試験と一軸圧縮試験

受注者は、固結工による工事着手前に、攪拌及び注入する材料について配合試験と一軸圧縮試験を実施するものとし、目標強度を確認しなければならない。また、監督職員又は検査職員の請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。

#### 3. 周辺の振動障害の防止

受注者は、固結工法に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物及び施設などに対して振動による障害を与えないようにしなければならない。

#### 4. 地中埋設物の処置

受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、直ちに工事を中止し、監督職員に連絡後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理に当たらないなければならない。

#### 5. 生石灰パイルの施工

受注者は、生石灰パイルの施工に当たり、パイルの頭部は1m程度空打ちし、砂又は粘土で埋戻さなければならない。

#### 6. 薬液注入工法

受注者は、薬液注入工の施工に当たり、薬液注入工法の適切な使用に関し、技術的知識と経験を有する現場責任者を選任し、事前に経歴書により監督職員の承諾を得なければならない。

#### 7. 薬液注入工事前の確認事項

受注者は、薬液注入工の着手前に以下について監督職員の確認を得なければならない。

##### (1) 工法関係

- ① 注入圧
- ② 注入速度
- ③ 注入順序
- ④ ステップ長

##### (2) 材料関係

- ① 材料(購入・流通経路等を含む)
- ② ゲルタイム
- ③ 配合

#### 8. 適用規定

受注者は、薬液注入工を施工する場合には、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指

針」(昭和49年7月10日建設省官技発第160号)の規定による。

#### 9. 施工管理等

受注者は、薬液注入工における施工管理等については、「薬液注入工事に係る施工管理等について」(平成2年9月18日建設省大臣官房技術調査室長通達)の規定による。

なお、受注者は、注入の効果の確認が判定できる資料を作成し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

### 第8節 工場製品輸送工

#### 3-1-8-1 一般事項

##### 1. 適用工種

本節は、工場製品輸送工として輸送工その他これらに類する工種について定める。

##### 2. 施工計画書

受注者は、輸送計画に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。

#### 3-1-8-2 輸送工

##### 1. 部材発送前の準備

受注者は、部材の発送に先立ち、塗装等で組立て記号を記入しておかなければならない。

##### 2. 輸送中の部材の損傷防止

受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。

なお、受注者は、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。

### 第9節 施設仕上げ工

#### 3-1-9-1 一般事項

##### 1. 適用工種

本節は施設仕上げ工として、塗装仕上げ工、加工仕上げ工、左官仕上げ工、タイル仕上げ工、石仕上げ工その他これらに類する工種について定める。

##### 2. 現場塗装の施工管理区分

受注者は、現場塗装の施工管理区分については、設計図書によらなければならない。

##### 3. 塗装の仕様

受注者は、塗装仕様については、設計図書によらなければならない。

##### 4. 塗装作業

受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

#### 3-1-9-2 材料

##### 1. 材料の規定

受注者は、材料の規定については、以下の規定による。

(1) 施設仕上げ工の材料については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。

(2) 材料については、第3編3-1-15-2材料の規定による。

##### 2. 木部防腐剤塗りの材料

木部防腐剤塗りの材料については、次の規格に適合したもの又は、これと同等品以上の品質を有するものとする。

JIS K 1570(木材保存剤)

##### 3. 仕上げの材料

受注者は、仕上げに使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

##### 4. 塗装仕上げの材料

受注者は、塗装仕上げの材料については、以下の規定による。

(1) 塗装仕上げについては、各塗装工程の塗料は同種で、原則として同一製造所の製品としなければならない。

- (2) 受注者は塗装仕上げに使用する材料の色については、製造所の工場調色としなければならない。ただし、使用量が少ない場合又は、塗装工程上の変色の場合には、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
- (3) 受注者は、塗装仕上げに使用する材料の搬入については、開封しないまま現場に搬入しなければならない。
- (4) 受注者は、仕上げ塗材の材料については、製造後、6箇月以上経過したものを使用してはならない。
- (5) 受注者は、塗装仕上げに使用する材料については、施工前に見本帳及び見本塗り板を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。ただし、使用量が少ない場合は、監督職員の承諾を得て、同一製造所の塗料を使用し、現場調色とするものとする。
- (6) 受注者は、塗装仕上げの下塗りの材料については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 5. 吹付け仕上げの材料

受注者は、吹付け仕上げの材料については、JIS規格品とし、種類、塗り厚及び塗りつけ量は設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 6. マスチック塗材の規定

受注者は、マスチック塗材については、製造所において調合されたものを使用しなければならない。

#### 7. シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材の規定

受注者は、シーラー、セメント系下地調整塗材、仕上げ材については、主製造所の指定するものとしなければならない。

#### 8. タイル仕上げの材料

受注者は、タイル仕上げの材料については、以下の規定による。

- (1) タイル仕上げに使用するタイルについては、JIS A 5209(陶磁器質タイル)の規格品とし、形状が正確で、色調、硬度が一様であり、欠点がないものとする。
- (2) タイル仕上げに使用するタイルについては、形状寸法、色合いは設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。

### 3-1-9-3 塗装仕上げ工

#### 1. 塗装仕上げ工の規定

素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては公共建築工事標準仕様書(建築工事編)第18章塗装工事の規定による。

#### 2. 塗装仕上げの施工

現場での塗装仕上げの施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、塗装面に損傷、汚染を与えないよう注意し、また、塗装箇所周辺、床にあらかじめ養生をしなければならない。
- (2) 受注者は、原則として下塗りは白色、中塗りは白色又は、上塗り色に類似した色調としなければならない。また、不透明塗料について、監督職員の指示がある場合は、下塗り、中塗りの工程は、上塗りとは異なった色によって塗り分けなければならない。
- (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- (4) 受注者は、被塗物は十分乾燥させた後塗装し、上塗り前に、上塗りまでの工程について、設計図書に関して監督職員の承諾を得た後、塗りむらなく、塗膜厚が均等になるよう塗り上げなければならない。
- (5) 受注者は、塗装の乾燥期間内に次の工程に移ってはならない。
- (6) 受注者は、塗布量については平らな面に付着させる塗料の量を標準量としなければならない。なお、塗料の標準量は、薄める前の塗料の量としなければならない。
- (7) 受注者は、薄め液塗布材については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- (8) 受注者は、塗装面の保護については、必要に応じて、完全に乾燥するまで、縄張り、柵を設置

し、ペンキ塗りたての表示をしなければならない。

- (9)受注者は、塗料を使用直前によくかき混ぜ、必要に応じてこし分けして塗装しなければならない。
- (10)受注者は、火気に注意し、爆発、火災といった事故を起こさないようにしなければならない。  
また、塗料を拭き取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは作業終了後速やかに処置しなければならない。
- (11)受注者は、塗り方については、塗料に適した工法とし、下記のいずれかにより、色境、隅、ちり回り等は、乱さないよう十分注意し、区画線を明確に塗り分けなければならない。
- ①受注者は、はけ塗りについては、はけを用い、はけ目正しく一様に塗らなければならない。
- ②受注者は、吹付け塗りについては、塗装用スプレーガンを用い、ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗らなければならない。
- ③受注者は、ローラーブラシ塗りについては、ローラーブラシを用い、隅、ちり回りは小ばけ又は、専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗らなければならない。

### 3. 研磨紙擦り及び水研ぎの施工

受注者は、研磨紙擦り及び水研ぎについては、下層塗膜及びパテが硬化乾燥したのち、各層ごとに研磨紙又は、耐水研磨紙で素材の長手方向に、下層の塗膜を研ぎ去らないように注意して研がなければならない。

### 4. 穴埋めの施工

受注者は、穴埋めについては、深い穴、大きな隙間等に穴埋め用パテをへら又はこてで押し込み埋込まなければならない。

### 5. パテかいの施工

受注者は、パテかいについては、面の状況に応じて、面のくぼみ、隙間、目違い等の部分にパテをへら又はこてで薄く付けなければならない。

### 6. パテしごきの施工

受注者は、パテしごきについては、穴埋め、パテかいの工程を行った後、研磨紙擦りを行い、パテ全面にへら付けし、表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取らなければならない。

### 7. パテ付けの施工

受注者は、パテ付け、下地パテ付けについては、パテかい、研磨紙擦りの後、表面が平らになるまで全面にパテを塗り付け、乾燥後、研磨紙擦りを行う工程を繰り返さなければならない。

### 8. 塗装の禁止

受注者は、塗装については原則として次の場合行ってはならない。

なお、やむを得ず塗装しなければならない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

- (1)気温が5℃以下、湿度が85%以上の時又は換気が適当でなく結露するなど塗料の乾燥に不適当な場合。やむを得ず塗装を行う場合は、採暖、換気などの養生を行わなければならない。
- (2)降雪雨の場合又は、塗料の乾燥前に降雪雨のおそれのある場合。
- (3)塗膜乾燥中に異物の付着が予想される場合。
- (4)塗被物が湿ったり又は、結露している場合。
- (5)炎天下で塗被表面の温度が高く、表面に泡を生じるおそれのある場合。
- (6)コンクリートの亀裂などにより、漏水している場合。

### 9. オイルステインワニス塗りの施工

オイルステインワニス塗りについては、設計図書によるものとし、これに定めのない場合は、以下の各号の規定によるものとする。

表 3-1-46 オイルステインワニス塗り

工程	塗料その他			希釈剤	希釈率 (%)	塗布量 (kg/m <sup>2</sup> )	放置時間	
	規格番号	規格名称	規格種別					
1	素地 ごしらえ	3-1-9-3 素地ごしらえ木部による。						
2	着色 (1回目)	—	油性 ステイン	—	塗料用 シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
3	ふき取り	全面布片でふき取る。						
4	着色 (2回目)	—	油性 ステイン	—	塗料用 シンナー	20 以下	各発注機関の 仕様による。	10
5	ふき取り	全面布片でふき取る。						
6	色押さえ	JIS K 5431	セラック ニス	1種	変性アル コール	10 以下	各発注機関の 仕様による。	24
7	仕上げ塗り	JIS K 5562	フタル酸 樹脂 ワニス	—	塗料用 シンナー	10 以下		—

(1)受注者は、ヒノキ、ヒバ、ツガ、ベイツガ及びマツ類の場合は、工程1の次に吸い込み止め(白ラックニス又はウッドシーラー)を行わなければならない。

(2)受注者は、堅木の場合は、工程1の次に目止め1回(油性の目止め剤)を行わなければならない。

#### 10. 木部防腐剤塗りの施工

受注者は、木部防腐剤塗りについては、設計図書による材料又は、(社)日本木材保存協会若しくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤(表面処理用)を使用しなければならない。

### 3-1-9-4 加工仕上げ工

#### 1. 加工仕上げ工の規定

受注者は、加工仕上げ工については、以下の各号の規定による。

- (1) 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては公共建築工事標準仕様書(建築工事編)10章石工事、15章左官工事の規定による。
- (2) のみ切り仕上げは、荒こぶ取りした石の表面をさらにノミによって大きく高い山をはつり取っていく加工のこととする。
- (3) 荒こぶ取りは、玄能払いともいい、石材の種類、性質、又は石の目の間隔で、割肌に著しい高低や凹凸があった場合、ノミによって大きな山を切り崩し、荒石の表面を荒ならしする程度の加工のこととする。
- (4) びしゃん仕上げは、中ノミ切り程度の表面をビシャンという道具でたたいて小山を潰し、さらに平滑に仕上げること、また、機械挽きで生じた平坦面をビシャンでたたくことで、粗面にする加工のこととする。
- (5) 小たたき仕上げは、ビシャンたたきをした石の表面を両刃という工具で1~2mmの平行線の筋がつくように均等にたたいて、さらに表面を細かく仕上げる加工のこととする。
- (6) 粗磨きは、ビシャン仕上げ又は機械切りの上に研磨機を用いて磨いた比較的粗面でつやのない仕上げのこととする。
- (7) 水磨きは、小たたき又はビシャン仕上げしたものに研磨剤と砥石又はグラインダーで磨く仕上げのことで、素地が磨けているがつやの出る手前の状態の仕上げのこととする。
- (8) 本磨きは、つや出し粉を散布し、光沢を発揮している状態の仕上げのことで、本磨きのつや出し仕上げとし、つや出し粉を用いずに磨いた場合はつや消しとする。

## 2. コンクリート加工仕上げの施工

受注者は、コンクリート加工仕上げの施工については、設計図書及び監督職員の指示がない場合は、以下の各号の規定による。

- (1) はつり仕上げは、コンクリート面の表面仕上げの工法の1つで、ブレーカー及びこれに類する工具により、コンクリート面に対し鋭角に切削して仕上げることで、この場合深さは5～10mm程度とする。
- (2) つつき仕上げは、コンクリートの表面仕上げの工法の1つで、トンボ又は、これに類する工具により、コンクリート面に対し直角に切削して仕上げることで、この場合深さは3～5mm程度とする。
- (3) 受注者は、コンクリートつつき仕上げの出来形寸法については、仕上げ以前の寸法としなければならない。
- (4) 自然石の代用として使用するコンクリート製品のはつり、表面加工、着色等の処理に当たっては、使用目的が自然に擬してとの趣旨にかんがみ、外観をできるだけ自然風に仕上げるとともに、きめ、多孔性、凹凸の具合などを整えなければならない。これらの施工に際しては、監督職員の指示を受けることとする。

### 3-1-9-5 左官仕上げ工

#### 1. 左官仕上げ工の規定

化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)15章左官工事の規定による。

#### 2. 人造石仕上げの種石の種類、顔料

受注者は、人造石仕上げの種石の種類、顔料については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 人造石研ぎ出しの施工

受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、人造石研ぎ出しの施工については、原則として機械研ぎとし、最終研ぎ出しは砥石を用い、目潰し、のろがけを繰り返して、仕上げ面のピンホールがないよう、滑らかに仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、人造石洗い出しの施工については、上塗りの後、ブラシで種石面ののろをふき取り、石並びを調整した後、水引き具合を見計らいながら水を吹付けて洗い出し、仕上げなければならない。

#### 4. 擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料

受注者は、擬岩仕上げのコンクリート・モルタルの規格、顔料については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-9-6 タイル仕上げ工

#### 1. タイル張り仕上げの規定

タイル張り仕上げについては、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)11章タイル工事の規定による。

#### 2. タイル張り仕上げの養生と清掃

タイル張り仕上げの養生と清掃については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、強い直射日光、風、雨等により損傷を受けるおそれのある場合は、シートを張り、養生を行わなければならない。
- (2) 受注者は、タイル張り終了後、タイル表面を傷めないように清掃し、汚れを取り除かなければならない。やむを得ず清掃に酸類を用いる場合は、清掃前に十分水湿しをし、酸洗い後は直ちに水洗いを行い、酸分が残らないようにしなければならない。  
なお、金物類には、酸類が掛からないように養生を行わなければならない。

### 3-1-9-7 石仕上げ工

#### 1. 石張りのパターン

受注者は、張りパターンについて設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に提

出しなければならない。

なお、施工図は、張り模様、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。

## 2. 石張りの施工

受注者は、石張りの施工については、以下の各号の規定による。

(1)受注者は、石張りの施工については、設計意図を十分理解したうえで、施工しなければならない。

(2)受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せ、小さい石が多くなならないように配慮しなければならない。

## 3. 張り模様

受注者は、張り模様については、修景的配慮をしなければならない。

## 4. 目地

受注者は、モルタルによる化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については、設計図書によらなければならない。

## 5. 表面の仕上げ

受注者は、表面が平滑になるように施工しなければならない。

## 6. 施工後の養生

受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、施工後の養生を行わなければならない。

## 7. 合端

受注者は、合端については、現場で加工・施工を行い、特に端部の納まりに配慮しなければならない。

## 8. 乱形平石張りの施工

受注者は、乱形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえて目地入れ作業を行い、仕上げなければならない。また、4方向以上の目地の集合点が生じてはならない。

## 9. 方形平石張りの施工

受注者は、方形平石張りの施工については、石材に加工を加えながら、石相互のなじみ、高さをそろえ、目地幅は整形とし、目地入れ作業を行い仕上げなければならない。

# 第10節 構造物撤去工

## 3-1-10-1 一般事項

本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り・埋戻し)、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、縁石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。

## 3-1-10-2 作業土工(床掘り・埋戻し)

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

## 3-1-10-3 構造物取壊し工

### 1. 一般事項

受注者は、コンクリート構造物取壊し及びコンクリートはつりを行うに当たり、本体構造物の一部を撤去する場合には、本体構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

### 2. 舗装版取壊し

受注者は、舗装版取壊しを行うに当たっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。

### 3. 石積み取壊し等

受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うに当たっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。

### 4. 鋼材切断



受注者は、鋼材切断を行うに当たっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。

#### 5. 鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の充填

受注者は、鋼矢板及びH鋼杭の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下を生じないようにしなければならない。

#### 6. 根固めブロック撤去

受注者は、根固めブロック撤去を行うに当たっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ごみを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。

#### 7. コンクリート表面処理

受注者は、コンクリート表面処理を行うに当たっては、周辺環境や対象構造物に悪影響を与えないように施工しなければならない。

#### 8. 表面処理の施工上の注意

受注者は、コンクリート表面処理を行うに当たっては、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 9. 道路交通の支障防止対策

受注者は、コンクリート表面処理を行うに当たっては、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 10. 施工基準

受注者は、コンクリート表面処理を行うに当たっては、設計図書に従って施工しなければならない。

#### 11. 発生する濁水の処分

受注者は、コンクリート表面処理において発生する濁水及び廃材については、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-4 防護柵撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 道路交通に対する支障防止

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 3. 処分方法

受注者は、ガードレール、ガードパイプ、横断・転落防止柵、ガードケーブル、立入り防止柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-5 標識撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、標識撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 道路交通への支障防止

受注者は、標識撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 3. 処分方法

受注者は、標識撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-6 道路付属物撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 道路交通への支障防止

受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去に際して、道路

交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

### 3. 撤去工法

受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。

### 4. 処分方法

受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路鋸、車線分離標、境界鋸等の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

#### 3-1-10-7 プレキャスト擁壁撤去工

##### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、プレキャスト擁壁の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

##### 2. 他の構造物の損傷防止

受注者は、プレキャスト擁壁の一部を撤去する場合には、他の構造物に損傷を与えないように施工しなければならない。

##### 3. 処分方法

受注者は、プレキャスト擁壁の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

#### 3-1-10-8 排水構造物撤去工

##### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、排水構造物の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

##### 2. 他の構造物への損傷防止

受注者は、排水構造物の撤去に際して、他の排水構造物施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

##### 3. 道路交通への支障の防止

受注者は、排水構造物の撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

##### 4. 切廻し水路の機能維持

受注者は、側溝・街渠、集水桝・マンホールの撤去に際して、切廻し水路を設置した場合は、その機能を維持するよう管理しなければならない。

##### 5. 処分方法

受注者は、排水構造物の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

#### 3-1-10-9 かが撤去工

##### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去に当たっては、ごみを現場内において取り除いた後、鉄線とぐり石を分けて運搬しなければならない。

##### 2. 処分方法

受注者は、じゃかご、ふとんかごの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

#### 3-1-10-10 落石雪害防止撤去工

##### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

##### 2. 処分方法

受注者は、落石防護柵撤去、落石防止網(繊維網)の撤去に当たっては、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-11 ブロック舗装撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 道路交通への支障の防止

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 3. 処分方法

受注者は、インターロッキングブロック、コンクリート平板ブロック及びノンスリップの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-12 縁石撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 道路交通への支障防止

受注者は、歩車道境界ブロック、地先境界ブロックの撤去に際して、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 3. 処分方法

受注者は、歩車道境界ブロック及び地先境界ブロックの撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-13 冬季安全施設撤去工

#### 1. 供用中の施設への影響防止

受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に際して、供用中の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 適用規定

吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に当たっては、第3編3-1-10-3構造物取壊し工の規定による。

#### 3. 道路交通への支障防止

受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去に当たっては、道路交通に対して支障が生じないように必要な対策を講じなければならない。

#### 4. 処分方法

受注者は、吹溜式防雪柵、吹払式防雪柵の撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。

### 3-1-10-14 骨材再生工

#### 1. 骨材再生工の施工

骨材再生工の施工については、設計図書に明示した場合を除き、第1編1-1-1-23建設副産物の規定による。

#### 2. 構造物の破砕撤去

受注者は、構造物の破砕、撤去については、第3編3-1-10-3構造物取壊し工及び第3編3-1-10-6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議し承諾を得なければならない。

#### 3. 適切な使用機械の選定

受注者は、骨材再生工の施工に当たり、現場状況、破砕物の内容、破砕量や運搬方法などから、適切な使用機械を選定しなければならない。

#### 4. 他の部分の損傷防止

受注者は、骨材再生工の施工については、施工箇所以外の部分に損傷や悪影響を与えないように行なわなければならない。

#### 5. 第三者の立ち入り防止処置

受注者は、作業ヤードの出入り口の設置及び破砕作業に際して、関係者以外の立ち入りの防止に

対して留意しなければならない。

#### 6. 施工計画書

受注者は、破砕ホッパーに投入する材質、圧縮強度、大きさ等について使用機械の仕様、処理能力、選別方法や再生骨材の使用目的を考慮して、小割及び分別の方法を施工計画書に記載しなければならない。

なお、鉄筋、不純物、ごみや土砂などの付着物の処理は、再生骨材の品質及び使用機械の適用条件に留意して行なわなければならない。

#### 7. 飛散、粉塵及び振動対策の協議

受注者は、コンクリート塊やアスファルト塊等の破砕や積込みに当たり、飛散、粉じん及び振動対策の必要性について変更が伴う場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 8. 施工ヤードの大きさ等の変更の協議

受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 9. 設計図書により難しい場合の処置

受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の整備方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 10. 指定場所以外の仮置き又は処分

受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に再生骨材や建設廃棄物を仮置き又は処分する場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-10-15 運搬処理工

#### 1. 工事現場発生品の規定

工事の施工に伴い生じた工事現場発生品については、第1編1-1-1-22工事現場発生品の規定による。

#### 2. 建設副産物の規定

工事の施工に伴い生じた建設副産物については、第1編1-1-1-23建設副産物の規定による。

#### 3. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないよう適正な処置を行わなければならない。

## 第11節 公園施設等撤去・移設工

### 3-1-11-1 一般事項

本節は、公園施設等撤去・移設工として、公園施設撤去工、移設工、伐採工、発生材再利用工その他これらに類する工種について定める。

### 3-1-11-2 公園施設撤去工

#### 1. 周辺への影響の防止

受注者は、公園施設の撤去については、既存の施設に損傷及び機能上の悪影響が生じないように施工しなければならない。

#### 2. 設計図書に表示のない工作物の撤去

受注者は、設計図書に表示のない工作物、地下埋設物及び設計図書に示された内容と異なる工作物の撤去が必要となる場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-11-3 移設工

#### 1. 施工

移設工の施工については、以下の各号の規定による。

(1)受注者は、移設工の施工については、撤去移設対象箇所を撤去移設後に、土砂で埋戻さなければならない。また、撤去移設時に既設構造物に破損が生じた場合は、設計図書に関して監督職員の指示に従い、速やかに原形復旧しなければならない。

(2)受注者は、移設物の設置については、設置箇所及びその周辺を、危険防止のため地表面下とも、

障害物を除去した後、水はけ良く地均しして十分転圧しなければならない。

- (3)受注者は移設物の設置については、地盤高に注意し、水平でねじれないように施工しなければならない。
- (4)受注者は、移設する施設については、設置から工事完了までの期間、危険防止のため、仮囲いをし、安全措置をとらなければならない。

## 2. 景石移設

受注者は、景石移設の施工については、石材の運搬に当たり、表面を損傷しないようにしなければならない。

## 3. 景石の据付け

受注者は、景石の据付けについては、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、石の大きさ、形、色合いについて四方から観察して仮据えし、全体の納まりを考慮した上で、本据えを行わなければならない。

### 3-1-11-4 伐採工

#### 1. 施工

受注者は、高木伐採、中低木伐採及び枯損木処理の施工については、樹木の幹を現況地盤際で切断し、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

#### 2. 再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

#### 3. 抜根

受注者は、抜根の施工については、主要な根株を切断、掘取りの上、撤去し、根株を掘り取った穴は、土砂で埋戻さなければならない。

#### 4. 伐開及び機械除根

伐開及び機械除根の施工については、以下の各号の規定による。

- (1)受注者は、伐開、機械除根の施工については、現況地盤に近い位置で樹木の伐開除根を行わなければならない。
- (2)受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 5. 枝条片付

受注者は、落ちている枝条を指示箇所に集積しなければならない。

### 3-1-11-5 発生材再処理工

#### 1. 施工

受注者は、発生材再処理工の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 木チップ加工

受注者は、発生材を木チップ加工する場合は、粒度0～25mm程度に破碎しなければならない。

## 第12節 仮設工

### 3-1-12-1 一般事項

#### 1. 適用工種

本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮栈橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工(壁式)、地中連続壁工(柱列式)、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工その他これらに類する工種について定める。

## 2. 一般事項

受注者は、仮設工については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。

## 3. 仮設物の撤去原形復旧

受注者は、仮設物については、設計図書の定め又は監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

### 3-1-12-2 工事用道路工

#### 1. 一般事項

工事用道路とは、工事用の資機材や土砂を運搬するために仮に施工された道路をいうものとする。

#### 2. 工事用道路の計画・施工

受注者は、工事用道路の施工に当たり、予定交通量・地形・気候を的確に把握し、周囲の環境に影響のないよう対策を講じなければならない。

#### 3. 一般交通の支障防止

受注者は、工事用道路に一般交通がある場合には、一般交通の支障とならないようその維持管理に留意しなければならない。

#### 4. 工事用道路盛土の施工

受注者は、工事用道路盛土の施工に当たり、不等沈下を起さないように締固めなければならない。

#### 5. 盛土部法面の整形

受注者は、工事用道路の盛土部法面の整形する場合は、法面の崩壊が起こらないように締固めなければならない。

#### 6. 工事用道路の敷砂利

受注者は、工事用道路の敷砂利を行うに当たり、石材を均一に敷均さなければならない。

#### 7. 安定シート

受注者は、安定シートを用いて、工事用道路の盛土の安定を図る場合には、安定シートと盛土が一体化して所定の効果が発揮できるよう施工しなければならない。

#### 8. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

#### 9. 既設構造物への影響防止

受注者は、工事用道路を堤防等の既設構造物に設置・撤去する場合は、既設構造物に悪影響を与えないようにしなければならない。

### 3-1-12-3 仮橋・仮栈橋工

#### 1. 一般事項

受注者は、仮橋・仮栈橋工を河川内に設置する際に、設計図書に定めがない場合には、工事完了後及び工事期間中であっても出水期間中は撤去しなければならない。

#### 2. 覆工板と仮橋上部との接合

受注者は、覆工板と仮橋上部との接合を行うに当たり、隅角部の設置に支障があるときはその処理方法等の対策を講じなければならない。

#### 3. 仮設高欄及び防舷材の設置

受注者は、仮設高欄及び防舷材を設置するに当たり、その位置に支障があるときは、設置方法等の対策を講じなければならない。

#### 4. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

#### 5. 杭の施工

受注者は、杭橋脚の施工に当たり、ウォータージェットを用いる場合には、最後の打止めを落すい等で貫入させ落ち着かせなければならない。

#### 3-1-12-4 路面覆工

##### 1. 一般事項

受注者は、路面覆工を施工するに当たり、覆工板間の段差、隙間、覆工板表面の滑り及び覆工板の跳ね上がり等に注意し、交通の支障とならないようにしなければならない。また、路面覆工の横断方向端部には必ず覆工板ずれ止め材を取り付けなければならない。

##### 2. 第三者の立ち入り防止

受注者は、覆工部の出入り口の設置及び資器材の搬入出に際して、関係者以外の立ち入りの防止に対して留意しなければならない。

##### 3. 路面覆工桁の転倒防止

受注者は、路面勾配がある場合に、覆工板の受桁に荷重が均等にかかるようにするとともに、受桁が転倒しない構造としなければならない。

#### 3-1-12-5 土留・仮締切工

##### 1. 一般事項

受注者は、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。

##### 2. 河積阻害等の防止

受注者は、仮締切工の施工に当たり、河積阻害や河川管理施設、許可工作物等に対する局所的な洗掘等を避けるような施工をしなければならない。

##### 3. 適用規定

受注者は、河川堤防の開削を伴う施工に当たり、仮締切を設置する場合には、国土交通省仮締切堤設置基準(案)の規定による。

##### 4. 埋設物の確認

受注者は、土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、溝掘り等を行い、埋設物を確認しなければならない。

##### 5. 溝掘の仮復旧

受注者は、溝掘りを行うに当たり、一般の交通を開放する必要がある場合には、仮復旧を行い一般の交通に開放しなければならない。

##### 6. 埋戻し

受注者は、埋戻しを行うに当たり、埋戻し箇所が残材、廃物、木くず等を撤去し、目標高さまで埋戻さなければならない。

##### 7. 埋戻し箇所の排水

受注者は、埋戻し箇所が水中の場合には、施工前に排水しなければならない。

##### 8. 埋戻土の締固め

受注者は、構造物の隣接箇所や狭い箇所において埋戻しを行う場合は、十分に締固めを行わなければならない。

##### 9. 埋設構造物周辺の埋戻し

受注者は、埋戻しを行うに当たり、埋設構造物がある場合には、偏土圧が作用しないように、埋戻さなければならない。

##### 10. 水密性の確保

受注者は、河川構造物付近のように水密性を確保しなければならない箇所の埋戻しに当たり、埋戻し材に含まれる石が1箇所に集中しないように施工しなければならない。

##### 11. 適切な含水比の確保

受注者は、埋戻しの施工に当たり、適切な含水比の状態で行わなければならない。

##### 12. 埋設物等への損傷防止

受注者は、仮設鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。

##### 13. ウォータージェット工の最終打止め

受注者は、ウォータージェットを用いて仮設H鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には、最後の打止めを落すい等で貫入させ落ち着かせなければならない。

##### 14. 杭・矢板引抜き跡の埋戻し

受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填しなければならない。

**15. 仮設アンカー影響防止**

受注者は、仮設アンカーの削孔施工については、地下埋設物や周辺家屋等に悪影響を与えないように行わなければならない。

**16. 土留め材の締付け**

受注者は、タイロッド・腹起しあるいは切梁・腹起しの取付けに当たって各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。

**17. 横矢板の施工**

受注者は、横矢板の施工に当たり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。万一掘りすぎた場合は、良質な土砂、その他適切な材料を用いて裏込を行うとともに、土留め杭のフランジと土留め板の間にくさびを打ち込んで、隙間のないように固定しなければならない。

**18. じゃかご(仮設)施工**

受注者は、じゃかご(仮設)施工に当たり、中詰用石材の網目からの脱落が生じないように、石材の選定を行わなければならない。

**19. じゃかご(仮設)の詰石**

受注者は、じゃかご(仮設)の詰石に当たり、外廻りに大きな石を配置し、かごの先端から逐次詰込み、空隙を少なくしなければならない。

**20. じゃかご(仮設)の布設**

受注者は、じゃかご(仮設)の布設に当たり、床ごしらえの上、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

なお、詰石に際しては、受注者は法肩及び法尻の屈折部が扁平にならないように充填し、適切な断面形状に仕上げなければならない。

**21. ふとんかご(仮設)の施工**

ふとんかご(仮設)の施工については、本条18～20項の規定による。

**22. 締切盛土着手前の現状地盤確認**

受注者は、締切盛土着手前に現状地盤を確認し、周囲の地盤や構造物に変状を与えないようにしなければならない。

**23. 盛土部法面の整形**

受注者は、盛土部法面の整形を行う場合には、締固めて法面の崩壊がないように施工しなければならない。

**24. 止水シートの設置**

受注者は、止水シートの設置に当たり、突起物やシートの接続方法の不良により漏水しないように施工しなければならない。側壁や下床版等のコンクリートの打継部では必要に応じて増張りを施すものとする。

**25. 殻運搬処理**

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

**3-1-12-6 砂防仮締切工**

**1. 一般事項**

受注者は、土砂締切、土のう締切、コンクリート締切の施工に当たり、周囲の状況を考慮し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。

**2. 作業土工の規定**

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。

**3. 土砂締切の規定**

土砂締切の施工については、第1編第2章第3節一般土工の規定による。

**4. コンクリート締切工の規定**

コンクリート締切工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。



### 3-1-12-7 水替工

#### 1. 一般事項

受注者は、ポンプ排水を行うに当たり、土質の確認によって、クイックサンド、ボイリングが起きないように検討するとともに、湧水や雨水の流入水量を十分に排水しなければならない。

#### 2. 排水管理

受注者は、本条1項の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かないように管理しなければならない。

#### 3. 排水時の処置

受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

#### 4. 濁水処理

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

### 3-1-12-8 地下水水位低下工

#### 1. 一般事項

受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うに当たり、施工前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。

#### 2. 周辺被害の防止

受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。

### 3-1-12-9 地中連続壁工(壁式)

#### 1. ガイドウォールの設置

受注者は、ガイドウォールの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

#### 2. 連壁鉄筋の組立

受注者は、連壁鉄筋の組立に際して、運搬、建て込み時に変形が生じないようにしながら、所定の位置に正確に設置しなければならない。

#### 3. 鉄筋かごの製作精度の確保

連壁鉄筋を深さ方向に分割して施工する場合には、受注者は、建て込み時の接続精度が確保できるように、各鉄筋かごの製作精度を保たなければならない。

#### 4. エレメント間の止水性向上

受注者は、後行エレメントの鉄筋かごの建て込み前に、先行エレメントの、連壁継手部に付着している泥土や残存している充填砕石を取り除く等エレメント間の止水性の向上を図らなければならない。

#### 5. 連壁コンクリート打設時の注意

受注者は、連壁コンクリートの打設に際して、鉄筋かごの浮き上がりのないように施工しなければならない。

#### 6. 余盛りコンクリートの施工

打設天端付近では、コンクリートの劣化が生ずるため、受注者は50cm以上の余盛りを行う等その対応をしなければならない。

#### 7. 仮設アンカーの削孔時の注意

受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

#### 8. 切梁・腹起し取付け時の注意

受注者は、切梁・腹起しの取付けに当たり、各部材が一樣に働くように締付けを行わなければならない。

#### 9. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散ないように、適正な処置を行わな

ればならない。

### 3-1-12-10 地中連続壁工(柱列式)

#### 1. ガイドトレンチの設置

受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。

#### 2. 柱列杭の施工

受注者は、柱列杭の施工に際して、各杭の施工順序、間隔、柱列線及び掘孔精度等に留意し、連続壁の連続性の確保に努めなければならない。

#### 3. オーバーラップ配置

オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材齢が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。

#### 4. 芯材の建込み

受注者は、芯材の建て込みに際して、孔壁を損傷しないようにするとともに、芯材を孔心に対して垂直に建て込まなければならない。

#### 5. 芯材の挿入

受注者は、芯材の挿入が所定の深度まで自重により行えない場合には、孔曲り、固化材の凝結、余掘り長さ不足、ソイルセメントの攪拌不良等の原因を調査し、適切な処置を講じなければならない。

#### 6. 仮設アンカーの削孔時の注意

受注者は、仮設アンカーの削孔施工に当たり、地下埋設物や周辺家屋等に影響を与えないように行わなければならない。

#### 7. 切梁・腹起し取付け時の注意

受注者は、切梁・腹起しの取付けに当たり、各部材が一様に働くように締付けを行わなければならない。

#### 8. 殻運搬処理

受注者は、殻運搬処理を行うに当たっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。

### 3-1-12-11 仮水路工

#### 1. 排水施設の損傷防止

受注者は、工事車両等によりヒューム管、コルゲートパイプ、塩ビ管の破損を受けないよう、設置しなければならない。

#### 2. 排水管撤去跡の埋戻し

受注者は、ヒューム管・コルゲートパイプ、塩ビ管の撤去後、埋戻しを行う場合には、埋戻しに適した土を用いて締め固めをしながら埋戻しをしなければならない。

#### 3. 素掘側溝の施工

受注者は、素掘側溝の施工に当たり、周囲の地下水位への影響が小さくなるように施工しなければならない。また、水位の変動が予測される場合には、必要に応じて周囲の水位観測を行わなくてはならない。

#### 4. 切梁・腹起し取付け時の注意

受注者は、切梁・腹起しの取付けに当たり、切梁・腹起しが一様に働くように締付けを行わなければならない。

#### 5. 仮設鋼矢板水路

受注者は、仮設の鋼矢板水路を行うに当たり、控索材等の取付けにおいて、各控索材等が一様に働くように締付けを行わなければならない。

#### 6. 杭・矢板等の引抜き跡の埋戻し

受注者は、仮設H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡を沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。

### 3-1-12-12 残土受入れ施設工

#### 1. 搬入土砂の周囲への流出防止

受注者は、雨水の排水処理等を含めて、搬入土砂の周囲への流出防止対策を講じなければならない。

#### 2. コンクリートブロック等の仮置き時の防護

受注者は、コンクリートブロック、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁を仮置きする場合には、転倒、他部材との接触による損傷がないようにこれらを防護しなければならない。

### 3-1-12-13 作業ヤード整備工

#### 1. 一般事項

受注者は、ヤード造成を施工するに当たり、工事の進行に支障のないように位置や規模を検討し造成・整備しなければならない。

#### 2. 敷砂利施工の注意

受注者は、ヤード内に敷砂利を施工する場合、ヤード敷地内に碎石を平坦に敷均さなければならない。

### 3-1-12-14 電力設備工

#### 1. 一般事項

受注者は、受電設備、配電設備、電動機設備、照明設備を設置するに当たり、必要となる電力量等を把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。

#### 2. 電気主任技術者

受注者は、電気事業法において定める自家用電気工作物施設の維持管理保守において電気主任技術者を選び、監督職員に提示するとともに、保守規定を制定し適切な運用をしなければならない。

#### 3. 防音対策

受注者は、騒音が予見される設備を設置する場合には、防音対策を講じるなど、周辺環境に配慮しなければならない。

### 3-1-12-15 コンクリート製造設備工

#### 1. 一般事項

コンクリートプラント設備は、練り上がりコンクリートを排出する時に材料の分離を起こさないものとする。

#### 2. コンクリートの練混ぜ

受注者は、コンクリートの練混ぜにおいてはバッチミキサを用いなければならない。

#### 3. ケーブルクレーン設備のバケットの構造

ケーブルクレーン設備のバケットの構造は、コンクリートの投入及び搬出の際に材料の分離を起こさないものとし、また、バケットからコンクリートの排出が容易かつ速やかなものとする。

### 3-1-12-16 トンネル仮設備工

#### 1. 一般事項

受注者は、トンネル仮設備について、本体工事の品質・性能等の確保のため、その保守に努めなければならない。

#### 2. トンネル照明設備の設置

受注者は、トンネル照明設備を設置するに当たり、切羽等直接作業を行う場所、保線作業、通路等に対して適切な照度を確保するとともに、明暗の対比を少なくするようにしなければならない。また、停電時等の非常時への対応についても配慮した設備としなければならない。

#### 3. 用水設備の設置

受注者は、用水設備を設置するに当たり、さっ孔水、コンクリート混練水、洗浄水、機械冷却水等の各使用量及び水質を十分把握し、本体工事の施工に支障が生じない設備としなければならない。

#### 4. トンネル排水設備の設置

受注者は、トンネル排水設備を設置するに当たり、湧水量を十分調査し、作業その他に支障が生じないようにしなければならない。また、強制排水が必要な場合には、停電等の非常時に対応した

設備としなければならない。

#### 5. トンネル換気設備の設置

受注者は、トンネル換気設備の設置に当たり、発破の後ガス、粉じん、内燃機関の排気ガス、湧出有毒ガス等について、その濃度が関係法令等で定められた許容濃度以下に坑内環境を保つものとしなければならない。また、停電等の非常時に対応についても考慮した設備としなければならない。

#### 6. トンネル送気設備の設置

受注者は、トンネル送気設備の設置に当たり、排気ガス等の流入を防止するように吸気口の位置の選定に留意しなければならない。また、停電等の非常時への対応についても考慮した設備としなければならない。

受注者は、機械による掘削作業、せん孔作業及びコンクリート等の吹付け作業に当たり、湿式の機械装置を用いて粉じんの発散を防止するための措置を講じなければならない。

#### 7. トンネル工事連絡設備の設置

受注者は、トンネル工事連絡設備の設置に当たり、通常時のみならず非常時における連絡に関しても考慮しなければならない。

#### 8. 換気装置の設置

受注者は、換気装置の設置に当たり、トンネルの規模、施工方法、施工条件等を考慮した上で、坑内の空気を強制的に換気するのに効果的な換気装置のものを選定しなければならない。

#### 9. 集じん装置の設置

受注者は、集じん装置の設置に当たり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、吸入性粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。

#### 10. 換気等の効果確認

受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは $2\text{mg}/\text{m}^3$ 以下とし、掘削断面積が小さいため、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、 $2\text{mg}/\text{m}^3$ に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。

#### 11. トンネル充電設備の設置

受注者は、トンネル充電設備を設置するに当たり、機関車台数等を考慮し工事に支障が生じないよう充電所の大きさ及び充電器台数等を決定しなければならない。また、充電中の換気に対する配慮を行わなければならない。

#### 12. スライドセントルの組立解体

受注者は、スライドセントル組立解体に当たり、換気管及び送気管等の損傷に留意し、また移動時にねじれなどによる変形を起こさないようにしなければならない。組立時には、可動部が長期間の使用に耐えるようにしなければならない。

#### 13. 防水作業台車

受注者は、防水作業台車の構造を防水シートが作業台端部で損傷しない構造とするとともに、作業台組立解体に当たり、施工済みの防水シートを損傷することのないように作業しなければならない。

#### 14. ターンテーブル設備の設置

受注者は、ターンテーブル設備の設置に当たり、その動きを円滑にするため、据付面をよく整地し不陸をなくさなければならない。

#### 15. トンネル用濁水処理設備の設置

受注者は、トンネル用濁水処理設備の設置に当たり、水質汚濁防止法、関連地方自治体の公害防止条例等の規定による水質を達成できるものとしなければならない。また、設備については、湧水量、作業内容及び作業の進捗状況の変化に伴う処理水の水質変化に対応できるものとしなければならない。

### 3-1-12-17 防じん対策工

#### 1. 一般事項

受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出るおそれがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 2. 砂じん被害防止

受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂じんの被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 3-1-12-18 汚濁防止工

#### 1. 汚濁防止フェンスの施工

受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。

#### 2. 河川等への排水時の処置

受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。

#### 3. 濁水放流時の処置

受注者は、工事により発生する濁水を関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行った後、放流しなければならない。

### 3-1-12-19 防護施設工

#### 1. 一般事項

受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定に当たり、発破に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。

#### 2. 仮囲い等による支障対策

受注者は、仮囲い又は立入防止柵の設置に当たり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。

### 3-1-12-20 除雪工

受注者は、除雪を行うに当たり、路面及び構造物、計画地盤に損傷を与えないようにしなければならない。

なお、万一損傷を与えた場合には受注者の責任において元に戻さなければならない。

### 3-1-12-21 雪寒施設工

#### 1. 一般事項

受注者は、ウエザーシェルター及び雪寒仮囲いの施工に当たり、周囲の状況を把握し、設置位置、向きについて機材の搬入出に支障のないようにしなければならない。

#### 2. ウエザーシェルターの施工

受注者は、ウエザーシェルターの施工に当たり、支柱の不等沈下が生じないよう留意しなければならない。特に、足場上に設置する場合には足場の支持力の確保に留意しなければならない。

#### 3. 樹木の冬囲い

受注者は、樹木の冬囲いとして小絞り、中絞り等を施工するに当たり、樹木に対する損傷が生じないようにしなければならない。

### 3-1-12-22 法面吹付工

法面吹付工の施工については、第3編3-1-17-3吹付工の規定による。

### 3-1-12-23 足場工

受注者は、足場工の施工に当たり、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月)」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床

において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

### 第13節 運搬工

#### 3-1-13-1 一般事項

本節は、運搬工としてヘリコプター運搬工、ケーブルクレーン運搬工、モノレール運搬工、ベルトコンベア運搬工、車両運搬工、人力運搬工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-13-2 ヘリコプター運搬工

##### 1. ヘリコプター運搬

受注者は、ヘリコプターを運航し資材運搬等を行うに当たり、航空法、消防法、電波法、自然公園法等の関係法令を遵守するとともに、ヘリコプターによる輸送業務の安全管理要領（自然環境整備担当参事官通知、平成22年10月8日）によらなければならない。

##### 2. 地上運搬

受注者は、地上運搬に当たり、ヘリコプターの誘導等、荷積地、荷卸地に各一人以上の人員を配置しなければならない。

##### 3. 荷積地整備

受注者は、荷積地整備に当たり、面積2,500㎡程度で傾斜は5度以内を標準とする。ただし、地盤が軟弱な場合は、コンクリートパネル等を敷かなければならない。

##### 4. ジャンプ台設置

受注者は、荷卸地が狭い場合及び生コンクリートを輸送する場合は、ジャンプ台を設置しなければならない。

#### 3-1-13-3 ケーブルクレーン運搬工

##### 1. ウインチベース架設・撤去

受注者は、ウインチベース架設・撤去到に当たり、主索直下、作業索の内角とならない場所かつ、落石、出水などの被害を受けない場所に設置しなければならない。

##### 2. アンカー架設・撤去

アンカー架設・撤去については、以下の規定による。

(1)受注者は、アンカー架設・撤去については、落石のおそれのある箇所では落石防止の対策を講じなければならない。

(2)受注者は、アンカー設備について、アンカーで前面土圧を考慮している場合は、降雨による流水に対して安全対策を施さなければならない。

##### 3. ケーブルクレーン架設・撤去

ケーブルクレーン架設・撤去については、3-1-16-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定によるもののほか、以下の規定による。

(1)受注者は、ケーブルクレーンは、つり荷荷重を考慮した適切な施設構造とするとともに、過積載とならないよう十分考慮しなければならない。

(2)受注者は、ケーブルクレーンの架設に当たり、関係法令を遵守しなければならない。

(3)受注者は、ケーブルクレーンの架設に当たり、標示及び標識を作業現場の見やすい位置に設置しなければならない。

(4)受注者は、支柱の作設に当たり、まず第一に安全上の見地から、使用される支柱や伐根等が十分な強度を有するものを使用しなければならない。

(5)受注者は、ガイドブロックの取り付けに当たり、支柱の損傷及び折損の防止のために、当て木を使用し、台付けロープを腹一回以上巻き、両端のアイ部に取り付けなければならない。

また、台付けロープの強度及び夾角を適正なものとしなければならない。

内角に立ち入る必要がある箇所ではワイヤーロープ、ガイドブロックの飛来防止対策を講じなければならない。

(6)受注者は、ガイラインの取り付けに当たり、次の各号に留意しなければならない。

①ガイラインは緩みのないように2本以上張り、各ブロックの取り付け位置より上部になるように取り付ける。

②ガイラインを張る方向は、支柱に対する角度によって決め、主索の前方向と後方角を見定め

て適正に取り付ける。

- ③真上から見た主索の固定方向に対するガイラインの角度は、原則として30度以上とし、柱に対するガイラインの角度は45度以上60度以下とする。
- ④ガイラインを立木や根株に固定する場合は、2回以上(腹2巻)巻きつけた上、クリップ等を適切に使用し、確実に取り付ける。
- (7)受注者は、サドルブロックの取り付けに当たり、荷下ろし盤台に対し、スカイラインが必要十分な高さを保ち得る位置に取り付けなければならない。
- (8)受注者は、向柱には、ウインチのドラムから出るすべての作業索が通過し、これらの作業索に働く張力によって複雑な荷重がかかるので、ガイラインの取り付け方向や本数をよく検討しなければならない。
- (9)受注者は、ケーブルクレーンの主索については、荷重に耐えられる太さのものを使用しなければならない。
- (10)受注者は、ワイヤーロープの廃棄については、諸法規に基づき、適正に行わなければならない。
- (11)受注者は、主索を張り上げた際には、必ずその緊張度を調べ中央垂下比が適正值であることを確かめなければならない。また、主索の緊張度は作業中に変化することがあるので、使用期間中に必要な場合において、点検を行い緊張度を確かめ、変化が生じた時に適宜緊張力を調整し、常に適正な緊張度を保つようにしなければならない。

#### 4. 盤台設置

受注者は、盤台設置に当たり、設計図書によらなければならない。

#### 5. ケーブルクレーン運搬

受注者は、ケーブルクレーンの運転に当たり、運転に必要な安全教育を受けた者が行わなければならない。

### 3-1-13-4 モノレール運搬工

#### 1. 路線選定

受注者は、路線選定に当たり、現地踏査や図上調査で計画路線の選定を行わなければならない。

#### 2. モノレール架設・撤去

モノレール架設・撤去については、以下の規定によるものとする。

- (1)受注者は、モノレールの設置に当たり、関係法令を遵守しなければならない。
- (2)受注者は、レールの設置に当たり、以下の各号によらなければならない。
  - ①受注者は、レールの設置に当たり、道路などと適切な距離を保つとともに、機体が通行人などに接触しないように設置しなければならない。
  - ②受注者は、分岐点を設ける位置は、できるだけ平坦な場所としなければならない。
  - ③受注者は、レールの傾斜角、支柱間隔についてはメーカーの定める基準等を参考に、適切なものとしなければならない。
  - ④受注者は、支柱に地圧盤を装着し、原則として岩に達するまで打込みをし、地層条件により岩に達しない場合は、十分な支持力を有する構造としなければならない。
- (3)受注者は、レール・支柱の点検整備に当たり、支柱の沈下や横揺れ、レールのゆがみや磨耗、レールジョイントの損傷、ボルトの緩みなどに注意して行い、これらに異常が認められた場合は補強、修理、交換を行わなければならない。

#### 3. モノレール運搬

モノレール運搬については、以下の規定による。

- (1)受注者は、モノレールの運行や作業に当たり、モノレールの運行時間や乗降位置などを定めた運行計画を作成しなければならない。特に定めのある場合を除き、運行計画を監督職員に提出するとともに、これに従って作業を行わなければならない。また、運行計画の内容を現場作業者に周知しなければならない。
- (2)受注者は、搭乗型のモノレールの使用に当たり、モノレールの運転は、運転に必要な安全教育を受けた者に行わせなければならない。
- (3)受注者は、モノレールの運転に当たり、発進や停止、危険を知らせるための合図の方法をあらかじめ定め、現場作業者に周知させるとともに、実際に作業前に合図を確かめなければならない。

い。

#### 3-1-13-5 ベルトコンベア運搬工

##### 1. ベルトコンベア運搬

受注者は、ベルトコンベア運搬に当たり、適切な速度で十分容量のある機種を選定し、ベルトコンベアの終端にバッフルプレート及び漏斗管を設けるなどして、材料の分離が生じないように配慮しなければならない。

#### 3-1-13-6 車両運搬工

##### 1. ダンプトラック運搬

ダンプトラック運搬については、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)による。

##### 2. トラック運搬

トラック運搬については、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)による。

##### 3. 不整地運搬車運搬

不整地運搬車運搬については、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、令和2年3月)による。また、不整地運搬車の機種選定は、走行路の幅員等走行状態を勘案して決定しなければならない。

##### 4. 小型不整地運搬車運搬

小型不整地運搬車運搬については、本条3項不整地運搬車運搬の規定による。

#### 3-1-13-7 人力運搬工

##### 1. 人肩運搬については、以下の規定によるものとする。

(1)受注者は、長尺物や重量物の運搬に当たり、複数で行わせなければならない。

(2)受注者は、人肩運搬に当たり、運搬経路は、できるだけ水平に直線距離を運搬できるよう運搬路を確保し、作業員がつまずくのを防ぐために、常に整理しておかななければならない。

##### 2. 小車運搬

受注者は、小車運搬に当たり、小車を事前に点検整備しておき、使用に先立って正しい使い方を作業員に指導しなければならない。

##### 3. テーラー運搬

受注者は、テーラー運搬に当たり、テーラーを事前に点検整備しておき、使用に先立って正しい使い方を作業員に指導しなければならない。

### 第14節 軽量盛土工

#### 3-1-14-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-14-2 軽量盛土工

##### 1. 一般事項

受注者は、軽量盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。

##### 2. 軽量材の損傷防止

受注者は、発砲スチロール等の軽量材の運搬を行うに当たり損傷を生じないようにしなければならない。仮置き時に当たっては飛散防止に努めるとともに、火気、油脂類を避け防火管理体制を整えなければならない。また、長期にわたり紫外線を受ける場合はシート等で被覆しなければならない。

##### 3. 湧水がある場合の処置

受注者は、基盤に湧水がある場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 4. 最下層ブロックの設置

受注者は、軽量材の最下層ブロックの設置に当たっては、特に段差が生じないように施工しなければならない。



## 5. ブロック間の固定

受注者は、軽量材のブロック間の固定に当たっては、設計図書に示された場合を除き、緊結金具を使用し固定しなければならない。

## 6. 中間床版

受注者は、中間床版については、設計図書に示された場合を除き、必要に応じて監督職員と協議しなければならない。

## 第15節 工場製作工(共通)

### 3-1-15-1 一般事項

本節は、工場製作工として、桁製作工、検査路製作工、鋼製伸縮継手製作工、落橋防止装置製作工、橋梁用防護柵製作工、アンカーフレーム製作工、プレビーム用桁製作工、鋼製排水管製作工、工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

### 3-1-15-2 材料

#### 1. 材料確認

受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)について以下のとおり確認しなければならない。

(1) 鋼材に製造ロット番号等が記され、かつ、これに対応するミルシート等が添付されているものについては、ミルシート等による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認によるものとする。

なお、ミルシート等とは、鋼材の購入条件によりミルシートの原本が得られない場合のミルシートの写しも含むものとするが、この場合その写しが当該鋼材と整合していることを保証するものの氏名、捺印及び日付がついているものに限る。

(2) 鋼材の製造ロット番号等が不明で、ミルシート等との照合が不可能なものうち、主要構造部材として使用する材料については、機械試験による品質確認及び現物による員数、形状寸法確認による材料確認を行うものとする。

なお、機械試験の対象とする材料の選定については監督職員と協議するものとする。

(3) 上記以外の材料については、現物による員数、形状寸法確認を行うものとする。

#### 2. ミルシートの提出

受注者は、鋼材の材料のうち、主要構造部材に使用される鋼材の品質が記されたミルシートについて、工事完成時に提出するものとする。

#### 3. 溶接材料

受注者は、溶接材料の使用区分を表3-1-47に従って設定しなければならない。

表 3-1-47 溶接材料区分

使用区分	使用する溶接材料
強度の同じ鋼材を溶接する場合	母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
強度の異なる鋼材を溶接する場合	低強度側の母材の規格値と同等又はそれ以上の機械的性質を有する溶接材料
じん性の同じ鋼材を溶接する場合	母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料
じん性の異なる鋼材を溶接する場合	低じん性側の母材の要求値と同等又はそれ以上のじん性を有する溶接材料
耐候性鋼と普通鋼を溶接する場合	普通鋼の母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性を有する溶接材料
耐候性鋼と耐候性鋼を溶接する場合	母材と同等又はそれ以上の機械的性質、じん性及び耐候性鋼を有する溶接材料

受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。  
 なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。

- (1) 耐候性鋼材を溶接する場合
- (2) SM490以上の鋼材を溶接する場合

#### 4. 被覆アーク溶接棒

受注者は、被覆アーク溶接棒を表3-1-48に従って乾燥させなければならない。

表 3-1-48 溶接棒乾燥の温度と時間

溶接棒の種類	溶接棒の状態	乾燥温度	乾燥時間
軟鋼用被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 12 時間以上経過したとき又は溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	100~150℃	1 時間以上
低水素系被覆アーク溶接棒	乾燥(開封)後 4 時間以上経過したとき又は溶接棒が吸湿したおそれがあるとき	300~400℃	1 時間以上

#### 5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス

受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表3-1-49に従って乾燥させなければならない。

表 3-1-49 フラックスの乾燥の温度と時間

フラックスの種類	乾燥温度	乾燥時間
溶融フラックス	150~200℃	1 時間以上
ボンドフラックス	200~250℃	1 時間以上

#### 6. CO2 ガスシールドアーク溶接に用いる CO2 ガス

CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に

規定された3種を使用するものとする。

7. 工場塗装工の材料

工場塗装工の材料については、以下の規定によるものとする。

- (1)受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、施工前に色見本により監督職員の承諾を得なければならない。
- (2)受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱について、関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。
- (3)受注者は、多液型塗料を使用する場合、混合の際の混合割合、混合法、混合塗料の状態、使用時間等について使用塗料の仕様を遵守しなければならない。
- (4)受注者は、多液形塗料の可使時間は、表3-1-50の基準を遵守しなければならない。

表 3-1-50 多液形塗料の可使時間

塗料名	可使時間(時間)
長ばく形エッチングプライマー	20℃、8 以内
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント 有機ジンクリッチペイント	20℃、5 以内
エポキシ樹脂塗料下塗	10℃、8 以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗	20℃、5 以内
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内
弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	30℃、3 以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用	20℃、5 以内
	30℃、3 以内
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	20℃、3 以内
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	5℃、5 以内
変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用)	10℃、3 以内
変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料	20℃、1 以内
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	10℃、1 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	20℃、5 以内
ふっ素樹脂塗料用中塗 ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗	20℃、5 以内
コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	30℃、3 以内

- (5)受注者は、塗料の有効期限を、ジンクリッチペイントは製造後6箇月以内、その他の塗料は製造後12箇月とし、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。工期延期等やむを得ない理

由によって使用期間が、ジンクリッチペイントは6ヶ月を超えた場合、その他の塗料は12ヶ月を超えた場合は、抜き取り試験を行って品質を確認し、正常の場合使用することができる。

### 3-1-15-3 桁製作工

#### 1. 製作加工

製作加工については、以下の規定によるものとする。

##### (1) 原寸

- ①受注者は、工作に着手する前にコンピュータによる原寸システム等により、図面の不備や製作上に支障がないかどうかを確認しなければならない。
- ②受注者は、上記①においてコンピュータによる原寸システム等を使用しない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- ③原寸図を作成する場合、受注者は、JIS B 7512(鋼製巻尺)の1級に合格した鋼製巻尺を使用しなければならない。  
なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
- ④受注者は、現場と工場の鋼製巻尺の使用に当たって、温度補正を行わなければならない。  
なお、桁に鋼製巻尺を添わせる場合には、桁と同温度とみなせるため温度補正の必要はない。

##### (2) 工作

- ①受注者は、主要部材の板取りに当たっては、主たる応力の方向と圧延方向とが一致することを確認しなければならない。ただし、圧延直角方向でJIS G 3106(溶接構造用圧延鋼材)の機械的性質を満足する場合や、連結板などの溶接されない部材について板取りする場合は、この限りではない。  
また、連結板などの溶接されない部材についても除くものとする。  
なお、板取りに関する資料を保管し、工事完成時に提出しなければならない。ただし、それ以外で監督職員又は検査職員からの請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。
- ②受注者は、けがきに当たって、完成後も残るような場所にはたがね・ポンチ傷をつけてはならない。
- ③受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、プラズマアーク切断法又はレーザー切断法により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレート及び補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、返り、不ぞろい等のある場合は縁削り又はグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。
- ④受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。
- ⑤受注者は、鋼材の切断面の表面の粗さを、 $50\mu\text{m}$ 以下にしなければならない。
- ⑥受注者は、孔開けに当たって、設計図書に示す径にドリル又はドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。  
また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔開けする場合は、NC穿孔機又は型板を使用するものとする。  
なお、孔開けによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。
- ⑦受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表3-1-52に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上又は5倍以上とすることができる。

表 3-1-51 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値

シャルピー吸収エネルギー(J)	冷間曲げ加工の内側半径	付記記号 <sup>注)</sup>
150 以上	板厚の 7 倍以上	-7L, -7C

200 以上	板厚の 5 倍以上	-5L, -5C
--------	-----------	----------

[注 1] 1 番目の数字：最小曲げ半径の板厚の倍率

[注 2] 2 番目の記号：曲げ加工方向(L：最終圧延方向と同一方向 C：最終圧延方向と直角方向)

⑧受注者は、調質鋼(Q)及び熱加工制御鋼(TMC)の熱間加工を行ってはならない。

### (3)溶接施工

①受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、以下の事項を施工計画書へ記載しなければならない。

- 1) 鋼材の種類及び特性
- 2) 溶接材料の種類及び特性
- 3) 溶接作業者の保有資格
- 4) 継手の形状及び精度
- 5) 溶接環境及び使用設備
- 6) 溶接施工条件及び留意事項
- 7) 溶接部の検査方法
- 8) 不適合品の取り扱い

②受注者は、JIS Z 3801(手溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させなければならない。ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841(半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

また、サブマージアーク溶接を行う場合は、A-2F又は、これと同等以上の検定試験に合格した溶接作業者を従事させるものとする。

なお、工場溶接に従事する溶接作業者は、6箇月以上溶接工事に従事し、かつ工事前2箇月以上引き続きその工場において、溶接工事に従事した者でなければならない。また、現場溶接に従事する溶接作業者は、6箇月以上溶接工事に従事し、かつ適用する溶接施工方法の経験がある者又は十分な訓練を受けた者でなければならない。

### (4)溶接施工試験

①受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。ただし、二次部材については、除くものとする。

なお、すでに過去に同等又はそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。

- 1) SM570、SMA570W、SM520及びSMA490Wにおいて、1パスの入熱量が7,000J/mmを超える場合
- 2) SM490、SM490Yにおいて、1パスの入熱量が10,000J/mmを超える場合
- 3) 被覆アーク溶接法(手溶接のみ)、ガスシールドアーク溶接法(CO<sub>2</sub>ガス又はArとCO<sub>2</sub>の混合ガス)、サブマージアーク溶接法以外の溶接を行う場合
- 4) 鋼橋製作の実績がない場合
- 5) 使用実績のないところから材料供給を受ける場合
- 6) 採用する溶接方法の施工実績がない場合

②受注者は、溶接施工試験に当たって、品質管理基準に規定された溶接施工試験項目から該当する項目を選んで行わなければならない。

なお、供試鋼板の選定、溶接条件の選定その他は、以下によるものとする。

- 1) 供試鋼板には、同様な溶接条件で取扱う鋼板のうち、最も条件の悪いものを用いるものとする。
- 2) 溶接は、実際の施工で用いる溶接条件で行うものとし、溶接姿勢は実際に行う姿勢のうち、最も不利なもので行うものとする。
- 3) 異種の鋼材の開先溶接試験は、実際の施工と同等の組合わせの鋼材で行うものとする。

なお、同鋼種で板厚の異なる継手については板厚の薄い方の鋼材で行うことができる。

- 4) 再試験は、当初試験時の個数の2倍とする。

(5)組立て

受注者は、部材の組立てに当たって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。

(6)材片の組合わせ精度

受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で下記の値以上とすることができる。

① 開先溶接

ルート間隔の誤差：規定値±1.0mm以下

板厚方向の材片の偏心： $t \leq 50\text{mm}$  薄い方の板厚の10%以下

$50\text{mm} < t$  5mm以下

t：薄い方の板厚裏当て金を用いる場合の密着度：0.5mm以下開先角度：規定値±10°

② すみ肉溶接

材片の密着度：1.0mm以下

(7)組立溶接

受注者は、本溶接の一部となる組立溶接に当たって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。

組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、又は以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合、50mm以上とすることができる。

$$PCM = C + \frac{Mn}{20} + \frac{Si}{30} + \frac{Ni}{60} + \frac{Cr}{20} + \frac{Mo}{15} + \frac{V}{10} + \frac{Cu}{20} + 5B \quad (\%)$$

(8)予熱

受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表3-1-52により予熱することを標準とする。

なお、鋼材のPCM値を低減すれば予熱温度を低減できる。この場合の予熱温度は表3-1-52とする。

表 3-1-52 予熱温度の標準

鋼種	溶接方法	予熱温度(°C)			
		板厚区分(mm)			
		25 以下	25 を超え 40 以下	40 を超え 50 以下	50 を超え 100 以下
SM400	低水素系以外の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	—	—
	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SMA400W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	予熱なし	予熱なし
SM490	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	50	80	80
SM490Y	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	予熱なし	50	50
SM520	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
SM570	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80
SMA490W SMA570W	低水素系の溶接棒による被覆アーク溶接	予熱なし	80	80	100
	サブマージアーク溶接 ガスシールドアーク溶接	予熱なし	50	50	80

[注] 「予熱なし」については、気温(室内の場合は室温)が5°C以下の場合は、20°C程度に加熱する。

表 3-1-53 予熱温度の標準を適用する場合の  $P_{CM}$  の条件

(%)

鋼種 鋼材の 板厚(mm)	SM400	SMA400W	SM490 SM490Y	SM520 SM570	SMA490W SMA570W
25 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.26 以下	0.26 以下
25 を超え 50 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.26 以下	0.27 以下	0.27 以下
50 を超え 100 以下	0.24 以下	0.24 以下	0.27 以下	0.29 以下	0.29 以下

(9) 溶接施工上の注意

- ① 受注者は、溶接を行おうとする部分の、ブローホールや割れを発生させるおそれのある黒

皮、さび、塗料、油等を除去しなければならない。

- ② また受注者は、溶接を行う場合、溶接線周辺を十分乾燥させなければならない。  
 受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工に当たって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。  
 なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。
- ③ 受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。
- ④ 受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接又は半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。
- ⑤ 受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。
- ⑥ 受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部を回して連続的に施工しなければならない。
- ⑦ 受注者は、サブマージアーク溶接法又はその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。
- (10) 開先溶接の余盛と仕上げ受注者は、設計図書で、特に仕上げの指定のない開先溶接においては、品質管理基準の規定値に従うものとし、余盛高が規格値を超える場合には、ビード形状、特に止端部を滑らかに仕上げなければならない。

(11) 溶接の検査

- ① 受注者は、工場で行う完全溶込み突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表3-1-54に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。

表 3-1-54 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率

部 材		1 検査ロットをグループ分けする場合の 1 グループの最大継手数	放射線透過試験	超音波探傷試験	
			撮影枚数	検査長さ	
引 張 部 材		1	1 枚(端部を含む)	継手全長を原則とする。	
圧 縮 部 材		5	1 枚(端部を含む)		
曲 げ 部 材	引張フランジ	1	1 枚(端部を含む)		
	圧縮フランジ	5	1 枚(端部を含む)		
	腹 板	応力に直角な方向の継手	1		1 枚(引張側)
		応力に平行な方向の継手	1		1 枚(端部を含む)
鋼 床 版		1	1 枚(端部を含む)		

注) 検査手法の特性の相違により、検査長さの単位は放射線透過試験の 30cm に対して、超音波探傷試験では 1 継手の全線としている。

- ② 受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表3-1-55に示す非破



壊試験に従い行わなければならない。

また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合には、継手全長にわたって非破壊試験を行うものとする。

表 3-1-55 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

部 材	放射線透過試験	超音波探傷試験
	撮影箇所	検査長さ
鋼製橋脚のはり及び柱	継手全長を原則とする。	
主桁のフランジ(鋼床版を除く)及び腹板		
鋼床版のデッキプレート	継手の始末端で連続して各50cm(2枚)、中間部で1mにつき1箇所(1枚)及びワイヤ継ぎ部で1箇所(1枚)を原則とする。	継手全長を原則とする。

ただし、受注者は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て放射線透過試験に代えて超音波探傷試験を行うことができる。

- ③受注者は、放射線透過試験による場合で板厚が25mm以下の試験の結果については、次の規定を満足する場合に合格とする。

引張応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された2類以上

圧縮応力を受ける溶接部JIS Z 3104(鋼溶接継手の放射線透過試験方法)付属書4「透過写真によるきずの像の分類方法」に示された3類以上

なお、上記規定を満足しない場合で、検査ロットのグループが1つの継手からなる場合には、試験を行ったその継手を不合格とする。また、検査ロットのグループが2つ以上の継手からなる場合は、そのグループの残りの各継手に対し、非破壊試験を行い可否を判定するものとする。

受注者は、不合格となった継手をその継手全体を非破壊試験によって検査し、欠陥の範囲を確認の上、本項(12)の欠陥部の補修の規定に従い補修しなければならない。また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

受注者は、現場溶接を行う完全溶込み突合せ溶接継手の非破壊試験結果が上記の規定を満足しない場合は、次の処置をとらなければならない。

継手全長を検査した場合は、規定を満足しない撮影箇所を不合格とし、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

抜き取り検査をした場合は、規定を満足しない箇所の両側各1mの範囲について検査を行うものとし、それらの箇所においても上記規定を満足しない場合には、その1継手の残りの部分のすべてを検査するものとする。不合格となった箇所は、欠陥の範囲を確認し、本項(12)の欠陥部の補修の規定に基づいて補修するものとする。

また、補修部分は上記の規定を満足するものとする。

なおここでいう継手とは、継手の端部から交差部又は交差部から交差部までを示すものとする。

- ④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験により検査するものとする。

- ⑤受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、角継手に関しては、ビード表面にピットを発生させてはならない。

その他のすみ肉溶接又は部分溶込み開先溶接に関しては、1継手につき3個、又は継手長さ1mにつき3個まで許容するものとする。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。

- 1) 受注者は、ビード表面の凹凸に、ビード長さ25mmの範囲における高低差で表し、3mmを超える凹凸を発生させてはならない。
- 2) 受注者は、アンダーカットの深さを0.5mm以下とし、オーバーラップを生じさせてはならない。

⑥外部傷の検査について、磁粉探傷試験又は浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305(非破壊試験—技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。

なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。

内部傷の検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305(非破壊試験技術者の資格及び認証)に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。

- 1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
- 2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
- 3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。

(12) 欠陥部の補修

受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行うものとする。

補修方法は、表3-1-56に示すとおり行うものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修に当たっては予熱等の配慮を行うものとする。

表 3-1-56 欠陥の補修方法

欠陥の種類	補修方法
1 アークストライク	母材表面に凹みを生じた部分は溶接肉盛りの後グラインダー仕上げする。わずかな痕跡のある程度のはグラインダー仕上げのみでよい
2 組立溶接の欠陥	欠陥部をエアアークガウジング等で除去し、必要であれば再度組立溶接を行う。
3 溶接割れ	割れ部分を完全に除去し、発生原因を究明して、それに応じた再溶接を行う。
4 溶接ビード表面のピット	エアアークガウジングでその部分を除去し、再溶接する。
5 オーバーラップ	グラインダーで削りを整形する。
6 溶接ビード表面の凸凹	グラインダー仕上げする。
7 アンダーカット	程度に応じて、グラインダー仕上げのみ、又は溶接後、グラインダー仕上げする。

(13) ひずみとり

受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ガス炎加熱法によって矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表3-1-57によるものとする。

表 3-1-57 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法

鋼種		鋼材表面温度	冷却法
調質鋼(Q)		750℃以下	空冷又は空冷後 600℃以下で水冷
熱加工 制御鋼 (TMC)	C <sub>eq</sub> >0.38	900℃以下	空冷又は空冷後 500℃以下で水冷
	C <sub>eq</sub> ≤0.38	900℃以下	加熱直後水冷又は空冷
その他の鋼材		900℃以下	赤熱状態からの水冷を避ける

$$C_{ep} = C + \frac{Mn}{6} + \frac{Si}{24} + \frac{Ni}{40} + \frac{Cr}{5} + \frac{Mo}{4} + \frac{V}{14} + \left[ \frac{Cu}{13} \right] \quad (\%)$$

ただし、( )の項はCu≥0.5(%)の場合に加えるものとする。

(14) 仮組立て

- ①受注者が、仮組立てを行う場合は、実際に部材を組み立てて行うこと(以下「実仮組立」という。)を基本とする。ただし、シミュレーション仮組立などの他の方法によって実仮組立と同等の精度の検査が行える場合は、監督職員の承諾を得て実施できる。
- ②受注者は、実仮組立てを行う場合、各部材が無応力状態になるような支持を設けなければならない。ただし、架設条件によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- ③ 受注者は、実仮組立てにおける主要部分の現場添接部又は連結部を、ボルト及びドリフトピンを使用し、堅固に締付けなければならない。
- ④受注者は、母材間の食い違いにより締付け後も母材と連結板に隙間が生じた場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得た上で補修しなければならない。

2. ボルトナット

(1)ボルト孔の径は、表3-1-58に示すとおりとする。

表 3-1-58 ボルト孔の径

ボルトの呼び	ボルトの孔の径(mm)	
	摩擦接合引張接合	支圧接合
M20	22.5	21.5
M22	24.5	23.5
M24	26.5	25.5

ただし、摩擦接合で以下のような場合のうち、施工上やむを得ない場合は、呼び径+4.5mmまでの拡大孔を開けてよいものとする。

なお、この場合は、設計の断面控除(拡大孔の径+0.5mm)として改めて継手の安全性を照査するものとする。

- ①仮組立て時リーミングが難しい場合
  - 1)箱型断面部材の縦リブ継手
  - 2)鋼床版橋の縦リブ継手
- ②仮組立ての形状と架設時の形状が異なる場合
 

鋼床版橋の主桁と鋼床版を取付ける縦継手

(2)ボルト孔の径の許容差は、表3-1-59に示すとおりとする。ただし、摩擦接合の場合は1ボルト

群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。

表 3-1-59 ボルト孔の径の許容差

ボルトの呼び	ボルト孔の径の許容差 (mm)	
	摩擦接合引張接合	支圧接合
M20	+0.5	±0.3
M22	+0.5	±0.3
M24	+0.5	±0.3

(3) 仮組立て時のボルト孔の精度

- ① 受注者は、支圧接合を行う材片を組合わせた場合、孔のずれは0.5mm以下にしなければならない。
- ② 受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表3-1-60のとおりにしなければならない。

表 3-1-60 ボルト孔の貫通率及び停止率

	ねじの呼び	貫通ゲージの径 (mm)	貫通率 (%)	停止ゲージの径 (mm)	停止率 (%)
摩擦接合 引張接合	M20	21.0	100	23.0	80 以上
	M22	23.0	100	25.0	80 以上
	M24	25.0	100	27.0	80 以上
支圧接合	M20	20.7	100	21.8	100
	M22	22.7	100	23.8	100
	M24	24.7	100	25.8	100

3-1-15-4 検査路製作工

1. 製作加工

- (1) 受注者は、検査路・昇降はしご・手すり等は原則として溶融亜鉛めっき処理を行わなければならない。
- (2) 受注者は、亜鉛めっきのため油抜き等の処理を行い、めっき後は十分なひずみとりを行わなければならない。
- (3) 受注者は、検査路と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとする。やむを得ず現場で取付ける場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得て十分な施工管理を行わなければならない。
- (4) 受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。
- (5) 受注者は、検査路と桁本体の取付けは取付けピースを介して、ボルト取合いとしなければならない。ただし、取合いは製作誤差を吸収できる構造とするものとする。

2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定による。

3-1-15-5 鋼製伸縮継手製作工

1. 製作加工

- (1) 受注者は、切断や溶接等で生じたひずみは仮組立て前に完全に除去しなければならない。  
なお、仮止め用具等で無理に拘束すると、据付け時に不具合が生じるので注意するものとする。
- (2) 受注者は、フェースプレートのフィンガーは、せり合い等間隔不良を避けるため、一度切りとしなければならない。二度切りの場合には間隔を10mm程度あけるものとする。
- (3) 受注者は、アンカーバーの溶接には十分注意し、リブの孔に通す鉄筋は工場ですべて溶接しておかななければならない。

(4)受注者は、製作完了から据付け開始までの間、遊間の保持や変形・損傷を防ぐため、仮止め装置で仮固定しなければならない。

## 2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定による。

### 3-1-15-6 落橋防止装置製作工

#### 1. 製作加工

PC鋼材等による落橋防止装置の製作加工については、以下の規定によるものとする。

(1)受注者は、PC鋼材定着部分及び取付ブラケットの防食については、設計図書によらなければならない。

#### 2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定による。

### 3-1-15-7 橋梁用防護柵製作工

#### 1. 製作加工

(1)亜鉛めっき後に塗装仕上げをする場合

①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル及び支柱に溶融亜鉛めっきを施し、その上に工場で仕上げ塗装を行わなければならない。この場合、受注者は、めっき面にりん酸塩処理などの下地処理を行わなければならない。

④ 受注者は、亜鉛の付着量をJIS G 3302(溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)Z27の275g/m<sup>2</sup>(両面付着量)以上としなければならない。その場合受注者は、亜鉛の付着量が前述以上であることを確認しなければならない。

③受注者は、熱化性アクリル樹脂塗料を用いて、20μm以上の塗膜厚で仕上げ塗装をしなければならない。

(2)亜鉛めっき地肌のままの場合

①受注者は、ビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱及びその他の部材(ケーブルは除く)に、成形加工後溶融亜鉛めっきを施さなければならない。

②受注者は、亜鉛の付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合JISH8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)の550g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上とし、その他の部材(ケーブルは除く)の場合は、同じく2種(HDZ35)の350g/m<sup>2</sup>(片面の付着量)以上としなければならない。

③受注者は、歩行者、自転車用防護柵が、成形加工後溶融亜鉛めっきが可能な形状と判断できる場合は、②のその他の部材の場合を適用しなければならない。

#### 2. ボルト・ナット

(1)ボルト・ナットの塗装仕上げをする場合は、本条1項の製作加工(1)塗装仕上げをする場合の規定によるものとする。ただし、ステンレス性のボルト・ナットの場合は、無処理とするものとする。

(2)ボルト・ナットが亜鉛めっき地肌のままの場合は、本条1項の製作加工(2)亜鉛めっき地肌のままの場合の規定によるものとする。

#### 3. アンカーボルト

アンカーボルトについては、本条2項ボルト・ナットの規定による。

### 3-1-15-8 アンカーフレーム製作工

#### 1. アンカーフレーム製作工の施工

アンカーフレーム製作工の施工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定による。

#### 2. アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度

受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表3-1-61によらなければならない。

表 3-1-61 ねじの種類、ピッチ及び精度

	ボルトの呼び径	
	68mm 以下	68mm を超えるもの
ねじの種類	メートル並目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)	メートル細目ねじ JIS B 0205 (一般用メートルねじ)
ピッチ	JIS 規格による	6mm
精度	3 級 JIS B 0209(一般用メートルねじ-公差)	3 級 JIS B 0209(一般用メートルねじ-公差)

### 3-1-15-9 プレビーム用桁製作工

#### 1. 製作加工

プレビーム用桁の製作加工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定によるが、仮組立ては行わないものとする。また、塗装は、プレビーム用桁製作後長時間仮置きする場合は、ジンクリッチプライマーにより、塗装を行わなければならない。

#### 2. ボルト・ナットの施工

鋼桁の組立てに使用するボルト・ナットの施工については、第3編3-1-16-2地組工の規定による。

### 3-1-15-10 鋼製排水管製作工

#### 1. 製作加工

- (1)受注者は、排水管及び取付金具の防食については、設計図書によらなければならない。
- (2)受注者は、取付金具と桁本体との取付けピースは工場内で溶接を行うものとし、工場溶接と同等以上の条件下で行わなければならない。やむを得ず現場で取付ける場合は十分な施工管理を行わなければならない。
- (3)受注者は、桁本体に仮組立て時点で取付け、取合いの確認を行わなければならない。

#### 2. ボルト・ナットの施工

ボルト・ナットの施工については、第3編3-1-15-3桁製作工の規定による。

### 3-1-15-11 工場塗装工

#### 1. 塗装作業

受注者は、同種塗装工事に従事した経験を有する塗装作業者を工事に従事させなければならない。

#### 2. 前処理及び素地調整

受注者は、前処理として被塗物表面の塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。

素地調整程度1種

塗膜、黒皮、さび、その他の付着品を完全に除去(素地調整のグレードは、除せい(錆)程度のISO規格でSa21/2)し、鋼肌を露出させたもの。

#### 3. 気温湿度の条件

受注者は、気温、湿度の条件が表3-1-62の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。

表 3-1-62 塗装禁止条件

塗装の種類	気温(℃)	湿度 (RH%)
長ばく形エッチングプライマー	5 以下	85 以上
無機ジンクリッチプライマー 無機ジンクリッチペイント	0 以下	50 以下
有機ジンクリッチペイント	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗※ 変性エポキシ樹脂塗料下塗 変性エポキシ樹脂塗料内面用※	10 以下	85 以上
亜鉛めっき用エポキシ樹脂塗料下塗 弱溶剤形変性エポキシ樹脂塗料下塗	5 以下	85 以上
超厚膜形エポキシ樹脂塗料	5 以下	85 以上
エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料下塗(低温用) 変性エポキシ樹脂塗料内面用(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料※	10 以下、30 以	85 以上
無溶剤形変性エポキシ樹脂塗料(低温用)	5 以下、20 以上	85 以上
コンクリート塗装用エポキシ樹脂プライマー	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料用中塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料用中塗 コンクリート塗装用エポキシ樹脂塗料中塗 コンクリート塗装用柔軟形エポキシ樹脂塗料中塗	5 以下	85 以上
ふっ素樹脂塗料上塗 弱溶剤形ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用ふっ素樹脂塗料上塗 コンクリート塗装用柔軟形ふっ素樹脂塗料上塗	0 以下	85 以上
鉛・クロムフリーさび止めペイント 長油性フタル酸樹脂塗料中塗 長油性フタル酸樹脂塗料上塗	5 以下	85 以上

注) ※印を付した塗料を低温時に塗布する場合は、低温用の塗料を用いなければならない。

#### 4. 新橋鋼製ダムの素地調整

受注者は、新橋、鋼製ダムの素地調整に当たっては、素地調整程度1種を行わなければならない。

#### 5. 有害な薬品の禁止

受注者は、施工に際し有害な薬品を用いてはならない。

#### 6. 塗装面の状態

受注者は、鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し、乾燥状態の時に塗装しなければならない。

#### 7. 塗装

受注者は、塗り残し、流れ、しわ等の欠陥が生じないように塗装しなければならない。

#### 8. 塗料の準備

受注者は、塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用しなければならない。

#### 9. 必要膜厚の確保

受注者は、溶接部、ボルトの接合部分、その他構造の複雑な部分の必要膜厚を確保するように施工しなければならない。

#### 10. 下塗

(1) 受注者は、ボルト締め後又は溶接施工のため塗装困難となる部分は、あらかじめ塗装を完了させておくことができる。

- (2)受注者は、支承等の機械仕上げ面に、防せい(錆)油等を塗布しなければならない。
- (3)受注者は、溶接や余熱による熱影響で塗膜劣化する可能性がある現場溶接部近傍に塗装を行ってはならない。未塗装範囲は熱影響部のほか、自動溶接機の取り付けや超音波探傷の施工などを考慮して決定する。ただし、さびの生ずるおそれがある場合には防せい剤を塗布することができるが、溶接及び塗膜に影響を及ぼすおそれのあるものについては溶接及び塗装前に除去しなければならない。
- (4)受注者は、塗装作業にエアレススプレー、ハケ又はローラーブラシを用いなければならない。また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。
- (5)受注者は、素地調整程度1種を行ったときは、4時間以内に塗装を施さなければならない。

#### 11. 中塗・上塗

- (1)受注者は、中塗り及び上塗りに当たっては、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認した上で行わなければならない。
- (2)受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域などの特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗り完了までを速やかに塗装しなければならない。

#### 12. 検査

- (1)受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- (2)受注者は、塗膜の乾燥状態が硬化乾燥状態以上に経過した後塗膜厚測定をしなければならない。
- (3)受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m<sup>2</sup>単位ごと25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200m<sup>2</sup>に満たない場合は10m<sup>2</sup>ごとに1点とする。
- (4)受注者は、塗膜厚の測定を、塗装系別、塗装方法別、部材の種類別又は作業姿勢別に測定位置を定め、平均して測定できるように配慮しなければならない。
- (5)受注者は、膜厚測定器として電磁微厚計を使用しなければならない。
- (6)受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
  - ①塗膜厚測定値(5回平均)の平均値が、目標塗膜厚合計値の90%以上でなければならない。
  - ②塗膜厚測定値(5回平均)の最小値が、目標塗膜厚合計値の70%以上でなければならない。
  - ③塗膜厚測定値(5回平均)の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%を越えてはならない。ただし、平均値が標準塗膜厚合計値以上の場合は合格とする。
  - ④平均値、最小値、標準偏差のそれぞれ3条件のうち1つでも不合格の場合はさらに同数の測定を行い、当初の測定値と合わせて計算した結果が基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は、塗増し再検査しなければならない。
- (7)受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に提示しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書及び塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

### 第16節 橋梁架設工

#### 3-1-16-1 一般事項

本節は、橋梁架設工として、地組工、架設工(クレーン架設)、架設工(ケーブルクレーン架設)、架設工(ケーブルエレクション架設)、架設工(架設桁架設)、架設工(送出し架設)、架設工(トラバークレーン架設)その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-16-2 地組工

##### 1. 地組部材の仮置き

地組部材の仮置きについては、以下の規定によるものとする。

- (1)仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護しなければならない。
- (2)部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにしなければならない。



- (3) 仮置き中に部材について汚損及び腐食を生じないように対策を講じなければならない。
- (4) 仮置き中に部材に、損傷、汚損及び腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。

## 2. 地組立

地組立については、以下の規定によるものとする。

- (1) 組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱わなければならない。
- (2) 組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、又は補修等の処置を講じなければならない。
- (3) 受注者は本締め前先立って、橋の形状が設計に適合することを確認しなければならない。

### 3-1-16-3 架設工(クレーン架設)

#### 1. 地耐力の確認

受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。

#### 2. 桁架設

桁架設については、以下の規定によるものとする。

- (1) 架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行わなければならない。
- (2) I桁等フランジ幅の狭い主桁を2ブロック以上に地組したものを、単体で吊り上げたり、仮付けする場合は、部材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。
- (3) ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力を取り得る橋脚、又はベントに必ず固定しなければならない。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討しなければならない。
- (4) 大きな反力を受けるベント上の主桁は、その支点反力・応力、断面チェックを行い、必要に応じて事前に補強しなければならない。

### 3-1-16-4 架設工(ケーブルクレーン架設)

#### 1. 一般事項

アンカーフレームは、ケーブルの最大張力方向に据付けるものとする。特に、据付け誤差があると付加的に曲げモーメントが生じるので、正しい方向、位置に設置するものとする。

#### 2. 取り壊しの必要性確認

受注者は、鉄塔基礎、アンカー等は取り壊しの必要性の有無も考慮しなければならない。

#### 3. 地耐力の確認

受注者は、ベント設備・ベント基礎については、架設前にベント設置位置の地耐力を確認しておかなければならない。

### 3-1-16-5 架設工(ケーブルエレクション架設)

#### 1. 適用規定

ケーブルエレクション設備、アンカー設備、鉄塔基礎については、第3編3-1-16-4架設工(ケーブルクレーン架設)の規定による。

#### 2. 桁架設

桁架設については、以下の規定による。

##### (1) 直吊工法

受注者は、直吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

##### (2) 斜吊工法

① 受注者は、斜吊工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

② 受注者は、本体構造物の斜吊策取付け部の耐力の検討、及び斜吊中の部材の応力と変形を各段階で検討しなければならない。

### 3-1-16-6 架設工(架設桁架設)

#### 1. 適用規定

ベント設備・基礎については、第3編3-1-16-3架設工(クレーン架設)の規定による。

#### 2. 横取り設備

受注者は、横取り設備については、横取り中に部材に無理な応力等を発生させないようにしなければならない。

#### 3. 桁架設

桁架設については、以下の規定によるものとする。

##### (1) 手延機による方法

架設中の各段階において、腹板等の局部座屈を発生させないようにしなければならない。

##### (2) 台船による方法

受注者は、台船の沈下量を考慮する等、橋体の台船への積み換え時に橋体に対して悪影響がないようにしなければならない。

##### (3) 横取り工法

①横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにしなければならない。

②横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとらなければならない。

### 3-1-16-7 架設工(送出し架設)

#### 1. 送出し工法

受注者は、送出し工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。また、送出し作業時にはおしみワイヤをとらなければならない。

#### 2. 適用規定

桁架設の施工については、第3編3-1-16-6架設工(架設桁架設)の規定による。

### 3-1-16-8 架設工(トラベラークレーン架設)

#### 1. 片持式工法

受注者は、片持式工法については、完成時と架設時の構造系が変わる工法であるため、架設時の部材に応力と変形に伴う悪影響が発生しないようにしなければならない。

#### 2. 釣合片持式架設

受注者は、釣合片持式架設では、風荷重による支点を中心とした回転から生ずる応力が桁に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

#### 3. 解体時の注意

受注者は、現場の事情で、トラベラークレーンを解体するために架設完了したトラスの上を後退させる場合には、後退時に上弦材に悪影響を及ぼさないようにしなければならない。

#### 4. 施工前の検討

受注者は、計画時のトラベラークレーンの仮定自重と、実際に使用するトラベラークレーンの自重に差がある場合には、施工前に検討しておかななければならない。

## 第17節 法面工(共通)

### 3-1-17-1 一般事項

本節は、法面工として植生工、吹付工、法粹工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。

### 3-1-17-2 植生工

#### 1. 一般事項

種子散布は、主にトラック搭載型のハイドロシーダーと呼ばれる吹付機械を使用して、多量の用水を加えた低粘度スラリー状の材料を厚さ1cm未満に散布するものとする。客土吹付は、主にポンプを用いて高粘度スラリー状の材料を厚さ1~3cmに吹付けるものとする。植生基材吹付工は、ポンプ又はモルタルガンを用いて植生基材(土、木質繊維等)、有機基材(バーク堆肥、ピートモス等)等を厚さ3~10cmに吹付けるものとする。

## 2. 植生用材料の種類、品質、配合

受注者は、使用する材料の種類、品質及び配合については、設計図書によらなければならない。また、工事实施の配合決定に当たっては、発芽率を考慮の上で決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

## 3. 肥料が設計図書に示されていない場合の処置

受注者は、肥料が設計図書に示されていない場合は、使用植物の育成特性、土壌特性、肥効期間等を考慮して決定し、品質規格証明書を照合した上で、監督職員に承諾を得なければならない。

## 4. 芝付け

受注者は、芝付けを行うに当たり、芝の育成に適した土を敷均し、締固めて仕上げなければならない。

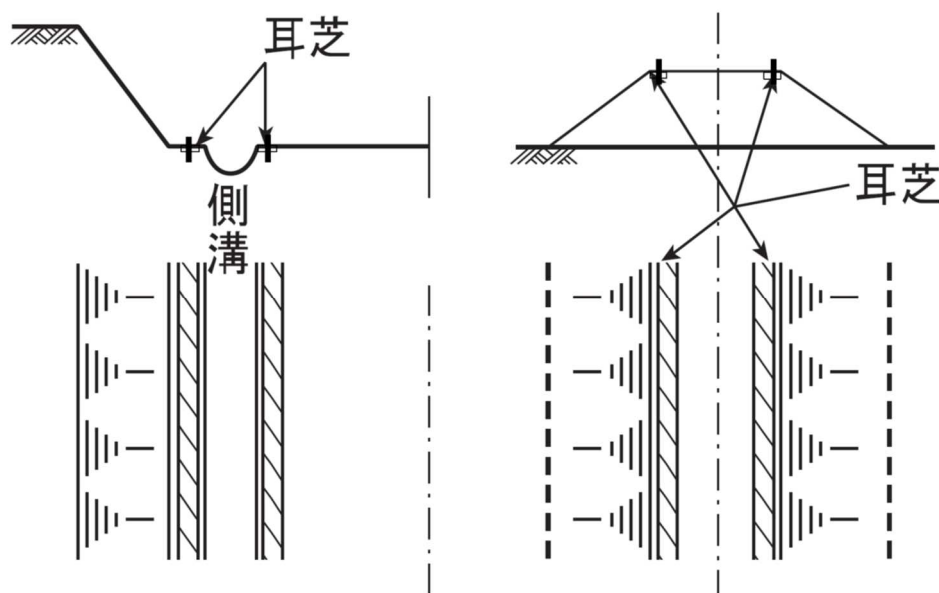
## 5. 枯死の場合の処置

受注者は、現場に搬入された芝は、速やかに芝付けするものとし、直射光、雨露にさらしたり、積み重ねて枯死させないようにしなければならない。また、受注者は、芝付け後、枯死しないように養生しなければならない。

なお工事完成引渡しまでに枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。

## 6. 耳芝

受注者は、張芝、筋芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度の芝を立てて入れたものとする。



3-1-6 耳芝

## 7. 張芝

受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。

## 8. 目串

受注者は張芝の脱落を防止するため、1m<sup>2</sup>当たり20～30本の目串で固定するものとする。また、張付けに当たっては芝の長手を水平方向とし、縦目地を通さず施工しなければならない。

## 9. 筋芝

受注者は、筋芝の施工に当たり、芝を敷延べ、上層に土羽土を置いて、丁張りに従い所定の形状に土羽板等によって崩落しないよう硬く締固めなければならない。芝片は、法面の水平方向に張るものとし、間隔は30cmを標準とし、これ以外による場合は設計図書によるものとする。

## 10. 散水

受注者は、夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝又は夕方に行わなければならない。

#### 11. 保護養生

受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子散布面の浮水を排除してから施工しなければならない。

なお、工事完成引渡しまでに、発芽不良又は枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。

#### 12. 種子散布吹付工及び客土吹付工

受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- (2) 受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。
- (3) 受注者は、吹付け面の浮土、その他の雑物を取り除き、凹凸は整正しなければならない。なお、法肩は、ラウンディング(丸み付け)としなければならない。
- (4) 受注者は、吹付け面が乾燥している場合には、吹付ける前に散水しなければならない。
- (5) 受注者は、材料を攪拌混合した後、均一に吹付けなければならない。
- (6) 受注者は、吹付け距離及びノズルの角度を、吹付け面の硬軟に応じて調節し、吹付け面を荒らさないようにしなければならない。
- (7) 受注者は、吹付け法面に湧水のある場合、あるいはそのおそれのある場合は、監督職員と協議し、排水溝、暗渠、水抜きパイプの布設等、適切な処置を講じなければならない。
- (8) 受注者は、吹付け基材を固定するためのネット、ラス、金網等が移動しないよう、主アンカーピン及びアンカーピンで堅固に斜面に固定しなければならない。なお、土質、勾配及び積雪等の諸条件により浮き上がりのおそれのある場合は、監督職員と協議し、アンカー長の検討等、適切な処置を講じなければならない。
- (9) 受注者は、補強用金網の設置に当たり、設計図書に示す仕上り面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね幅は、10cm以上重ねなければならない。
- (10) 受注者は、材料の混合については、水、養生材、粘着材、肥料及び種子の順序でタンクに投入した後、3分以上攪拌し均一なスラリーとしなければならない。ただし、粘着材を使用する場合は、5分以上、乾燥したファイバーを使用する場合は、10分以上攪拌しなければならない。
- (11) 受注者は、吹付厚については、均等になるよう施工しなければならない。
- (12) 受注者は、吹付けの施工完了後は、発芽又は枯死予防のため保護養生を行わなければならない。また、養生材を吹付ける場合は、種子吹付面の浮水を排除してから施工しなければならない。なお、工事完了引渡しまでに、発芽不良又は枯死した場合は、受注者は、再度施工しなければならない。
- (13) 受注者は、ガン方式による種子吹付の場合、使用するチャンバーの耐圧力は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。
- (14) 受注者は、ポンプ方式による種子吹付の場合、使用するポンプの全揚程は、種子吹付に適したものを選定しなければならない。

#### 13. 植生基材吹付

受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

- (1) 受注者は、施工する前及び施工に当たり、吹付面の浮石その他雑物、付着の害となるものを、除去しなければならない。
- (2) 受注者は、吹付厚さが均等になるよう施工しなければならない。

#### 14. 植生シート工及び植生マット工

受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。

らない。

- (1)受注者は、シート、マットの境界に隙間が生じないようにしなければならない。
- (2)受注者は、シート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。
- (3)張付けは、縄などを押えるように目串類で固定しなければならない。
- (4)法面には、わらを水平方向に張付け、降雨による流水を分散させ、種子、肥料等の流亡を防止しなければならない。
- (5)種子及び肥料を装着したむしろは、その面を法面に密着させなければならない。

なお、ネット類を併用する場合は、ネット類をマット類の表面に張付け、マット類と同様の方法で施工しなければならない。

#### 15. 植生穴の削孔

受注者は、植生穴の施工に当たり、あらかじめマークした位置に、所定の径と深さとなるように削孔しなければならない。

#### 16. 植生穴の埋戻し

受注者は、植生穴の施工に当たり、法面と同一面まで土砂で転圧し、埋戻さなければならない。

### 3-1-17-3 吹付工

#### 1. 一般事項

受注者は、吹付工の施工に当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。

#### 2. 岩盤面への吹付け

受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。

#### 3. 湧水発生時の処置

受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4. 補強用金網の設置

受注者は、補強用金網の設置に当たり、設計図書に示す仕上がり面からの間隔を確保し、かつ吹付け等により移動しないように、法面に固定しなければならない。また、金網の継手の重ね巾は、10cm以上重ねなければならない。

#### 5. 吹付け方法

受注者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。

#### 6. 作業中断時の吹付け端部処理

受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去及び清掃し、湿らせてから吹付けなければならない。

#### 7. 吹付け表面仕上げ

受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。

#### 8. 吹付け時の不良箇所の排除

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。

#### 9. 層間剥離の防止

受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間に剥離が生じないように施工しなければならない。

#### 10. 吹付工の伸縮目地水抜き孔

受注者は、吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によらなければならない。

#### 11. 法肩の吹付け

受注者は、法肩の吹付けに当たっては、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。

#### 3-1-17-4 法枠工

##### 1. 一般事項

法枠工とは、掘削(切土)又は盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリート又はモルタルによる吹付法枠を施工するものである。

##### 2. 法枠工の盛土面施工

受注者は、法枠工を盛土面に施工するに当たり、盛土表面を締固め、平坦に仕上げなければならない。法面を平坦に仕上げた後に部材を法面に定着し、滑らないように積み上げなければならない。

##### 3. 法枠工の掘削面施工

受注者は、法枠工を掘削面に施工するに当たり、切り過ぎないように平滑に切取らなければならない。切り過ぎた場合には粘性土を使用し、よく締固め整形しなければならない。

##### 4. 法枠工の基面処理の施工

受注者は、法枠工の基面処理の施工に当たり、緩んだ転石、岩塊等は基面の安定のために除去しなければならない。

なお、浮石が大きく取除くことが困難な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 5. 法枠工の基礎の施工による影響防止

受注者は、法枠工の基礎の施工に当たり、沈下、滑動、不陸、その他法枠工の安定に影響を及ぼさないようにしなければならない。

##### 6. プレキャスト法枠の設置

受注者は、プレキャスト法枠の設置に当たり、枠をかみ合わせ、滑動しないように積み上げなければならない。また、枠の支点部分に滑り止め用アンカーバーを用いる場合は、滑り止めアンカーバーと枠が連結するよう施工しなければならない。

##### 7. 現場打法枠のアンカー

受注者は、現場打法枠について地山の状況により、枠の支点にアンカーを設けて補強する場合は、アンカーを法面に直角になるように施工しなければならない。

##### 8. 枠内の土砂詰め

受注者は、枠内に土砂を詰める場合は、枠工下部より枠の高さまで締固めながら施工しなければならない。

##### 9. 枠内の土のう施工

受注者は、枠内に土のうを施工する場合は、土砂が詰まったものを使用し、枠の下端から脱落しないように固定しなければならない。また、土のうの沈下や移動のないように密に施工しなければならない。

##### 10. 枠内の玉石詰め

受注者は、枠内に玉石などを詰める場合は、クラッシュラン等で空隙を充填しながら施工しなければならない。

##### 11. 枠内のコンクリート版張り

受注者は、枠内にコンクリート版などを張る場合は、法面との空隙を生じないように施工しなければならない。また、枠とコンクリート板との空隙は、モルタルなどで充填しなければならない。

##### 12. 吹付け厚さ

受注者は、吹付けに当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。

なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。

##### 13. 吹付け施工時の注意

受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。吹付け材料が飛散し型枠や鉄筋、吹付け面などに付着したときは、硬化する前に清掃除去しなければならない。

##### 14. 湧水発生時の処置

受注者は、吹付けの施工に影響を及ぼす湧水が発生した場合、又はそのおそれがあると予測された場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 15. 吹付け方法

受注者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、はね返り材料の上に吹付けて

はならない。

#### 16. 吹付け表面仕上げ

受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又はモルタル等が付着するように仕上げなければならない。

#### 17. 吹付け時の不良排除

受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。

#### 18. 層間剥離の防止

受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、層間に剥離が生じないように施工しなければならない。

### 3-1-17-5 法面施肥工

#### 1. 一般事項

受注者は、法面施肥工に使用する肥料は、設計図書に示す使用量を根の回りに均一に施工しなければならない。

#### 2. 施工前の調査

受注者は、施肥の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 3. 支障物の撤去

受注者は、施肥の施工に支障となるごみ等を撤去した後、施工しなければならない。

### 3-1-17-6 アンカー工

#### 1. 施工前の調査

受注者は、アンカー工の施工に際しては、施工前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物及び湧水を調査しなければならない。

#### 2. 異常時の処置

受注者は、本条1項の調査を行った結果、異常を発見し設計図書に示された施工条件と一致しない場合は、速やかに監督職員に協議しなければならない。

#### 3. アンカーの削孔

受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。

#### 4. 地質資料による検討

受注者は、事前に既存の地質資料により定着層のスライム形状をよく把握して、削孔中にスライムの状態や削孔速度などにより、定着層の位置や層厚を推定するものとし、設計図書に示された削孔長さに変化が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 5. 削孔水

受注者は、削孔水の使用については清水を原則とし、定着グラウトに悪影響を及ぼす物質を含んだものを使用してはならない。

#### 6. 削孔スライムの除去

受注者は、削孔について直線性を保つよう施工し、削孔後の孔内は清水によりスライムを除去し、洗浄しなければならない。

#### 7. 材料の保管管理

受注者は、材料を保管する場合は、保管場所を水平で平らな所を選び、地表面と接しないように角材等を敷き、降雨に当たらないようにシート等で覆い、湿気、水に対する配慮を行わなければならない。

#### 8. さび、油、泥等の付着防止

受注者は、アンカー鋼材に注入材との付着を害するさび、油、泥等が付着しないように注意して取扱い、万一付着した場合は、これらを取り除いてから組立加工を行わなければならない。

#### 9. アンカー材注入

受注者は、アンカー材注入に当たり、置換注入と加圧注入により行い、所定の位置に正確に挿入

しなければならない。

#### 10. 孔内グラウト

受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水及び排気を確実に行き所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。

#### 11. アンカーの緊張・定着

受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、適性試験、確認試験、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が与えられるよう緊張力を与えなければならない。

なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第8章試験」(地盤工学会)による。

### 3-1-17-7 かご工

#### 1. 中詰用ぐり石

受注者は、じゃかごの中詰用ぐり石については、15～25cmのもので、じゃかごの網目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

#### 2. 詰石

受注者は、じゃかごの詰石については、じゃかごの先端から石を詰込み、じゃかご内の空隙を少なくしなければならない。

なお、じゃかごの法肩及び法尻の屈折部が、偏平にならないようにしなければならない。

#### 3. 布設

受注者は、じゃかごの布設については、床ごしらえの上、間割りをしてかご頭の位置を定めなければならない。

#### 4. 連結

受注者は、じゃかごの連結については、丸輪の箇所(骨線胴輪)でじゃかご用鉄線と同一規格の鉄線で繋結しなければならない。

#### 5. 開口部の繋結

受注者は、じゃかごの詰石後、じゃかごの材質と同一規格の鉄線を使用し、じゃかごの開口部を繋結しなければならない。

#### 6. ふとんかごの厚さと中詰用ぐり石

受注者は、ふとんかごの中詰用ぐり石については、ふとんかごの厚さが30cmの場合は5～15cm、ふとんかごの厚さが50cmの場合は、15～20cmの大きさとし、ふとんかごの編目より大きな天然石又は割ぐり石を使用しなければならない。

#### 7. ふとんかごの施工

受注者は、ふとんかごの施工については、前各項により施工しなければならない。

### 第18節 擁壁工(共通)

#### 3-1-18-1 一般事項

本節は、擁壁工としてプレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-18-2 プレキャスト擁壁工

##### 1. プレキャスト擁壁の施工

受注者は、プレキャスト擁壁の施工については、基礎との密着を図り、接合面が食い違わないように施工しなければならない。

##### 2. プレキャスト擁壁の目地施工

受注者は、プレキャスト擁壁の目地施工については、設計図書によるものとし、付着・水密性を保つよう施工しなければならない。

#### 3-1-18-3 補強土壁工

##### 1. 一般事項

補強土壁工とは、面状あるいは帯状等の補強材を土中に敷設し、必要に応じて壁面部に法面処理



工を設置することにより盛土法面の安定を図ることをいうものとする。

## 2. 盛土材料の確認

盛土材については設計図書によらなければならない。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

## 3. 伐開除根

受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行うとともに、設計図書に関して監督職員と協議の上、基盤面に排水処理工を行わなければならない。

## 4. 補強材の敷設

受注者は、設計図書に示された規格及び敷設長を有する補強材を、所定の位置に敷設しなければならない。補強材は水平に、かつたるみや極端な凹凸が無いように敷設し、ピンや土盛りなどにより適宜固定するものとする。

## 5. 盛土横断方向の面状補強材

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮する盛土横断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に継ぎ目を設けてはならない。

## 6. 盛土縦断方向の面状補強材

受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、面状補強材を隙間なく、ズレが生じないように施工しなければならない。

## 7. 補強材の曲線、隅角部の処置

受注者は、現場の状況や曲線、隅角などの折れ部により設計図書に示された方法で補強材を敷設することが困難な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 8. 補強材隙間の防止

受注者は、補強材を敷設する時は、やむを得ず隣り合う面状補強材との間に隙間が生じる場合においても、盛土の高さ方向に隙間が連続しないように敷設しなければならない。

また、10cm程度以上の隙間を生じる場合、隙間箇所には別途に同様の面状補強材を敷設し、重なり合う箇所には相互の面状補強材の間に盛土材料を挟み、土との摩擦抵抗を確保するなどの対処を施さなければならない。

## 9. 盛土材の敷均し及び締固め

受注者は、盛土材の敷均し及び締固めについては、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定により一層ごとに適切に施工しなければならない。まき出し及び締固めは、壁面工側から順次奥へ行なうとともに、重機械の急停止や急旋回等を避け、補強材にずれや損傷を与えないように注意しなければならない。

## 10. 壁面工の先行組立制限

受注者は、盛土に先行して組立てられる壁面工の段数は、2段までとしなければならない。

## 11. 壁面工付近や隅角部の人力締固め

受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づき、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。

## 12. 局所的な折れ曲がりの防止

受注者は、補強材を壁面工と連結する場合や、面状補強材の盛土法面や接合部での巻込みに際しては、局所的な折れ曲がりや緩みを生じないようにしなければならない。

## 13. 壁面材の調整

受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら、ターンバックルを用いて壁面材の調整をしなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、直ちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに直ちに監督職員に連絡しなければならない。

## 14. 壁面材の保護・保管

受注者は、壁面材の搬入、仮置きや吊上げに際しては、損傷あるいは劣化を生じさせないようにしなければならない。

## 15. 劣化防止

補強材は、搬入から敷設後の締固め完了までの施工期間中、劣化や破断によって強度が低下することがないように管理しなければならない。面状補強材の保管に当たっては直射日光を避け、紫外

線による劣化を防がなければならない。

#### 3-1-18-4 井桁ブロック工

##### 1. 一般事項

受注者は、枠の組立てに当たっては、各部材に無理な力がかからないように法尻から順序よく施工しなければならない。

##### 2. 中詰め石

受注者は、中詰め石は部材に衝撃を与えないように枠内に入れ、中詰めには土砂を混入してはならない。

##### 3. 吸出し防止材

受注者は、背後地山と接する箇所には吸出し防止材を施工しなければならない。

### 第19節 浚渫工(共通)

#### 3-1-19-1 一般事項

本節は、浚渫工として配土工、浚渫船運転工その他これらに類する工種について定める。

#### 3-1-19-2 配土工

##### 1. 一般事項

受注者は、配土工に当たり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。

##### 2. 不陸防止

受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。

#### 3-1-19-3 浚渫船運転工

##### 1. 障害物発見時の処置

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工において、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 2. 土質変化時の処置

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工において、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

##### 3. 計画深度の施工

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、施工中は絶えず水位又は潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。

##### 4. 浚渫の作業位置の随時確認

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。

##### 5. 堤防、護岸等の損傷防止

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。

##### 6. 余掘りの抑制

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。

##### 7. 船舶への支障防止

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。

##### 8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。

## 9. 浚渫数量の確認

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認しなければならない。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。

## 10. 出来形数量

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかに過掘りがあっても、その部分は出来形数量としてはならない。

## 11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置

受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ船及びバックホウ浚渫船)の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来形確認済の部分を除き、再施工しなければならない。

## 第20節 植栽維持工

### 3-1-20-1 一般事項

本節は、植栽維持工として、樹木・芝生管理工その他これらに類する工種について定める。

### 3-1-20-2 材料

#### 1. 一般事項

受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。

なお、薬剤については農薬取締法(令和元年12月改正法律第62号)に基づくものでなければならない。

#### 2. 客土及び間詰土

客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものでなければならない。

#### 3. 補植用樹木類

樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植又は、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品でなければならない。

#### 4. 樹木類の受入検査

受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の堀取り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。

#### 5. 樹木類の形状寸法

樹木類の形状寸法は、主として樹高、枝張り幅、幹周とする。

樹高は、樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高とし、一部の突き出した枝は含まないものとする。なお、ヤシ類などの特種樹において特記する幹高は、幹部の垂直高とする。

枝張り幅は、樹木の四方面に伸長した枝の幅とする。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とするが、一部の突出した枝は含まないものとする。

幹周は、樹木の幹の根鉢の上端より1.2m上りの位置の周長とする。この位置で枝が分岐しているときは、その上部の測定値を幹周とし、また、幹が2本以上の樹木の場合においては、各々の幹周の総和の70%をもって幹周とする。

なお、株立樹木の幹が設計図書において指定された本数以上あった場合、個々の幹周の太い順に順次指定された本数まで測定し、その総和の70%の値を幹周とする。

#### 6. 支給材料

樹木類に支給材料がある場合は、樹木の種類は、設計図書によらなければならない。

#### 7. 肥料、薬剤等の種類及び使用量

樹木・芝生管理工で使用する肥料、薬剤、土壌改良材の種類及び使用量は、設計図書によらなければならない。

#### 8. 樹名板の規格

樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。

### 3-1-20-3 樹木・芝生管理工

#### 1. 樹木・芝生管理工の施工

受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。また、芝生類の施工については、第3編3-1-17-2植生工の規定による。

#### 2. 剪定の施工

受注者は、剪定の施工にあたり、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の策定について（厚生労働省令和2年1月）によるものとし、各樹種の特性及び施工箇所に合った剪定形式により行なわなければならない。

なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。

#### 3. 架空線・標識類に接する枝の剪定形式

受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。

#### 4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）等の施工

受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り（抜根）、植付けの施工に当たり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。

#### 5. 施工

受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けに当たり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。

#### 6. 施工上の注意

受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植え又は養生をし、速やかに植えなければならない。

#### 7. 補植、移植の施工

受注者は、補植、移植の施工に当たり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。

#### 8. 樹木の植え込み

樹木の植え込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するものとし、深植えを行ってはならない。また、現場に応じて見栄えがよく植穴の中心に植え付けなければならない。

#### 9. 移植先の土壌

受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。

#### 10. 湧水発生時の処置

受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議しなければならない。

#### 11. 補植、移植の施工

受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関へ通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。

なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。

#### 12. 補植、移植の植え付けの際の水極め

受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等をつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。

#### 13. 補植、移植の埋戻し完了後の処置

受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。

なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。

#### 14. 余剰枝の剪定、整形

受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。

#### 15. 幹巻き

受注者は、幹巻きする場合は、こも又はわらを使用する場合、わら縄又はしゅろ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。

#### 16. 支柱の設置

受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゅろ縄を用いて動かないよう結束しなければならない。

#### 17. 移植の施工

受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥及び鉢崩れを防止しなければならない。

#### 18. 施肥、かん水薬剤、散布の施工

受注者は、施肥、かん水及び薬剤散布の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 19. 施肥の施工前作業

受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等の除去及び除草を行わなければならない。

#### 20. 施肥の施工上の注意

受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。

なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。

#### 21. 薬剤散布の通知方法

受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への周知の方法等について、施工前に監督職員に連絡の上、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。

#### 22. 薬剤散布の気象制限

受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。

#### 23. 薬剤の取り扱い

受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。

#### 24. 植栽樹木の植替え

- 1) 受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死又は形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに受注者の負担において植替えなければならない。
- 2) 植栽等の形姿不良とは、枯死が樹冠部の2/3以上となったもの、及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の概ね1/3以上の主幹が枯れたものとする。この場合枯枝の判定については、前記同様の状態となることが確実に想定されるものも含むものとする。
- 3) 枯死、又は形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会の上行うものとし、植替えの時期について、発注者と協議しなければならない。
- 4) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動等の天災により流失、折損又は倒木した場合にはこの限りではない。

#### 25. 植栽帯盛土の施工

受注者は、植栽帯盛土の施工に当たり、客土の施工は、客土を敷均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。

#### 26. 樹名板

受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。

## 27. 交通障害の防止

受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工しなければならない。

## 第21節 床版工

### 3-1-21-1 一般事項

本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定める。

### 3-1-21-2 床版工

#### 1. 鉄筋コンクリート床版

鉄筋コンクリート床版については、以下の規定によるものとする。

- (1) 床版は、直接活荷重を受ける部材であり、この重要性を十分理解して入念な計画及び施工を行うものとする。
- (2) 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認しなければならない。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- (3) 受注者は、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮しなければならない。
- (4) 受注者は、スペーサーについては、コンクリート製又はモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとしなければならない。  
なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。スペーサーは、1m<sup>2</sup>当たり4個を配置の目安とし、組立及びコンクリートの打込み中、その形状を保つものとする。
- (5) 受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定しなければならない。
- (6) 受注者は、コンクリート打込み作業に当たり、コンクリートポンプを使用する場合は以下によるなければならない。
  - ① ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を低下させてはならない。
  - ② 吐出口におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。
  - ③ 配管打設する場合は、鉄筋に直接パイプ等の荷重がかからないように足場等の対策を行うものとする。
- (7) 受注者は、コンクリート打込み作業に当たり、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。
- (8) 受注者は、コンクリート打込み作業に当たり、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込まなければならない。
- (9) 受注者は、コンクリート打込みに当たっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打込み後の養生については、第1編1-3-6-9養生に基づき施工しなければならない。
- (10) 受注者は、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。
- (11) 受注者は、工事完成時における足場及び支保工の解体に当たっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-1-37後片付け)を行なわなければならない。
- (12) 受注者は、床版コンクリート打設前においては主桁の反り、打設後においては床版の基準高を測定し、その記録を整備及び保管し、監督職員又は検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

#### 2. 鋼床版

鋼床版については、以下の規定によるものとする。

- (1) 床版は、溶接によるひずみが少ない構造とするものとする。縦リブと横リブの連結部は、縦リブからのせん断力を確実に横リブに伝えることのできる構造とするものとする。  
なお、特別な場合を除き、縦リブは横リブの腹板を通して連続させるものとする。

## 第4編 自然公園編

### 第1章 基盤整備

#### 第1節 適用

1. 本章は、自然公園等工事（自然公園編）における敷地造成工、公園土工、植栽基盤工、法面工、軽量盛土工、擁壁工、公園カルバート工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、運搬工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編第1章第10節構造物撤去工の規定による。
3. 公園施設等撤去・移設工は第3編第1章第11節公園施設等撤去・移設工の規定による。
4. 仮設工は、第3編第1章第12節仮設工の規定による。
5. 運搬工は、第3編第1章第13節運搬工の規定による。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編自然公園等工事共通編の規定による。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

環境省	自然公園等施設技術指針
日本道路協会	道路土工—施工指針
日本道路協会	道路土工要綱
日本道路協会	道路土工—軟弱地盤対策工指針
日本道路協会	道路土工—盛土工指針
日本道路協会	道路土工—切土工・斜面安定工指針
日本道路協会	道路土工—擁壁工指針
日本道路協会	道路土工—カルバート工指針
日本道路協会	道路土工—仮設構造物工指針
日本道路協会	道路土工—土質調査指針
日本緑化センター	植栽基盤整備技術マニュアル
土木研究センター	補強土（テールアルメ）壁工法設計・施工マニュアル
土木研究センター	ジオテキスタイルを用いた補強土の設計施工マニュアル
土木研究センター	多数アンカー式補強土壁工法設計・施工マニュアル
国土交通省	建設副産物適正処理推進要綱
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針
国土開発技術研究センター	河川土工マニュアル
土木研究センター	建設発生土利用技術マニュアル
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻—擁壁工—
地盤工学会	グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説
全国特定法面保護協会	のり枠工の設計施工指針
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）[土木構造物・橋梁編]
建設省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）[ボックスカルバート・擁壁編]
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）[樋門編]
国土交通省	土木構造物設計マニュアル（案）に係わる設計・施工の手引き（案）（樋門編）
国土交通省	建設汚泥処理土利用技術基準
国土交通省	発生土利用基準
国土交通省	東日本大震災からの復興に係る公園緑地整備に関する技術的指針

#### 第3節 敷地造成工

##### 4-1-3-1 一般事項

本節は、敷地造成工として表土保全工、整地工、掘削工、盛土工、路体盛土工、路床盛土工、法面整形工、路床安定処理工、置換工、サンドマット工、バーチカルドレーン工、残土処理工その他

これらに類する工種について定めるものとする。

#### 4-1-3-2 表土保全工

1. 表土保全工は、植栽に適した肥沃な表土を植栽用土壌として確保するために実施するものである。
2. 受注者は、表土掘削の施工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、表土運搬の施工については、設計図書に示された場所に運搬するものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、表土の仮置きが必要な場合は、乾燥防止、雨水による養分流出防止、風による飛散防止の処理を行い、表土を堆積して保管しなければならない。
5. 受注者は、表土を堆積して保管する場合は、堆積高さ、表面の養生について監督職員の指示によらなければならない。

#### 4-1-3-3 整地工

1. 受注者は、公園整地の施工については、残材、転石を除去し不陸のないように、地均しを行わなければならない。
2. 受注者は、公園整地の施工については、滞水しないように排水勾配をとらなければならない。
3. 受注者は、公園整地の施工については、敷地内の汚水桝に雨水が流入することのないように、なじみ良く仕上げなければならない。
4. 受注者は、公園整地の施工については、工事範囲と現況地盤とのすり合わせに不陸がないように、なじみ良く仕上げなければならない。

#### 4-1-3-4 掘削工

掘削工の施工については、第1編1-2-3-2及び1-2-4-2掘削工の規定による。

#### 4-1-3-5 盛土工

盛土工の施工については、第1編1-2-3-3盛土工の規定による。

#### 4-1-3-6 路体盛土工

路体盛土工の施工については、第1編1-2-4-3路体盛土工の規定による。

#### 4-1-3-7 路床盛土工

路床盛土工の施工については、第1編1-2-4-4路床盛土工の規定による。

#### 4-1-3-8 法面整形工

法面整形工の施工については、第1編1-2-4-5法面整形工の規定による。

#### 4-1-3-9 路床安定処理工

路床安定処理工の施工については、第3編3-1-7-2路床安定処理工の規定による。

#### 4-1-3-10 置換工

置換工の施工については、第3編3-1-7-3置換工の規定による。

#### 4-1-3-11 サンドマット工

サンドマット工の施工については、第3編3-1-7-6サンドマット工の規定による。

#### 4-1-3-12 バーチカルドレーン工

バーチカルドレーン工の施工については、第3編3-1-7-7バーチカルドレーン工の規定による。



#### 4-1-3-13 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編1-2-3-7残土処理工の規定による。

### 第4節 公園土工

#### 4-1-4-1 一般事項

本節は、公園土工として小規模造成工、残土処理工その他これらに類する工種について定める。

#### 4-1-4-2 小規模造成工

1. 受注者は、小規模掘削の施工に当たり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、又は埋設物を発見した場合は、工事を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を施すとともに監督職員に報告しなければならない。
2. 受注者は、小規模掘削により崩壊又は破損のおそれがある構造物等を発見した場合には、応急措置を講ずるとともに直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、小規模造成の仕上がり面においては、地山を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、小規模敷均し・締固めに当たり、盛土箇所の残材、廃物、木くず等を撤去し、一層の仕上り厚を30cm以下を基本とし、各層ごとに締固めなければならない。
5. 受注者は、盛土箇所に湧水及び滞水などがある場合には、施工前に排水しなければならない。

#### 4-1-4-3 残土処理工

残土処理工の施工については、第1編1-2-3-7残土処理工の規定による。

### 第5節 植栽基盤工

#### 4-1-5-1 一般事項

1. 本節は、植栽基盤工として透水層工、土層改良工、土性改良工、表土盛土工、人工地盤工、造形工その他これらに類する工種について定める。
2. 植栽基盤工は、植栽地を植物の生育にふさわしい地盤（これを植栽基盤という）に改良、整備するために行うものであり、受注者はこの趣旨を踏まえて施工しなければならない。  
なお、植物の生育にふさわしい地盤は、透水性・保水性を合わせ持ち、植物の根が容易に伸長できる土層の厚さ・広がり・硬さを有するとともに、根の伸長に障害を及ぼす有害物質を含まず、植物の生育に適した酸度及び養分を有している土壌で構成する地盤のこととする。
3. 植栽基盤工の客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議の上、pH、有害物質の試験を必要に応じて行わなければならない。

#### 4-1-5-2 材料

1. 表土盛土工及び人工地盤工で使用する土については、植栽する植物の生育に適した土壌で、植物の生育に有害なごみ、きょう雑物、瓦れきを含まないものとする。
2. 土性改良工で使用する土壌改良材については、以下の規格に合格したもの又は、これと同等品以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  - (1) 土壌改良材については、それぞれ本来の粒状・紛状・液状の形状を有し、異物及びきょう雑物の混入がなく、変質していないものとする。また、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れてあり、包装あるいは容器が損傷していないものとする。
  - (2) 無機質土壌改良材については不純物を含まないものとする。
  - (3) 有機質土壌改良材（パーク堆肥）については、樹皮に発酵菌を加えて完熟させたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (4) 有機質土壌改良材（泥炭系）については、泥炭類であるピートモス、ピートを主としたもので、有害物が混入していないものとする。
  - (5) 有機質土壌改良材（下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト））については、下水汚泥を単独あるいは植物性素材とともに発酵させたものとし、有害物が混入していないものとする。

のとする。

- (6) バーク堆肥、泥炭系及び下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）以外の有機質土壌改良材については、有害物が混入していないものとする。
  - (7) 受注者は、設計図書に示された支給品を用いるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 土性改良工で使用する肥料については、以下の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとし、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- (1) 有機肥料については、それぞれの素材を、肥料成分の損失がないよう加工したもので、有害物が混入していない乾燥したものとする。
  - (2) 化学肥料については、それぞれ本来の粒状・固形・結晶の形状を有し、きょう雑物の混入していないものとし、指定の肥料成分を有し、変質していないものとする。
  - (3) 肥料については、それぞれの品質に適した包装あるいは容器に入れ、商標又は、商品名・種類（成分表）・製造年月日・製造業者名・容量を明示するものとする。

#### 4-1-5-3 透水層工

1. 開渠排水は、植栽基盤の周辺に溝を設置し、地表水の排水を図るとともに、外部からの地表水の流入を防ぐ方法とする。  
暗渠排水は、植栽基盤下部に中空の管を設置し、これにより地中水を排水する方法とする。  
縦穴排水は、植栽基盤の不透水層がある植栽樹木の周辺に縦に穴を掘り、その中に管を挿入し、透水性及び通気性の改善を図る方法のこととする。
2. 受注者は、開渠排水の施工については、滞水が生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、暗渠排水及び縦穴排水の施工については、施工前に雨水排水平面図だけでなく、関連する植栽平面図を参考に、排水管の位置、高さについて確認しなければならない。
4. 受注者は、設計図書に示された以外の場所に滞留水による植栽樹木への悪影響のおそれが予想される場合には、監督職員に報告し、指示を受けなければならない。
5. 受注者は、開渠排水、暗渠排水、縦穴排水の施工については、地下埋設物の確認を行い、地下埋設物に損傷を与えないようにしなければならない。

#### 4-1-5-4 土層改良工

1. 普通耕は、植栽基盤の表層部分を通常 20 cm 程度、耕起することにより、土壌の団粒化、通気性、透水性を改良し、有効土層を拡大することとする。  
深耕は、深い有効土層（通常 40～60 cm）を必要とする場合に行う植栽基盤の表層耕起のこととする。  
混層耕は、植栽基盤の表層部と下層部の土壌の性質が異なる場合、混合耕うんにより有効土層を確保し、土層構造の連続性を持たせることとする。  
心土破碎は、土壌硬度が高く耕起や混層耕を実施することが難しい場合や、通気性、透水性が極端に悪い場合に、下層の硬い層を破碎し、土質を改善することとする。
2. 受注者は、普通耕、深耕、混層耕、心土破碎の施工については、設計図書によるものとし、過度の締固めを行わないようにしなければならない。
3. 受注者は、土壌構造を不良にする場合があるため、降雨直後には耕起を行ってはならない。
4. 受注者は、耕起回数設定については、土壌条件、設計意図を考慮して、締固めの弊害が大きくなるように設定しなければならない。また、受注者は、耕起回数が設定し難い場合は、試験施工を行い、設計図書に関して監督職員と協議の上、回数設定を行わなければならない。

#### 4-1-5-5 土性改良工

1. 土性改良は、植栽基盤の物理性の改良を図ることとする。  
中和剤施用は、植栽基盤の化学性の改良を図ることとする。  
除塩は、塩類濃度の高い土壌を植栽基盤として使用可能な状態にすることとする。
2. 受注者は、土性改良の施工については、改良効果が十分に発揮されるよう土壌改良材を植栽基盤土壌に均一に混合しなければならない。

3. 受注者は、中和剤施用については、中和効果が十分に発揮されるよう中和剤を植栽基盤土壤に均一に混合しなければならない。
4. 除塩の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、土壤の種類に対応した工法を選定しなければならない。
  - (2) 受注者は、土壤がヘドロである場合は、土壤が乾燥した時に耕うんを行い、乾燥、風化を促進させ、排水処理を施した後、早期に除塩効果を上げるため散水を行わなければならない。また、排水処理については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、施肥については、設計図書に示す種類と量の肥料を過不足なく施用しなければならない。

#### 4-1-5-6 表土盛土工

1. 表土盛土工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、表土盛土材を仮置きする場合は、表土盛土堆積地の表面を短辺方向に沿って3~5%の表面排水勾配を設け、また、端部の法面勾配は1:1.8未満としなければならない。
  - (2) 受注者は、敷均した表土と下層土とのなじみを良くするため、粗造成面をあらかじめ耕起し、植物の生育に有害なものを取り除いた上で、設計図書に示された仕上がり厚となるようにしなければならない。
2. 受注者は、表土盛土堆積地の崩壊防止、飛砂防止のため、設計図書に示された表面保護を行わなければならない。
3. 受注者は、流用表土及び発生表土、採取表土、購入表土の搬入時に、表土の品質の確認を行わなければならない。

なお、堆積期間中に還元状態の進行や性状の劣化が認められた場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-1-5-7 人工地盤工

1. 受注者は、防水の施工については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）第9章防水工事及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）第3章防水改修工事の規定による。
2. 受注者は、押さえコンクリートの施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
3. 受注者は、目地板の施工については、設計図書に示す種類、規格のものを、所定の位置、高さに設置し、押さえコンクリートに打込まなければならない。
4. 受注者は、人工地盤排水層の施工については、設計図書に示された仕上がり厚となるように施工しなければならない。
5. 受注者は、フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、隙間や折れのないように施工しなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、隙間や折れのないように施工しなければならない。
7. 受注者は、人工地盤客土の施工については、設計図書に示された種類の客土材、仕上がり厚となるように施工しなければならない。
8. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、立排水浸透柵の施工については、人工地盤客土面と高さの調整が必要な場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

#### 4-1-5-8 造形工

1. 築山は、平坦な敷地景観に変化を与えるために小さな山を作り、修景的な起伏を与える景姿作業のこととする。
2. 表面仕上げは、締固め作業の一環として、平面に盛土表面の不陸をとること、又は、緩やかな起伏をつける修景的な整形仕上げ作業のこととする。
3. 受注者は、表面仕上げの施工については、残材、転石を除去し、平面部と起伏部がなじむよう、

修景的配慮をしなければならない。

4. 築山の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、設計図書に基づき位置、高さを設定し、周囲の条件に従って景姿の修正を行いながら仕上げなければならない。
- (2) 受注者は、築山の表面仕上げについては、締固めすぎないように施工し、各種の排水施設の位置及び表面排水勾配を考慮して仕上げなければならない。
- (3) 受注者は、監督職員の指示する主要な部分の施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

## 第6節 法面工

### 4-1-6-1 一般事項

1. 本節は、法面工として法面ネット工、植生工、法面吹付工、法枠工、編柵工、筋工、かご工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は法面の施工に当たって、「道路土工―切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」（日本道路協会）、「道路土工―盛土工指針5-6盛土のり面の施工」（日本道路協会）、「のり枠工の設計・施工指針第8章吹付枠工、第9章プレキャスト枠工、第10章現場打ちコンクリート枠工、第11章中詰工」（全国特定法面保護協会）及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」（地盤工学会）の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

### 4-1-6-2 材料

受注者は、法面ネット工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 4-1-6-3 法面ネット工

1. 受注者は、法面ネット工の施工については、ネットの境界に隙間が生じないようにし、ネットの荷重によってネットに破損が生じないようにネットを取付けなければならない。
2. 法面ネットの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、ネットの金網を法面の凹凸に合わせてなじみ良く張り、金網の継目は編み込みとして、金網の連続性が失われないように施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、法面に凹凸が多い場合は、アンカーピンを割増しするとともに、座金付コンクリート釘を使用して確実に留めなければならない。
  - (3) 受注者は、法肩部では巻込みを十分に行わなければならない。  
なお、軟質な土壌で固定できない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 4-1-6-4 植生工

1. 植生工の施工については、第3編3-1-17-2植生工の規定による。

### 4-1-6-5 法面吹付工

1. 法面吹付工の施工については、第3編3-1-17-3吹付工の規定による。
2. モルタル吹付及びコンクリート吹付の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、モルタル等の示方配合に基づいた予備試験結果によって、現場配合を決定したときは、配合報告書を監督職員に提出しなければならない。
  - (2) 受注者は、吹付工の施工に当たり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。  
なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。
  - (3) 受注者は、吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。
  - (4) 受注者は、吹付けに当たっては、法面に直角に吹付けるものとし、法面の上部より順次下部へ吹付け、はね返り材料の上に吹付けないようにしなければならない。
  - (5) 受注者は、表面及び角の部分は、吹付速度を遅くして吹付けなければならない。こて等で表面

仕上げを行う場合は、吹付けた面とモルタル等との付着を良くするようにしなければならない。

- (6)受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付材の付着に害となるものを除去後、清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。
- (7)受注者は、表面及び角の部分の吹付に当たっては、吹付速度を遅くして吹付けなければならない。吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリート又は、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。
- (8)受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、又はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。
- (9)受注者は、吹付けを2層以上に分けて行う場合には、1層の吹付けから30～60分経過してから行うなど、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。
- (10)吹付工の伸縮目地、水抜き孔の施工については、設計図書によるものとする。
- (11)受注者は、法肩の吹付けに当たって、雨水などが浸透しないように地山に沿って巻き込んで施工しなければならない。
- (12)受注者は、養生に当たり、養生材をモルタル表面の水光りが消えた直後に十分な量を縦及び横方向に対して各々2回以上むらのないよう散布して行わなければならない。なお、養生材は気象条件に適したものを選ばなければならない。

#### 4-1-6-6 法枠工

法枠工の施工については、第3編3-1-17-4法枠工の規定による。

#### 4-1-6-7 編柵工

1. 編柵は、不安定な土砂の流失を防止することを目的とし、斜面上に等高線状又は階段状に設置することとする。
2. 受注者は、段切りを行う法面での編柵の施工については、段切りよりも前に編柵を施工してはならない。
3. 受注者は編柵の材料については、設計図書に示された材料で全部賄えない場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得てほかの材料を混用することができる。
4. 受注者は、設計図書に指示があった場合には、裏込を施工しなければならない。
5. 帯梢編柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1)受注者は、帯梢を間隙のないように編み上げ、踏み固めて仕上げなければならない。
  - (2)受注者は、上端の帯梢2本だけは、抜けないように十分ねじりながら施工しなければならない。また、必要に応じて上端の帯梢が抜けないように鉄線等で緊結しなければならない。
  - (3)受注者は、粗朶の編み上げについては、緩みのないように上から締付けながら行き、最上端の2本は十分ねじりながら、又は鉄線で緊結し抜けないように仕上げなければならない。
6. ネット柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1)受注者は、ネット柵については、恒久的な土留工として用いてはならない。
  - (2)木杭は、丸太の皮を削って使用し、末口を上、元口を下にして杭打ちすることを標準とする。
  - (3)受注者は、樹脂製の柵の色については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
7. 鋼製編柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1)受注者は、鋼製編柵工の施工について、設計図書によるほか、それぞれの製品の特徴に応じて、施工しなければならない。
  - (2)受注者は、支柱の箱抜きに当たっては、基礎コンクリート打設の際、設計図書に従って、基準線を確定し、支柱の据付けが円滑に進められるようにしなければならない。  
なお、岩盤に直接建て込む場合には、型枠を使用せずコンクリートを充填し支柱と基礎地盤との密着を図らなければならない。
  - (3)組立ては、メイン部材から仮組立てし、一通り仮組立てが終了した段階で各部寸法をチェックし、メイン部材から順次ボルト類の本締めを行うものとする。
  - (4)受注者は、ボルト類の本締めが完了してから、箱抜き部にコンクリートを充填するものとし、

## 第4編 自然公園編 第1章 基盤整備

そのコンクリートは、基礎コンクリートと同配合のコンクリートを用い、基礎コンクリート面と新たに充填したコンクリートが完全に密着するよう十分突き固め、所定の期間養生しなければならない。

(5)受注者は、鋼材の組立てが完了後、塗装面の傷等を補修しなければならない。

### 4-1-6-8 筋工

1. 受注者は、筋工の施工について、斜面整地は、上方から下方に向かって順次凹凸なく均し、斜面の浮き土砂、根株、転石その他障害物を除去しなければならない。
2. 受注者は、丸太筋の施工については、丸太を、元口、末口を交互に積み重ね、その背後に埋め土を行わなければならない。

### 4-1-6-9 かご工

かご工の施工については、第3編3-1-17-7かご工の規定による。

## 第7節 軽量盛土工

### 4-1-7-1 一般事項

本節は、軽量盛土工として軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。

### 4-1-7-2 軽量盛土工

軽量盛土工の施工については、第3編3-1-14-2軽量盛土工の規定による。

## 第8節 擁壁工

### 4-1-8-1 一般事項

1. 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、コンクリートブロック工、石積工、土留工、落石防護工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、擁壁工の施工に当たっては、「道路土工－擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」（日本道路協会）及び「土木構造物標準設計第2巻解説書 4.3 施工上の注意事項」（全日本建設技術協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

### 4-1-8-2 材料

1. 受注者は、石積工の石材については、設計図書に示された石材の大きさ及び形状を用いるとともに、色合いに留意し、割れ、欠けのないものを選定しなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入前に写真又は見本品を監督職員に提出しなければならない。
3. 受注者は、石積工の石材については、現場搬入後、施工前に品質、数量又は重量を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 4-1-8-3 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

### 4-1-8-4 場所打擁壁工

1. 場所打擁壁工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
2. 受注者は、擁壁高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 4-1-8-5 プレキャスト擁壁工

プレキャスト擁壁の施工については、第3編3-1-18-2プレキャスト擁壁工の規定による。

### 4-1-8-6 補強土壁工

補強土壁の施工については、第3編3-1-18-3補強土壁工の規定による。

#### 4-1-8-7 コンクリートブロック工

1. コンクリートブロック工の施工については、第3編 3-1-5-3 コンクリートブロック工、3-1-5-4 緑化ブロック工の規定による。
2. 受注者は、止杭の施工に当たり、止杭の材質が設計図書に示されていない場合には、樹皮を剥いだ生松丸太で、有害な腐れ、割れ、曲がり等のない材料を使用しなければならない。
3. 受注者は、止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは、径の1.5倍程度としなければならない。

#### 4-1-8-8 石積工

1. 石積工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、石積工の施工については、第3編3-1-5-5石積（張）工の規定による。
  - (2) 受注者は、石積工の施工については、設計意図を十分理解した上で施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、材種、形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮し、積み模様、張り模様に修景的配慮をしなければならない。
  - (4) 受注者は、根石、天端石、笠石の形状、大きさ、向きに考慮し、上に載せる石を想定して施工しなければならない。

なお、根石は、石積最下部に据えられ、上部の石の重量を受ける石のこととする。  
天端石は、石積頂部に据えられる2面あるいは3面の見え掛かり面を持つ石のこととする。  
笠石は、石積頂部に据えられる平らな加工された石で、稜線の通るものとする。
  - (5) 受注者は、石積工の施工については、強度や安定性、美観上好ましくない四ッ巻、八ッ巻、重箱、あご(腮)、棚、逆石、裏石（あぶり出し）、毛抜き合端、笑い合端は避けなければならない。

なお、四ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を4個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。  
八ッ巻は、石積において、石積の正面から見たとき、1個の石を8個の石で取り囲んだような状況で積まれたものこととする。  
重箱は、石積において、同じ大きさの石を2つ以上上下に重ねたものこととする。  
あご(腮)は、石積において、上段の石が下段の石の法線より前に出る目違いの一種のこととする。目違いは、石を積むとき、石積の断面から見て、合端の線は一定の線上になるように積むが、この線が一定の線上になく、不規則な扇形をすることとする。  
棚は、石積において、上段の石が下段の石の法線より、後ろに下がる目違いの一種のこととする。  
逆石は、石が安定するように石の控え側を下向きになるように積むのが通常であるが、石の控え側を上向きの状態で積まれた石や、控えの大きいものを上石に、小さいものを下石に使用することとする。  
裏石（あぶり出し）は、石の控えの寸法より、面の寸法を大きくしたものこととする。  
毛抜き合端は、毛抜きの合端のように、石が互いに薄く接している合端のこととする。  
なお、合端は、石材と石材が接触する部分のこととする。  
笑い合端は、石積において、合端の凸部同士が接触しているため、合端の接触面が小さく、石積の全面から見ると隙間の多い状態で積まれているものこととする。
  - (6) 受注者は、目地及び合端に植物を植栽する場合には、植栽スペースを確保しておかなければならない。
2. 受注者は、石積工の石材の運搬については、石材の表面を損傷しないように保護材で保護し十分留意しなければならない。
3. 受注者は、石積工の土ぎめの施工については、土が十分締固まるように、丁寧に突固めて施工しなければならない。
4. 受注者は、石積工の裏込コンクリート及び目地モルタルの施工については、石の表面を汚さないように施工しなければならない。
5. 練石積工の伸縮目地及び水抜管の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、伸縮目地の施工については、設計図書に示された位置に施工し、修景的配慮をしなければならない。

- (2)受注者は、伸縮目地の施工については、石積延長20m以内に1箇所伸縮目地を設置し、特に地盤の変化する箇所、石積高さが著しく異なる箇所又は、石積の構造が異なる箇所には伸縮目地を設け、基礎部まで切断しなければならない。
- (3)受注者は、水抜管の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、3㎡以内に1箇所の割合で、千鳥に設置しなければならない。ただし、湧水のある箇所の処理方法については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
6. 受注者は、石積工の目地の施工については、目地が石積の強度的な弱点となる芋目地又は通り目地、四ツ目にならないようにしなければならない。
- なお、芋目地又は通り目地は、石積の上から下まで目地が通っているものとする。
- 四ツ目は、石積の正面から見て、2方向の目地が十字あるいはX字状に交差するようなものとする。
7. 崩れ積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)崩れ積は、野面石を用いた石積で、下段の石の裏側に上段の石を差し込むようにして積み上げるものことで、積み上げた石の表面が不ぞろいで変化に富むものとする。
- (2)受注者は、崩れ積の施工については、石と石が2点以上かみ合うように施工しなければならない。

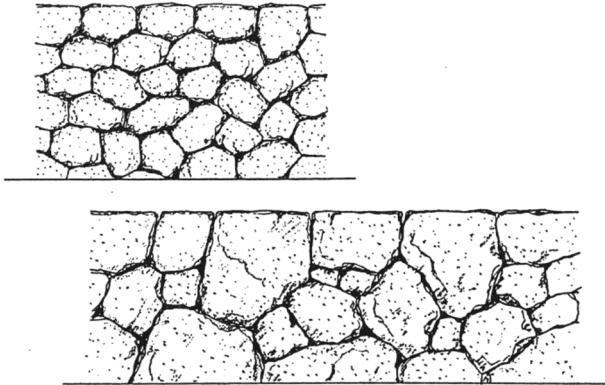
(崩れ積)



8. 面積の施工については、以下の各号の規定による。
- (1)面積は、野面石を用いた石積で、大きさの異なる石材を、表面が平らになるように、面を合わせて積み上げるものことで、表面の加工は加えないものとする。
- (2)受注者は、面積の天端石の施工については、天端石には稜線の出るような石を採用しなければならない。
- (3)受注者は、飼石、詰石が多くなならないように配慮して施工しなければならない。



(面積)

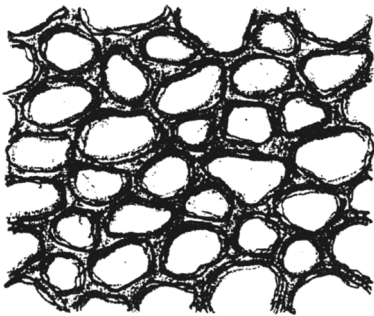


9. 玉石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 玉石積は、大きさのそろった玉石を用いた石積で、目地が上下に通らないように積み上げるものこととする。

(2) 受注者は、玉石積の施工については、石同士がかみ合うように施工しなければならない。

(玉石積)

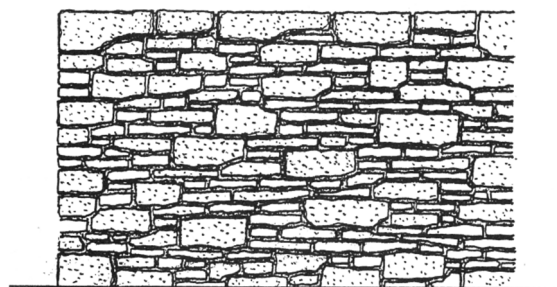


10. 小端積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 小端積は、小端石を用いた石積で、厚みの異なる大小の小端石材を、小口が見えるように組合せて積むものこととし、受注者は、小端積の施工については、水平目地を強調し、個々の石の稜線、石の角に配慮して施工しなければならない。

(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に大きい石材を使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(野面小端積)

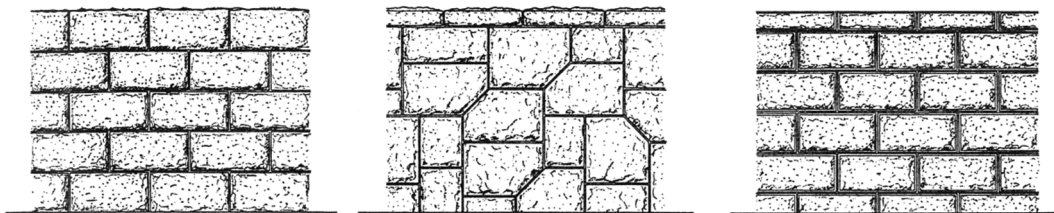


11. こぶ出し石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) こぶ出し石積は、割角石を用いた石積で、割角石の割肌の合端をすり合わせることにより、面がこぶ状になるものこととする。

(2) 受注者は、こぶ出し石積の修景要素として重要な目地については、修景的配慮を加えて施工しなければならない。

(こぶ出し石積)



12. 切石積は、切角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の切石材を組合せ、面をそろえて積み上げたものこととする。

(切石積)

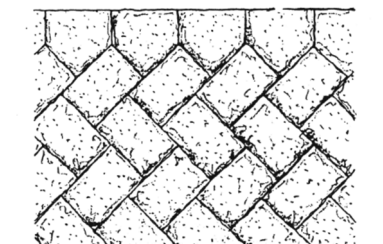


13. 間知石積、雑割石積、雑石積の施工については、以下の各号の規定による。

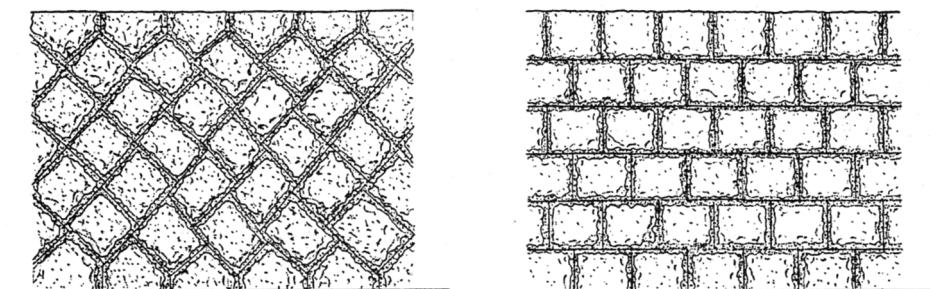
(1) 間知石積は、間知石を用いた石積のこととする。雑割石積は、雑割石を用いた石積のこととする。雑石積は、雑石を用いた石積のこととする。

(2) 受注者は、合端については現場加工を行わなければならない。

(間知石積)



(雑割石積)

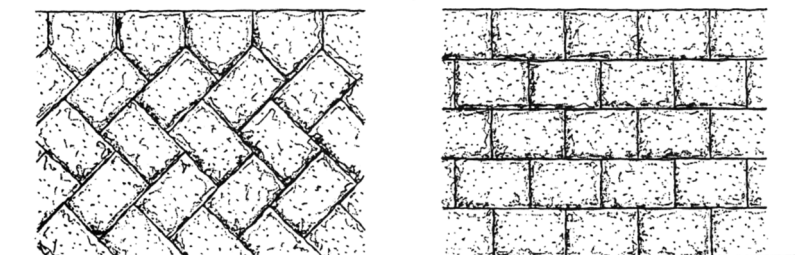


14. 割石積の施工については、以下の各号の規定による。

(1) 割石積は、割石や割角石を用いた石積で、大きさの異なる大小の石材を組合せ、面をそろえて積み上げるものこととする。

(2) 受注者は、天端石のある場合は、天端石に天端以外の部分に使用する石よりも大きい石材をできるだけ使用し、稜線が通るように施工しなければならない。

(割石積)



15. 受注者は、石積高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-1-8-9 土留工

1. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された位置に施工し難い場合は、設計図書に関して監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、土留工の施工については、杭、板、笠及びはりに隙間が生じないように注意して施工しなければならない。
3. 木柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、背板又は丸太を間隙のないように並べ、埋め土して、踏み固めて仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、上端の背板又は丸太は、抜けないように釘、ボルト等で杭に固定しなければならない。
4. 丸太積土留の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、丸太積土留工の施工については、横木と控木はボルト、鉄線等で緊結し、丸太と丸太との間には、土砂、礫等を詰め、十分突き固めなければならない。
  - (2) 受注者は、前面の控木によってできる空隙部分について、土砂の流出を防止し、埋土の固定を図らなければならない。
5. 受注者は、木製ブロック積の施工については、ブロックの隙間から土砂抜けする場合は、石礫等で目詰めを行わなければならない。

#### 4-1-8-10 落石防護工

1. 落石防護工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、落石防護工の施工に当たり、危険と思われる斜面内に浮き石、転石がある場合は、その処理方法について、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急でやむを得ない場合には、災害防止のための措置をとった後、速やかに監督職員に通知しなければならない。
  - (2) 受注者は、工事着手前及び工事中に斜面内に新たな落石箇所を発見したときは、監督職員と防止対策について協議しなければならない。
  - (3) 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された設置方法により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
2. 落石防護柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、支柱基礎の施工については、周辺の地盤を緩めることなく、かつ、滑動しないよう定着しなければならない。
  - (2) 受注者は、ケーブル金網式落石防護柵設置については、初期張力を与えたワイヤーロープに緩みがないように施工し、金網を設置しなければならない。
  - (3) 受注者は、H鋼式落石防護柵の緩衝材設置については、設計図書に基づき、落石による衝撃に対してエネルギーが吸収されるよう設置しなければならない。

### 第9節 公園カルバート工

#### 4-1-9-1 一般事項

1. 本節は、公園カルバート工として作業土工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工その他こ

れらに類する工種について定める。

2. 公園プレキャストカルバート工の施工については、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

#### 4-1-9-2 材料

受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針4-4使用材料、4-5許容応力度」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 4-1-9-3 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-1-9-4 場所打函渠工

1. 受注者は、均しコンクリートの施工に当たって、沈下、滑動、不陸などが生じないようにしなければならない。
2. 受注者は、1回（1日）のコンクリート打設高さを施工計画書に明記しなければならない。また、受注者は、これを変更する場合には、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。
3. 受注者は、海岸部での施工に当たって、塩害について第1編第3章第2節適用すべき諸基準第3項塩分の浸透防止により施工しなければならない。
4. 受注者は、目地材及び止水板の施工に当たって、付着、水密性を保つよう施工しなければならない。

#### 4-1-9-5 プレキャストカルバート工

プレキャストカルバート工の施工については、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。

## 第2章 植栽

### 第1節 適用

1. 本章は、自然公園等工事（自然公園編）における植栽工、移植工、樹木整姿工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、運搬工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編第1章第10節構造物撤去工の規定による。
3. 公園施設等撤去・移設工は、第3編第1章第11節公園施設等撤去・移設工の規定による。
4. 仮設工は、第3編第1章第12節仮設工の規定による。
5. 運搬工は、第3編第1章第13節運搬工の規定による。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編自然公園等工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

環境省	自然公園等施設技術指針
環境省	自然公園における法面緑化指針
日本緑化センター	公共用緑化樹木等品質寸法規格基準(案)の解説
建設省	都市緑化における下水汚泥の施用指針
日本道路協会	道路緑化技術基準・同解説

### 第3節 植栽工

#### 4-2-3-1 一般事項

1. 本節は、植栽工として高木植栽工、中低木植栽工、特殊樹木植栽工、地被類植栽工、草花種子散布工、播種工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工、芝生保護工、壁面緑化施設工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、新植樹木又は新植地被植物（地表面を覆う目的をもって植栽される芝類、ささ類の永年性植物）が工事完成引渡し後に、1年以内に植栽したときの状態で枯死又は形姿不良となった場合は、当初植栽した樹木又は地被植物と同等又はそれ以上の規格のものに植替えなければならない。枯死又は形姿不良の判定に当たっては、監督職員と受注者が立会うものとし、植替えの時期については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。  
 なお、枯死又は形姿不良とは、枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合、又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となるものを含むものとする。  
 なお、暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・地滑り、落雷・火災・騒乱・暴動により、流失・折損・倒木した場合はこの限りではない。
3. 受注者は、樹木の運搬に当たり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。  
 また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。  
 なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるか又は、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。
4. 受注者は、植栽帯盛土の施工に当たり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
5. 受注者は、植樹施工に当たり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦れきなどの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。

6. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
7. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締固めないように施工しなければならない。
8. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。
9. 受注者は植付けに当たっては、以下の各規定による。
  - (1) 受注者は、植付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。  
なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
  - (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦れき、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
  - (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めた上、植穴の中心に植付けなければならない。
  - (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
  - (5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
  - (6) 受注者は、水ぎめについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
  - (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分かん水して仕上げなければならない。  
なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
  - (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
  - (9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かないよう結束するものとする。
  - (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
  - (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こも又は、わらを使用する場合、わら縄又は、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
  - (13) 受注者は、施肥、かん水の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
  - (15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。  
なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

#### 4-2-3-2 材料

1. 樹木は、「国土交通省公共用緑化樹木等品質寸法規格基準（案）」の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。  
なお、設計図書に記載のあった場合は、その限りではない。

第4編 自然公園編 第2章 植栽

表 4-2-1 公共用緑化樹木等品質寸法基準（案）における用語の定義

用語	定義
公共用緑化樹木等	主として公園緑地、道路、その他公共施設等の緑化に用いられる樹木等をいう。
樹形	樹木の特性、樹齢、手入れの状態によって生ずる幹と樹冠によって構成される固有の形をいう。 なお、樹種特有の形を基本として育成された樹形を「自然樹形」という。
樹高 (略称：H)	樹木の樹冠の頂端から根鉢の上端までの垂直高をいい、一部の突出した枝は含まない。 なお、ヤシ類など特殊樹にあって「幹高」と特記する場合は幹部の垂直高をいう。
幹周 (略称：C)	樹木の幹の周長をいい、根鉢の上端より 1.2m 上りの位置を測定する。この部分に枝が分岐しているときは、その上部を測定する。幹が 2 本以上の樹木においては、おのこの周長の総和の 70% をもって幹周とする。 なお、「根元周」と特記する場合は、幹の根元の周長をいう。
枝張（葉張） (略称：W)	樹木の四方面に伸長した枝（葉）の幅をいう。測定方向により幅に長短がある場合は、最長と最短の平均値とする。 なお、一部の突出した枝は含まない。葉張とは低木についていう。
株立（物）	樹木の幹が根元近くから分岐して、そう状を呈したものをいう。 なお、株物とは低木でそう状を呈したものをいう。
株立数 (略称：BN)	株立（物）の根元近くから分岐している幹（枝）の数をいう。樹高と株立数の関係については以下のように定める。 2 本立                    - 1 本は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。 3 本立以上            - 指定株立数について、過半数は所要の樹高に達しており、他は所要の樹高の 70% 以上に達していること。
単幹	幹が根元近くから分岐せず 1 本であるもの。
根鉢	樹木の移植に際し、掘り上げられる根系を含んだ土のまとまりをいう。
ふるい掘り	樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げることをいう。ふるい根、素掘りともいう。
根巻	樹木の移動に際し、土を着けたままで鉢を掘り、土を落とさないよう、鉢の表面を縄その他の材料で十分締め付けて巻き上げること。
コンテナ	樹木等を植付ける栽培容器をいう。
仕立物	樹木の自然な育成にまかせるものではなく、その樹木が本来持っている自然樹形とは異なり、人工的に樹形を作って育成したもの。
寄せ株育成物	数本の樹木を根際で寄せて、この部分を一体化させて株立状に育成したもの。
接ぎ木物	樹木の全体あるいは部分を他の木に接着して育成したもの。

- (1) 樹木の品質寸法規格に関する用語の定義は、表4-2-1によるものとする。  
    なお、設計図書に示す寸法は、最低値を示すものとする。
- (2) 寸法は設計図書によるものとし、品質は表4-2-2品質規格表(案)[樹姿]、表4-2-3品質規格(案)[樹勢]によるものとする。

第4編 自然公園編 第2章 植栽

表 4-2-2 品質規格表 (案) [樹姿]

項目	規格
樹形 (全形)	樹種の特性に応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 (高木にのみ適用)	幹が、樹種の特性に応じ、単幹又は株立状であること。ただし、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特性に応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが適正な位置にあること。

表 4-2-3 品質規格表 (案) [樹勢]

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力ある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く、四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特性に応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢崩れのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。 ふるい掘りでは、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色・変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮 (肌)	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特性に応じた枝を保ち、徒長枝、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

2. 地被類の材料については、下記の事項に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。使用する材料の寸法は、設計図書によるものとし、雑草の混入がなく、根系が十分発達した細根の多いものとする。

なお、設計図書に記載のあった場合は、その限りではない。

- (1) 芝類、草本類、つる性類及びびささ類は、指定の形状を有し、傷・腐れ・病虫害がなく、茎葉及び根系が充実したコンテナ品又は同等以上の品質を有するものとする。着花類については花及びつぼみの良好なものとする。
- (2) 肥沃地に栽培され、生育がよく、緊密な根系を有し、茎葉のしおれ・病虫害・雑草の根系のないもので、刈込みの上、土付けして切り取ったものとし、切り取った後長時間を経過して乾燥したり、土崩れ・蒸れのないものとする。
- (3) 芝類、その他地被類の材料の品質は表4-2-4芝類の品質規格表(案)及び表4-2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。



第4編 自然公園編 第2章 植栽

表 4-2-4 芝類の品質規格表 (案)

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく、生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎 (日本芝に適用)	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土崩れのないもの。
病虫害	病害(病斑)がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

表 4-2-5 その他地被類の品質規格表 (案)

項目	規格
形態	植物の特性に応じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度(着葉)を保ち、しおれ(変色、変形)や軟弱葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

3. 種子は、腐れ、病虫害がなく、雑草の種子、きょう雑物を含まない良好な発芽率をもつものとし、品種、花の色・形態が、品質管理されたもので、粒径がそろっているものとする。
4. 支柱の材料については、下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 丸太支柱材は、杉、桧又は唐松の皮剥ぎもので、設計図書に示す寸法を有し、曲がり・割れ・虫食いのない良質材とし、その防腐処理は設計図書によるものとする。  
 なお、杭に使用する丸太は元口を先端加工とし、杭及び鳥居形に使用する横木の見え掛り切口は全面、面取り仕上げしたものとする。
  - (2) 唐竹支柱材は、二年生以上の真竹で曲がりがなく粘り強く、割れ・腐れ・虫食いのない生育良好なものとし、節止めとする。
  - (3) パイプ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3452 (配管用炭素鋼管) の規格品に防せい処理を施した上、合成樹脂ペイント塗仕上げするものとする。
  - (4) ワイヤロープ支柱材は、設計図書によるものとするが、これに示されていない場合は、JIS G 3525 (ワイヤロープ) の規格品を使用するものとする。
  - (5) 地下埋設型支柱材は、設計図書によらなければならない。
  - (6) 杉皮又は檜皮は、大節・割れ・腐れのないものとする。
  - (7) シュロ縄は、より合わせが均等で強じんなもので、腐れ・虫食いがなく、変質のないものとする。
5. 根巻き及び幹巻きの材料のわら製品については、新鮮なもので虫食い、変色のないものとする。
6. 植込みに用いる客土の材料は、樹木の生育に適した土で、その材料は下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 客土は植物の生育に適合した土壌で、小石、ごみ、雑草、きょう雑物を含まないものとする。
  - (2) 客土の種類は設計図書によるが、その定義は次による。  
 畑土：畑において耕作の及んでいる深さの範囲の土壌  
 黒土：黒色でほぐれた火山灰土壌  
 赤土：赤色の火山灰土壌  
 真砂土：花こう岩質岩石の風化土  
 山砂：山地から採集した粒状の岩石  
 腐葉土：広葉樹の落葉を堆積させ腐らせたもの

- (3)客土の品質管理基準については、試験項目、試験方法は設計図書によるものとする。また、これにより難い場合は、工事着手前に、設計図書に関して監督職員と協議の上、pH、有害物質についての試験を必要に応じて行うものとする。
- 7.肥料の材料については、第4編 4-1-5-2 材料の規定による。
- 8.薬剤は、病害虫・雑草の防除及び植物の生理機能の増進又は抑制のため、あるいはこれらの展着剤として使用するもので、下記の事項に適合したものとする。
- (1)薬剤は、農薬取締法(平成30年6月改正 法律第69号)に基づくものでなければならない。
- (2)薬剤は、それぞれの品質に適した完全な容器に密封されたもので、変質がなく、商標又は商品名・種類(成分表)・製造業者名・容量が明示された有効期限内のものとする。
- (3)薬剤は、管理責任者を定めて保管しなければならない。
- 9.土壌改良の材料については、第4編 4-1-5-2 材料の規定による。
- 10.樹木養生工で使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
- 11.樹木板工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
- 12.根囲い保護工に使用する材料の種類及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。

#### 4-2-3-3 高木植栽工

- 1.受注者は、樹木の搬入については、掘取りから植付けまでの間、乾燥、損傷に注意して活着不良とならないように処理しなければならない。
- 2.樹木の植付けについては、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、樹木の植栽は、設計意図及び付近の風致を考慮して、まず景趣の骨格を造り、配植の位置出しを行い、全体の配植を行わなければならない。
- (2)受注者は、植栽に先立ち、水分の蒸散を抑制するため、適度に枝葉を切詰め、又は枝透かしをするとともに、根部は、割れ、傷の部分を切り除き、活着を助ける処置をしなければならない。
- (3)受注者は、樹木の植付けが迅速に行えるようにあらかじめ、その根に応じた余裕のある植穴を掘り、植付けに必要な材料を準備しておかななければならない。
- (4)受注者は、植穴については、生育に有害な物を取り除き、穴底をよく耕した後、中高に敷均さなければならない。
- (5)受注者は、植付けについては、樹木の目標とする成長時の形姿、景観及び付近の風致を考慮し、樹木の表裏を確かめた上で修景的配慮を加えて植込まなければならない。
- (6)受注者は、水ぎめをする樹種については、根鉢の周囲に土が密着するように水を注ぎながら植付け、根部に間隙のないよう土を十分に突き入れなければならない。仕上げについては、水が引くのを待って土を入れ、軽く押さえて地均ししなければならない。
- (7)受注者は、植付けに際して土ぎめをする樹種については、根廻りに土を入れ、根鉢に密着するよう突固めなければならない。
- (8)受注者は、樹木植付け後、直ちに支柱を取付けることが困難な場合は、仮支柱を立て樹木を保護しなければならない。
- (9)受注者は、植栽後整姿・剪定を行う場合は、付近の景趣に合うように、修景的配慮を加えて行い、必要な手入れをしなければならない。
- 3.受注者は、土壌改良材を使用する場合は、客土又は埋戻土と十分混ぜ合わせて使用しなければならない。
- 4.樹木の支柱の設置については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、支柱の丸太・唐竹と樹幹(枝)との交差部分は、すべて保護材を巻き、シュロ縄は緩みのないように割り縄がけに結束し、支柱の丸太と接合する部分は、くぎ打ちの上、鉄線掛けとしなければならない。
- (2)受注者は、八ッ掛、布掛の場合の支柱の組み方については、立地条件(風向、土質、樹形)を考慮し、樹木が倒伏・屈折及び振れることのないよう堅固に取付け、その支柱の基礎は地中に埋込んで根止め杭を打ち込み、丸太は釘打ちし、唐竹は竹の先端を節止めした上、くぎ打ち

又はのこぎり目を入れて鉄線で結束しなければならない。

- (3)受注者は、ハッ掛の場合は、控えとなる丸太（竹）を幹（主枝）又は丸太（竹）と交差する部位の2箇所以上で結束しなければならない。

なお、修景的に必要な場合は、支柱の先端を切詰めなければならない。

- (4)受注者は、ワイヤロープを使用して控えとする場合は、樹幹の結束部には設計図書に示す保護材を取付け、指定の本数のロープを効果的な方向と角度にとり、止め杭に結束しなければならない。また、ロープの末端結束部は、ワイヤクリップで止め、ロープ交差部も動揺しないように止めておき、ロープの中間にターンバックルを使用するか否かに関わらず、ロープは緩みのないように張らなければならない。

- (5)受注者は、地下埋設型支柱の施工については、周辺の舗装や施設に支障のないよう施工しなければならない。

#### 4-2-3-4 中低木植栽工

中低木植栽工の施工については、第4編4-2-3-3高木植栽工の規定による。

#### 4-2-3-5 特殊樹木植栽工

特殊樹木植栽工の施工については、第4編4-2-3-3高木植栽工の規定による。

#### 4-2-3-6 地被類植栽工

1. 受注者は、地被類の植付けについては、下地を耕し、生育に支障となるごみ、瓦れき、雑草を除去した後、水勾配をつけ、不陸整正を行わなければならない。その後、植付けに適した形に調整したものを植え、根の周りの空隙をなくすように根鉢の周りを適度に押さえて地均しした後、静かにかん水しなければならない。
2. 芝の植付けについては、以下の各号の規定による。
  - (1)受注者は、芝を現場搬入後は、材料を高く積み重ねて圧迫したり、長期間寒乾風や日光にさらして乾燥させたりしないように注意しなければならない。
  - (2)受注者は、芝の張り付けに先立って、設計図書に示す深さに耕し、表土をかき均し、生育に支障となるごみ、瓦れき、雑草を除去した後、良質土を設計図書に示す厚さに敷均し、不陸整正を行わなければならない。
  - (3)受注者は、平坦地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、目土を入れた後、周囲に張り付けた芝が動かないように転圧しなければならない。
  - (4)受注者は、傾斜地の芝の張り付けについては、床土の上に切り芝を並べ、周囲に張り付けた芝が動かないように目串を2～3本／枚ずつ打込んで止めなければならない。
  - (5)受注者は、目土を施す場合については、均し板で目地のくぼんだところに目土をかき入れ、かけ終えた後締固めなければならない。
3. 受注者は、芝張り付け完了後から引渡しまでの間、適切な管理を行わなければならない。
4. 受注者は、芝及び地被類の補植については、芝付け及び植付け箇所に良質土を投入し、不陸整正を行い、植付け面が隣接する植付け面と同一平面をなすよう、施工しなければならない。

#### 4-2-3-7 草花種子散布工

1. 草花種子散布工の施工については、第3編3-1-17-2植生工の規定による。
2. 受注者は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなければならない。

なお、施工時期及び発芽期間については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-2-3-8 播種工

1. 受注者は、播種工の施工については、地盤の表面をわずかにかき起こし整地した後に、設計図書に示す量を厚薄のないように播き付け、表土と混ざり合うようかき均し、施工後は、発芽を良好にするための適切な養生をしなければならない。
2. 受注者は、設計図書に示す播種材料が発芽期間を経過後に発芽しない場合、再播種を行わなけれ

ばならない。

なお、施工時期及び発芽期間については設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-2-3-9 樹木養生工

1. 受注者は、防風ネットの施工については、設計図書によるものとし、堅固に設置しなければならない。
2. 受注者は、寒冷紗巻きの施工については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、植穴透水層の施工については、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、空気の施工については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、マルチングの施工については、設計図書に示す厚みに均一に敷均さなければならない。
6. 受注者は、防根シートの施工については、防根シートの破損がないことを確認し、隙間や折れないように施工しなければならない。
7. 受注者は、養生柵の施工については、設計図書によるほか、第4編 4-3-10-6 柵工の規定による。
8. 受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱の取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かないよう結束するものとする。

#### 4-2-3-10 樹名板工

樹名板工の施工については、第4編4-2-3-1一般事項の規定による。

#### 4-2-3-11 根囲い保護工

受注者は、根囲い保護の施工については、設計図書によらなければならない。

#### 4-2-3-12 芝生保護工

1. 芝生保護工で称する芝生プロテクターの種類及び規格は、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、芝生プロテクターの施工については、設計図書によらなければならない。

#### 4-2-3-13 壁面緑化施設工

1. 壁面緑化フェンス、壁面緑化パネル、登はん補助資材で使用する材料及び規格は、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、壁面緑化フェンスの施工については、設計図書によるものとするほか、第4編 4-3-10-6 柵工の規定による。
3. 受注者は、壁面緑化パネルの施工については、設計図書による。
4. 受注者は、登はん補助資材の施工については、設計図書による。
5. 受注者は、壁面緑化設備の施工については、設計図書による。なお、特に定めのない事項については公共建築標準仕様書（機械衛生設備工事編、電気設備工事編）の規定による。

### 第4節 移植工

#### 4-2-4-1 一般事項

1. 本節は、移植工として根回し工、高木移植工、根株移植工、中低木移植工、地被類移植工、樹木養生工、樹名板工、根囲い保護工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、植付けや掘取りに機械を使用する場合は、植栽地や苗圃を締め固めないように施工しなければならない。
3. 受注者は、掘取り終了後直ちに埋戻し、旧地形に復旧しなければならない。
4. 受注者は、樹木の仮植えを行う場合については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、樹木の運搬に当たり枝幹等の損傷、鉢崩れ等がないよう十分に保護養生を行わなければならない。  
また、樹木の掘取り、荷造り及び運搬は1日の植付け量を考慮し、迅速かつ入念に行わなければならない。

なお、樹木、株物、その他植物材料であって、やむを得ない理由で当日中に植栽出来ない分は、仮植えるか又は、根部を覆土するとともに、樹木全体をシート等で被覆して、乾燥や凍結を防ぎ、品質管理に万全を期さなければならない。

6. 受注者は、樹木の吊り上げについては、保護材で幹を保護するだけでなく、根鉢も保護しなければならない。
7. 受注者は、植栽帯盛土の施工に当たり、ローラ等で転圧し、客土の施工は客土を敷均した後、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
8. 受注者は、植樹施工に当たり、設計図書及び監督職員の指示する位置に樹木類の鉢に応じて、植穴を掘り、瓦れきなどの生育に有害な雑物を取り除き、植穴の底部は耕して植付けなければならない。
9. 受注者は、植栽地の土壌に問題があった場合は監督職員に速やかに連絡し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。  
また、蒸散抑制剤を使用する場合には、使用剤及び使用方法について、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
10. 受注者は、植穴の掘削については、湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し指示を受けなければならない。
11. 受注者は植え付けに当たっては、以下の各規定による。
  - (1) 受注者は、植え付けについては、地下埋設物に損傷を与えないように特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急復旧を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。  
なお、修復に関しては、受注者の負担で行わなければならない。
  - (2) 植穴掘削は、植栽しようとする樹木に応じて余裕のある植穴を掘り、瓦れき、不良土等生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植え付けなければならない。
  - (3) 樹木立込みは、根鉢の高さを根の付け根の最上端が土に隠れる程度に間土等を用いて調整するが、深植えは絶対に避けなければならない。また、現場に応じて見栄えよく、また樹木の表裏をよく見極めたうえ植穴の中心に植付けなければならない。
  - (4) 寄植及び株物植付けは既存樹目の配置を考慮して全般に過不足のないよう配植しなければならない。
  - (5) 受注者は植え付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥、鉢崩れを防止しなければならない。
  - (6) 受注者は、水ぎめについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し、木の棒等でつつくなど、根の回りに間隙の生じないよう土を流入させなければならない。
  - (7) 受注者は、埋め戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って十分かん水して仕上げなければならない。  
なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽する。
  - (8) 受注者は、施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。
  - (9) 受注者は、支柱の配置について、ぐらつきのないよう設置しなければならない。樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かないよう結束するものとする。
  - (10) 受注者は、樹名板の設置について、添木及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
  - (11) 底部が粘土を主体とした滞水性の地質の場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (12) 受注者は、幹巻きする場合は、こも又は、わらを使用する場合、わら縄又は、シュロ縄で巻き上げるものとし、天然繊維材を使用する場合は天然繊維材を重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。
  - (13) 受注者は、施肥、かん水の施工に当たり、施工前に施工箇所の状況を調査するとともに、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、速やかに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (14) 受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やごみ等を取り除いたり、きれいに除草しなければならない。
  - (15) 受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用するこ

とし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。

なお、肥料のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。

#### 4-2-4-2 材料

移植工の材料については、植物材料については、設計図書によるものとし、それ以外については、第4編4-2-3-2材料の規定による。

#### 4-2-4-3 根回し工

1. 受注者は、根回しの施工については、樹種及び移植予定時期を充分考慮して行うとともに、一部の太根は切断せず、適切な幅で形成層まで環状剥皮を行わなければならない。
2. 受注者は、根鉢の周りを埋戻し、十分なかん水を行わなければならない。
3. 受注者は、根回しの施工については、必要に応じて枝透かし、摘葉のほか支柱の取付けを行わなければならない。

#### 4-2-4-4 高木移植工

1. 高木移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第4編4-2-3-3高木植栽工の規定による。
2. 受注者は、樹木の移植については、樹木の掘取りに先立ち、必要に応じて、仮支柱を取付け、時期及び土質、樹種、樹木の生育の状態を考慮して枝葉を適度に切詰め、又は枝透かし、摘葉を行わなければならない。
3. 受注者は、鉢を付ける必要のない樹種については、鉢よりも大きめに掘り下げた後、根の割れ、傷の部分で切り返しを行い、細根が十分に付くように掘取らなければならない。  
なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
4. 受注者は、鉢を付ける必要のある樹種については、樹木に応じた根鉢径の大きさに垂直に掘り下げ、底部は丸味をつけて掘取らなければならない。
5. 受注者は、樹木の根巻きを行う前に、あらかじめ根の切り返しを行い、わら縄で根を堅固に巻付け、土質又は根の状態によっては、こもその他の材料で養生した後、巻付けなければならない。
6. 受注者は、特殊機械掘取、特殊機械運搬の機種及び工法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-2-4-5 根株移植工

1. 受注者は、根株移植工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第4編4-2-4-4高木移植工の規定による。
  - (1) 根株移植工は、森づくりの視点で早期に自然的で安定した樹林構成を図るため、成木のみならず森を構成する林床のかん木、草本類をはじめ、表土、土壌微生物、小動物及び埋土種子といった多様な生物生体的可能性を根株とともにセットで移植しようとする、自然植生の生態復元の工法であり、受注者は、本工法の趣旨を踏まえて施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、根株の移植先については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、根株の掘取りにについては、表土の乾燥した時期は避けるものとする。また根の損失を最小限にするため、丁寧に掘取るとともに掘取り後の太根は、鋭利な刃物で切断しなければならない。
3. 受注者は、根株の根部の細根や根株にまつわる草本類の根茎の取り払いについては、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、根株の材料の採取地、樹種及び規格については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
5. 受注者は、根株の材料については、設計図書に示す樹林地から、病虫害がなく良好に生育している樹木を採取しなければならない。また、搬出路の条件である勾配、搬出距離にも配慮し選定しなければならない。
6. 受注者は、根株の規格については、根元径の寸法とし、株立ちのものは、おのおのの根元径の総

和の70%の根元径としなければならない。

#### 4-2-4-6 中低木移植工

中低木移植工の施工については、第4編4-2-4-4高木移植工の規定による。

#### 4-2-4-7 地被類移植工

地被類移植工の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第4編4-2-3-6地被類植栽工の規定による。

#### 4-2-4-8 樹木養生工

樹木養生工の施工については、第4編4-2-3-9樹木養生工の規定による。

#### 4-2-4-9 樹名板工

樹名板工の施工については、第4編4-2-3-10樹名板工の規定による。

#### 4-2-4-10 根囲い保護工

根囲い保護工の施工については、第4編4-2-3-11根囲い保護工の規定による。

### 第5節 樹木整姿工

#### 4-2-5-1 一般事項

1. 本節は、樹木整姿工として高中木整姿工、低木整姿工、樹勢回復工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、対象となる植物の特性、樹木整姿の目的及び樹木整姿が対象植物に及ぼす影響の度合いを十分理解した上で施工しなければならない。
3. 受注者は、発生する剪定枝葉、残材については、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

#### 4-2-5-2 材料

1. 樹木整姿工に使用する材料については、下記の事項に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 充填材の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (2) 防腐剤の種類及び材質は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-2-5-3 高中木整姿工

1. 高中木整姿工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業をもって、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
  - (2) 受注者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業をもって、切詰め、枝抜きを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈込み作業で、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法によって行わなければならない。
2. 剪定の施工については、主として剪定すべき枝は、以下の各号の規定による。
  - (1) 枯枝
  - (2) 成長の止まった弱小な枝（弱小枝）
  - (3) 著しく病虫害に侵されている枝（病虫害枝）
  - (4) 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）
  - (5) 折損によって危険をきたすおそれのある枝（危険枝）
  - (6) 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上不必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴吹き、徒長枝、絡み枝、懐

枝、立枝)

3. 剪定の方法については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、公園樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
- (2) 受注者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定しなければならない。
- (3) 受注者は、太枝の剪定は切断箇所が剥がれないよう、切断予定箇所の数10cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くした上、切り返しを行い切除しなければならない。また、太枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- (4) 受注者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、枝垂れ物については内芽で切るものとする。
- (5) 受注者は、樹冠外に飛び出した枝切りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切取らなければならない。
- (6) 受注者は、枝が混み過ぎた部分の中透かしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝の付け根から切取らなければならない。
- (7) 受注者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

#### 4-2-5-4 低木整姿工

1. 受注者は、低木整姿工の施工については、下記の事項により施工するものとし、記載のないものについては、第4編 4-2-5-3 高木整姿工の規定による。
2. 受注者は、枝の密生した箇所は中透かしを行い、目標とする樹冠を想定して樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈込まなければならない。
3. 受注者は、裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込まなければならない。また、萌芽力の弱い針葉樹については弱く刈込んで、萌芽力を損なわないよう、樹種の特性に依り、十分注意しながら芽摘みを行わなければならない。
4. 受注者は、大刈込みは、各樹種の生育状態に依り、目標とする刈り高にそろよう、刈込まなければならない。また、植込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないように注意し、作業終了後は枝条が元に戻るような処置を行わなければならない。

#### 4-2-5-5 樹勢回復工

1. 受注者は、樹勢回復の施工については設計図書によるものとするが、特に施工時期、施工方法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
2. 樹木修復の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、樹木修復については、修復の時期、種類及び方法については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
  - (2) 受注者は、樹木の樹皮部及び木部の枯死、腐朽、病患、傷の部分は必要に応じて削って除かななければならない。また、害虫が侵入してきている部分は、幼虫の駆除を完全に行わなければならない。
  - (3) 受注者は、樹木の腐朽部を除去した場合は、腐朽菌や害虫を駆除するために必要に応じて殺菌剤や燻蒸剤を塗布又はくん蒸して消毒しなければならない。
  - (4) 受注者は、除去した腐朽部には、充填後に変化して障害を出さない材料で、傷口と充填材の間から雨水が浸透しないよう充填し、樹木と傷口の形状に合わせて成形しなければならない。
  - (5) 受注者は、腐朽部が大きい場合は、回復された表面に崩壊、剥離が生じないように補強材で補強しなければならない。
  - (6) 受注者は、患部の治療を終えるとき、充填剤の仕上げ面は周囲の形成層より内部に仕上げ、術後形成層の発育を阻害しないようにしなければならない。
  - (7) 受注者は、施工後の樹木の傷が安定するまで、樹木に支柱やロープで補強対策を行わなければならない。



### 第3章 施設整備

#### 第1節 適用

1. 本章は、自然公園等工事（自然公園編）における給水設備工、雨水排水設備工、汚水排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、修景施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、建築施設組立設置工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、運搬工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編第1章第10節構造物撤去工の規定による。
3. 公園施設等撤去・移設工は、第3編第1章第11節公園施設等撤去・移設工の規定による。
4. 仮設工は、第3編第1章第12節仮設工の規定による。
5. 運搬工は、第3編第1章第13節運搬工の規定による。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編自然公園等工事共通編の規定による。

#### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

環境省	自然公園等施設技術指針
国土交通省	都市公園移動等円滑化基準
国土交通省	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】
日本公園緑地協会	ユニバーサルデザインによるみんなのための公園づくり
	都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの解説
国土技術政策総合研究所	防災公園計画・設計ガイドライン（案）（改訂版）
日本下水道協会	下水道施設計画・設計指針と解説
日本電気協会	内線規程
日本道路協会	道路土工一施工指針
日本道路協会	道路土工一排水工指針
全日本建設技術協会	土木構造物標準設計第2巻
日本道路協会	アスファルト舗装工事共通仕様書解説
インターロッキングブロック協会	インターロッキングブロック舗装設計施工要領
日本道路協会	視覚障害者用誘導ブロック設置指針・同解説
日本道路協会	舗装再生便覧
日本道路協会	舗装調査・試験法便覧
日本道路協会	道路照明施設設置基準・同解説
日本道路協会	視線誘導標設置基準・同解説
日本道路協会	道路反射鏡設置指針
国土交通省	防護柵の設置基準の改定について
日本道路協会	防護柵の設置基準・同解説
日本道路協会	道路標識設置基準・同解説
建設省	道路附属物の基礎について
日本道路協会	駐車場設計・施工指針・同解説
全日本建設技術協会	土木工事安全施工技術指針
日本道路協会	立体横断施設技術基準・同解説
日本道路協会	アスファルト混合所便覧
日本道路協会	透水性舗装ガイドブック
日本道路協会	舗装施工便覧
日本道路協会	舗装の構造に関する技術基準・同解説
日本道路協会	舗装設計施工指針
日本道路協会	自転車道等の設計基準解説
土木学会	舗装標準示方書
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針

## 第4編 自然公園編 第3章 施設整備

国土交通省  
建設省

アルカリ骨材反応抑制対策について  
コンクリート中の塩化物総量規制について

### 第3節 給水設備工

#### 4-3-3-1 一般事項

1. 本節は、給水設備工として水栓類取付工、貯水施設工、循環設備工、散水施設工、消火栓工、給水設備修繕工、作業土工、給水管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。

#### 4-3-3-2 材料

1. 給水設備工の材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS	A	5314	(ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)
JIS	B	2011	(青銅弁)
JIS	B	2051	(可鍛鋳鉄弁及びダクタイル鋳鉄弁)
JIS	B	2061	(給水栓)
JIS	B	2062	(水道用仕切弁)
JIS	B	2220	(鋼製管フランジ)
JIS	B	2301	(ねじ込み式可鍛鋳鉄製管継手)
JIS	B	2302	(ねじ込み式鋼管製管継手)
JIS	B	2311	(一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2312	(配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2313	(配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2316	(配管用鋼製差込み溶接式管継手)
JIS	B	2352	(ベローズ形伸縮管継手)
JIS	B	8302	(ポンプ吐出し量測定方法)
JIS	B	8313	(小形渦巻ポンプ)
JIS	B	8319	(小形多段遠心ポンプ)
JIS	B	8322	(両吸込渦巻ポンプ)
JIS	B	8323	(水封式真空ポンプ)
JIS	B	8331	(多翼送風機)
JIS	B	8372-1	(空気圧-空気圧用減圧弁-第1部：供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項)
JIS	G	3443	(水輸送用塗覆装鋼管)
JIS	G	3448	(一般配管用ステンレス鋼管)
JIS	G	3491	(水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)
JIS	G	5526	(ダクタイル鋳鉄管)
JIS	G	5527	(ダクタイル鋳鉄異形管)
JIS	K	1450	(水道用硫酸アルミニウム(水道用硫酸ばんど))
JIS	K	6353	(水道用ゴム)
JIS	K	6742	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS	K	6743	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6762	(水道用ポリエチレン二層管)

2. 給水設備工の材料は、JWWA（日本水道協会）の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JWWA	B	108	(水道用止水栓)
JWWA	B	120	(水道用ソフトシール仕切弁)
JWWA	G	112	(水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装)
JWWA	G	113	(水道用ダクタイル鋳鉄管)
JWWA	G	114	(水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
JWWA	G	115	(水道用ステンレス鋼管)
JWWA	G	116	(水道用ステンレス鋼管継手)
JWWA	G	117	(水道用塗覆装鋼管)
JWWA	H	101	(水道用銅管)
JWWA	K	116	(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)

## 第4編 自然公園編 第3章 施設整備

JWWA	K	127	(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)
JWWA	K	128	(水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JWWA	K	129	(水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管)
JWWA	K	130	(水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JWWA	K	131	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管のダクタイ鋳鉄異形管)
JWWA	K	132	(水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
JWWA	K	140	(水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)

3. 量水器は、計量法(平成26年6月改正 法律第69号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。

なお、特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。

- (1) 口径13のものは、単箱型接線流羽根車式(乾式直読)とする。
  - (2) 口径20以上40以下のものは、複箱型接線流羽根車式(乾式直読)で脈動水量指針逆転式のものとする。
  - (3) 口径50以上のものは、湿式たて型軸流羽根車式(液封直読) 又はたて型軸流羽根車式(乾式直読)とする。
4. 受注者は、給水設備の施工に使用する材料については、施工前に品質、機能を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 4-3-3-3 水栓類取付工

1. 受注者は、メーターボックスの施工については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。
2. 止水栓及び不凍水栓の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、止水栓ボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、地盤の悪い場所での施工については、沈下のないように十分基礎を締固めておかななければならない。
  - (3) 受注者は、止水栓及び不凍水栓の取付けについては、必ず開閉を行い、支障のないことを確かめてから閉止しておかななければならない。
3. 止水栓ボックスの設置については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、通行に支障のない場所に設置する場合は、地面より高めに、通行に支障がある場合は、地面と同一の高さになるよう施工しなければならない。また、建込みボルトの締付けも確認しなければならない。
  - (2) 受注者は、止水栓ボックスの設置については、スピンドルが折れないように、堅固に取付けなければならない。
4. 受注者は、ボックス類高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 4-3-3-4 貯水施設工

1. 飲料水を貯留する貯留施設の場合は、建築基準法第36条、建築基準法施行令第129条の2の5及び同条に基づく告示の定める規定による。
2. 貯水施設にマンホールを使用する場合は、第4編4-3-4-8集水桝・マンホール工の規定による。
3. 貯水施設にプレキャストカルバート、プレキャストボックス、プレキャストパイプを使用する場合は、第3編3-1-3-28プレキャストカルバート工の規定による。
4. 床掘り、埋戻しを行う場合は、第3編3-1-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
5. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
6. 受注者は、基礎材の敷均し及び締固めについては、支持力が均等となり、かつ不陸が生じないように施工しなければならない。
7. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規

定による。

8. 受注者は、貯水施設の水密性の保持を勘案し、コンクリートの打設後は特に十分な養生を行わなければならない。
9. 受注者は、貯水施設の設置については、設計図書に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直になるように施工しなければならない。
10. 受注者は、防水モルタルの施工については、設計図書によるものとし、貯水施設に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
11. 受注者は、貯水施設の埋戻しについては、流入管管底と流出管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、設計図書に示す埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しについては、貯水施設がコンクリート構造物以外の場合は、貯水施設内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。  
なお、貯水施設がコンクリート構造物の場合は、水締めの必要はないものとする。
12. 受注者は、通気孔の設置については、通気孔には耐食性のある防虫網を取付けなければならない。
13. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトが、コンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
14. 受注者は、貯水施設の養生後、貯留水が清水になるまで洗浄しなければならない。
15. 受注者は、貯水施設の施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、貯水施設を満水状態にしておかななければならない。
16. 受注者は、蓋高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-3-3-5 循環設備工

1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。  
なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。
2. 受注者は、機械室の施工については、設計図書によるものとし、基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
3. 貯水槽の施工については、第4編 4-3-3-4 貯水施設工の規定による。
4. 噴水装置、濾過装置、滅菌装置、循環設備の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
  - (1) 受注者は、施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  - (2) 受注者は、制作する機器類、実管スリーブ、オーバーフロー金物、ポンプピットストレーナーは、施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
  - (3) 受注者は、施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置も動作させ異常の有無を試験し、次いで各機器の自動又は連動運転を行い、異常の有無を試験しなければならない。
  - (4) 受注者は、噴水装置、滅菌装置、循環設備の各部を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い全体及び各部の状態について異常の有無を試験しなければならない。
  - (5) 受注者は、滅菌装置、循環設備が定常の使用状態に入った後、速やかに監督職員の指示により、必要な試験を実施し、試験成績表を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
5. ポンプの設置については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、ポンプの設置については、水準器により十分に芯出し調整を行わなければならない。また、動力ケーブル、制御ケーブルはポンプの吊り上げ、分解時に必要な長さを確保しなければならない。
  - (2) 受注者は、水中モートルポンプのケーブル接続については、ポンプピット内で行わなければならない。
6. 受注者は、機器搬入時に既設構造物を損傷することのないようにしなければならない。
7. 受注者は、バルブの設置については、設計図書に示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。

8. 受注者は、バルブボックスの施工については、設計図書に示す位置、高さに設置しなければならない。
9. 受注者は、配管の施工に先立ち、他の設備類及び機器との関連事項を詳細に検討し、勾配を考慮して、その位置を正確に決定しなければならない。
10. 配管材の接合については、以下の各号の規程による。
  - (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。
  - (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、ねじ加工機については、自動寸装置付きとしなければならない。また、ねじ加工に際しては、ねじゲージを使用して、JIS B 0203（管用テーパねじ）に規定するねじが適正に加工されているか確認しなければならない。
  - (4) 受注者は、ねじ山、管内部及び端面に付着している切削油、水分、ほこり等を十分に除去した後、おねじ部のみにおねじ接合材を塗布し、おねじ込まなければならない。
  - (5) 受注者は、フランジの接合については、適正材質、厚さのガスケットを使用し、ボルト及びナットを均等に片寄りなく締付けなければならない。
11. 受注者は、建物導入部配管で不同沈下のおそれがある場合は、特記により、標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領(一)）のフレキシブルジョイントを使用した方法で施工する。ただし、排水及び通気配管を除く。
12. 受注者は、鋼管、鋳鉄管及び鉛管に対するコーキング修理を行ってはならない。
13. 受注者は、制御盤の施工については、設計図書によるものとし、盤内の器具及び材料は、設計図書に関して監督職員の承諾を得たものとしなければならない。
14. 受注者は、循環設備工の接地工事については、第D種接地工事を施さなければならない。

#### 4-3-3-6 散水施設工

1. スプリンクラーの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、スプリンクラーボックスの中心に垂直に取付けなければならない。
  - (2) 受注者は、スプリンクラーボックスの蓋については、地面より高めになるよう施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、スプリンクラーの設置については、付近の土が混入しないようにしなければならない。
2. 受注者は、ミストの施工については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、ドリップパイプの施工については、折れ曲がり注意到布設しなければならない。
4. 受注者は、散水栓の設置については、散水栓ボックスの中心に取付けなければならない。
5. 受注者は、散水栓高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-3-3-7 消火栓工

1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。

なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第5編給排水衛生設備工事の規定による。
2. 受注者は、消火栓高さの調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-3-3-8 給水設備修繕工

給水設備修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-3-3-9 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-3-3-10 給水管路工

1. 受注者は、給水管の施工については、下記の事項により施工するものとする。  
 なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上、施工しなければならない。  
 (1) 受注者は、各種管類の曲部には曲部用継手を用いなければならない。  
 なお、布設路線に障害物がある場合は、曲管を使用することとし、直管をずらすことによって障害物をかわしてはならない。  
 (2) 受注者は、地下埋設物との交差や構造物を横断する箇所は、必要に応じてさや管やコンクリートで防護しなくてはならない。  
 (3) 受注者は、電話、電力、照明設備ケーブルと平行又は交差する場合は、30cm以上の間隔を置き、布テープにより防護しなくてはならない。  
 (4) 受注者は、給水管が電食又は酸・アルカリによって腐食するおそれのある場所での布設については、耐食性の給水管を使用しなければならない。  
 (5) 受注者は、給水管の曲管部又は管末部で、接合箇所が離脱するおそれがある場合は、離脱防止継手を用いるか、コンクリートで保護しなければならない。  
 (6) 受注者は、不等沈下が生じるおそれのある箇所には、有効な伸縮継手を用いなければならない。  
 (7) 受注者は、漏水のないように施工しなければならない。  
 (8) 受注者は、布設する給水管の周囲を埋戻し、十分転圧しなければならない。  
 なお、給水管、給水設備、ボックス類に損傷、沈下、移動を与えないように布設しなければならない。
2. 受注者は、給水管の布設については、境界杭、道路標識、ベンチマーク、水が汚染されるおそれのある箇所に近接して布設しないようにしなければならない。
3. 受注者は、ポリエチレン管の布設については、温度差による膨張、収縮を考慮して蛇行配管としなければならない。また、コイル巻きによるねじれ、湾曲、癖があるため器具の傾斜が生じやすいので、器具前後の管は、徐々にねじれを解いて布設しなければならない。
4. 铸铁管類の布設については、以下の各号の規定による。  
 (1) 受注者は、勾配のある場所に施工する場合は、受口を上り勾配に向けて布設しなければならない。  
 なお、将来の維持管理に備えて、管及び異形管の表示記号は上部にして布設しなければならない。  
 (2) 受注者は、切断又は変形した材料を使用してはならない。また、異形管の切断、変形は行ってはならない。
5. 硬質ポリ塩化ビニル管の布設については、以下の各号の規定による。  
 (1) 受注者は、曲げ配管が必要な場合は、エルボ又はベンドを用いて配管しなければならない。  
 (2) 受注者は、ガソリン、クレオソート、塗料といった有機溶剤を含むものに浸食されるおそれのある場所へ布設してはならない。
6. 給水管の接合については、以下の各号の規定による。  
 (1) 受注者は、管の接合に先立ち、その内部を点検し、その管内に異物がないことを確かめ、切りくず、ごみ等を十分除去してから接合しなければならない。  
 (2) 受注者は、配管材の接合については、すべてその断面が変形しないよう管軸心に対して直角に切断し、その切り口は平滑に仕上げなければならない。  
 (3) 受注者は、配管の施工を一時休止する場合は、管内に異物が入らないように養生しなければならない。
7. 受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。
8. 受注者は、鉛管と铸铁管を接合する場合は、LY継手と铸铁管をメカニカル接合し、鉛管を拡管してボルト及びナットで締付けて接合しなければならない。また、鉛管と鋼管を接合する場合は、黄銅製はんだ付用ニップルを使用しなければならない。
9. 受注者は、ビニルライニング鋼管の接合については、樹脂コーティング管防食管継手を用いて接合しなければならない。
10. 受注者は、硬質ポリ塩化ビニル管類の接合については、硬質ポリ塩化ビニル管用接着剤及び継

手類を用いて接合しなければならない。

11. 受注者は、ダクタイトル鋳鉄管の接合については、メカニカル継手、タイトン継手、又はフランジ継手を用いて接合しなければならない。
12. 受注者は、給水管埋設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。
13. 受注者は、給水管の布設後、必要に応じて水圧試験、通水試験、ポンプの試験を、監督職員の立会のもとで行わなければならない。  
なお、それぞれの試験の内容については、設計図書によらなければならない。

#### 第4節 雨水排水設備工

##### 4-3-4-1 一般事項

1. 本節は、雨水排水設備工として調整池工、貯留施設工、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、雨水排水設備工の施工に当たっては、「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」（日本道路協会）の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 受注者は、作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、公園水路工の施工については、降雨、融雪によって路面あるいは斜面から園路及び広場に流入する地表水、隣接地から浸透してくる地下水及び地下水面から上昇してくる地下水を良好に排出するよう施工しなければならない。

##### 4-3-4-2 材料

1. 雨水排水設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS	A	5361	(プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)
JIS	A	5364	(プレキャストコンクリート製品ー性能試験方法通則)
JIS	A	5365	(プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)
JIS	A	5371	(プレキャスト無筋コンクリート製品)
JIS	A	5372	(プレキャスト鉄筋コンクリート製品)
JIS	A	5373	(プレキャストプレストレストコンクリート製品)
JIS	A	5506	(下水道用マンホールふた)
JIS	G	3470	(コルゲートセクション)
JIS	G	3471	(コルゲートパイプ)
JIS	K	6739	(排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6741	(硬質ポリ塩化ビニル管)

2. 管類及びフィルター材の種類、規格については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、雨水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

##### 4-3-4-3 調整池工

1. 周囲小堤の法面整形作業については、第4編 4-1-3-8 法面整形工の規定による。
2. 周囲小堤の法面作業については、第4編 4-1-6-6 法枠工の規定による。
3. 周囲小堤に擁壁を使用する場合は、第4編 4-1-8-4 場所打擁壁工、第4編 1-8-5 プレキャスト擁壁工の規定による。
4. 周囲小堤に石積を使用する場合は、第4編 4-1-8-8 石積工の規定による。
5. 受注者は、余水吐及び放流施設の施工については、余水吐及び放流施設の高さ及び水抜き孔と周囲小堤との通水性、並びに排水管との接合に支障のないよう、設計図書に示す位置、高さに施工し、水平、鉛直となるように据付けなければならない。

##### 4-3-4-4 貯留施設工

1. 貯留施設の施工については、第4編 4-3-3-4 貯水施設工、第4編 4-3-4-3 調整池工の規定による。

2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 受注者は、貯留施設の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

#### 4-3-4-5 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-3-4-6 側溝工

1. 側溝工の施工については、第3編3-1-3-29側溝工の規定による。
2. 受注者は、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
3. 受注者は、L型側溝、現場打L型側溝、プレキャストU型側溝、現場打側溝、プレキャスト皿型側溝、コルゲートフリーム、自由勾配側溝、特殊円形側溝の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
4. 受注者は、現場打L型側溝の施工については、側溝の表面の締固めたコンクリートが半乾きの状態の時にコテを使用し、かつ、突端部は面ゴテを使用して仕上げなければならない。
5. 受注者は、現場打側溝については、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
6. 管（函）渠型側溝の施工については、第4編4-1-9-5プレキャストカルバート工の規定による。
7. コルゲートフリームの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、コルゲートフリームの布設に当たって、予期できなかった砂質土又は軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (2) 受注者は、コルゲートフリームの組立てに当たっては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、フリーム断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。  
また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、コルゲートフリームの布設条件（地盤条件・出来形等）については設計図書によるものとし、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8. 受注者は、自由勾配側溝の底版コンクリート打設については、設計図書に示すコンクリート厚さとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
9. 公園素掘側溝の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、公園素掘側溝の施工に当たり、掘削（切土）面は緩んだ転石、岩塊等は、整形した法面の安定のため取り除かなければならない。盛土面は法面の崩壊が起こらないように締固めを行わなければならない。また、底面は滑らかで一様な勾配となるよう施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、公園素掘側溝に張芝を施す場合、第4編4-2-3-6地被類植栽工2.芝の植付けの規定による。
10. 受注者は、側溝蓋の設置については、側溝本体及び路面と段差が生じないよう平坦に施工しなければならない。
11. U形側溝小口止めの施工については、設計図書によらなければならない。
12. 受注者は、側溝高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。
13. 丸太側溝の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、丸太を間隙のないように並べ、丸太と丸太を釘、ボルト等で固定しなければならない。
  - (2) 受注者は、できるだけ側溝形状に近い床堀を行うように努め、路面水等が側溝の表面に流入す



るよう仕上げを充分に行わなければならない。

14. 受注者は、石張側溝の施工については、第3編 3-1-5-5 石積（張）工の規定による。

#### 4-3-4-7 管渠工

1. 受注者は、現地の状況により設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 管渠工の施工については、第3編 3-1-3-28 プレキャストカルバート工の規定による。
3. 受注者は、継目部の施工については、付着、水密性を保つように施工しなければならない。
4. 受注者は、管渠工の施工については、管渠の種類と埋設形式（突出型、溝型）の関係を損なうことのないようにするとともに、基礎は支持力が均等となるように、かつ不陸が生じないようにしなければならない。
5. 受注者は、ソケット付の管の布設については、上流側又は高い側にソケットを向けなければならない。
6. 受注者は、管布設工の施工については、基礎の上に通リよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にコンクリート又は、固練りモルタルを充填し、空隙が生じないように施工しなければならない。
7. 受注者は、管の一部を切断する必要がある場合は、切断によって使用部分に損傷が生じないように施工しなければならない。
8. コルゲートパイプの布設については、以下の各号の規程によるものとする。
  - (1) 布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土又は砂とする。
  - (2) コルゲートパイプの組立ては、上流側又は高い側のセクションを下流側又は低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。  
なお、埋戻し後ボルトの緊結状態を点検し、緩んでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
  - (3) 受注者は、プレキャストボックスカルバートの縦締め施工については、「道路土工—カルバート工指針7-2(2)2)敷設工」（日本道路協会）の規定による。  
これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
9. 副管及び接続ソケットの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、接合部の仕上げについては、管の損傷、漏水のないよう特に入念に仕上げ、管の通りについて確認し、埋戻さなければならない。
  - (2) 受注者は、布設勾配については、中だるみのないように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、接合材が管の内面にはみ出していないか確認しなければならない。
  - (4) 受注者は、接合材が十分硬化するまでは、無理な荷重を加えてはならない。また、埋戻しは十分硬化していることを確認し、丁寧に行うとともに入念に締固めなければならない。
  - (5) 受注者は、本管ソケット部と取付口に簡単な遣形を設け、一直線に下流側から施工しなければならない。
10. 受注者は、立体網状管の施工については、設計図書によらなければならない。
11. 受注者は、管閉塞の施工については、設計図書によらなければならない。
12. 受注者は、管口フィルターの施工については、フィルターの破損がないことを確認し、隙間や折れのないように施工しなければならない。

#### 4-3-4-8 集水柵・マンホール工

1. 集水柵の施工については、第3編 3-1-3-30 集水柵工の規定による。
2. 集水柵・マンホール工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工については、基礎について支持力が均等となるように、かつ不陸を生じないようにしなければならない。
  - (2) 受注者は、側溝工及び管渠工との接続部は漏水が生じないように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、集水柵及びマンホール工の施工について、路面との高さの調整が必要な場合は、設

計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。

3. 受注者は、柵に接合する取付管の管口仕上げについては、上部塊類を設置する前に接着剤が管の内面に突出していないか確認した後、塊類を設置しなければならない。
4. 受注者は、柵高さ調整及びマンホール高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-3-4-9 地下排水工

1. 受注者は、地下排水工の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。  
なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。
2. 受注者は、排水管を設置した後のフィルター材は、設計図書による材料を用いて施工するものとし、目詰まり、有孔管の穴が詰まらないよう埋戻ししなければならない。
3. 受注者は、有孔ヒューム管、有孔塩化ビニル管、透水コンクリート管、化学繊維系管の施工については、基礎を突固めた後、管類、フィルター材を設置しなければならない。

#### 4-3-4-10 公園水路工

1. 受注者は、公園水路工の施工については、設計図書によらなければならない。  
なお、現地の状況により、設計図書に示された水路勾配により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、下流側又は低い側から設置するとともに、底面は滑らかで一様な勾配になるように施工しなければならない。
2. 受注者は、プレキャスト水路の施工については、基礎は不等沈下を起こさないように、また不陸を生じないように施工しなければならない。
3. 受注者は、水路蓋の設置については、路面又は水路との段差が生じないように施工しなければならない。

### 第5節 汚水排水設備工

#### 4-3-5-1 一般事項

本節は、汚水排水設備工として作業土工、管渠工、汚水柵・マンホール工、浄化槽工その他これらに類する工種について定める。

#### 4-3-5-2 材料

1. 汚水排水設備工に使用する材料は次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS	A	5361	(プレキャストコンクリート製品ー種類、製品の呼び方及び表示の通則)
JIS	A	5364	(プレキャストコンクリート製品ー性能試験方法通則)
JIS	A	5365	(プレキャストコンクリート製品ー検査方法通則)
JIS	G	3470	(コルゲートセクション)
JIS	G	3471	(コルゲートパイプ)
JIS	K	6739	(排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6741	(硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS	K	6743	(水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6777	(耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手)
JIS	K	6741	(硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS	K	6776	(耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管)
JIS	R	1201	(陶管)
JIS	G	3459	(配管用ステンレス鋼管)
JIS	G	3448	(一般配管用ステンレス鋼管)
JIS	G	3452	(配管用炭素鋼管)
JIS	B	2312	(配管用鋼製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2313	(配管用鋼板製突合せ溶接式管継手)
JIS	B	2301	(ねじ込み式可鍛鉄製管継手)
JIS	B	2302	(ねじ込み式鋼管製管継手)
JIS	B	2011	(青銅弁)

JIS B 2031 (ねずみ鋳鉄弁)  
JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)

2. 受注者は、汚水排水設備工の施工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

#### 4-3-5-3 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-3-5-4 管渠工

管渠工の施工については、第4編4-3-4-7管渠工の規定による。

#### 4-3-5-5 汚水枡・マンホール工

1. 汚水枡・マンホール工の施工については、第4編4-3-4-8集水枡・マンホール工の規定による。
2. 汚水枡及びマンホールのインバートの施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、管接続部、底部及び側壁部より漏水のないよう施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、枡及びマンホールの底部の施工については、コンクリートで半円形にし、水がたまらないように勾配を付け、表面が滑らかになるように仕上げなければならない。

#### 4-3-5-6 浄化槽工

1. 浄化槽の施工については、建築基準法及び水質汚濁防止法、浄化槽法に基づく法令のほか、特定行政庁の定める条例の規定による。
2. 受注者は、基礎の施工については、床掘り完了後、割ぐり石基礎には割ぐり石に切込砂利及び砕石といった間隙充填材を加え、締固めながら仕上げなければならない。
3. 基礎材の施工については、第4編4-3-3-4貯水施設工の規定による。
4. 均しコンクリート及びコンクリートの施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。
5. 受注者は、浄化槽の水密性の保持を勘案し、コンクリート打設後は、特に十分な養生を行わなければならない。
6. 受注者は、ユニット形浄化槽の設置については、設計図書の示す位置、高さに設置し、水平、鉛直となるように施工しなければならない。
7. 受注者は、浄化槽の埋戻しについては、流入管管底と放流管管底の深さを確かめ、正しく接続されていることを確認した後、埋戻しを行わなければならない。また、埋戻しは、槽内に半分程度注水した後行い、30 cmの層状に周辺を均等に突固め、水締めを行わなければならない。
8. 受注者は、ユニット形浄化槽の埋戻しについては、ユニット本体に鋭角な砕石が当たらないよう特に注意して施工しなければならない。
9. 受注者は、防水モルタルの施工については、設計図書によるものとし、浄化槽に外部から雨水が侵入しないよう施工しなければならない。
10. 受注者は、アンカーボルトの施工については、アンカーボルトがコンクリートの打込みにより移動しないよう設置しなければならない。
11. 浄化槽の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、浄化槽が定常の使用状態に入った後、速やかに流入水、処理水の水質分析、騒音測定等の必要な試験を実施し、試験成績表を監督職員に提出しなければならない。
  - (2) 受注者は、浄化槽の各槽を満水にし、各機器の能力を使用に適合するように調整した後、総合的な運転を行い、全体及び各部の状態について異常の有無を確認しなければならない。
  - (3) 受注者は浄化槽の施工完了後、各機器を単独手動運転し、制御装置を動作させ異常の有無を確認し、次に各機器の自動又は連動運転を行い異常の有無を確認しなければならない。
  - (4) 受注者は、施工完了後、清掃を行い、満水状態にして24時間放置し、漏水の有無を確認しなければならない。また、工事完了後は、ポンプ槽を除くすべての槽を満水状態としておかなければならない。

## 第6節 電気設備工

### 4-3-6-1 一般事項

1. 本節は、電気設備工として照明設備工、放送設備工、監視カメラ設置工、電気設備修繕工、作業土工、電線管路工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、電気通信設備工事共通仕様書の規定による。

### 4-3-6-2 材料

1. 電気設備工に使用する材料は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS	A	5361	(プレキャストコンクリート製品－種類、製品の呼び方及び表示の通則)
JIS	C	3401	(制御用ケーブル)
JIS	C	3605	(600V ポリエチレンケーブル)
JIS	C	3606	(高圧架橋ポリエチレンケーブル)
JIS	C	3653	(電力用ケーブルの地中埋設の施工方法－波付硬質合成樹脂管付属書1)
JIS	C	4620	(キュービクル式高圧受電設備)
JIS	C	8105	(照明器具－安全性要求事項～性能要求事項)
		－1～3	
JIS	C	8305	(鋼製電線管)
JIS	C	8380	(ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管)
JIS	C	8430	(硬質塩化ビニル電線管)
JIS	C	8411	(合成樹脂製可とう電線管)

2. 受注者は、電気設備工に使用する材料については、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 4-3-6-3 照明設備工

1. ハンドホールの施工については、第3編3-1-3-21 ハンドホール工の規定による。
2. 引込柱及び照明灯の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、建込み位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
  - (2) 受注者は、建込みについては、垂直に建込み、地際部には材質により必要に応じて防食テープを巻付けなければならない。
3. 受注者は、分電盤の施工については、ケーブル引込み部分にはシール材を十分詰めて、外部からの湿気の侵入を防がなければならない。
4. 受注者は、照明灯及び分電盤の器具、鉄箱といった金属部分の施工については、第D種接地工事により接地しなければならない。
5. 受注者は、照明灯の施工については、照明灯の内部で、ケーブル相互又はケーブルと電線とを接続する場合は、切り離しが可能な接続金物を使用しなければならない。
6. 受注者は、遮光板の施工については、十分に効果が得られるように設置しなければならない。
7. 受注者は、ハンドホール及び分電盤高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

### 4-3-6-4 放送設備工

放送設備工の施工については、第4編4-3-6-3照明設備工の規定による。

### 4-3-6-5 監視カメラ設置工

監視カメラ設置工の施工については、第4編4-3-6-3照明設備工の規定による。

### 4-3-6-6 電気設備修繕工

電気設備修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

4-3-6-7 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

4-3-6-8 電線管路工

1. 電線の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、引き入れに先立ち、電線管内を十分清掃し、電線は丁寧に引き入れ、管端口は電線を損傷しないように保護しなければならない。また、通線を行わない場合は、管端口には防水栓を差し込んでおかななければならない。
  - (2) 受注者は、要所、ハンドホール内及びその引込口、引出口近くでは電線に余裕を持たせなければならない。
  - (3) 受注者は、電線を曲げる場合は、被覆を痛めないように注意し、その屈曲半径は低圧ケーブルに当たっては、単心以外の場合は、仕上がり外径の6倍以上とし、単心の場合は、仕上がり 外径の8倍以上としなければならない。
2. 受注者は、電線及び電線管の施工については、ハンドホール内でのケーブル接続部分は、ケーブルハンガーに掛けて、ハンドホール底部に直接触れないよう取付けなければならない。
3. 受注者は、電線管の施工については、電線管の曲げ半径（内側内径とする）は、管内径の6倍以上とし、曲げ角度は90度を超えてはならない。
4. 受注者は、電線管理設時に埋設シート及び埋設標を敷設しなければならない。

第7節 園路広場整備工

4-3-7-1 一般事項

1. 本節は、園路広場整備工として舗装撤去工、舗装準備工、アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工、コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工、舗装仮復旧工、園路縁石工、区画線工、階段工、鎖場工、公園橋工、デッキ工、展望台工、視覚障害者誘導用ブロック工、作業土工、植樹ブロック工、園路広場修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、園路広場整備工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮し、正確に位置出しをしなければならない。
3. 受注者は、路盤の施工において、路床面又は下層路盤面に異常を発見したときは、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、路盤の施工に先立って、路床面の浮石、支障物を除去しなければならない。
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表4-3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

表 4-3-1 表面排水勾配

種別	勾配	摘要
園路、歩行者道路、自転車道	～1.0%	コンクリート、アスファルト、平板舗装類
広場	0.5～1.0%	平板、レンガ、タイル、砂、ダスト舗装類

6. 受注者は、転圧については、周辺の低い箇所から始め、高い中央部で仕上げ、縦方向、横方向交互に行わなければならない。
7. 受注者は、転圧については、開始から仕上げまで連続して行い、前に転圧した幅の1/2以上重ねて行わなければならない。
8. 受注者は、散水については、淡水を用いるものとし泥水を使用してはならない。
9. 施設の仕上げについては、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定による。
10. 受注者は、木材の施工については、見え掛り部分のかんな削り仕上げとし、とげ、ばり等がないように平滑に仕上げなければならない。

11. 受注者は、木材の継手の施工については、特に定めない限り、構造的に応力が低下しないよう配置に留意しなければならない。
12. 受注者は、木材のボルトを通す穴の施工については、使用するボルト径+3mm を超えてはならない。
13. 受注者は、木材の継手及び仕口について明示のない場合は、監督職員と協議しなければならない。
14. 受注者は、ボルトを隠すための埋木の施工については、接着剤で取れないように施工しなければならない。
15. 受注者は、木材の接合部については、特に堅固に施工しなければならない。
16. 受注者は、木材の大口径部材の背割りについては、特に定めない限り、深さは材の厚みの1/2とする。
17. 受注者は、木材の防腐・防虫加工について、焼丸太は、杉又は桧とし、側面及び天端を焼き、ワイヤブラシ等で表面を磨いたものとする。
18. 受注者は、防腐・防虫加工のために使用する薬品は、安全と認められているものを使用し、周辺環境に悪影響を及ぼすことのないよう、配慮しなければならない。
19. 受注者は、木材の施工については、特に定めない限り、板材を平置きで設置する場合は、木裏を上面に施工する。

#### 4-3-7-2 材料

1. 受注者は、園路広場整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「舗装調査・試験法便覧」（日本道路協会）の規格に基づき試験を実施する。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 路床盛土材は、第1編 1-2-4-4 路床盛土工の規定による。
4. アスファルト舗装工、排水性舗装工、透水性舗装工、アスファルト系舗装工で使用する材料については、第3編 3-1-6-3 アスファルト舗装の材料の規定による。
5. コンクリート系舗装工、土系舗装工、レンガ・タイル系舗装工、木系舗装工、樹脂系舗装工、石材系舗装工で使用する材料については、設計図書によるものとし、指定のない場合は第3編 3-1-6-3 アスファルト舗装の材料、3-1-6-4 コンクリート舗装の材料の規定による。
6. 園路縁石工、区画線工、階段工、公園橋工、デッキ工、視覚障害者誘導用ブロック工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。
7. 受注者は、クッション砂については、沈下量を一定にするため、同一現場内では、産地、粒度、含水率が同一のものを使用しなければならない。
8. 園路広場整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、園路広場整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 木材については、材質、含水量、防腐処理等について安全な材料を選択しなければならない。

#### 4-3-7-3 舗装撤去工

1. 受注者は、舗装版切断の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、舗装版粉碎の施工については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、路面切削の施工については、第3編 3-1-6-15 路面切削工の規定による。
4. 受注者は、殻運搬処理を行うに当たり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。

#### 4-3-7-4 舗装準備工

1. 受注者は、舗装準備工の施工については、第3編 3-1-6-5 舗装準備工の規定による。
2. 受注者は、不陸整正の施工については、路床面の支障物を除去し、所定の形状に仕上げなければならない。

ならない。

3. 受注者は、補足材の敷均し、締固めについては、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-5 アスファルト舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工の規定による。

#### 4-3-7-6 排水性舗装工

排水性舗装工の施工については、第3編3-1-6-9排水性舗装工の規定による。

#### 4-3-7-7 透水性舗装工

透水性舗装工の施工については、第3編3-1-6-10透水性舗装工の規定による。

#### 4-3-7-8 アスファルト系舗装工

アスファルト舗装工の施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-9排水性舗装工、第3編3-1-6-10透水性舗装工の規定による。

#### 4-3-7-9 コンクリート系舗装工

1. コンクリート系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. インターロッキング舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、クッション砂及び敷きモルタルについては、転圧後に設計図書に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
  - (2) 受注者は、ブロックの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
  - (3) 受注者は、ブロック相互のかみ合わせが良くなるように据付けなければならない。
  - (4) 目地の幅は、2～3mmを標準とする。
  - (5) 受注者は、目地ラインの修正をする場合は、角材、木槌を用い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
  - (6) 受注者は、ブロック舗装面の仕上げについては、振動締固め機により行わなければならない。
  - (7) 受注者は、締固めについては、ブロックの長手方向に対して行い、ブロックに損傷を与えないようにしなければならない。
  - (8) 受注者は、歩行に支障がないように、また降雨後に滞水がないように平坦に仕上げなければならない。
  - (9) 受注者は、目地詰めについては、乾燥した砂を舗装表面に散布した後、ほうき類で十分に詰めなければならない。

なお、目地詰めの不十分な箇所は、締固め機を併用して行うか、散水により施工しなければならない。
  - (10) 受注者は、舗装表面に残った目地砂については、清掃し取り除かななければならない。
3. 受注者は、透水性コンクリート舗装の施工については、設計図書によらなければならない。
4. 平板舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、設計図書に定めのない場合は、施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

なお、施工図は、舗装パターン、縁石、工作物との取合い及び伸縮目地を考慮し作成しなければならない。
  - (2) 受注者は、割り付けによって端数が生じた場合は、現場加工によって納まりよく仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、目地については、指定されたパターン及び目地幅によってゆがみなく仕上げなければならない。
  - (4) 受注者は、砂目地については、目地の幅は設計図書によるものとし、目地のないように張り立て後、直ちに砂（細目）を散布し、ほうき類で目地に充填しなければならない。
  - (5) 受注者は、据付けについては、設計図書に示す表面勾配が得られるように水系を張って正確

に行わなければならない。

#### 4-3-7-10 土系舗装工

1. 土系舗装工の路盤施工については、第3編 3-1-6-7 アスファルト舗装工及び第3編 3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. 土舗装工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、表層土については、均一に敷均し、締固めに適した含水比に保てるよう散水しながら、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、仕上がり面については、塊が残らないようにレーキでかき均さなければならない。
  - (3) 受注者は、表層土の表層仕上り厚が30mm以下の場合、路床又は下層土面をレーキで浅くかき均し、なじみよくした上で、敷均し、転圧しなければならない。
  - (4) 受注者は、化粧砂をまく場合、その厚さについては、設計図書によるものとし、転圧とブラッシングを繰り返して仕上げなければならない。
  - (5) 受注者は、表層安定剤を散布する場合、散布量は設計図書によるものとし、適度の散水を行いながら転圧しなければならない。
3. 芝舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、下層路盤のある場合は、下層面が損なわれないように客土を運搬、敷均し、設計図書に示す高さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、芝を張った後は、設計図書に示す目土を敷均し転圧の上、かん水しなければならない。
4. 耐踏圧性芝生舗装の施工については、芝舗装の規定によるものとするほか、以下の規定による。
  - (1) 耐踏圧性芝生舗装で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。
5. 砂舗装、石灰岩ダスト舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、砂舗装の砂と土砂については、よく混合した後、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (2) 受注者は、石灰岩ダスト舗装については、均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
  - (3) 受注者は、表層安定剤については、転圧後設計図書に示す量を散布し、必要に応じ適度の散水を行わなければならない。
6. 受注者は、不陸整正の施工については、第4章 4-3-7-4 舗装準備工の規定による。
7. 受注者は、土砂充填の施工については、第3編 3-1-3-3 作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-11 レンガ・タイル系舗装工

1. レンガ・タイル系舗装工の路盤施工については、第3編 3-1-6-7 アスファルト舗装工及び第3編 3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. レンガ舗装、タイル舗装の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、敷きモルタルの施工については、設計図書に示す厚さになるように、均一に敷均さなければならない。
  - (2) 受注者は、レンガ、タイルの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。
  - (3) レンガ、タイル舗装の化粧目地の幅、深さ及び目地モルタルの配合については設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-12 木系舗装工

1. 木系舗装工の路盤施工については、第3編 3-1-6-7 アスファルト舗装工及び第3編 3-1-6-12 コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、チップ舗装の施工については、設計図書によらなければならない。
3. 木レンガ舗装の施工については、以下の規定による。
  - (1) 受注者は、木レンガの据付けについては、設計図書に示す表面勾配及び目地ラインが得られるように施工しなければならない。



4. 受注者は、枕木舗装の施工については、設計図書によらなければならない。
5. 受注者は、木道の施工については、第4編4-3-7-20公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
6. 受注者は、棧道の施工については、第4編4-3-7-20公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-13 樹脂系舗装工

1. 樹脂系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 樹脂系舗装の表層の施工については、設計図書によらなければならない。
3. 受注者は、ゴムチップ舗装の施工については、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-14 石材系舗装工

1. 石材系舗装工の路盤施工については、第3編3-1-6-7アスファルト舗装工及び第3編3-1-6-12コンクリート舗装工の規定による。
2. 受注者は、碎石舗装の施工については、碎石を均一に敷均し、散水、転圧及び不陸整正を繰り返し、設計図書に示す高さ及び厚さに仕上げなければならない。
3. 平石張舗装、ごろた石張舗装、玉石張舗装、割板石張舗装、小舗石張舗装、切板石張舗装、延段、飛石の施工については、第3編3-1-9-7石仕上げ工の規定によるもののほか、石材系舗装のクッション砂及び敷きモルタルについては、設計図書に示す厚さになるように均一に敷均さなければならない。
4. 受注者は、石組・石積の施工については、第4編4-1-8-8石積工、第4編4-3-8-3石組工の規定による。
5. 受注者は、石充填の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
6. ふとんかごの施工については、第3編3-1-3-27羽口工の規定による。また、受注者は、水際での施工など特殊な施工については、施工方法を施工計画書に記載しなければならない。

#### 4-3-7-15 舗装仮復旧工

舗装仮復旧工の施工については、第4編4-3-7-4舗装準備工、第4編4-3-7-5アスファルト舗装工、第4編4-3-7-8アスファルト系舗装工、第4編4-3-7-9コンクリート系舗装工の規定による。

#### 4-3-7-16 園路縁石工

1. 園路縁石工の施工については、第3編3-1-3-5縁石工の規定によるもののほか、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、縁石ブロックについては、設置前に清掃し、基礎上に安定よく据付け、目地モルタルを充填しなければならない。
  - (2) 受注者は、縁石ブロックの目地幅及び目地モルタルの配合については、設計図書によらなければならない。
  - (3) 受注者は、現場打縁石については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによるほか、設計図書によらなければならない。
2. レンガ縁石、木縁石、見切材（仕切材）、石材縁石の施工については、設計意図を十分理解した上、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、石材については、指定寸法のできる限りすわりのよいものを選び、天端及び見切線はその見通線上に凹凸のないように注意して据付けなければならない。
  - (2) 受注者は、土ぎめの場合は、縁石の周囲を充分突固めながら、天端及び見切線の見通線がずれないように注意して据付けなければならない。
  - (3) 受注者は、石を大小取り混ぜて施工する場合は、バランスよく組合せなければならない。
  - (4) 受注者は、雑割石縁石の施工については、合端を馴染みよく合わせるように配慮しなければならない。
  - (5) 受注者は、施工中、モルタルによって石の表面を汚さないように配慮し、養生を行わなければならない。

ならない。

3. 受注者は、縁石高さ調整の施工については、設計図書に示された仕上がり高になるように施工しなければならない。

#### 4-3-7-17 区画線工

1. 区画線工の施工については、第3編3-1-3-9区画線工の規定による。
2. ロープ区画線及びロープ止めの施工については、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-18 階段工

1. 階段工の施工については、第3編3-1-3-22階段工の規定による。

#### 4-3-7-19 鎖場工

1. 受注者は、鎖場工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、地形の改変を避けるとともに、登山の危険を軽減するため、必要最小限の範囲で施工しなければならない。
  - (2) 受注者は、アンカーの施工については、第3編3-1-17-6アンカー工の規定による。
  - (3) 受注者は、アンカー及び鎖に用いる金具については、所定の機能と十分な強度を有し、有害な変形が生じないものを使用しなければならない。

#### 4-3-7-20 公園橋工

1. 受注者は、公園橋工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、現地の状況により設計図書に示された構造によりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (2) 橋台の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第3編第1章第9節施設仕上げ工、第4編4-3-3-4貯水施設工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
  - (3) 橋設置の施工については、設計図書によらなければならない。
  - (4) 受注者は、橋の設置に当たっては、設置時の部材の応力と変形等を十分検討し、その結果橋上部に対する悪影響がないことを確認しておかなければならない。
  - (5) 受注者は、地覆については、橋の横方向最短部に設置しなければならない。
  - (6) 受注者は、高欄、手すりの施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

#### 4-3-7-21 デッキ工

デッキ工の施工については、第4編4-3-7-20公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-22 展望台工

展望台工の施工については、第4編4-3-7-20公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-7-23 視覚障害者誘導用ブロック工

1. 受注者は、視覚障害者誘導用ブロックの施工については、施工前に施工図を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 視覚障害者誘導用ブロックの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定による。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
3. 視覚障害者誘導点字シートの施工については、視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説第4章施工（日本道路協会、昭和60年9月）の規定によるもののほか、設計図書による。

#### 4-3-7-24 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-3-7-25 植樹ブロック工

植樹ブロック工の施工については、第3編3-1-3-5縁石工の規定による。

#### 4-3-7-26 園路広場修繕工

園路広場修繕の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 第8節 修景施設整備工

#### 4-3-8-1 一般事項

1. 本節は、修景施設整備工として、石組工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、修景施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。
3. 受注者は、修景施設整備工の施工については、設計意図を十分把握した上で、施工しなければならない。
4. 修景施設の仕上げについては、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定による。

#### 4-3-8-2 材料

1. 受注者は、修景施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 石材は、使用目的に合致した形状を有し、外観の良好なものとする。
3. 工場製品については、ひび割れ、損傷がないものとする。

#### 4-3-8-3 石組工

1. 受注者は、自然石の配分及び配置については、材種形状、色合い、周囲との取合いに十分考慮しなければならない。
2. 受注者は、石組工の施工については、現地の状況により、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、石の据付けにおける石の位置、向き、深さについては、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 第9節 サービス施設整備工

#### 4-3-9-1 一般事項

1. 本節は、サービス施設整備工として時計台工、水飲み場工、洗い場工、ベンチ・テーブル工、野外炉工、炊事場工、サイン施設工、コンセルリンク工、テントサイト工、サービス施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、サービス施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

#### 4-3-9-2 材料

1. 受注者は、サービス施設整備工に使用する機能及び意匠に関わる材料については、施工前に、仕上がり見本品及び性能、品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. サービス施設整備工に使用する金属材料は、設計図書によるものとし、設計図書に示されていない場合は、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

##### (1) 鉄鋼系

- JIS G 3101（一般構造用圧延鋼材）
- JIS G 3444（一般構造用炭素鋼管）
- JIS G 3452（配管用炭素鋼管）
- JIS G 3466（一般構造用角形鋼管）

- JIS G 5501 (ねずみ鋳鉄品)
- JIS G 5502 (球状黒鉛鋳鉄品)
- JIS規格品 その他鋼材
- (2) ステンレス系
  - JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
  - JIS G 4303 (ステンレス鋼棒)
  - JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)
  - JIS規格品 その他ステンレス鋼材
- (3) 非鉄金属系
  - JIS H 4000 (アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条)
  - JIS H 4080 (アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管)
  - JIS規格品 その他非鉄金属系
- (4) かすがい、丸釘、ボルト、ナット、座金の金具類は、日本工業規格又は、これと同等以上の品質を有するものとする。また、ボルトには座金を使用するものとする。
- (5) 金属材は、じんあい、油類の異物で汚損しないようにするとともに、必要に応じて防食を行うものとする。
- 3. サービス施設整備工に使用する木材については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、サービス施設整備工に使用する木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とし、必要に応じて品質を証明する資料を作成し、施工前に監督職員に提出しなければならない。

なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。
  - (2) 木材の仕上げ、付属金物の塗装仕様、詳細部の加工仕様については設計図書によらなければならない。
- 4. 石材については、種類、品質、規格、仕上げは、設計図書によらなければならない。
- 5. 樹脂材については、JIS K 6919 (繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂) の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
- 6. ガラス繊維については、JIS R 3412 (ガラスロービング) の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
- 7. 工場製品については、ひび割れ、損傷のないものとする。
- 8. 工場製品は、製作所の商標記号及び製造年月を表示したものとする。

#### 4-3-9-3 時計台工

- 1. 時計台工の施工については、設計図書によらなければならない。
- 2. 受注者は、時計台の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

#### 4-3-9-4 水飲み場工

- 1. 受注者は、水飲み場工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 2. 受注者は、水飲み場工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。
- 3. 水飲み場工の仕上げについては設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定による。

#### 4-3-9-5 洗い場工

洗い場工の施工については、第4編4-3-9-4水飲み場工の規定による。

#### 4-3-9-6 ベンチ・テーブル工

- 1. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書によるものとするが、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 2. 受注者は、ベンチ・スツール及び縁台の施工については、前面の足元地盤は、水はけ良く地均し

して、十分転圧しなければならない。

3. 受注者は、野外卓及びテーブルの施工については、テーブル板及び腰掛け板は、水平に取付けなければならない。また野外卓のテーブル板及び腰掛け板の取付けは、丸くぎ又はボルトで堅固に取付け、表面を平滑に仕上げなければならない。
4. 受注者は、ベンチ・テーブル工については、設計図書に示す高さに施工しなければならない。
5. 受注者は、ベンチ・テーブル工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

#### 4-3-9-7 野外炉工

1. 野外炉工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、野外炉工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定による。

#### 4-3-9-8 炊事場工

炊事場工の施工については、第4編4-3-9-4水飲み場工、第4編4-3-9-7野外炉工の規定によるものとするほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-9-9 サイン施設工

1. サイン施設工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、サイン施設（入口標識、公園名碑標識、資源名標識、誘導標識、案内図標識、総合案内標識、解説標識、注意標識、掲示板、境界標識）の設置位置については、付帯する施設の敷地の状況、関連施設との取り合いを考慮して、当該施設が最も効果をあげ得るよう、位置決めをしなければならない。

なお、設置に当たっては、監督職員の現地立会により詳細な建込み位置と標示面の向きを決定した上で施工しなければならない。

3. 受注者は、サイン施設工の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平・垂直になるように施工するとともに、ねじれのないようにしなければならない。
4. 受注者は、サイン施設が石製の場合、施工中モルタル等によって石の表面を汚さないよう配慮するとともに、施工後は汚れを取り除き、清掃しなければならない。
5. 受注者は、サイン施設の標示内容については、設計図書によるものとするが、監督職員に確認の上、施工しなければならない。

#### 4-3-9-10 コンセルリンク工

1. 受注者は、コンセルリンク工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、コンセルリンク工の仕上げについては、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定によらなければならない。
3. 受注者は、表面排水勾配については設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、第4編第3章第4節雨水排水設備工との位置関係を配慮の上、監督職員と協議しなければならない。
4. 受注者は、ファイヤー・サークルについては、火の使用による周囲の植生への影響を検討し、営火部分の周囲は十分な広がりをとらなければならない。

#### 4-3-9-11 テントサイト工

1. 受注者は、テントサイト工の施工については、設計図書によらなければならない。
2. 受注者は、表面排水勾配の配置については設計図書によるものとするが、これが示されていない場合は、監督職員と協議するものとする。
3. フリーテントサイトの施工については、表面排水により水たまりが生じないようにしなければならない。
4. 木枠テントサイトの施工については、本条3項、第4編4-1-6-8筋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
5. 石枠テントサイトの施工については、本条3項、第3編3-1-3-5縁石工の規定によるもののほ

か、設計図書によらなければならない。

- プラットフォーム型テントサイトの施工については、本条3項、第4編4-3-7-1 一般事項、第4編4-3-7-21 デッキ工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-9-12 サービス施設修繕工

サービス施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 第10節 管理施設整備工

#### 4-3-10-1 一般事項

- 本節は、管理施設整備工として、ごみ施設工、井戸工、門扉工、柵工、車止め工、掲場ポール工、反射鏡工、境界工、管理施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
- 受注者は、管理施設整備工の施工については、敷地の状況、公園施設との取合いを考慮しなければならない。

#### 4-3-10-2 材料

- 管理施設整備工で使用する材料については、第4編4-3-9-2 材料の規定によるもののほか、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有すものとし、種類、規格、防せい処理については設計図書によらなければならない。  
JIS A 6518 (ネットフェンス構成部材)  
JIS G 3552 (ひし形金網)
- 焼丸太については杉又は桧とし、側面及び天端を焼きワイヤブラシで表面を磨いたものとする。
- ロープ及びチェーンの製品については、損傷のないものとする。

#### 4-3-10-3 ごみ施設工

- ごみ施設の施工については、設計図書によらなければならない。
- 受注者は、くず入れ、吸殻入れの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
- 受注者は、ごみ置場の仕上げについては、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定による。

#### 4-3-10-4 井戸工

- さく井の施工については、設計図書によらなければならない。  
なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）第7編さく井設備工事の規定による。
- 受注者は、手押ポンプの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
- 受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。  
なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。

#### 4-3-10-5 門扉工

- 門壁、門柱の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリート、第4編4-3-3-4 貯水施設工、第3編第1章第9節施設仕上げ工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
- 受注者は、門扉の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。

#### 4-3-10-6 柵工

- フェンス及び柵の施工については、以下の各号の規定による。
  - 受注者は、基礎の施工については、地盤高と天端仕上げ高に合わせ突固め、曲がり及びねじれのないように取付けなければならない。

- (2)受注者は、コンクリートブロック基礎の施工については、コンクリートブロックに支柱を建て込み、モルタル又はコンクリートにより充填し、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。
  - (3)受注者は、現場打コンクリート基礎の施工については、基礎上部は金ゴテ仕上げとし中高に仕上げなければならない。  
なお、現場打コンクリート基礎にあらかじめ箱抜きをする場合は、コンクリートブロック基礎の規定による。
  - (4)受注者は、フェンスの建込みについては、溶接箇所における曲がり、ねじれが起きないように施工しなければならない。
  - (5)受注者は、フェンス固定部分の施工については、緩みのないように堅固に締付け、金網及びパネルは、たるみ及びゆがみのないよう取付けなければならない。
  - (6)受注者は、フェンスの笠木及び支柱のねじ部の施工については、袋ナットを用いない場合、余ったねじ胴部の切断処理を行わなければならない。
- 2.受注者は、ロープ柵の施工については、緩みのないように柱3本に1本の割合でロープを1巻きさせなければならない。また、杭の曲がり及び端部は、控えを入れて補強しなければならない。
  - 3.受注者は、チェーン柵の施工については、チェーンの固定部分は堅固に取付けなければならない。
  - 4.受注者は、手すりの施工については、本条1項の規定による。
  - 5.転落(横断)防止柵の施工については、第3編3-1-3-8 路側防護柵工の規定による。
  - 6.ガードレール・ガードケーブル及びガードパイプの施工については、第3編3-1-3-7 防止柵工の規定による。

#### 4-3-10-7 車止め工

- 1.車止め工の施工については、設計図書によらなければならない。
- 2.受注者は、車止めの設置位置については設計図書によるものとし、これに示されない場合又は、現地の状況により位置に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 3.受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響を及ぼさないよう施工しなければならない。

#### 4-3-10-8 掲揚ポール工

- 1.掲揚ポール工の施工については、設計図書によらなければならない。
- 2.受注者は、掲揚ポールの施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直に施工するとともに、ねじれの無いように施工しなければならない。

#### 4-3-10-9 反射鏡工

反射鏡工の施工については、設計図書によるものとするほか、「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定による。

#### 4-3-10-10 境界工

- 1.受注者は、境界杭及び境界鋸の施工に当たっては、原則として、杭の中心線が境界線と一致するよう施工しなければならない。
- 2.受注者は、境界杭及び境界鋸の施工に当たっては、設置後動かないよう突固め等の処理を行わなければならない。
- 3.受注者は境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認を行うものとし、その結果を監督職員に報告しなければならない。
- 4.受注者は、施工に際して近接所有者と問題が生じた場合、速やかに監督職員に連絡し、その処置について協議しなければならない。

#### 4-3-10-11 管理施設修繕工

管理施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難い場合は、設計図書

に関して監督職員と協議しなければならない。

## 第11節 建築施設組立設置工

### 4-3-11-1 一般事項

1. 本節は建築施設組立設置工として四阿工、パーゴラ工、展望台工、建築施設修繕工その他これらに類する工種について定める。
2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。  
なお、特に定めのない事項については、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、機械設備工事編、電気設備工事編）の規定による。
3. 建築施設組立設置工の設備については、第4編第3章第3節給水設備工、第4節雨水排水設備工、第5節汚水排水設備工、第6節電気設備工の規定による。

### 4-3-11-2 材料

1. 建築施設組立設置工に使用する材料については、次の規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとする。

JIS	A	5001	(道路用砕石)
JIS	A	5006	(割ぐり石)
JIS	A	5508	(くぎ)
JIS	K	6801	(ユリア樹脂木材接着剤)
JIS	K	6802	(フェノール樹脂木材接着剤)
JIS	K	6807	(ホルムアルデヒド系樹脂木材用液状接着剤の一般試験方法)
JIS	K	6804	(酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)
JIS	K	6919	(繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂)
JIS	R	3412	(ガラスロービング)

2. 工場製品については、製作所の商品記号を刻印したものとする。
3. 木材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格、針葉樹の造作用製材の日本農林規格、針葉樹の下地用製材の日本農林規格、広葉樹製材の日本農林規格、及び素材の日本農林規格による規格品とする。

なお、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。

4. 木材については、JIS A 9002（木質材料の加圧式保存処理方法）による防腐処理品とし、経口毒性及び経皮毒性が安全と認められているものを使用するものとする。
5. ボルト、ナットについては、JIS 製品を使用し、ボルトには座金を使用するものとする。
6. 樹脂については、JIS K 6919（繊維強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂）の規格品又は、これと同等以上の品質を有するものとする。
7. ガラス繊維については、JIS R 3412（ガラスロービング）の規格品に適合する無アルカリ性のものとする。
8. 屋根材、屋根下地用ルーフィング、付属材料については、設計図書によらなければならない。

### 4-3-11-3 四阿工

1. 受注者は、四阿基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分突固めなければならない。
2. 四阿設置の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、設置位置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
  - (2) 受注者は、床面に水たまりを生じないように勾配をつけなければならない。
  - (3) 受注者は、仕上げの色合いについては、見本帳又は見本塗り板を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
3. 四阿の木材使用については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、見え掛かり部分について現場での仕上げが必要な場合は、すべて荒削り又は、かなな削りの上、仕上げ削りをしなければならない。
  - (2) 受注者は、継手については、特に定めのない限り、乱に配置しなければならない。
  - (3) 受注者は、造作材の化粧面のくぎ打ちについては、隠しくぎを標準としなければならない。
  - (4) 受注者は、継手及び仕口については、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。



- (5)受注者は、ボルトを隠すための埋木については、欠け、割れ、ひびがない部材と同じ材質の材料を使用し、接着剤を塗布し、隙間なく打ち込み、表面を平滑に仕上げなければならない。
  - (6)受注者は、表面の仕上げについては、特に平滑に仕上げ、とげが出ないように注意しなければならない。
  - (7)受注者は、木材の端部及び角部の面取りについて、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
  - (8)受注者は、上部構造部の金具類については、堅固に取付け、ボルト締めは、緩み及びずれのないように締付けなければならない。
  - (9)受注者は、コンクリート柱の上部と木部の桁、梁との取合い部について、雨水がたまらないようにモルタルで勾配をつけなければならない。
  - (10)受注者は、竹材を使用する場合は、節止めとしなければならない。
4. 四阿の鋼材使用については、以下の各号の規定による。
- (1)受注者は、端部の処理については、面取りなど必要な加工をしなければならない。
  - (2)受注者は、部材の組立てに先立ち、修正し、仕上がり材に曲がり、ねじれ、反りが生じないように注意しなければならない。
  - (3)受注者は、ボルトの締付けについては、ナットの回転量について部材を損傷しないよう注意し、締め過ぎないようにしなければならない。
  - (4)受注者は、組立てに際して行う現場溶接については、できる限り少なくするよう工夫し、やむを得ず現場で溶接を行う場合は、変形を少なくするため、適当な収縮量を見込み、また、逆ひずみや拘束を与えて仕上がり寸法及び形状を正確に保つようしなければならない。
  - (5)受注者は、部材を受け台に置き、曲げ、ねじれを与えないように留意し、支障が生じた場合は、組立てに先立ち、修正しなければならない。
  - (6)受注者は、組立てについては、風圧やその他荷重に対して安全に施工できるように仮設の筋交いといった必要な支保を行い、補強しなければならない。
  - (7)受注者は、仕上がり箇所の見え掛かり部分について、設計図書に示されていない場合は、サンダー仕上げをしなければならない。
  - (8)受注者は、必要に応じて、ポリエチレンフィルム、剥離ペイントで養生を行い、現場に搬入しなければならない。
  - (9)受注者は、取付け終わった金物で、出隅等の損傷のおそれがある部分は、当て板等の適切な養生を行わなければならない。また、工事完成時には、養生材を取り除き清掃を行わなければならない。
- なお、必要に応じて、ワックス掛け等を行わなければならない。

#### 4-3-11-4 パーゴラ工

パーゴラ基礎、パーゴラ設置、パーゴラ設備の施工については、第4編4-3-11-3四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-11-5 展望台工

展望台基礎、展望台設置、展望台設備の施工については、第4編4-3-11-3四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-3-11-6 建築施設修繕工

建築施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

## 第4章 自然育成

### 第1節 適用

1. 本章は、自然公園等工事（自然公園編）における自然育成施設工、自然育成植栽工、構造物撤去工、公園施設等撤去・移設工、仮設工、運搬工その他これらに類する工種について適用する。
2. 構造物撤去工は第3編第1章第10節構造物撤去工の規定による。
3. 公園施設等撤去・移設工は、第3編第1章第11節公園施設等撤去・移設工の規定による。
4. 仮設工は、第3編第1章第12節仮設工の規定による。
5. 運搬工は、第3編第1章第13節運搬工の規定による。
6. 本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第3編自然公園等工事共通編の規定による。

### 第2節 適用すべき諸基準

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。

なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

環境省

自然公園等施設技術指針

### 第3節 自然育成施設工

#### 4-4-3-1 一般事項

1. 本節は、自然育成施設工として自然育成盛土工、自然水路工、ガレ山工、粗朶山工、カントリーヘッジ工、石積土堰堤工、しがらみ柵工、自然育成型護岸工、保護柵工、自然育成施設修繕工、作業土工、自然育成型護岸基礎工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・柵工、杭出し水制工、その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、動植物の生育・生息空間を創出・復元するために行う自然育成工法の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
3. 受注者は、自然育成の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-4-3-2 材料

1. 受注者は、自然育成工で使用する材料の種類及び規格は、設計図書によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、現地で材料を採取する場合については、材料について監督職員の確認を受けなければならない。

#### 4-4-3-3 自然育成盛土工

1. 受注者は、自然育成盛土工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
2. 受注者は、自然育成盛土の施工について、締固めは、必要最小限にとどめ、目標とする生物の生育環境を理解して仕上げなければならない。

#### 4-4-3-4 自然水路工

1. 受注者は、自然水路工については、自然に存在する水路の状態を再現するために行う趣旨を踏まえて、施工しなければならない。
2. 受注者は、水路の防水を自然環境に近づけるために行うたたき粘土の施工については、漏れがないよう緊密にたたいて仕上げなければならない。
3. ごろた石積及び崩れ積の施工については、第4編 4-1-8-8 石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
4. 受注者は、砂、礫敷の施工については、自然型水路床の洗掘防止機能と、生物の生育環境に配慮して施工しなければならない。

#### 4-4-3-5 ガレ山工

受注者は、ガレ（自然石、コンクリート塊、管）を用いて動物や昆虫の生息空間を創出するガレ山の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

#### 4-4-3-6 粗朶山工

受注者は、粗朶を用いて動物や昆虫の生息空間を創出する粗朶山の施工については、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

#### 4-4-3-7 カントリーヘッジ工

受注者は、木の太枝を編んだ垣根につる性植物を絡ませて、動物や昆虫の生育空間を創出するカントリーヘッジの施工については、つる性植物が絡めるよう堅固に組立てるとともに、目標とする生物の生育環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。

#### 4-4-3-8 石積土堰堤工

1. 受注者は、土堰堤を石積で行い、動物や昆虫の生育の場を創出する石積土堰堤の施工については、目標とする生物の生息環境に必要な空隙を設け、設計意図を理解して仕上げなければならない。
2. 石積の施工については、第4編 4-1-8-8 石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

#### 4-4-3-9 しがらみ柵工

受注者は、竹や木の枝を組んで法面の保護を行うしがらみ柵の施工については、生物の生息環境に配慮し、法面が保全できるように堅固に仕上げなければならない。

#### 4-4-3-10 自然育成型護岸工

1. 受注者は、護岸を自然環境に近い状態に整備する自然育成型護岸工の施工については、工法及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。
2. 自然育成型護岸工の施工については、第3編 3-1-3-26 多自然型護岸工の規定による。
3. 階段ブロック積及び魚巢ブロック積の施工については、第3編 3-1-5-3 コンクリートブロック工の規定による。
4. 種子散布、公園筋芝、公園市松芝の施工については、第3編 3-1-17-2 植生工の規定による。
5. 覆土工の施工については、第1編第2章第3節一般土工の規定による。
6. かご工の施工については、第3編 3-1-17-7 かご工の規定による。

#### 4-4-3-11 保護柵工

1. 保護柵工の施工については、第4編 4-3-10-6 柵工の規定による。
2. 生物侵入防止柵の施工については、以下の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
  - (1) 受注者は、対象獣の生態や運動能力、侵入経路等を考慮して設置しなければならない。
  - (2) 受注者は、柵の外縁に、侵入の足場となる物（樹木・岩等）や構造（斜面）がないように設置しなければならない。
  - (3) 受注者は、柵の地際に生じる隙間の処理については、設計図書によるものとする。
  - (4) 受注者は、柵の設置において、地形等により困難が生じる場合は、監督員の指示によらなければならない。
3. 電気柵とする場合は、電気事業法（平成30年6月改正法律第41号）、電気用品安全法施行規則（令和元年7月改正 経済産業省令第17号）に基づき、以下の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
  - (1) 受注者は、電気柵については、連続使用期間や防除範囲の修正を考慮し、安全性を確保しなければならない。

- (2)受注者は、電気柵のバッテリーについては、柵の内側に設置しなければならない。
- (3)受注者は、アースの施工については、電気柵の外側に設置し、十分にアースを取らなければならない。

#### 4-4-3-12 自然育成施設修繕工

自然育成施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

#### 4-4-3-13 作業土工

作業土工の施工については、第3編3-1-3-3作業土工（床掘り・埋戻し）の規定による。

#### 4-4-3-14 自然育成型護岸基礎工

1. 現場打基礎、プレキャスト基礎の施工については、第3編3-1-4-3基礎工（護岸）の規定による。
2. 一本土台、片梯土台、梯子土台、止杭一本土台の施工については、第3編3-1-4-2土台基礎工の規定による。

#### 4-4-3-15 沈床工

沈床工の施工については、第3編3-1-3-18沈床工の規定による。

#### 4-4-3-16 捨石工

1. 捨石工の施工については、第3編3-1-3-19捨石工の規定による。
2. 受注者は、吸出し防止材の施工については、平滑に設置しなければならない。

#### 4-4-3-17 かご工

1. じゃかご及びふとんかごの施工については、第3編3-1-17-7かご工の規定による。
2. 植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。
3. 植生かごマットの施工については、第3編3-1-17-7かご工の規定による。

#### 4-4-3-18 元付工

元付工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

#### 4-4-3-19 牛・枠工

1. 受注者は、水制工の施工については、予期しない障害となる工作物等が現れた場合には、設計図書に関して監督職員と協議し、これを処理しなければならない。
2. 受注者は、水制工の施工に当たっては、河床変動を抑止する水制群中の各水制の設置方法及び順序を選定し、施工計画書に記載しなければならない。  
なお、設計図書において設置方法及び順序を指定した場合に係る河床変動に対する処置については、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 牛・枠工の施工については、以下の各号の規定による。
  - (1) 受注者は、牛・枠工の施工については、重なりかご及び尻押かごの鉄線じゃかごの施工を当日中に完了しなければならない。
  - (2) 受注者は、川倉、聖牛、合掌枠の施工を前項により施工しなければならない。

#### 4-4-3-20 杭出し水制工

杭出し水制工の施工については、以下の各号の規定による。

- (1) 受注者は、杭出し水制の施工については、縦横貫は設計図書に示す方向とし、取付け箇所はボルトにて緊結し、取付け終了後、ナットが抜けないようにネジ山を潰さなければならない。
- (2) 受注者は、杭出し水制の施工については、沈床、じゃかご等を下ばきとする場合には、下ばき部分を先に施工しなければならない。

## 第4節 自然育成植栽工

### 4-4-4-1 一般事項

1. 本節は、自然育成植栽工として、湿地育成工、水生植物植栽工、林地育成工その他これらに類する工種について定める。
2. 受注者は、自然環境の創出・復元を目的とした自然育成植栽工の趣旨及び設計意図を踏まえて施工しなければならない。

### 4-4-4-2 材料

1. 受注者は、使用する材料については、設計図書によるものとする。また、現場搬入後は、水を切らさないようにし、材料を重ねて圧迫したり、長期間日光にさらして乾燥させたりしないよう注意しなければならない。
2. 受注者は、使用する材料については、みだりに天然ものを採取せず、採取する場合は、法律で規制された区域で採取を行ってはならない。また、採取場所については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3. 水生植物の材料は、下記の事項に適合したもの、又は同等以上の品質を有するものとする。
  - (1) 水生植物の材料の形状は設計図書によるものとし、傷、腐れ、病害虫のないもので、生育良好なものとする。
  - (2) 茎葉及び根系が充実したものであって、着花類については花及びつぼみの良好なものとする。

### 4-4-4-3 湿地移設工

受注者は、湿地移設工の施工については、設計図書によるものとし、時期、工法については、施工前に十分調査の上、施工計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。

### 4-4-4-4 水生植物植栽工

受注者は、水性植物植栽工の施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

### 4-4-4-5 林地育成工

1. 受注者は、林地育成工の施工については、残置する樹木及び周辺樹木を損傷しないよう十分注意しなければならない。
2. 受注者は、間伐（択伐）及び皆伐の施工については、伐採の時期が設計図書により難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3. 受注者は、除伐の施工については、設計図書によるものとし、対象となる樹木を根元より伐採しなければならない。
4. 受注者は、切り株保護の施工については、萌芽枝を傷めないように切株の周囲に生えている草やつるの除去を手刈りで行わなければならない。
5. 受注者は、株立整理の施工については、一株当たり数本の丈夫な新枝を残し、株の整理をしなければならない。
6. 受注者は、既存樹木の生育障害や景観上支障となるつる性植物のつる切りの施工については、つるを根元より切取らなければならない。
7. 受注者は、下刈りの施工については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
8. 受注者は、落葉かき及び林床整理の施工については、設計図書によらなければならない。
9. 受注者は、殻運搬処理については、樹木の主枝を切断の上、運搬可能な形状にそろえ、建設発生木材として処分しなければならない。また、建設発生木材を再利用する場合の処分方法については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10. 剥皮防止ネットの施工については、以下の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
  - (1) 受注者は、樹木にネットを巻く際には、ネットを樹木の地際から外側に5～10cm程度はわせ、結束バンド等でネットとネットを締結させなければならない。

#### 第4編 自然公園編 第4章 自然育成

- (2)受注者は、樹木にネットを巻く際には、生育を妨げないよう、多少余裕を持たせ、強く巻きつけないようにしなければならない。